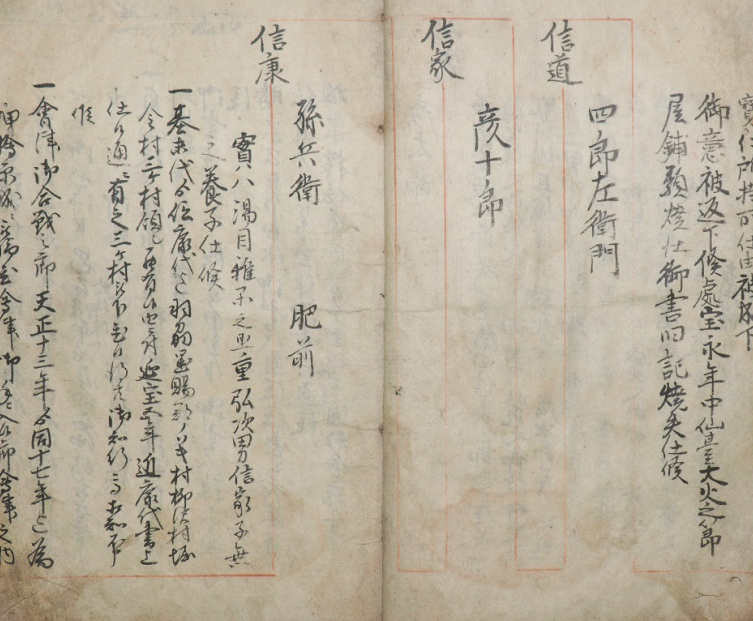


仙台藩宿老後藤家文書

— 由緒・職務・武芸 —

野本 禎司
南郷古文書を読む会編



東北大学東北アジア研究センター叢書 第72号

仙台藩宿老後藤家文書

— 由緒・職務・武芸 —

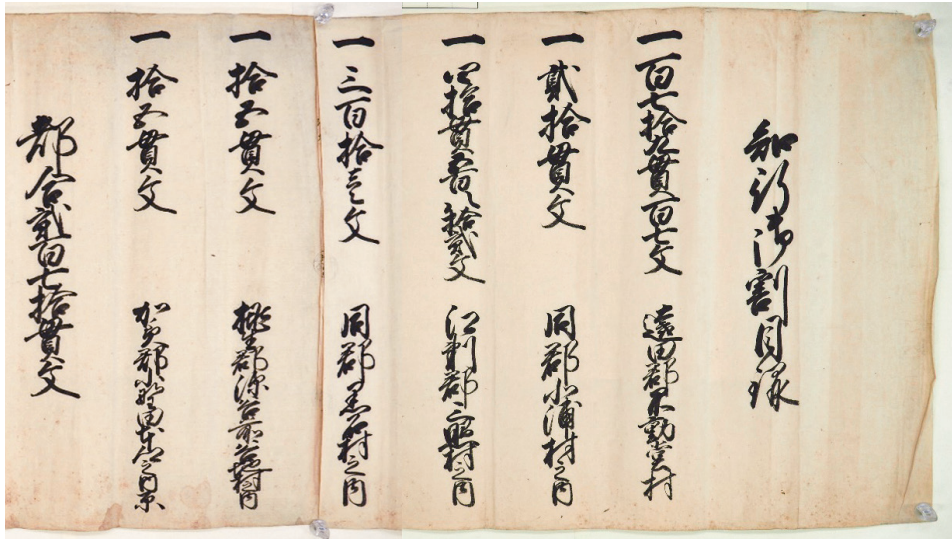
野本禎司・南郷古文書を読む会編



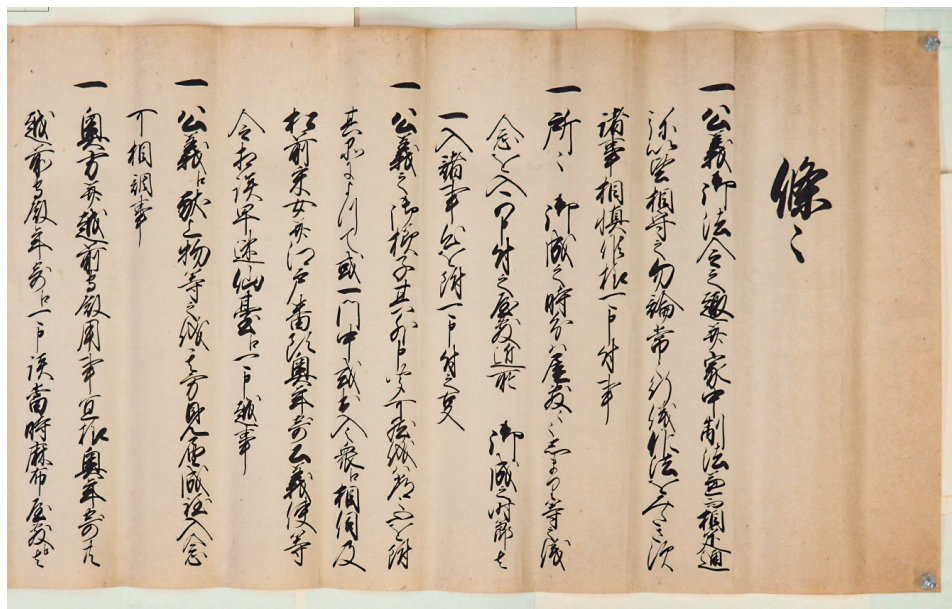
1 後藤家文書 10-2 (藤原姓後藤氏之系図下書) (近世・年月日未詳)



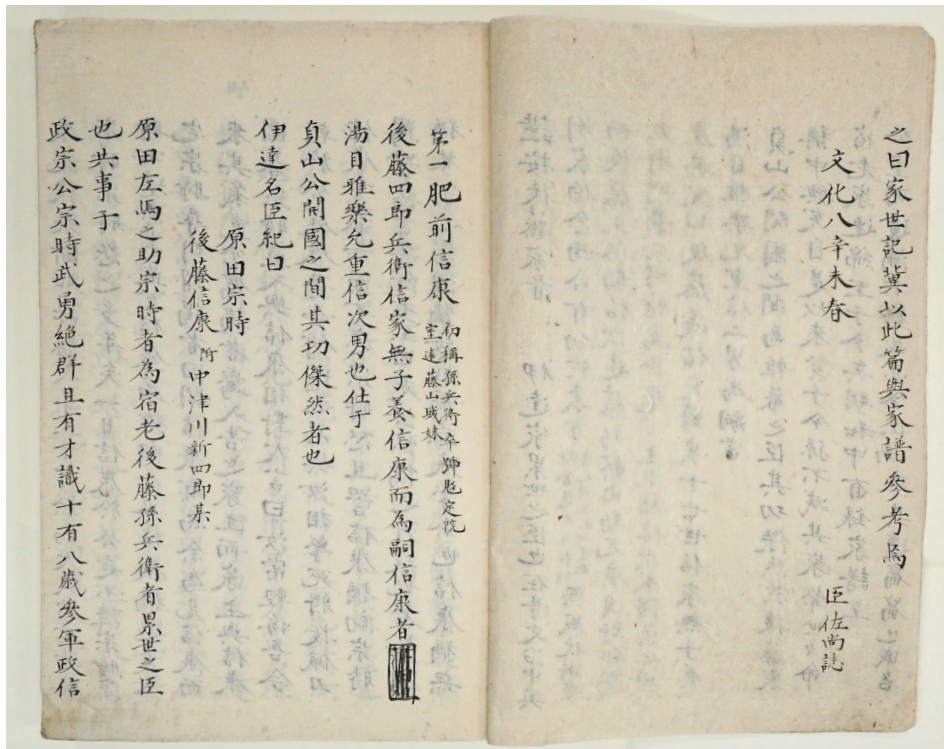
2 後藤家文書 7 (知行宛行状・6代藩主宗村朱印) 延享元年 6 月日



3 後藤家文書 2 知行御割目録 (部分) 延享元年 6 月 日



4 後藤家文書 110 條々 (部分) 享保 17 年 5 月 18 日



5 後藤家文書 24 家世記一 文化 8 年辛未春



6 後藤信康の墓 (正源寺)



7 後藤近元の墓 (皎善寺)



8 後藤家累代墓所 (皎善寺)



9 皎善寺本堂



10 不動堂要害門（皎善寺靈廟門）



11 美里町指定文化財「後藤の朱槍」



12 美里町指定文化財「後藤の朱槍」 木瓜紋

目次

口絵

刊行に寄せて

佐藤 憲一……………1

I 論考編

1 仙台藩宿老後藤家文書について

野本 禎司……………3

2 後藤家の家紋と菩提寺皎善寺・家中寺について

扇 明美……………15

3 後藤節康の婚礼について

荒関千枝子……………27

4 美里町有形文化財「後藤の朱槍」について

岩渕 竜也……………38

II 資料翻刻編

凡例……………43

1 家系・由緒……………44

① (藤原姓後藤氏之系図下書) (近世・年月日未詳)……………44

② (後藤家歴代戒名書上帳) (近世・年月日未詳)……………62

③ 御先祖様御書上諸事御用留 (元禄一七年(一七〇四))……………68

④ 御舊記書抜 (年月日未詳)……………90

2 知行宛行状・目録

- ① (知行宛行状) 寛保三年(一七四三) 七月九日
- ② (知行宛行状) 延享元年(一七四四) 六月日
- ③ (知行宛行状) 寛政四年(一七九二) 七月日
- ④ (知行宛行状) 文政三年(一八二〇) 六月日
- ⑤ (知行宛行状) 文政一年(一八二八) 六月日
- ⑥ 知行御割目録 寛保三年(一七四三) 七月九日
- ⑦ 知行御割目録 延享元年(一七四四) 六月日
- ⑧ 知行御割目録 寛政四年(一七九二) 七月日
- ⑨ 知行御割目録 文政三年(一八二〇) 六月日
- ⑩ 知行御割目録 文政一年(一八二八) 六月日
- ⑪ 入記(御朱印改入置候につき) 延享四年(一七四七) 七月日
- ⑫ 御朱印入記 天保一二年(一八四一) 七月

3 職務・武芸

- ① (先祖勤功書上扣) 元禄九年(一六九六) 十一月七日
- ② 御勤功書并御書上等諸事留牒 享保二〇年(一七三五) 八月
- ③ 勤功書上 安永二年(一七七三) 二月
- ④ (先祖勤功書上) 安政四年(一八五七) 八月

⑤	條々 享保一七年（一七三二）五月一八日	130
⑥	條々 安政三年（一八五六）四月	132
⑦	星當集 天保二年（一八三一）一二月	133
⑧	鉄炮薬櫓積之 天保一五年（一八四四）三月	139
4	家世記	146
①	家世記一 文化八年（一八一二）辛未春	146
②	家世記二（近世・年月日未詳）	210
III	仙台藩宿老後藤家文書目録	240
	あとがき	249
	安部 長徳	249
	後藤家文書研究会活動記録	251
	執筆者紹介・編者紹介・謝辞	254

刊行に寄せて

このたび東北大学東北アジア研究センターの御指導、御支援のもと仙台藩宿老家「後藤家文書」が刊行されましたこと、心よりお慶び申し上げます。

私が「後藤家文書」と出会ったのは三十六年前にさかのぼります。勤務していた仙台市博物館の特別展「伊達政宗と家臣たち―乱世を生きた男の群像」の資料調査のため、当時仙台市五輪にお住いの後藤家を訪れた時でした。まだ後藤愛さん（不動堂村長を務めた後藤康年氏夫人）がご健在で、私の母が不動堂出身ということもあつて話が弾みました。古文書は大きな箱に大切に保管されていました。

その後、後藤家から仙台市博物館に古文書を寄託したいとの申し出があり、平成二年（一九九〇）から令和元年（二〇一九）まで博物館でお預かりしました。この間、一通り古文書の整理を行い仮目録を作りました。今回の目録作成の基礎になっていると思います。

「後藤家文書」は旧小牛田町の歴史を知る上で第一級の資料であるにもかかわらず、昭和四十五年（一九七〇）に刊行された『小牛田町史 上巻』では一切使用されておりません。理由は不明ですが、町史を全うする上で大きな欠陥となっていたことは否めません。今回の「後藤家文書」の整理と翻刻はこれを補完する上で大きな手掛かりとなるでしょう。

後藤家の古文書の中には、先祖が織田信長や伊達政宗の曾祖父である伊達植宗、祖父伊達晴宗そして政宗からもらった文書三十九通も含まれていました。後藤家文書の中では最も古い文書群ですが、江戸時代に焼失してしまったことが今明らかとなりました（先祖勤功書上 安政四年八月 目録18）。残念なことですが、幸い「晴宗公采地下賜録」「貞山公治家記録」（いずれも仙台市博物館所蔵）といった他の資料で内容を知ることができます。

最後に今回の「後藤家文書」の整理・翻刻・刊行にあたりお世話になった関係者にお礼を申し上げます。特に「後藤家文書」の所有者である御当主後藤康方様には調査全般にわたりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、文書の整理・撮影・解読・編集に御尽力いただいた東北大学東北アジア研究センターの野本禎司先生、南郷古文書を読む会の皆様に感謝申し上げます。

さらに「後藤家文書」の保管、調査のための施設をご提供いただいた美里町教育委員会、事務局の任に当たられた文化財係長の岩渕竜也氏の労を多とし感謝申し上げます。「後藤家文書」が郷土史を研究する多くの人々の利用に供され、美里町が今回の成果を「豊かな町づくり」に生かされるよう願ってやみません。

令和五年一月

美里町文化財保護委員会委員長 佐藤憲一

I 論考編

【論考1】

仙台藩宿老後藤家文書について

野本 禎司

はじめに

「仙台藩宿老後藤家文書」は、宝暦七年（一七五七）から宿老を代々務めた伊達家家臣・後藤家に伝来した文書群である。調査は、佐藤憲一氏（仙台市博物館元館長、美里町教育委員会文化財保護委員会委員長）を中心に、仙台市博物館、美里町教育委員会、東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門の三者の話し合いのもと開始され、当部門が撮影作業や目録作成をおこなった。現在、三十四点が確定し、当部門および宮城県美里町で活動する南郷古文書を読む会の解読作業により、このたびの本書刊行にいたった。

ここでは、①仙台藩における後藤家の政治的位置、②本書資料翻刻編に収載した各資料の解説をおこなう。

一 仙台藩における後藤家の政治的位置

1 後藤家の歴代当主と宿老

江戸時代に入ってから後藤家の歴代当主を確認したい。初代当主は信康であり、六代当主・壽康より代々宿老をつとめ、九代当主・充康のときに明治維新を迎えた（＝は養子、傍線は奉行職就任者）。

①信康―②近元―③近康―④節康―⑤元康―⑥壽康―⑦良康―⑧幸康―⑨充康

つぎに歴代当主の履歴をみたい（カッコ内は生没年）。

①信康（一五五六―一六一四）

天正一三年（一五八五）会津檜原城を守衛

天正一八年（一五九〇）刈田郡湯原口を守衛

天正一九年（一五九一）亘理郡坂本城を守衛

慶長一六年（一六一一）江刺郡三照村、遠田郡不動堂村

を知行

②近元（一六〇一〜一六四四）

天正年間、赤坂普請奉行をつとめる

元和六年（一六二〇）不動堂村に要害を拝領、本拠とし、
家臣を配置する

寛永一六年（一六三九）二代藩主伊達忠宗次男・光宗の
年寄役をつとめる

③近康（一六四〇〜一六八一）

寛永一七年（一六四〇）部屋住奉公を命じられる

大番頭兼小姓頭をつとめる

明暦三年（一六五七）江戸番頭をつとめる

万治三年（一六六〇）小石川普請奉行を命じられる

④節康（〜一七一六）

貞享五年（一六八八）公儀年始使者をつとめる。以後、

元禄九年、同一一年、同一三年にも公儀使者をつとめ
る

元禄二年（一六八九）日光参詣につき幕奉行をつとめる

元禄一一年（一六三四）国大番頭

⑤元康（一七〇三〜一七五〇）

享保七年（一七二二）公儀使者をつとめる

享保一二年（一七二七）五代藩主伊達吉村が不動堂に御
成する

享保二〇年（一七三五）奉行職を命じられる

寛延二年（一七四九）江戸留守居のさい青山御用を命じ
られる

⑥壽康（一七三一〜一八〇〇）

寛延三年（一七五〇）父・元康死去により、「水鳥繫玉

鉄砲討方」を六代藩主伊達宗村に伝授する

寛延四年（一七五二）申次役を命じられる

宝暦七年（一七五七）宿老を命じられ、仙台城下の片平

丁屋敷を拝領する

明和六年（一七六九）奉行職を命じられる

安永二年（一七七三）奉行職を解かれ、蟄居する

天明二年（一七八二）「御鷹御申次御用并御馬方御殿略方」
を命じられる

天明三年（一七八三）若老御用を命じられる

天明七年（一七八七） 仙台城下保春院前に下屋敷を拝領する

⑦ 良康（一七七三～一八四四）

寛政二年（一七九〇） 家督を相続し、宿老を命じられる

文化十一年（一八一四） 奉行職を命じられる

文政五年（一八二二） 病気により奉行職を辞する

文政十三年（一八三〇） 幸康死去により宿老をつとめる

⑧ 幸康（一七九六～一八三〇）

文政三年（一八二〇） 申次・近習兼帯を命じられる

文政五年（一八二二） 父・良康が病気のため御役御免と

なり、宿老を命じられる

⑨ 充康（一八一四～一八八六）

天保二年（一八三一） 祖父・良康が病気により、宿老を

命じられる

天保三年（一八三二） 江戸留守居を命じられる

嘉永元年（一八四八） 江戸留守居を命じられる

後藤家は、初代信康の武功により有名となった家である。

信康は、伊達政宗との関係のみならず、織田信長、豊臣秀吉、

徳川家康のいわゆる三英傑とのエピソードをもつ。これらの内容は本書資料翻刻編に収載した「家系・由緒」「家世記」に記されている。このような由緒をもつ後藤家が宿老を代々

務めていく契機として重要な役割を果たしているのは、四代節康と思われる。後藤節康は、江戸で公儀使者を数度勤め、元禄二年（一六八九）に四代藩主伊達綱村から「家柄之儀ハ子郎等」と言われた。この藩主の発言「家の歴史が古く、かつ先述のような三英傑とのエピソードなどを基礎とする――が、仙台藩の「宿老」としての後藤家のアイデンティティを確立する重要な契機となったと考えられる。さらに五代元康は奉行職に就任し、五代藩主伊達吉村に「水鳥繫玉鉄砲討方」を伝授する。そして六代壽康も父の死去にともない六代藩主伊達宗村に「水鳥繫玉鉄砲討方」を伝授する役割を担っている。こうして藩主との特別な関係を深め、宝暦七年に「宿老」に就任、以後代々「宿老」をつとめていくのである¹。また、藩主と築いた特別な関係については、その後も仙台城下における下屋敷拝領²、藩主への後藤家所持の古物・由緒品の供覧、藩主よりの下賜品など相互の

関係によって深められていることがわかる。

後藤家の家の歴史と由緒については、論考編2、3、4にて織田信長拝領の槍（美里町指定文化財）や家紋など由緒に関する内容が取り上げられているので参照されたい。また、江戸時代の後藤家当主の婚姻関係や縁戚関係については論考編3を確認されたい。

さて、仙台藩の「宿老」については、江戸時代後期には、遠藤家、但木家、後藤家の三家に固定され、それぞれ世襲で「宿老」を務めていたことがわかっているが、そのほか判然としないことも多い。たとえば『伊達家旧臣記』では、「宿老ハ家格ノ称ノ如クニテ、又職名ノ如シ」とあり、家格であるのか、役職であるのか判断できていない。また、『仙台藩家臣録』で、佐々久は、「古くは代々政治の實際に当る家格があり、これを宿老の家格とした。政宗の頃には、浜田、原田、富塚、津田氏であり、遠藤氏が加わり浜田、原田、富塚、津田あいついでのぞかれ中期後半には遠藤、後藤、但木の三氏となった。宿老の任務は一門の取り締まりにもあった。しかし宿老は藩主の側近にあり暗愚な藩主

に忠諫して退けられることもあり、一門の反撃にあい失脚させられることもあった。藩の運命危うしと見ては一門を切り殺すことも宿老の任務であったともいえる」としている。たしかに、宿老は、『司属部分録』に「御宿老ハ代々御家老ニ而、一門一家一族の輩を指揮す」とあるように、一門・一家・一族を「指揮」する役割があつたが、「一門を切り殺すことも宿老の任務」であつたかは疑わしい。本書の刊行により「宿老」に関する研究が進展することを期待したい。

2 知行地の変遷

後藤家文書には、その知行地の変遷をたどる際に重要な資料となる藩主からの知行宛行状、知行目録の残存状況が比較的よく、寛保三年（一七四三）、延享元年（一七四四）、寛政四年（一七九二）、文政三年（一八二〇）、文政十一年（一八二八）の五点が伝来している。これをもとに知行地と石高の変遷を『小牛田町史』記載の内容を追加して作成したのが、表1である。

後藤家は、慶長一六年（一六一一）に陸奥国江刺郡三照村（現岩手県奥州市）と同国遠田郡不動堂村に計七七貫余りの知行地を拝領した。この時の本拠地は三照村であり、初代後藤信康の墓は正源寺（現岩手県奥州市）にある⁴。本拠地を不動堂村とするのは、元和六年（一六二〇）に不動堂要害を、二代後藤近元が拝領してからである⁵。この時には新田開発によって不動堂村の知行高は二〇〇貫文（二〇〇〇石）となっていた。新田開発の実態については、「家世記一」（資料翻刻編4―①）に詳述された箇所がある。後藤家の知行高が固定するのは寛保三年（一七四三）のことであり、以後、二七〇貫文（二七〇〇石）となる。その知行村の変遷については、表1を参照されたい。

後藤家が、不動堂を本拠とした際に、三照村より一七名家臣が随行してきたとされる。後藤家の菩提寺は、不動堂村の皎善寺である。以後、家臣は増加し、不動堂要害周辺に居住した（図1参照）。元禄一六年（一七〇三）の「下中屋敷改」時においては、後藤家の家臣一四六名がわかる（「家世記一」、資料翻刻編4―①）。また、安永四年

（一七七五）における家中屋敷配置が不動堂要害周辺の小路名ごとに書き上げられている（「家世記二」、資料翻刻編4―②）。その小路名は「大手小路」「館前片平丁」「川淵」「西館」「寺小路」「漆原片平丁」「松原片平丁」「嶺山」「化粧坂」「入山」「藤ヶ崎」とあり、当時の地名についてもわかる。今後、後藤家の家臣の基礎的研究についても進展が期待される。

ところで、不動堂要害については、「要害」として制度的に位置づいていたかは未詳な点もある。「家世記二」（資料翻刻編4―②）には、つぎのように藩から照会があったことが記されている。

一遠田郡不動堂村ニ要害之地御拝領と相見得候処、町場共ニ御拝領ニ御座候哉、尤要害廻り堀拂普請等之節ハ其所之百姓并御知行附御百姓共ニ遣捨リニ被召仕御自分仕置等之儀共ニ一式御始末之儀ニ御座候哉、右之品々御吟味ニ相入候間、早速御書出被成候様致度如是御座候、以上

要害では「町場」が設定されていることが基準の一つと

【表 1】 後藤家の知行地の変遷

国名	郡名	村名	慶長 16 年 (1611)	寛保 3 年 (1743)	延享元年 (1744)	宝暦 8 年 (1758)	寛政 4 年 (1792)	文政 3 年 (1820)	文政 11 年 (1828)	現行行政地名
陸奥国	遠田郡	不動堂村	22 貫 657 文	179 貫 107 文	179 貫 107 文	179 貫 107 文	179 貫 107 文	179 貫 107 文	179 貫 107 文	宮城県美里町
		北浦村之内		▲ 20 貫文	20 貫文	20 貫文	19 貫 146 文	19 貫 146 文	19 貫 146 文	
		関根村之内					171 文	171 文	171 文	
	江刺郡	蘆ヶ塚村之内					683 文	683 文	683 文	宮城県大崎市
		三照村之内	50 貫文	40 貫 582 文	40 貫 582 文	40 貫 582 文	40 貫 582 文	39 貫 823 文	39 貫 823 文	岩手県奥州市
	黒石村之内		311 文	311 文	311 文	311 文	1 貫 70 文	1 貫 70 文		
	桃生郡	深谷前谷地之内		▲ 15 貫文	15 貫文	15 貫文	15 貫文	15 貫文	15 貫文	宮城県石巻市
	加美郡	小野田本郷之内原		▲ 15 貫文	15 貫文	15 貫文	15 貫文	15 貫文	15 貫文	宮城県加美町
				77 貫 657 文	270 貫文	270 貫文	270 貫文	270 貫文	270 貫文	
				『小牛田町史』上巻	後藤家文書 6	後藤家文書 2	『小牛田町史』上巻	後藤家文書 8	後藤家文書 9	後藤家文書 5-2

▲知行目録に増加地とあり

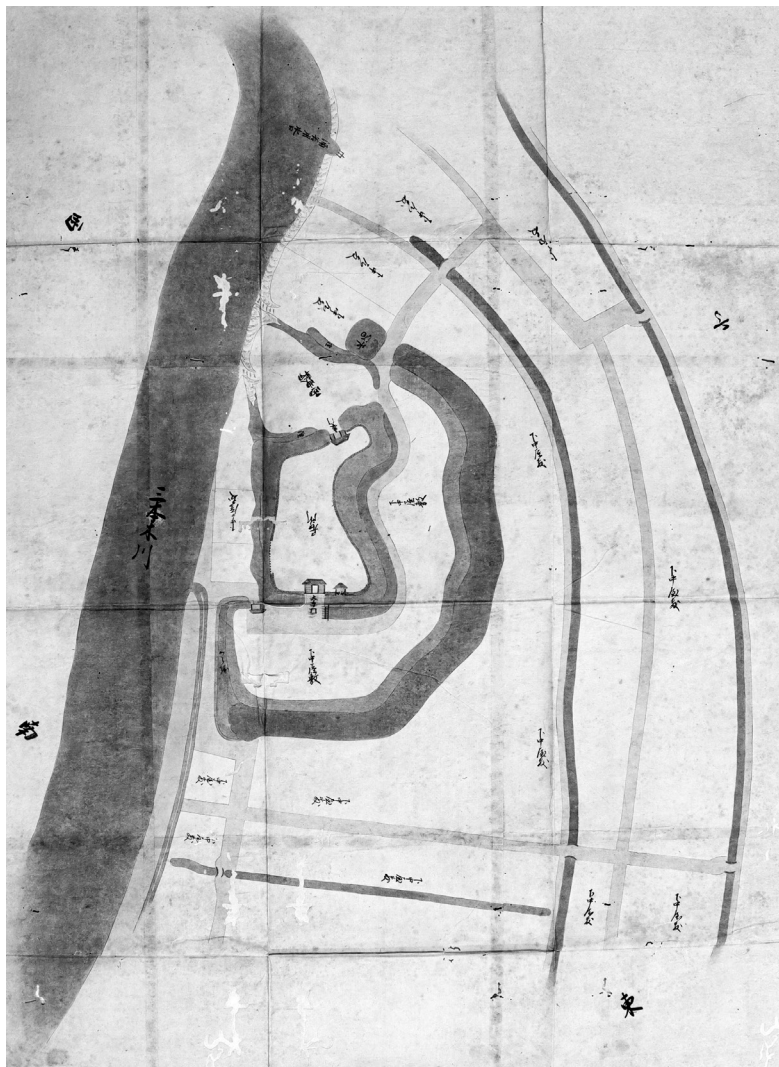


図 1 遠田郡不動堂要害屋敷繪圖（宮城県図書館蔵）

してあるが、これによると不動堂要害には「町場」があるのか、藩が問い合わせていることがわかり、後藤家は「町場ハ無御座候」と返答していることもわかる。「仙台領絵図」のなかには、不動堂が要害として記載されていないものがある。後藤家の本拠地である不動堂要害が果たして仙台藩のなかで「要害」としてどのように位置づいていたのか、課題が残る。また、後藤家の知行地には、藩の野場が設定されたり、川漁が認められたりしている。五代藩主伊達吉村が不動堂村に御成した際には、鱒漁を供覧し、これ以降、鱒を「在所之産物」として藩に献上することになったことが、「藤原姓後藤氏之系図下書」（資料翻刻編1―①）に記録されている。後藤家の知行所支配の実態究明は今後の課題である。

二 本書収載史料について

1 家系・由緒

①（藤原姓後藤氏之系図下書）（近世・年月日未詳）

本史料は、平安時代前期の藤原利仁を祖としてはじまる系図で、後藤家の祖は公廣である。これは『伊達世臣家譜』の記述と一致する。本史料は六代後藤壽康まで当主ごとにその履歴を記録したものである。

②（後藤家歴代戒名書上帳）（近世・年月日未詳）

本史料は、「（藤原姓後藤氏之系図下書）」と合冊されている。後藤家歴代の家族の戒名の記録であり、貞享元年（一六八四）から文久元年（一八六二）までの七五名が書き上げられている。皎善寺の後藤家累代墓所等に所在する墓石の銘文との対応関係を検討することができる。

③御先祖様御書上諸事御用留（元禄一七年へ一七〇四）

本史料は、「近康公就御病氣節康公御番入御願被相出候依之仰渡之趣左ニ記之」と冒頭にあることから、四代後藤節康が御番入するにあたり、書き留めた内容であると考えられる。

四代節康については、後藤家歴代当主のなかではあまり知られておらず、四代節康のことを知る上で基本史料となるであろう。その細目は、表2に掲載したので参照されたい。

④御舊記書抜（年月日未詳）

本史料は、後藤家の由緒について、後年にまとめた編纂物である。元治元年（一八六四）一〇月一〇日付の史料の内容まで記録されていることから、本史料が作成されたのは、慶応期（一八六五～六七）以降と考えられる。「勤功書上」や「家世記」にはみられない内容もあり、後藤家の家の歴史を相互補完できるものがある。その細目は、表3に掲載したので参照されたい。

2 知行

- ①（知行宛行状） 寛保三年（一七四三）七月九日
- ②（知行宛行状） 延享元年（一七四四）六月日
- ③（知行宛行状） 寛政四年（一七九二）七月日
- ④（知行宛行状） 文政三年（一八二〇）六月日
- ⑤（知行宛行状） 文政十一年（一八二八）六月日

【表2】「御先祖様御書上諸事御用留」の細目

- 1) 4代節康の御番入 延宝9年(1681)5月22日
- 2) 「御曹司様」誕生祝につき江戸屋敷への使者派遣 延宝9年(1681)7月15日
- 3) 3代近康の病 延宝9年(1681)7月28日
- 4) 3代近康死去 延宝9年(1681)9月朔日
- 5) 4代節康家督相続 天和元年(1681)11月3日
- 6) 江戸屋敷への使者派遣 天和元年(1681)11月19日
- 7) 4代節康、国脇番頭就任 天和元年(1681)11月25日
- 8) 4代節康、御小姓頭就任(仙台定府) 天和2年(1682)5月23日
- 9) 上郡山三七郎(節康実弟)の婚礼 天和2年(1682)8月14日
- 10) 江戸屋敷へ使者派遣(年頭挨拶)
- 11) 4代節康、国脇番頭加役 天和2年(1682)11月朔日
- 12) 後藤家先祖由緒・拝領物書上
- 13) 最上宮代の陣の古記録調 貞享元年(1684)10月3日
- 14) 坂元在城の年数調 貞享元年(1684)11月26日
- 15) 佐沼での戦功調 貞享2年(1685)2月24日
- 16) 初代信康の改名時期ほか調 貞享2年(1685)2月晦日
- 17) 藩内城地(要害)調 貞享2年(1685)3月23日
- 18) 4代節康の履歴
- 19) 初代藩主伊達政宗より拝領など書上

【表3】「御舊記書抜」の概要

- 1) 御家紋并御手鎗等色品御書出之事 明和5年11月15日
- 2) 中鳥毛之御持鑓 貞享2年3月8日
- 3) 獅山様御真筆「大日大聖不動明王」 安永2年
- 4) 忌中に御獲之雁耆羽受取 安永4年3月19日
- 5) 皎善寺觸頭格 安永5年3月
- 6) 供人数 安永8年
- 7) 仙台城下・下屋敷 天明7年4月
- 8) 御印籠御巾着拝領 天明7年11月29日
- 9) 仙台城下・下屋敷用水 天明7年12月5日
- 10) 隠居につき磔・盃拝領 寛政2年11月11日
- 11) 御野 寛政4～5年
- 12) 大小馬印・指小篋・指物・幕 寛政12年12月20日
- 13) 御留野（関根・深沼・桑針村）（寛政2年）
- 14) 壽量院様（後藤壽康）御遺物 寛政13年
- 15) 会釈 文化6年
- 16) 後藤良康病氣御役御免 文政5年
- 17) 後藤勘之輔（充康）御目見 文政11年
- 18) 後藤幸康病氣御用御免 文政13年
- 19) 後藤勘之輔（充康）名代奉公 天保2年
- 20) 後藤勘之輔（充康）家督 天保6年
- 21) 順見使通行 天保9年8月8日
- 22) 後藤孫兵衛（充康）後妻縁組 天保9年11月
- 23) 後藤孫兵衛（充康）弟清之進贅養子 天保10年正月5日
- 24) 磐井郡須川温泉入湯・三照村墓所参詣願 天保14年閏9月朔日
- 25) 御名前肩書苗字認方 弘化3年
- 26) 御野場不正之筋 弘化4年5月13日
- 27) 拝領野場無之輩不正之筋 弘化4年5月13日
- 28) 織田信長拝領陣羽織屋形様御覧 嘉永6年
- 29) 片平丁屋敷燬伐採 安政2年3月8日
- 30) 五分一御役金御用捨 嘉永7年9月17日
- 31) 後藤充康嗣子・力三郎縁組 安政2年2月14日
- 32) 寒風沢にて異国船2艘見得 安政2年5月3日
- 33) 不動堂村寺院鐘由緒 安政2年5月15日
- 34) 武器取調 安政2年7月26日
- 35) 茂庭大隅御見舞 安政2年10月
- 36) 三照村正源寺家中寺 安政3年3月8日
- 37) 片平丁屋敷弓鉄砲稽古 安政4年4月3日
- 38) 由緒拝領物屋形様御覧 安政4年8月朔日
- 39) 勤方大儀鞍・鐙拝領 安政5年
- 40) 参府、公儀御目見 安政6年8月15日
- 41) 病氣御用御免 文久2年7月14日
- 42) 甥・三郎左衛門養子被除下願 文久2年閏8月9日
- 43) 五分一御役金御用捨 文久3年12月
- 44) 娘縁組 文久4年正月28日
- 45) 御曹司様入国御祝儀御城番御免 元治元年7月朔日
- 46) 家中寺・江刺郡三照村正源寺住職 元治元年10月10日
- 47) 長福寺住職

- ⑥知行御割目録 寛保三年（一七四三）七月九日
- ⑦知行御割目録 延享元年（一七四四）六月日
- ⑧知行御割目録 寛政四年（一七九二）七月日
- ⑨知行御割目録 文政三年（一八二〇）六月日
- ⑩知行御割目録 文政一年（一八二八）六月日

これらの史料は、後藤家の知行地の変遷を知る基本となるものである。後藤家の知行宛行状と知行目録は、家臣の家にも伝来していることがわかっている。『小牛田町史』上巻（二二五頁）に掲載されている「寒河江正志氏所蔵」の宝暦八年（一七五八）のもの、そして高橋家に伝来した宝永元年（一七〇四）、文化九年（一八一二）、天保一三年（一八四二）のものである（「美里町高橋家文書」）。両家のものをあわせると、後藤家の知行宛行状と知行目録は、仙台藩における知行宛行状が体制的に確立するとされる天和三年のものはないが、それ以降、すなわち仙台藩五代藩主伊達吉村以降の歴代藩主の知行宛行状が残されている。知行宛行状の書式については、家臣階層によって異なることが指摘されている。後藤家の「宿老」就任前後にて書

式に変化があるのかなど検討することが可能である。

- ⑪入記（御朱印改入置候につき） 延享四年（一七四七）七月日
- ⑫御朱印入記 天保一二年（一八四一）七月

両史料は、藩主の朱印が押印されている文書を後藤家が大切に管理していたことを示すものである。⑪は、延享四年（一七四七）に五代後藤元康が「朱印状改」を行った際の記録、⑫は天保一二年（一八四一）に九代後藤充康が「朱印状改」を行った際の記録である。⑫によれば、後藤家に伝来している知行宛行状と天保一二年当時との対応関係がよくわかる。

3 職務・武芸

- ①（先祖勤功書上扣） 元禄九年（一六九六）一月七日
元禄九年（一六九六）一月七日に、四代後藤節康が藩に提出した、二代近元から自身の事績を書き上げた勤功書上である。
- ②御勤功書并御書上等諸事留牒 享保二〇年（一七三五）

八月

四代後藤節康、五代元康の事績を書き上げた勤功書上である。享保二〇年（一七三五）は、元康が奉行職に就任した年であるので、その際に作成されたものと考えられる。

③勤功書上 安永二年（一七七三）二月

安永二年（一七七三）二月、六代後藤壽康が作成した自身の勤功書上である。壽康の事績を詳細に知ることができ。安永二年は、壽康が奉行職を解かれて蟄居を命じられた年であり、これに関連するものと考えられる。

④（先祖勤功書上） 安政四年（一八五七）八月

本史料冒頭に「安政四年八月朔日、去月廿六日御小性頭若林修理ヲ以、他家ニ異候事在之旨取調入 御覽候様被仰付」とあることから、安政四年（一八五七）に藩の指示に応じて九代後藤充康が作成した歴代当主の特筆すべき事跡を書き上げたものである。また、同じ冒頭箇所から、宿老の遠藤家と但木家と連携していることがわかり興味深い。

⑤條々 享保一七年（一七三二）五月一八日

本史料は、延享四年（一七四七）の「入記」（資料翻刻

編2―⑪）の記載内容により、五代後藤元康が江戸留守居役を務めた際に江戸屋敷で遵守すべき事項を書き上げた定書であることがわかる。

⑥條々 安政三年（一八五六）四月

本史料は、⑤とほぼ同内容であることから、九代後藤充康が江戸留守居を務める際に渡されたものと考えられる。

⑦星當集 天保二年（一八三一）一二月

⑧鉄炮薬櫓積之 天保一五年（一八四四）三月

後藤家文書の特徴の一つは、武芸に関する免許状や口伝書、秘伝書が多く残されていることである。とくに五代元康以降、仙台藩主に鉄砲に関わる武芸伝授を行っていることは特筆すべき内容である。したがって砲術に関する免許状や秘伝書を掲載した。これらの詳細分析は今後の課題である。

4 家世記

①家世記一 文化八年（一八一二）辛未春

②家世記二（近世・年月日未詳）

本史料は、初代後藤信康から九代後藤充康までの歴代当主ごとの事績をまとめたものであり、後藤家の歴史を知るための基本史料となるものである。

おわりに

後藤家の特徴は、江戸時代後期から「宿老」の家となったことであり、伝来資料にもその性格が色濃く反映されている。本書にはその性格を伝える内容を選んで収録した。先述したように「宿老」については未解明な部分も多く残されていると考えている。後藤家文書に残されている史料の一つ一つを「宿老」との関係で読み解いていくことが、仙台藩の「宿老」を知る重要な手がかりとなるであろう。また、後藤家文書には、藩士たちとやりとりした書状も多く残されている。これらの解説も今後の課題である。本書で紹介することができなかった内容については、今後とも分析を進めていきたい。

注

¹ 江戸時代後期、仙台藩の宿老は、遠藤家、但木家を含めた三家である。彼らを含めた仙台藩の宿老の役割については、拙稿「仙台藩宿老の役割―後藤家文書を中心に―」（野本禎司・藤方博之編『仙台藩の武家屋敷と政治空間』岩田書院、二〇二二年）にまとめたので、参照いただければ幸いである。

² 仙台藩における下屋敷については、拙稿「仙台藩重臣層の武家屋敷の変遷と利用」（前掲『仙台藩の武家屋敷と政治空間』）にまとめたので、参照いただきたい。

³ 佐々久「例言」（同監修『仙台藩家臣録』歴史図書社、一九七八年）。

⁴ 正源寺史編集委員会『正源寺史―伊達政宗の謀臣後藤信康・寿庵の余影』（二〇〇四年）も参照されたい。

⁵ 不動堂要害については、佐藤憲一「不動堂要害」（小林清治編『仙台城と仙台領の城・要害』名著出版、一九八二年）を参照。

⁶ 高橋修「仙台藩知行宛行状の文書学的研究（上）」（『文化』第六〇巻第三・四号、一九九七年）、同「仙台藩知行宛行状の文書学的研究（下）」（『文化』第六一卷第一・二号、一九九七年）、本多俊彦「仙台藩知行宛行状について」（『東京大学経済学部資料室年報』第三号、二〇一二年）。

【論考2】

後藤家の家紋と

菩提寺・家中寺について

扇 明美

はじめに

本稿では後藤家文書の記載内容について、地元の者（美里町不動堂在住）として不動堂地区にある史跡など歴史遺産に留意して、後藤家の事績について紹介したい。

こうした問題意識をもつのは、仙台藩宿老を勤めた後藤家の歴史が、地元においても時が経過すると共に記憶から埋没されていると感じているからである。地域を知る上でも、また歴史資料の保全の面からも大変残念なことだと感じている。

このような思いを日頃もつなかで南郷古文書を読む会の一員として後藤家文書の解説作業の機会を得た。ここでは

解説した史料に基づき、①後藤家の家紋について、②後藤家菩提寺である咬善寺について、③後藤家家中寺（大聖寺、長福寺）、村鎮守不動堂、観音堂について検証していく。

一 後藤家の家紋について

後藤家の家紋については、「御舊記書抜」（資料翻刻編1—④）に「御家紋并御手槍等色品御書出之事」として「一、瓜之紋織田信長郷方拝受之由申伝、一ツ瓜双瓜両様相用來候、家紋一圓相二御座候」と記載されている。

さらに「藤原姓後藤氏之系図下書」（資料翻刻編1—①）の「信秀」の項には次のようにある。

弟同氏彦次郎秀基織田信長公御舎兄信廣^江

随出陣之砌、信長公ヨリ御書ヲ以瓜之御紋拝受仕

勢州於長嶋信廣討死之節彦次郎義も一所討

死仕、一男四郎左衛門幼君二付、信秀方養育仕

置候處、信秀家督無之直々養子ニ仕候二付

瓜之紋之武器相用候處、實父拝領之義候得共

將軍家御家紋之義遠慮仕相窺候處、實父

依武功被相免事^二而不及遠慮候条、家紋^二仕

實名信ノ字共相用候様御許容、瓜之紋并

信之字相用、家紋一円相ハ大馬印^二仕相用申候

仍信長公ヨリ之御書貞享元年四月

貞山様^江佐藤李ヲ以相入 御覽申候所

これによれば、後藤家が木瓜紋を拝領した様子が具体的に記されているとともに、後藤家の家紋が「一円相」¹であることが記されている。では、このような拝領紋が持つ意味について、家紋の歴史をまず確認しておきたい。

日本における家紋は、その数の多さと夫々の祖先が造形し、時代に応じて手を加え、独創的な美を持った家紋を作り出し、その家紋ごとに用いられた意義と、伝説・物語がある²。

家紋の始まりは、諸説あると言うことだが、公家では車（牛車）の文様と衣装の文様から家紋に転化し、平安後期から鎌倉時代にかけて成立したと言われている。それに対して武家の家紋は旗、陣幕の記章より転化した物が多く、

公家よりやや遅く平安末期から鎌倉時代にかけて成立したとされている。室町時代中期頃の家紋は、軍事上その必要性と社会的意味において重要度を増していき、群雄割拠の様相を呈した室町後期（戦国時代）になると家紋は、軍事的目的や政略における賜紋が多くみられるようになってくる。具体的には、応仁の乱（一四六七〜六九年）以後は旗の他に幟に用いはじめ、元亀頃（一五七〇〜七三年）には馬印・指物・柄弦・幌等に家紋を描くようになったとされる。

賜紋とは皇室や公家等の格式の高い者から賜った紋のこととで、近衛家が伊達氏や島津氏、津軽氏に牡丹紋を贈与した例のように、権威のある紋を受けた者の名誉と権力を高める効果があり、武家の場合は、権威ある將軍や大名から家紋を賜る事は一家の光栄とみなし、また与える方は忠誠を尽くさせる軍事上政略的意味を持っていた³。伊達家が近衛家から拝領した牡丹紋については、「四代藩主綱村の時代延宝八年（一六八〇）関白近衛基熙から拝領された藤原氏宗家近衛家の定紋で、皇室紋、將軍紋に次いで権威のある紋章で、三引両紋、竹に雀紋に次いで定紋格の家紋

として扱われていたが、五代吉村は近衛牡丹紋をそのまま用いる事を憚り、茎を省略し葉を蟹の缺の様に振り上げ花弁も丸味を帯びた「蟹牡丹」（仙台牡丹）に改めている。六代宗村に至って牡丹紋の原形復帰を行なっている」とされる⁴。

このような時代背景のもとで、後藤家は織田信長より木瓜紋を拝受し、祖先の名誉と誇りとして歴代使用し続けてきたものと言える。

では、先述の「藤原姓後藤氏之系図下書」「御舊記書抜」に記述されていた「家紋ハ一円相ニ御座候」、「家紋一円相ハ大馬印ニ仕相用申候」との記述はどのように理解すればよいだろうか。これによれば、後藤家本来の家紋は「一円相」となるが、管見の限り他の資料からこの事実は見出せない。たとえば、『小牛田町史』や『伊達世臣家譜』では後藤氏の「一円相」の家紋については触れられていない。ただし、『小牛田町史』上巻口絵には「一円相」と思われる図柄の母衣が掲載されており、「図版XI 後藤信康の母衣（村上勝衛氏所蔵）」とのキャプションがある。

後藤家の母衣については、後藤家九代当主・允康によって草稿された安政四年八月朔日「先祖勤功書上」（資料翻刻編3―④）の初代・後藤信康を叙述した箇所によつて記されている。

一、信康武勇絶倫功多ヲ以

御家七騎母衣ニ被 仰付黄母衣相懸申候

被 仰付年月日相知不申候、御軍役^江罷出候

節^者母衣相懸罷出で候心得ニ罷在申候

また、「藤原姓後藤氏之系図下書」（前掲）の「信康」の項には次のようにある。

一、先祖より黄母衣相掛申候處、慶長五年

景勝御退治ニ付

政宗様御発向之儀御書上之砌、信康儀

御譜代ニ^而人数までも持、兼日黄母衣ヲ相掛

武者者故、黄ノ後藤と申習シ候由

公儀^江も御書上ニ罷成候由申傳置候

なお、『伊達世臣家譜』には「信康每從軍用黄母衣、武勇絶倫戦功亦多、人呼称黄後藤云」と記述があり、「御舊

記書抜」(前掲)にも次の記述がある。

大小馬印・指小簾、或ハ指物・幕、先年書出置候通

直々相用候哉、繪圖之通右之和訳書出候様致承知、左
之通書出申候

一、大馬印 豎六尺七寸、横四幅^二而五尺五寸、地色

黄^二而黒丸輪

一、小馬印 豎五尺六寸弍分、横四幅^二而五尺弍寸弍
分、白地ニ朱星

一、指小簾 豎七尺九寸、横三幅^二而三尺九寸、白地

ニ^而中黒

一、幕 五幅^二而瓜之紋三つ、白地ニ黒紋

右之通代々相用、延享五年六月亡祖父孫兵衛(五代
元康―引用者注)代書出之通、宝暦五年七月、安永

六年六月亡父孫兵衛(六代壽康―引用者注)代書出
置候通直々相用相違無御座候、指物ハ相用不申候

一、私義遠田郡不動堂村要害屋鋪代々拝領罷在申候

右之通ニ御座候、以上

慶長・元和之頃相用候大馬印・指小簾等公儀^江 御

書上ニ相成、此節御書出之圖式等委見合之節ハ此年

之御留可見合事

寛政十二年十二月廿日

御名

右ハ若老方申来候節之御書出也、此御書出近年^二者

天保七年御書出相成

これらの史料からは、後藤信康が従軍のたび黄色の母衣
を身に着けていたことがわかり、本藩へ絵図を以て後藤家
の大小馬印、指小簾、幕を報告している。

ところで、母衣の役割は、弓矢を中心とする戦いでは実
用的な武器であったものが、組織的集団戦となり、戦国期
の鉄砲の登場によって其役割は失われ、大将側近の近習や
使番だけが着用を許される名誉の軍装と変わっていったと
される⁷。なお、織田信長には「母衣衆」という使番が職
制にあり、特に織田の母衣衆は有名だったという。また母
衣は武士の「七つ道具」の一つとされるほど由緒ある道具
でもあった⁸。

ここまで述べてきたことをまとめると、『小牛田町史』
に掲載されている口絵の母衣の図柄は、後藤家の家紋なの

だろうと思われる。

そこで、『小牛田町史』の口絵以外にその家紋と思われる一円相の痕跡はないものかと、後藤家菩提寺である皎善寺を訪ねた。まず、後藤家歴代の墓石を確認すると、木瓜紋はあったが、家紋としての一円相は見つけることはできなかった。そこで、住職に後藤家の紋について木瓜紋の他に古文書に記載されている一円相の紋はないのかとお聞きしたところ、一枚の写真を見せて頂いた。その写真には、昭和三〇年頃の客殿がまだ茅葺屋根の頃で、屋根の上には写真の右に一円相と思われる紋、中央には伊達の三引両の紋、左に木瓜の紋が写されていた。また客殿にある大前机の正面にはやはり向って右側に一円相の紋、中央には菊の紋、左には木瓜の紋があった。中央の菊の紋について住職も何時頃からあったのか詳細は分らないとのことであった。ただ、向かって右（すなわち左）にある一円相は格が上とみることができ、そこには先祖に対する何かしらの意味が込められていたのではないかと話された。

以上、後藤家文書の記述を頼りに、後藤氏本来の家紋が

一円相であることが、菩提寺である皎善寺においても確認することができた。

二 後藤家菩提寺皎善寺について

後藤家の菩提寺である皎善寺について、安永四年（一七七五）「遠田郡不動堂村風土記御用書出」（以下、『風土記』）には次のように書き上げられている。

一寺貳ヶ寺 後藤孫兵衛様御家中

月洲山 皎善寺

一小名 ひへから小路 一曹洞宗

一客殿 南向 竪九間半 横六間

一本尊 釈迦如来 木佛坐像 御長三尺 法橋勇覺作

一門 南向

一額 二ツ

佛殿横額 皎善禪寺四字 門横額 月洲山三字

右何茂國分七北田村洞雲寺御先住恠蒼和尚御筆

『小牛田町史』から皎善寺の歴史をみると、「正暦頃

(九九二〜九九五) この地にあった天台宗大仏寺が年久しく荒廢に帰していたのを、永正一四年(一五一一)能登國鳳至郡櫛比莊諸嶽山総督寺五院の一つ洞川庵順東和尚日桂が、曹洞宗として開山したと伝えられていて、のち元和六年(一六二〇)不動堂邑主となった二代目後藤近元が、父信康の法号をとって山号を月洲山とし家中寺としたこと、有力寺社の多くが何らかの形で所有する給人の庇護を受け、たように、皎善寺は後藤氏累代の菩提寺であったことから、信倚が厚く広大な寺領を与えられていた」と記述している。

また「近元による皎善寺の中興は、寺社の權威を領地統治權力の統制下に置くことによって農民や村支配の安定を図る狙いもあった」とあり、「このような事は大崎葛西一揆を鎮定後、戦火によって荒廢していた大崎地方の寺社を再建整備していく伊達政権の政策と呼応するものであった」と説明されている。

江戸幕府は、寺院を本山・末寺の制度によって支配していたが、「御舊記書抜」(前掲)には次のような記述がある。

一私牌所在所遠田郡不動堂村皎善寺二御座候

同寺八世義秀長老住職之節品々相達、大本山
惣持寺致直末候、然ル所直末已前之通同郡田尻村
東溪寺触下二^而罷有候間、已来右触下被相除く、触
頭格被相直、各御扱二罷成候様致度、尤私在所真言
天台両寺御座候所、右両寺^者先年願之上録所直触二
罷成候処、右皎善寺二限り其節相願不申、直末已前之通
村触下二^而罷有、於私無據仕合御座候、右皎善寺本山
繼目等之節ハ何時も各御世話二罷成候、寺柄之義ニも
御座候間何分宜御吟味御願仕候、以上

安永五年三月

御名

輪王寺始四ヶ寺

つづけて皎善寺所蔵史料(卷子)を紹介したい。

遠田郡不動堂村皎善寺者能州総持寺開祖弘徳圓明國
師十一世之孫日桂順東禪師、開闢之靈場也、這回依願
以来配下触頭同席二申渡畢、依免券如記

松音寺

寛政元年

大壽

西九月廿一日

昌傳庵印

玉輪

泰心院印

大底

輪王寺印

曇龍

皎善寺

印

右の史料は、どちらも宝暦七年（一七五七）に六代寿康が宿老に列せられてからのもので、「御舊記書抜」（前掲）に「尤私在所真言宗天台宗両寺御座候、右両寺^者先年願之上録所ニ罷成候処」とあるように、両寺（三嶽山大聖寺（天台宗）、雲谷山長福寺（真言宗）と思われる）が録所（江戸時代触頭の内特に格式の高い寺院の称）『日本国語大辞典』小学館）であったことから、菩提寺である皎善寺に対する権威・格式を高めていく背景が見えるのではないかと考えられる。

三 後藤家家中寺、村鎮守不動堂、観音堂について

かつて不動堂村には菩提寺である皎善寺の他に、五代目元康が眠る墓所、現在は「三嶽山大聖寺跡」となっている後藤孫兵衛様御家中、修験院三嶽山大聖寺があった。

大聖寺の歴史を『小牛田町史』で確認すると「村鎮守・不動堂（仏閣）」について「往古々當村ニ不動明王勸請仕候ニ付村名ニ唱候由申傳候事」（『風土記』）と記し、この不動明王を祀ったみられる不動堂が大手小路にあり、「誰勸請と申儀并年月共相知不申」とされている。本尊については「木佛立像御長壺尺壺寸」とあるが、不動明王であるかについてはふれられていないとし、また本尊の箇所には「智證大師御作ニ御座候處別当大聖寺元祖日光院順慶、御長四尺五寸之木仏立像新製仕右本尊腹籠ニ仕候事」と追記している。『風土記』では、大聖寺について「一修験一ヶ院」、「一羽黒派」、「一道場居家斗ニ而當時道場無御座候事」、「一本尊不動明王木佛立像御長一尺貳寸」とあり、本尊が不動明王であることがわかる。

ただし、本尊の木仏が智證大師作の御作かどうか口伝の域を出ないため、地名の起源となった不動堂の存在が判然としていない。なお、元禄年中に編纂された『伊達正統世次考』天文五年（一五三六）六月二五日の条に「不動堂落着以来、大森、中島の賊徒漏脱せず云々」と伊達植宗の江刺左衛門宛書状から既に不動堂の地名がみえることから、『小牛田町史』では不動堂は近世以前には既に存在していたと記している。

元和六年（一六二〇）、後藤氏が不動堂村に移封してきてすぐ、後藤氏を後盾として元和七年日光院順慶によって修験寺の大聖寺が開山され（「大聖寺書上」）、順慶によって新たに四尺五寸の木造不動明王像が新作され、大聖寺は不動堂の別当として後藤家の祈願所に取り立てられた。寛文元年（一六六一）三代後藤近康が堂宇を造営し、「寛保二年九月主人後藤孫兵衛元康御奉行職在役中願之上被相免」の記事（「大聖寺書上」）の如く三嶽山大聖寺の寺山号を許されている。さらに堂宇が造営されてから八一年後の寛保三年（一七四三）五代元康の時荒廃していたため再営

するが、火災により焼失し、安永元年（一七七二）に六代後藤寿康によって再建立されている。堂内の奉納物について、「藤原姓後藤氏之系図下書」（前掲）の「元康」の項には次のように書かれている。

一、同年（寛保三年―引用者注）、従

獅山様大日大聖不動明王之

御真筆并富士之繪御掛物、元康懷中仕

候不動明王与被遊候

御真筆拝領仕候

一、同年在所不動尊堂建立仕候段相達

御耳 明王之御額字同性多宮上使以

拝領仕候

御額御裏書

明王

御官御名

一、延享四年二月、中奥江

中山様御出馬被 遊候砌、元康御供仕候処

在所不動尊江

獅山様御真筆御額相掛置候間、乍

奉願拝領之事

御拝見御参詣可被 遊候旨被

仰出、涌谷^江 御移被遊節、二月五日被遊 御参詣候

また、「御舊記書拔」(前掲)の安永二年(一七七三)の
事柄として、次のような記述があるので確認しておく。

一、正月十二日、出勤之節旧冬平賀出雲を以相願置候

大日大聖不動明王之、御真筆拝領被

仰付候事

唐紙三ツ切大文字左之通

大日本大聖不動明王

右之通真ニ二枚、是は祭禮之節堂^江掛候様一枚と

相願候得^者、別段之 思召ニ^而行ニ一枚被遊被下候間

是ハ具足箱^江相入候様可仕由、品々

御意之上取合ニ枚拝領仕候事

附 先年

獅山様御真筆ニ^而右之通被遊候ヲ

法輪院様御拝領被遊掛物エ表具被遊

御重宝之品宝曆十三年焼亡、依之右之通

これによれば、寛保三年に後藤元康が獅山(伊達吉村)から「明王」の真筆扁額と「大日本大聖不動明王」の真翰を拝領し、延享四年二月二日には忠山(伊達宗村)が中奥へ出駕した際不動尊を参詣している。宝暦一三年(一七六三)に吉村から拝領した「大日本大聖不動明王」の掛物を焼失した為、寿康(六代)は改めて伊達重村(徹山)から真草二体を拝領している。さらに文化一三年(一八一六)英山(伊達齊宗)から「不動明王」四字の真筆を七代当主・後藤良康が拝領している。史料から読み取れるように、不動堂とその別当大聖寺は後藤氏を通じて累代の伊達藩主から特別の愛顧をうけていた様子がわかる。また、明治以降については、「神仏分離が実施され、修験道の存立の禁止による明治以後も、大聖寺住職が還俗を思いとどまって天台に帰入し、修験道の面影を維持できたのは、藩政期以来の後藤氏の庇護を物資面でも受け継ぎ、鎮守不動堂の別当として一体化していたためだろう」と、『小牛田町史』は評している。しかし、小牛田町内最古の

木造建築でもあったこの建物は、平成六年（一九九四）に焼失し、現存していた仙台藩五代藩主吉村の染筆と伝えられた額や掛け軸等の文化財を失うこととなった。

最後に三代近康によって創建された「観音堂」、四代節康によって勧請された雲谷山長福寺についてみてみたい。

『風土記』には、「後藤孫兵衛様御家中雲谷山長福寺」として、長福寺に関して次の記述がある。

一小名 道場山 一真言宗 一客殿 西向竪六間 横三間

一本尊 子安観音 木仏立像 御長壹尺 但作者相知不申候事

△一門 △一額

一寺書出貳刷冊相添指出申候事

観音堂については次のようにある。

一観音堂 後藤孫兵衛様御先祖大隅様貞享三年勧請ニ

御座候事

一本尊 木佛立像 御長九寸五分 但作者相知申候事

△一地主 後藤孫兵衛様御拝領地ニ付地主無御座候事

一別当 当村真言宗長福寺

観音堂について『風土記』は、貞享三年（一六八六）に勧請したとあるが、『小牛田町史』では「第五章寺社と民間信仰」の中で観音堂の建立は、寛文一二年（一六七二）とし、貞享三年、後藤節康が宮城郡赤沼（現宮城県利府町）の雲谷山長福寺を観音堂に移したと記載している。

さて、後藤家と長福寺に関連して、「藤原姓後藤氏之系図下書」（前掲）には、「信康」の項で「一、信康儀老万石ニ被成下 宮城郡赤沼辺ニも御知行頂戴仕候處、何時之頃ニ被召上候哉、御知行減少右地も被召上候由申傳置候得共、旧記等焼失仕相知申候、右赤沼村堤今以後藤堤^与申唱、尤長福寺^与申真言宗有之候處、右寺ハ先祖之祈願所故、近交代貞享三年不動堂村^江勧請仕候」と書き記している。

後藤信康が宮城郡赤沼に拝領した一万石の知行地について、『伊達世臣家譜』では「傳言信康当賜田一萬石、後減其田祿、不詳其故及年月 伝言宮城郡赤沼邑、有後藤堤 蓋其采邑云」と記されており、さらに長福寺について「御舊記書拔」（前掲）には「長福寺住職ニ定禅寺随僧自開申付度由、同

寺^江打合候所、於宗法指使無之段申来候事」と記載されている。

これら史料の記述をまとめると、後藤信康が宮城郡赤沼に一万石の知行を拝領したかの真偽については、後藤家の記録からは旧記を焼失してしまい分らないとし、『伊達世臣家譜』では「傳言」という文言から始まっている。史料からみると確かな事は赤沼に真言宗の長福寺があつて、これは先祖の祈願所だったので拝領地の不動堂村に勧請したということであり、この点には注目しておきたい。

観音堂については、皎善寺所蔵史料によれば、九代允康が「観音堂の下に近康君が埋葬され、裏の榎所には愛馬を埋葬したことを、元康君より伝えられてきたので、子孫覚えのため記置く」という内容のものを自筆で残していることがわかる。現在、観音堂・雲谷山長福寺があつた場所は「真言宗の寺院跡と伝えられている」といった説明板があるが、『小牛田町史』や『藤原姓後藤氏之系図下書』（前掲）においては観音堂や長福寺については詳細には述べられてはいない。『不動堂村誌』（大正八年刊行）では節康代赤沼にあつ

た長福寺を不動堂村に勧請した際、近康代創建（寛文一二年）の観音堂に後藤家累代の守本尊（正観世音）を安置し、仙台亀ヶ岡千快院法印興祐を以て中興開山とした、「是抑モ雲谷山長福寺ノ縁起ニシテ、本山ハ江戸愛宕圓福寺」であると記されている。また「此の地往古ハ老杉森々トシテ茂り積翠萬重画、尚暗ク女人禁制ノ靈地トシテ最モ森嚴ヲ極メ、眞二本村ノ鎮護タリ」の地であつたが、明治初年一朝にして老樹怪木は切り尽くされ、境内最も功緻を極めた天神社堂は倒木のため破壊されてしまつたと、現在に繋がる長福寺の盛衰を書き留めている。今後、赤沼にあつた長福寺を通して信康以前の後藤氏を知るための更なる検証を進めたい。

おわりに

今回の翻刻作業を通じて、不動堂地区にある寺院等に注目しながら後藤家の事績を検証してみた。「後藤氏」を初めて名乗つた実基から数えて九代目基末になって出羽国置

賜郡内を領し、伊達家の麾下に属し追々御譜代になったと記しているように、早い時期から伊達氏に仕えてきた後藤家の存在を史料よりみることができると。また、後藤家最後の当主允康まで一貫して伊達譜代として、信康代に六年余り禄を没収された期間があったにも関わらず（「藤原姓後藤氏之系図下書」）、帰参を許された後不動堂に移封してきた二代目以降は、常に伊達氏の側近、重臣として、伊達家を支え続けた姿を読み取ることができる。今後も後藤家文書の解読作業を続けていくことで、後藤家や地域の歴史の理解を深めていきたい。

【付記】

今回家紋の調査にあたり、後藤家菩提寺皎善寺の工藤浩秀住職よりご指導と写真、二点の皎善寺所有の史料を提供いただいた。

注

¹ 一円相について、西村明『総合仏教大辞典上』（法蔵館、一九九八年）によれば、円相とは一円相ともいう。禪宗で衆生にもともと備わっている悟りの姿を象徴するため描く円形の図、南陽慧忠が手によって円相を作ったのはじまりと伝える。

² 千鹿野茂『日本家紋総鑑』（角川書店、一九九三年）。

³ 千鹿野茂『日本家紋総鑑』（前掲注2参照）、鈴木恒夫『仙台地方の家紋と苗字』（本の森、二〇〇六年）。

⁴ 伊達泰宗『伊達家系譜と家紋』（伊達泰山文庫、一九九六年）。

⁵ 小牛田町史編纂委員会『小牛田町史』上巻（一九七〇年）。本文中の『小牛田町史』の出典は以下同様。

⁶ 『伊達世臣家譜』巻五（宿老之部^三後藤）。本文中の『伊達世臣家譜』の出典は以下同様。

⁷ 笹間良彦『図録日本の甲冑武器事典』（柏書房、一九九七年）、国史大辞典編纂委員会『国史大辞典』巻2・6・12（吉川弘文館）、『大百科事典』平凡社。

⁸ 『広辞苑』（第六版）「七つ道具」。

⁹ 現在屋根は修復されており見ることはできない。

【論考3】

後藤節康の婚礼について

荒閑 千枝子

はじめに

後藤家文書「御先祖様御書上諸事御用留」（資料翻刻編1—③）は、後藤家四代当主節康代に記された先祖の功績と節康代の「諸事御用留」の写しである。『不動堂村史』と『小牛田町史』を見る限り、これまで四代節康の事績は注目されてきたとは言い難い。本稿では、この史料を中心に節康の婚礼に焦点を当て、その意義を探っていききたい（二節康の婚礼について）。

その前段階として後藤家代々の婚姻と親類関係について整理する（一後藤家の親類関係）。その整理作業では、主に「藤原姓後藤氏之系図下書」（資料翻刻編1—①）、「後藤家歴代戒名書上帳」（資料翻刻編1—②）、「御先祖様御書上諸事御

用留」（資料翻刻編1—③）、「家世記一」（資料翻刻編4—①）、「家世記二」（資料翻刻編4—②）を参照する。

一 後藤家の親類関係

1 後藤家の血縁関係

①湯目氏と津田氏及び小国氏

『小牛田町史上巻』によれば、伊達氏譜代の家臣として宿老後藤氏の基礎を定着させたのは肥前信康であり、不動堂邑主後藤家の初代を後藤肥前信康とする。信康の出自について、『小牛田町史上巻』を引用してみよう。

信康（初称孫兵衛）は弘治二年（一五八三）湯目雅楽允重弘の次子として生れ、後藤信家に子がなかったため迎えられてその養嗣子となった。

信康の父湯目雅楽允重弘とは何者か。湯目雅楽丞についての資料は必ずしも多くはないので、祖先を同じくする湯目氏と津田氏についての資料から探ることとしたい。

『伊達世臣家譜続編甲集』の「津田」の項によれば、湯

目氏と津田氏の先祖は湯目丹波某と称し、羽州置賜郡長井莊大橋城に住居していた。伊達氏九世政宗の時初めて伊達家に属し、以後伊達家譜代の家臣となる。その数世孫の式部重澄は伊達氏一三世尚宗・一四世植宗に仕えた。重澄の子丹波重久は植宗・晴宗に仕え、羽州長井莊筑茂城に移る。重久には三人の男子があり、その内の一人が雅楽允である。重久から分かれた三人の男子と各家について概略を見ていきたい。(以下、系図は筆者による。)

◇湯目薩摩重恭(「伊達世臣家譜」湯目の項では、「恭」、津田の項では「時」)長井莊大橋城主。重恭子七郎左衛門(初称藤八郎)重房は天文一〇年(一五四一)、伊達晴宗より判物を与えられた。

正徳三年(一七一三)、召出家となる。

湯目丹波重久——薩摩重恭——七郎左衛門重房——七郎左衛門重銚——重安——重厚——莊太郎重時——猪太郎範隆——丹宮定隆

◇湯目より津田へ 豊後重康、長井莊筑茂邑。天正一九年(一五九一)、伊達政宗の岩出山への移封に従い、重

康子の豊前景康は佐沼要害を拝領する。

『伊達世臣家譜続編甲集』によれば、文禄四年(二五九五)七月、関白秀次謀反発覚の時、伊達政宗に逆心ありとの嫌疑をかけられたが、豊前景康は太閤秀吉に対し京都伏見油掛村の津田原において二度奉書を献じて疑心を解き、この功により、奉書を献じた地名を氏とすることを政宗に命ぜられ、以後津田氏を名乗る。慶長一〇年(一六〇五)、津田豊前景康は奉行職に就く。

湯目丹波重久——豊後重康——津田豊前景康——豊前頼康——玄蕃景康——民部春康——民部武康——豊後廣康——丹波定康——丹弥景康——定太郎頼康——又次郎

◇湯目雅楽丞 『伊達世臣家譜続編甲集』津田の項には「湯目雅楽丞 某居「柄島邑」と記載されているのみであるが、『仙台藩家臣録第一巻』小国七右衛門の項に湯目雅楽丞に関する記述が見える。それによれば、「延宝書上」本人である七右衛門の親久大夫の実曾祖父は湯目内膳、祖父は湯目雅楽丞で性山(輝宗)に奉公していた。雅楽丞実子半内の代に、輝宗の勘気に触れ進退

を召上げられて家跡は断絶した。半内の遺児久大夫は当時二歳で、伯父である後藤肥前（信康）に養育され、後に小国蔵人の養嗣子となり、慶長一六年に家督相続した。七右衛門は、雅楽丞が性山より拝領した太刀を所持しているとも記している。

この記録から、雅楽丞系の湯目氏は子半内の代で断絶し、その血筋は小国家へも引継がれたと見ることができ

る。

湯目重久——雅楽丞——半内——小国久大夫——七右衛門
└──後藤信康

②分地をうけた親戚

◇後藤清兵衛綱康 近元二男

信康二男五郎兵衛に子がなかったため、寛永一二年（一六三五）五郎兵衛死後、二代近元二男清兵衛綱康を苗跡とする。正保元年（一六四四）、近元より江刺郡三照村に二〇貫文分地される。

五郎兵衛良康 清兵衛子

寛文七年（一六六七）、三代近康より一貫三五二文分

地される。

清兵衛綱康——五郎兵衛良康——市郎左衛門長康——

└──四郎右衛門康命——

……矢柄康命

——東馬康満——市右衛門長康——三郎兵衛良康——

深五郎

◇上郡山三七豊常（後藤家文書「先祖勤功書上」）（資料

翻刻編1—④）には三七郎と記載）

三代近康二男 節康実弟（『伊達世臣家譜正編』では

後藤大隅節康第三男）

上郡山三七豊常の養祖父にあたる九右衛門重常は、兄上郡山高為の子彌次郎豊為が幼少であるため、寛永一六年（一六三九）家督を相続した。彌次郎には知行高一五貫六九三文を分地し別家を立てる。重常死後、明暦四年（一六五八）子景為が家督相続し、彌次郎病身のため後藤近康二男三七を養子とし、彌次郎の嗣子とする。一四貫三〇七文分地し、三七は都合三〇貫文で寛文四年（一六六四）彌次郎の家督を相続する。召出家。当時上

郡山本家は一族であるが、後に家督相続の問題で太刀上
に降格される。

上郡山三七豊常は天和二年（一六八二）九月二三日、
節康により江刺郡三照村に一〇貫文分地され四〇貫文と
なる。

上郡山三七豊常——三七倫常——軍太為憲——軍太定為
◇遠藤助太夫信辰 近康四男 節康実弟

遠藤内匠俊信（宿老）に初め子がなく養子となったが、
後に文七郎齊信が生まれたので、三〇貫文分地され別家
となる。貞享元年（一六八四）、節康より三貫八八八文
を分地される。召出家。

助太夫信辰——助太夫信周——與一郎信安——一郎信篤
◇桑嶋孫次郎定康 三代近康五男 節康実弟

寛文一〇年（一六七〇）二月、桑嶋仁兵衛定次へ賀養
子に入る際、父近康より七貫文を分地される。召出家。
定康には子がなく、沼邊大炊重長の三男を養嗣子とし、
仁兵衛安積と称した。仁兵衛安積にも子がなく、後藤家
五代元康の三男を養嗣子とした。此面定規である。

桑嶋孫次郎定康——仁兵衛安積——此面定規

◇後藤多宮信康 五代元康庶長子

元文五年（一七三六）、父元康より三〇貫文の分地を
受け別家を立てる。召出家。

後藤多宮信康——金吾善康——兵兵衛行康——又左衛門
昌康

2 後藤家の姻戚関係

①初代信康室 遠藤山城守基信（宿老）弟彦兵衛不入齋女
智光院殿玉岩较好大姉

遠藤覚左衛門 彦兵衛不入齋曾孫

寛政一三年（一八〇一）六月、遠藤不入齋の曾孫に
当たる遠藤覚左衛門有信は、節康より江刺郡三照村の
新田の内二貫文分地される。

②二代近元室 天童甲斐守（準一家）女 浄邦院殿献庵妙
遊大姉

母 遠藤彦兵衛不入齋女

③三代近康室 古内主膳重廣（着座）養女

浄心院殿靈室妙光大姉

町兵庫頼道女)

養母 天童氏

法性院殿博淳知貞尼大姉

実母 高橋長右衛門女 簡箭院殿在庵妙自大姉

実母 瀬上氏

④四代節康室 岩出山伊達氏二代宗敏(一門)女美喜

⑧八代幸康室 茂庭氏一〇代周防善元(一族)女 無礙院

自照院殿安室宗心大姉

殿清岳浄光大姉

養母 古内氏

実母 片倉氏

実母 若生市左衛門女 世諦院殿法心無外大姉

⑨九代充康室 明光院殿圓覚知性大姉(出自未詳)

⑤五代元康室 佐々氏 永昌院殿華滯壽蓮大姉

清涼院殿夏室浄林大姉(出自未詳)

⑩七代良康弟後藤清之進

養母 伊達氏

天保一〇年(一八三九)正月五日、親類和久長左衛門(着

実母 三浦氏 保壽院殿□窓了海大姉

座)の智養子の願書提出。

⑥六代壽康室 瀬上若狭景敦女(七代良康母) 伏待院殿

⑪九代充康嫡子力三郎

月日光勘大姉

安政四年(一八五七)二月一四日、角田石川駿河(一門)

何葉院殿蓮浄妙臺大姉(出自未詳)

の娘との縁組願書提出。

靈光院殿月窓妙輪大姉(出自未詳)

⑫九代充康女

鶴松院殿觀室相含大姉(出自未詳)

文久四年(一八六四)正月二八日、長沼五郎右衛門(着

実母 佐々氏

座)嫡子作左衛門との縁組願書提出。

⑦七代良康室 片倉氏九代靱負村典(一家)養女(実は大

二 節康の婚礼について

次に、節康の婚礼を見てみよう。節康の婚礼については次の史料にほとんど同じ内容で記載されている。

「藤原姓後藤氏之系図下書」(資料翻刻編1—①)

「御先祖様御書上諸事御用留」(資料翻刻編1—③)

「家世記」(資料翻刻編4—①)

他の当主の縁組については、縁組の相手が誰の娘か簡明な記録があるだけである。節康の婚礼については、次に引用する通り詳細に記述された部分がある。この違いから、節康の婚礼には特筆するだけの重要な要素があったのではないかと推察される。

まず、「御先祖様御書上諸事御用留」(資料翻刻編1—

③)における婚礼に関する記述を引用しよう。

(天和二年)

同 八月二日方御婚礼付九月迄御暇被仰上候事、

八月十四日御祝言之事

渡辺清右衛門殿不動堂方御迎、氏家新兵衛殿・

(節康実弟)マヤ
上郡山三七郎様

右御婚礼付仙臺方御出之衆、氏家新兵衛殿・小

野弥左衛門殿・中村善兵衛殿・山崎平太左衛

(虫喰破損)

門殿・□□父子・森田孫九郎様・山家庄藏殿・

(遠藤覺左衛門弟)

遠藤権介殿・同七之允殿・小國七右衛門殿・武山

(親類)

庄之介殿・大内藏人殿・高成田半介殿・同善之允

殿・長次郎殿・大内三太夫殿・岡部所左衛門殿・

御料理

大宮権九郎殿

岩出山方三目御使者中川伊兵衛

此方方熊谷藤右衛門

同八月十八日岩出山へ御賀入、御供高橋

長右衛門、介添近藤左吉

御賀御引手物御腰物左文字組ひかき

天和二年(一六八二)八月一四日に節康は祝言を挙げて

いる。父である三代近康の病死から一年後のことであった。

まず、節康の実弟上郡山三七郎(三七)を含め、仙台か

らの二〇名の来賓の名が列記されている。婚姻を見届ける

役目を負っていたと推測される。

次に「岩出山方三目之御使者中川伊兵衛」とある。一門

である岩出山伊達家の家老中川伊兵衛の名前があることから、岩出山伊達家との縁組であると判断することができる。『岩出山町史文書資料第七集 当別伊達家文書』中の「岩出山伊達家系図」を引用してみよう。二代宗敏の末の女として、

小字美喜 母同上（石川駿河宗敬女）寛文二年九月十六日生 嫁後藤大隅節康 貞享元年四月三日死、年二十三、号自照院安室宗心

との記述があり、縁組の相手が岩出山伊達家二代当主宗敏の末娘であることが認められる。

前掲の「岩出山伊達家系図」によれば、岩出山伊達氏二代宗敏の子は七人あり、母はいずれも一門の角田石川駿河宗敬の女である。なお、石川駿河守宗敬の室は伊達政宗の娘牟宇姫である。長女は涌谷伊達氏五代目当主安芸宗元室、長男敏親は岩出山伊達氏三代当主である。次女は、後藤信康と先祖を同じくする津田民部（玄蕃）景康に嫁している。二男実氏ははじめ中村姓を賜り一〇〇〇石を受けて家格一家として独立したが、天和二年、一門の伊達

安房を継いでいる。三男敏重も中村姓を賜うが延宝三年（一六七五）、二〇歳という若さで亡くなった。四男宗恒は、貞享二年（一六八五）、一門の角田石川大和宗弘を継いでいる。

両親ともに政宗の孫であり一門の出という仙台藩においてはきわめて貴い血統の花嫁は、後藤家にとって願わしいものだったのではないかと推察される。

ところで、「三目（みつめ）」の使者とは何か。「御簪入」とは何か。改めて意味を確認してみよう。「三目」とは、婚礼または出生から三日目に当たること。また、その祝事である。「簪入り」とは、嫁入りに対比して、簪となって妻の家に入ることを指すのが一般的であるが、それとは別に「結婚後はじめて妻の生家を訪れること。またその儀式」という意味がある。「簪入り婚」が、婚舎が妻方にある婚姻形式を指すのに比して、この場合の「簪入り」は「嫁入り婚」における仕来りである。

婚礼の儀式の様子についての詳細な記述がないので、想像の域を出ないが、節康と岩出山伊達家三代当主宗敏の息

女の祝言は八月一四日に不動堂の居館で執り行われ、祝宴は数日続けられたであろう。その後、岩出山伊達家より家老中川伊兵衛が三目の使者として不動堂に赴き、中川の案内で八月一日に節康は初賀として岩出山を訪れたのである。岩出山伊達家では節康を迎え、「御賀入」の儀式と祝宴が厳粛かつ盛大に催されたであろう。

さらに、後藤家にとって最も重要なことは、賀引出物として、舅から「左文字」の太刀が贈られたことであった。

この「左文字」の太刀については、『小牛田町史上巻』にも記載がある通り、信康より三代前の信秀の弟秀基が織田信長より賜ったと伝わっている。「先祖勤功書上」(資料翻刻編3―④)、「御舊記書抜」(資料翻刻編1―④)にそのことについての記述があるので引用する。内容はほぼ同じである(傍線は筆者による)。

先祖信秀之弟秀基仕織田信長郷方左文字ノ太刀・陣羽

織・朱麵棒之鎗并髭之鎗持共拝受仕候、右拝受之年月

旧記焼失仕相知不申候、信秀無子秀基之子信道養子ニ

仕、信長公ヨリ賜信ノ一字ト家譜ニ書出置申候、右朱

麵棒鎗^者 拝受之鎗ニ付、先^江相立来居申候

また「藤原姓後藤氏之系図下書」(資料翻刻編1―①)

には、織田氏との関係がより詳細に記載されている。

信秀

弟同氏彦次郎秀基織田信長公御舎兄信廣^江隨出陳之砌、信長公ヨリ御書ヲ以瓜之御紋拝受仕、勢州於長嶋信廣討死之節彦次郎義も一所討死仕、一男四郎左衛門幼君ニ付、信秀方ニ養育仕置候處、信秀家督無之直々養子ニ仕候ニ付瓜之紋之武器相用候處、實父拝領之義候得共將軍家御家紋之儀遠慮仕相窺候處、實父依武功被相免事ニ而不及遠慮候条家紋ニ仕、實名信ノ字共相用候様御許容、瓜之紋并信之字相用、家紋一円相ハ大馬印ニ仕相用申候、仍信長公ヨリ之御書貞享元年四月貞山様^江佐藤木工ヲ以相入御覽

(後略)

これらの史料によれば、信康より三代前信秀の弟秀基は、織田信長の庶兄信廣に仕え、信長公より左文字ノ太刀・陣

羽織・朱麵棒の鎗・髭之鎗持ちを拝受した。旧記焼失のため拝受の年月は不明である。また信廣に従って伊勢国長島における本願寺門徒（一向一揆）との戦いに参陣する折に、信長公より「御書ヲ以瓜之御紋拝受」したとある。また、実名の信の字については、「信長公ヨリ賜信ノ一字ト家譜ニ書出置申候」とある。秀基は長島の戦いにおいて信廣とともに討死した。信秀には家督がいなかったため、討死した秀基の子信道を養嗣子とし、信道は実父秀基より受け継いだ品々を後藤家にもたらしたのである。

九代充康代にまとめられた史料「先祖勤功書上」（資料翻刻編3―④）には、

一 信康代方十四代之祖基末方御家（伊達家）^江奉仕候
共又者朝宗様^江奉仕候事ニも旧記ニ相見得、^江睨与相
知申候

とあり、何時から伊達家に仕えたか、確実な記録は残されていないが、信秀の代には伊達家の麾下にあったと推測される。織田氏と後藤氏の主従関係について詳細は不明で、秀基がどのような経緯で織田家に仕えたのか、興味の残る

ところである。

左文字の太刀に関しては、「藤原姓後藤氏之系図下書」（資料翻刻編1―①）に次のような記述がある。

鐘持源七^与申者翔着、無二之働仕其場ヲ切抜、向^江引退申候、源七儀下郎ニハ候得共、兼^而武功者二候間、追廻り申付、織田信廣方秀基子信道申受秘藏仕置候左文字之刀為取申候

一 信康儀右源七ヲ賞シ候^而廻り相加、此節原田左馬之助^与先陳ヲ争ひ、夜中抜翔ケ仕本丸^江石壁^江附候处、敵門ヲ開突出、味方崩レ候得共信康不引退働候所、此節鉄炮二^而兜之鉢五ヶ所被討、其上右之頬被討候得共、左之齒二^而鉄炮玉ヲ喰ひ留、死ヲ不顧相働候内、左之股二ヶ所被討危候内、源七儀翔着シ城中マテ切入討死仕候此時左文字之刀失ひ候、信康儀ハ其頃ヨリ頬切レ肥前と申習シ候由御座候、然所如何様之品御座候哉、右刀伊達内蔵殿先祖參河守殿手ニ相入居、肥前信康四代目祖父大隅節康義故彈正殿智御座候處智引出として節康手ニ相入、尚更重寶仕候

すなわち、信康が佐沼合戦の折に「左文字の太刀」を紛失したが、その後岩出山伊達家のものとなり、節康と岩出山伊達家の婚礼の折に、舅宗敏より髯引出物として贈られた。なおさら大切な宝となったと記されている。

実に数奇な運命を辿った刀と言わなければならぬ。佐沼合戦の折に紛失した「左文字」の刀と、再度後藤家のものとなった「左文字」の刀が同一のものとされているが、果たしてそうなのか。もしそうであるならば岩出山伊達家側にその認識はあったのか。左文字の太刀が髯引出物として節康に贈られたのは偶然に過ぎないのか。いくつもの疑問が残る。いずれにしても、節康に対する、岩出山伊達家の信頼と期待が大変大きなものであったと推測される。

惜しまれるのは、節康室は貞享元年（一六八四）四月三日、二三歳の若さで亡くなったことである。法名自照院殿安室宗心大姉、二年足らずの結婚生活で実子には恵まれなかった。

「家世記二」（資料翻刻編4―②）によれば、五代元康は「節康妾腹子自照院伊達氏養子、元禄一六年（一七〇三）生、

実母三浦氏保壽院」とあり、元康は自照院の養子であると記録されている。しかし、元信誕生は、自照院の死後一九年のことであり、このような養子縁組が認められたとは俄には信じがたい。事実はどうだったのか、興味深い記録である。

以上、節康の婚礼に関する史料を見てきたが、節康と岩出山伊達氏の縁組が成立した背景には先祖、とくに曾祖父信康の功績があったと考えられる。節康室自照院が後藤家にもたらした伊達氏の家名の重さと左文字の太刀は、その後の仙台藩内における後藤家の立場を押し上げたのではないかと推察される。そのことが五代元康の奉行職就任や六代壽康の宿老家昇格への足がかりとなったのではないだろうか。

節康夫妻の墓所は不動堂皎善寺にある。後藤家累代の墓石が立ち並ぶ中、節康（直心院殿單翁智傳居士）とその室（自照院殿安室宗心大姉）の墓石は並んで立っている。

【参考文献】

- 『不動堂村史』（遠田郡不動堂村役場、一九一九年）
- 『小牛田町史 上巻』（宮城県小牛田町、一九七〇年）
- 『岩出山町史文書資料第七集 当別伊達家文書・岩出山伊達家関連文書補遺』（岩出山町、二〇〇四年）
- 『岩出山町史 通史編 上巻』（大崎市、二〇〇九年）
- 『仙台叢書伊達世臣家譜』正編第一卷第二卷・続編（宝文堂）
- 『仙台人名辞典』（仙臺人名大辞書刊行会、一九三三年）
- 『仙台藩家臣録』第一卷、第三卷（東洋書院、二〇一八年）
- 『日本国語大辞典（第二版）』（小学館、二〇〇三年）

【論考4】

美里町有形文化財「後藤の朱槍」について

―指定の経緯とその後―

岩渕 竜也

美里町は、旧小牛田町と旧南郷町が平成一八年(二〇〇六)一月に合併して誕生した町であるが、それぞれの指定文化財数が旧小牛田町は一件、旧南郷町は零件と非常に少ない地域だった。新町の誕生後は、教育委員会部局に文化財係が創設され、文化財保護行政の足掛かりができ、ようやく新たな一步を踏み出したところであったが、平成二三年(二〇一一)三月一日、東日本大震災に見舞われることとなった。

大震災は、指定文化財数の少ないという本町の文化財保護行政における弱点を露見させた。未指定の文化財が被災しても、町からはその所有者に保護保存を依頼、要請することしかできず、町として強く保護施策を講ずることがで

きなかったのである。

この件は東日本大震災後の町文化財保護委員会の中で厳しく指摘され、本町の文化財保護行政に大きな転換点をもたらした。そして町教委では、今回の後藤家文書解読事業に繋がる「後藤の朱槍」の文化財指定に向けて動き始めることとなった。

「後藤の朱槍」は、元和六年(一六二〇)、現在、不動堂地区と呼ばれる美里町字西館にあった不動堂要害を任せ、伊達家の信任厚く不動堂の地を治めた後藤家(家格…宿老、二七〇〇石)に代々伝えられてきた一本の「朱槍」のことである。

この槍は、昭和四九年(一九七四)当時の後藤家当主であった後藤康年氏より旧小牛田町に二本が寄贈され、長く旧小牛田町公民館(現美里町中央コミュニティセンター)の二階において保管、展示されてきた。当時の公民館報にその様子を見ることができ、寄贈より三〇年以上が経過する中で、槍の詳細を知る関係者も少なくなってしまう。

東日本大震災後、町教委では文化財指定を進めるにあたり、まずは町が所有するものから文化財指定を進めていくこととした。これは所有権が町にあるものの方が、文化財指定の前提となる所有者同意を得ることが容易であり、より短時間での指定が可能と見込んだためである。また速やかに指定し、その事実を広く住民へ周知することで、住民の文化財保護意欲の昂揚を早期に図りたいという意図もあった。これにより、町ではこの後藤の朱槍をはじめ、縄文早期末の標識資料が出土した「素山貝塚」や、町内最大最古の巨木「十王山の槻ノ木」の二件も同時期に文化財指定に向けた調査を開始した。

朱槍については、小牛田町史等の文献調査を行うとともに、宮城県文化財課に刀剣の専門家を紹介いただき、美術刀剣保存協会宮城県支部の後藤三夫氏と白石市在住の刀匠宮城典真氏からご教授いただきながら調査を進め、次のとおりその詳細を取りまとめた。

全体の形状から長いものを長槍、短いものを袋槍と称し、

いずれも無銘である。長槍は刀身のケラ首が長い形状から室町時代の作、袋槍は信長時代に大いに流行した形態ではあるものの後藤家の木瓜紋が彫られた管部の仕上げから江戸時代の作と考えられ、いずれも朱漆で塗られた柄を持つことが最大の特徴である。

この二本の朱槍にまつわる伝承がある。

仙台藩が伊達家家臣の系譜をまとめた『伊達世臣家譜』には、後藤家の祖先秀基が織田信長の兄信廣に仕えた際、織田家の家紋である「木瓜紋」を賜ったと書かれている。また秀基の死後、その子である信道が織田信長から「木瓜紋」を家紋とすることを許されたことも記されている。

一方、昭和一二年（一九三七）に鈴木省三氏が仙台藩の民俗事例を考察、執筆した『仙台風俗志』には、後藤氏の祖先が織田信長より「朱塗の槍」を拝領したことが記載されている。またその槍持ちは、長さ三尺の髭を蓄えた関羽の如き大男が務める慣わしがあり、伊達家大名行列における三本の名物槍の一つ「髭男の朱槍」として広く知られていたことが、挿絵とともに紹介されている。

後藤家から町に寄贈された二本の槍と、これらの文献に見える伝承とを全て結びつけることはできないが、専門家による今回の刀剣鑑定の結果から、長槍が室町時代、袋槍が江戸時代の作であるという槍の歴史的な価値は確かなものであり、現状の良好な刀身の保存状態と相まって、二本ともに非常に貴重なものである。

そもそも槍は室町時代に発達した武器で、戦国時代に最盛期を迎えたが、江戸時代になると実戦で使われる機会が失われ、各家の象徴としての性格を帯びていく。鞘頭を裝飾することで家の目印にもなったことから、大名行列時に各家を判別するのに重宝されたといい、伊達三本槍のうち「片倉の糊刷毛槍」「茂庭の胴白槍」は鞘が特徴となっている。しかし、残る一本である後藤家に伝わる「髭男の朱槍」は、槍の鞘は注目されておらず、槍の柄が朱漆で塗られていること、槍持ちの男が長く立派な髭を持つ大男であることの二点が大きな特徴となっている。なお、朱槍は普通の家では持つことが許されておらず、武勲や功績を挙げた限られた人や家しか使うことができないものとされて

いる。このことから勇猛果敢で知られた後藤家が朱槍を与えられ、その朱槍の槍持ちが髭の大男であるという伝承は民俗学的にも興味深い。

以上が文化財指定時の報告の一部である。これにより美里町文化財保護委員会から、「後藤の朱槍」は歴史的にも民俗学的にも価値が高く、町の文化財に相応しく是非指定すべきである、との意見を受け、平成二八年（二〇一六）七月一日に美里町有形文化財に指定された。

なお、これまでの保管状況は十分なものではなく、指定時の調査においても中子が錆びたことにより柄からなかなか抜けないなどの劣化が生じていることが判明した。町では白木の鞘とケースを新たに作成し、保存環境の改善を行い、文化財の適切な保存を図っている。また広く町民に公開し、地域の歴史の理解を深める活動を展開している。

この槍の指定に向けた動きの中で、後藤家文書の存在とその解説について元仙台市博物館長で美里町文化財保護委員会委員長の佐藤憲一氏より助言がなされ、今回の後藤家

文書解読に繋がっていったのである。

佐藤氏からは「後藤家文書は、地域における第一級の資料であるにも関わらず、その存在は確認されているものの、内容が一切分かっていない。小牛田町史の中でも触れられておらず、町の重要な歴史が眠ったままとなっている。朱槍の文化財指定の作業の中では、時間の都合もあり、残念ながら解読にはいたらなかった。しかし、朱槍の文化財指定を機に、町で解読を進め、地域の歴史を解明するとともに、新しくできた郷土資料館でその成果を公開、展示するなどして、住民の歴史学習に資してはどうか。」との助言を頂戴したのである。

これを受けて、まずは後藤家文書を寄託されていた仙台市博物館に相談の上、古文書の所有者である後藤家から許可を頂き、町で古文書資料一式を借り受けた。町の文化財担当では古文書の解読はできないことから、町内有志で組織される「南郷古文書を読む会」に解読の協力を打診すると同時に、専門機関である東北大学に協力を依頼し、ご指導賜ることとなった。美里町での古文書解読事業は旧町時

代を通して初めてのことであり、調整に時間を要したものの、ようやく令和二年（二〇二〇）二月に町教育委員会から「南郷古文書を読む会」に対して正式に解読を依頼し、東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門（野本禎司氏）の指導の下、「後藤家文書研究会」として解読作業が開始された。

後藤家文書解読作業の中では、文化財指定時の調査結果の裏付けが取れたり、また新たな発見がなされたりしており、町の歴史が徐々に解明されるとともに、後藤の朱槍についての理解もより深まってきている。地域の歴史の解明にむけて、町としてより真摯かつ積極的な姿勢で解読事業に臨んでいきたい。

【美里町有形文化財「後藤の朱槍」】

指定名称	後藤の朱槍	「長槍」	「袋槍」	無銘	附朱柄
指定区分	有形文化財	工芸品	（刀剣）		
指定年月日	平成二十八年七月一日				

員数 二

規模 長槍…長 三八・五〇センチメートル

幅 二・一〇センチメートル

中子五七・八七センチメートル

柄四三一・八五センチメートル

袋槍…長 一〇・五〇センチメートル

幅 一・七〇センチメートル

管部一二・五〇センチメートル

柄三八一・二〇センチメートル

時期 長槍…室町時代、 袋槍…江戸時代

所在地 宮城県遠田郡美里町北浦字待江九十八

所有者 宮城県遠田郡美里町

管理者 宮城県遠田郡美里町教育委員会

【刀剣評価書】

長槍 長さ一尺二寸八分

無銘、形状平三角槍身幅尋常ケラ首がやや長く、室

町末期の制作、少し重ね薄く先が枯れ気味に鋭い姿。

鍛え板目肌、上半部に柃目肌がややうねり流れ、地

沸付く刃文 沸本位の直刃調にノタレ丁子足入り、肌

目にそって砂流しかかる働きの有る。

彫りは平面に棒樋有り、朱漆で埋める。

袋槍 長さ三寸五分

無銘、形状正三角槍長さのわりに身中広く、三面が

均等の平地に穂先やや肉付き先とがる。

鍛え小板目よく詰み強い地鉄に見える。

刃文、中直刃、小沸付き微かに砂流しかかる、帽子

は綺麗に丸く、焼き入る。

彫りは三面の平地に棒樋を丸留。管部に木瓜紋あり。

平成二十八年 二月 一日

評価者 刀匠、宮城県美術刀剣保存協合理事

白石市在住 宮城正年 刀匠銘 典真

II 資料翻刻編

【凡例】

- 一、本編は、仙台藩宿老後藤家文書（個人蔵）に含まれる史料を収載した。
- 二、収載史料の概要については、本書Ⅰ論考編【論考Ⅰ】を参照されたい。
- 三、各史料には本編での通し番号を付し、文書名・作成年月日（または記述に含まれる年代）・文書目録番号を付けた。
- 四、文書目録番号は、本書Ⅲ所収の仙台藩宿老後藤家文書目録と対応している。
- 五、漢字は、原則として原文通りとしたが、常用漢字に改めた箇所もある。
- 六、かな文字については、原文通りにした。助詞の「者（は）」「江（え）」「而（て）」「与（と）」「茂（も）」は該当する漢字を用い、小活字で表記した。合字の「ㄋ（より）」「ㄣ（こ）」も原文の表記通りとした。
- 七、改行については、必ずしも原文通りではない。ただし欠字・平出・抬頭は一部そのままの表記とした。
- 八、史料には適宜読点「、」や並列点「・」を付けた。
- 九、文中には、「表紙」「貼紙」「花押」など説明が必要な箇所を注記している。
- 十、割注については「〜」で示した。
- 十一、判読不能な文字は「□」（白ヌキ四角）で示した。
- 十二、現代では誤字と思われる文字を訂正せずに表記する場合、その文字の横に「ママ」を付けた。
- 十三、史料の翻刻は、南郷古文書を読む会会員および上廣歴史資料学研究部門元事務補佐員（後藤三夫、井上瑠菜、菅沼楓）が行い、編集は野本禎司が担当した。

1 家系・由緒

①（藤原姓後藤氏之系図下書） 10 | 2

（表紙）

「 酔ノ返訪春農邨二喧

後藤氏之言

藤原後藤氏之系書 「

藤原姓後藤氏之系圖

正二位右大臣魚名公六代之孫

鎮守府將軍 田原 東太

利仁

武藏守

從五位上

叙用

受領名前傳不申候

從五位下 加賀守

吉信

從五位下 民部少輔

伊傳

從四位下 駿河守

公則

後藤三郎 後藤内 河内守

則經

從五位上 源賴信臣

後藤太 内舍人 坂戸判官

則明

源賴義臣 七騎内也

後藤祖

右衛門尉

公廣

實八從五位上佐藤尾張守公郷子也 (マ)

宮内丞 左衛門尉

實信

白川院武者所源為義屬ス

左衛門尉

實遠

後藤兵衛尉

實基

後藤檢非違使五位上行 左衛門少尉

基清

後藤兵衛尉左衛門尉從五位上 佐渡守

基綱

鎌倉評定衆

後藤兵衛尉左衛門尉從五位下 耆岐守

基政

六波羅評定衆

從五位下 伊勢守 六波羅評定衆

基隆

實ハ基政弟也

從五位下

筑後守

基頼

六波羅引付頭

從五位下

土佐守

基宗

從五位下

耆岐守

基雄

六波羅評定衆

孫八郎

基末

於出羽國置賜郡内ノソキ村・柳澤村・堀金村

右三箇村領之

御當家御旗下ニ屬シ御譜代罷成

候由申傳置候得共、誰代御譜代罷成候哉

相知兼申候

安家	孫次郎
安國	四郎兵衛
實安	三郎兵衛
實時	藤内 田原東太秀郷公
實末	喜八郎
兼末	次郎兵衛

信秀	彦太郎 弟同氏彦次郎秀基織田信長公御舍兄信廣 _江 隨出陳之砌、信長公ヨリ御書ヲ以瓜之御紋拝受 仕勢州於長嶋信廣討死之節彦次郎義も一所討 死仕、一男四郎左衛門幼君二付、信秀方ニ養育 仕置候處、信秀家督無之直々養子ニ仕候二付 瓜之紋之武具相用候處、實父拝領之義候得共 將軍家御家紋之儀遠慮仕相窺候處、實父
信安	孫兵衛
安依	喜太郎
安元	肥前

依武功被相免事^二而不及遠慮候条、家紋^二仕
實名信ノ字共ニ相用候様御許容、瓜之紋并
信之字相用、家紋一円相ハ大馬印ニ仕相用申候
仍信長公ヨリ之御書貞享元年四月
肯山様^江佐藤李ヲ以相入 御覽申候所、重寶仕
所持可仕由被成下
御意被返下候處、宝永年中仙臺大火之節
屋舖類焼仕、御書旧記焼失仕候

四郎左衛門

信道

彦十郎

信家

孫兵衛 肥前

信康

實ハ湯目雅樂丞重弘次男、信家子無
之養子仕候

一 基末代方信康代迄羽州置賜郡ノソキ村・柳沢
村・堀金村三ヶ村領シ罷有候由ニ付、延宝五
年近康代書上仕候通ニ有之三ヶ村被下置候得
共、御知行高相知不申候

一 會津御合戦之節天正十三年方同十七年迄、為
押檜原城ニ被指置、會津御手ニ入候節、會津
之内北方・慶徳之地捍領仕、御給主拾八人被
相預、同年方翌拾八年迄刈田郡湯原口ニ被指
置、同拾九年亘理郡坂本之城在所捍領仕、右
御給主拾八人被相預罷有候處、慶長五年白石
御陳之節、相馬口御心許被 思召、坂本^江罷帰
無油断相守可申由 御意之上於御陳處中鳥毛御
持鎗捍領被 仰付候

一 貞山様方信康方^江檜原城并亘理郡坂本之城
刈田郡湯原口ニ被指置候砌被下置候

御書并其外段々被下置候御書式拾六通
從
晴宗公被下置候御書八通、從信長公秀基并

信道方^江被下置候御書四通、從

植宗様信道方^江被下置候御書老通、都合三拾

九通、貞享元年佐藤杢を以相入

御覽被成下、同三年御年譜御用二付、富田

仁左衛門・真山庄右衛門を以指上、元禄六年

四月被返下候處、前書之通宝永年中大火之節

焼失仕候

一貞山様^江 家康公^方之御書三通如何様之

儀御座候哉、信康代^方所持仕候付、曾祖父節

康代天和式年二月三日佐藤権右衛門（後杢と改

を以指上候^与書記置候、右御書之写

兩度之御状委細令披見候、無相違其

地御渡海之由目出度存候、日夜之御苦身

共察入候、雖不及申儀彈正父子萬事

御指引次第被成候^而、尤二存候、其許頓^而可

被明御陳候間、御帰朝程有間敷事二候

期後音候

卯月廿一日

家康御書判

羽柴伊達侍從殿

幸便之条申入候、うるさん表江御働城共

五六ヶ所追崩被成目出存候、御手之衆

何事無之候哉、承度候、從大明國御詫言

申由、是又大慶存候、其元万事被入御情

義干要^{（マ）}二候、猶御吉左右待入候、恐々謹言

卯月晦日

家康御書判

大崎侍從殿へ

書状令披見候、仍此表之儀、國割申付

各国々^江指下候、可御心安候、会津之儀ハ

来春令出馬可致成敗候、其内無聊爾

様二御分別專一候、雖然最上表有加勢

無異儀候、被 仰付尤二候、委細山岡志摩

口上申候条、令省略候、恐々謹言

十月十五日

家康御書判

大崎少将殿

一慶長年中栗原郡宮沢村^江所替被 仰付

右御給主拾八人被相預追^而桃生郡大森^江

所替被 仰付、右御給主被相預、野谷地新田
所拝領仕候、此節之御知行高貳百五拾貫文
御座候、右貳ヶ村之内一ヶ村何ヶ年ツ、住居
仕候との義、旧記焼失仕相分兼申候、然所
進退被 召放蒙御勘氣罷有候処、慶長拾
六年被成下御免、江刺郡三照村^而御知行
五拾貫文之所、在所共被下置被召出候、右蒙
御勘氣候義は如何様之義ニ御座候哉相知不申
候、申傳候ハ、宮崎・佐沼両御陳之節御供仕候
處城主方降参之御詫言申来候ニ付、宮崎御陳
之御合戦先以其通ニ被遊、佐沼御陳^江御直々
御出馬被遊候、御手段御吟味之内同日夜
信康拔翔仕、城^江火を懸ケ責崩落城仕
候由ニ御座候、信康前度之戦ニ先陳心
かけ申候処先懸有之、二陳ニ罷成候儀義を^と
氣怪ニ存、不達 上聞ニも拔掛仕、上下
八騎^而城中へ忍入案内には家中飯坂
次郎兵衛^与申者ニ申付候、同人義宮崎城主

旧家中御座候処、如何様之品ニて御座候哉
信康家中飯塚五右衛門と申者^江養子相越
城中之儀委細相心得居申者御座候故、右
之者ニ案内為仕、裏之方方火を掛切立申
候ニ付、忽落城仕候由ニ御座候、右之次
第追々及露頭、御軍法相背拔翔仕候、依
不届進退被召放候由申傳候
一 信康儀宮崎御陳より直々佐沼御陳^江
相働申候処、山上内膳と申者大武功之者
有之、對陳之節何時も先キ進ミ引退候節
ハ殿仕、信康儀其日之戦家来永井新六^与
申者討死仕、其外譜代之紋共数人手負
備散乱仕候ニ付、山上ニ出会、討死之覚
語^而ニ只老騎引返シ候処、右内膳儀其日
も例之通敵大勢追散シ、只老人川側へ引
退候ニ付、名乗懸組合双方馬ヨリ落、内
膳ヲ組伏申候處、元来内膳
不双之者ニ有之、拳を以胸板ヲシタ、カ

ニ被突拳之跡三四分ホトクホミ入候得共
ヒルマス、九寸五分拔候内、被刎返危候
處、草摺ヲ疊上サシトヲシ弱リ申候處ヲ
刎倒シ首ヲ搔落シ立退申候處、内膳手之
者共追付大勢被圍危場所ニ至リ候處、鏝
持源七与申者翔着散無ニ之働仕其場ヲ切
拔、川向江引退申候、源七儀下郎ニハ候
得共、兼而武功者ニ候間、追廻リ申付、
織田信廣方秀基子信道申受秘藏仕置候左
文字之刀為取申候

一 信康儀右源七ヲ賞シ候而馬廻リ相加、此
節原田左馬之助与先陳ヲ争ひ、夜中抜翔
ケ仕本丸之石壁江附候處、敵門ヲ開突
出、味方崩レ候得共、信康不引退働候
所、此節鉄炮ニ而兜之鉢五ヶ所被討、其
上右之類被討候得共、左之齒ニ而鉄炮玉
ヲ喰ひ留、死ヲ不顧相働候内、左之股ニ
ヶ所被討危候内、源七儀翔着シ城中マテ

切入討死仕候、此時左文字之刀失ひ申
候、信康儀ハ其頃ヨリ頬切レ肥前ト申習
シ候由御座候、然所、如何様之品御座候
哉、右刀伊達内藏殿先祖參河守殿手ニ相
入居、肥前信康四代目祖父大隅節康義故
彈正殿賀御座候處、賀引出として節康手
ニ相入、尚更重寶仕候

於居館御國家安全之祈禱心經會

執行仕來候處、右左文字之刀重寶之

重代ニ付、此節ヨリ祈禱之主ニ相備

今以毎年正月八日相執シ申候

一 信康儀老万石ニ被成下、宮城郡赤沼邊ニも
御知行頂戴仕候處、何時之頃ニ被召上候
哉、御知行御減少、右地も被召上候由申傳
置候得共、旧記等焼失仕相知兼申候

右赤沼村堤今以後藤堤与申唱、尤長福

寺与申真言宗有之候處、右寺ハ先祖之

祈願所故、近康代貞享三年不動堂村江

勸請仕候

- 一 信康儀右万石以上之節之儀御座候哉、大手脇伊達式部殿當屋敷拝領仕罷有候由御座候得共、何年之頃迄罷有候
- 哉相知兼申候、松ノ木御番所之松其頃信康鉢ノ木致置候松譜代荒井源助と申者
- 露地^江植替候處、御番所之松ニ罷成候由申傳候、仍手前^二而ハ源助松と申唱候由承傳申候
- 一 先祖より黄母衣相掛申候處、慶長五年景勝御退治ニ付
- 政宗様御発向之儀御書上之砌、信康儀御譜代様^二而人数ヲも持兼日黄母衣ヲ相掛武功者故、黄ノ後藤と申習シ候由
- 公義^江も御書上ニ罷成候由承傳罷有候
- 一文禄年中太閤秀吉公朝鮮国就御征伐貞山様高麗御渡海之砌御供仕候由
- 公義^江之御書上ニも罷成候由申傳置候

一天正四年相馬御陳之砌、信康御供仕

公義^江之御書上ニも罷成候由申傳置候

三四郎 上野

近元

一 慶長六年

政宗様伏見^江御登被遊候節江戸表御旅館^音へ

怠徳院様被為 入候御礼被 仰上候ニ付、御登

城被遊候所、御料理御頂戴被遊候處砌、近元儀

部屋住^二而三四郎と申候節御供仕、近元儀も從

怠徳院様御料理頂戴被 仰付、其上藤澤

マテ御傳馬^二而御供仕候

一元和弑年、御加増五拾貫文之所拝領仕、本地

合百貫文之高被成下候

一 寛永十六年

越前守様御年寄被 仰付、正保元年マテ

江戸定詰仕、同年四月五日於江戸病死仕候、右

御年寄勤仕中寛永弑拾年御加増百貫文之所

拝領仕、本地合式百貫文之高被成下候

一 正保元年、御知行之内式拾貫文之所、次男同性

清兵衛方^江分地仕別家ニ罷成候

一 元和六年、遠田郡不動堂村要害在所拝領被

仰付、江刺郡三照村方取移シ申候

一 貞山様赤坂御普請被為蒙 仰付、右御

普請奉行被 仰付相勤申候

孫兵衛

大隅

近康

一 父上野義

要山様御年寄相勤定詰仕候處、寛永十七年

ヨリ部屋住御奉公被 仰付父子共相勤

申候處、大隅御役付之儀相知兼申候

一 大番頭被 仰付兼役御徒小性頭相勤、明暦

三年江戸番頭被 仰付、万治三年

小石川御普請奉行被 仰付、同四年迄奉勤仕、從

殿有院様御裕五、銀子三拾枚拝領仕候

一 寛文六年

雄山様御年寄被 仰付、延宝七年迄相勤申候

一 明暦貳年、御加増四拾五貫六百拾三文之所拝領

被 仰付候

一 万治元年、四貫貳百四拾三文之所御加増拝領被

仰付候

一 寛文元年、拾四貫貳百六文之所御加増拝領被

仰付候

一 寛文拾三年、九貫百貳拾貳文之所御加増拝領

被 仰付候

一 寛文七年、右御知行高之内壹貫三百五拾貳文之所

末家後藤清兵衛子五郎兵衛方^江願之上、又以

分地仕候

一 寛文十三年、右御知行高之内七貫文之所五男

桑嶋孫次郎方^江如願之分地仕候

一 寛文十三年、右御知行高之内貳貫文親類遠藤

覺左衛門信方々^江如願分地仕候、子孫遠藤

長三郎有信ニ御座候、残高貳百六拾三貫八百八拾

八文之所頂戴仕罷有申候

後藤清兵衛

綱康

御知行之内式拾壹貫三百五拾貳文之所

近元・近康兩代前ヶ條之通分地仕候

子孫後藤三郎兵衛良康御座候

五郎兵衛

良康

市郎左衛門

長康

東馬

康満

市右衛門

三郎兵衛

良康

三郎兵衛之守

孫兵衛

大隅

節康

一父近康儀天和元年九月朔日病死仕候處

同三日從

肯山様為 上使木幡源七郎在所

不動堂被相下、御香奠白銀十枚拝領仕候

一同十月廿七日右二付、從

雄山様為 上使江戸表方金子平右衛門被相下、於

仙臺屋敷御香奠白銀十枚拝領仕候

一右近康遺物左之通献上仕候

肯山様_江

備前幸景太刀 一腰

雄山様_江

香箱 二

兎手柏茶入 一

但シ外家之銘

忠宗公御真筆

右ハ江戸表_江以使者献上仕候

一天和弐年、御知行高弐百六拾三貫八百八拾八文之

内拾貫文之所實弟上郡山三七方_江如願之分地仕候

一貞享貳年、御知行高之内三貫八百八拾八文之所
實弟遠藤助太夫方^江如願之分地仕候、殘高
貳百五拾貫文之所頂戴仕候

一貞享五年正月二日

公義^江年始之御使者被 仰付罷登、素袍烏

帽子之相勤、南无申

品川樣^江も 御名代被 仰付相務、白鳥二汗

八菜之御料理頂戴仕候

一元禄貳年、於江戸御幕奉行被 仰付、二月六日

於御座之間

肯山樣御相伴被 仰付、同四月朔日被成下

御意候ハ、其方儀家柄之儀ハ子郎等^与申ニ

有之、品々御叮嚀之

御意之上、壽命之御腰物拝領仕、同六月

廿六日

日光^江御参詣ニ付、上下九拾人ニ^而供奉仕候

御幕奉行^与旧記有之候處、御旗奉行ヲ

書誤候義ニも御座候哉と奉存候

一同九年七月遠州樣御高拾万石被仰付候

御礼

公義^江之御使者被 仰付罷登相勤申候

一同拾壹年、江戸大火ニ付

公義^江御使者被 仰付、道中四日罷登相勤申候

一同年、御國大番頭被 仰付候

一同拾三年 御歸國之御使者被

仰付

公方樣^江御目見被 仰付、御時服ニ、御紋付

御帷子ニ拝受仕候

一同拾六年

御代替之節、伊達安房殿・伊達安藝殿・伊達

左兵衛殿・片倉小十郎・柴田中務・只木下野一同

被相登

公方樣^江 御目見被 仰付、從

獅山樣桐之御紋付御召御羽織拝領仕、從

姫君樣紗綾三卷拝領仕候

一先祖方江戸・他國表立候勤向之節、乘馬二一

疋・七本道具為持候、孫兵衛元康相達候
通御座候

三七

豊常

上郡山九右衛門景常方^江養子指遣申候處
右景常方^分分地仕別家罷成、前ヶ條之通
御知行高之内拾貫文之所分地仕候、子孫
上郡山軍太定為御座候

三七

軍太

軍太

倫常

為憲

定為

助太夫

信辰

遠藤内匠俊信養子指遣申候處、右俊信方より
分地仕別家ニ罷成、前ヶ條之通御知行高之内
三貫八百八拾八文之所分地仕、子孫遠藤市郎
信篤御座候

助太夫

信周

与一郎

信安

市郎

信篤

孫次郎

定康

桑嶋仁兵衛定次方^江智養子指遣申候、父
近康代御知行之内前ヶ條之通七貫文之所分地
仕、子孫桑嶋此面定規御座候

仁兵衛

安積

此面

定規

勘之助

孫兵衛

元康

享保貳年九月、於江戸元康儀勘之助^与申候節

從

獅山様御丁寧之 御意之上、孫兵衛^与

御直々名改被 仰付候、同十月大文字式幅對

御真筆并三幅對御掛物拝領仕候

一同七年五月

御帰國御礼被 仰上候御使者被 仰付罷登

公方様^江 御目見被 仰付候

一同拾貳年閏正月十七日、在所不動堂居館^江

獅山様被為 入候節 御詠哥

拝領仕候

後藤元康於居館

よめる

また爰に来てもとははや浪近き

川邊の宿のかゝる詠めを

同月十七日方廿一日迄 御逗留二付、居館下

川^江留相掛、御屋敷方直々鱒漁相入

御覽、漁之鱒段々献上仕候處、御風味相入候

段被成 御意、其以後在所之産物二仕、引續

献上仕来候

一享保貳拾年正月御奉行職被 仰付候

一元文五年御知行高貳百五拾貫文之内三拾貫文之所

次男同姓多宮方^江如願之分地仕候、残高貳百貳拾

貫文之所頂戴罷有申候

一寛保三年七月九日於江戸御加増五拾貫之所從

獅山様拝領被 仰付本地合貳百七拾貫文之

高被成下候

一同年從

獅山様大日大聖不動明王之

御真筆并富士之繪御掛物、元康臆中仕

候、不動明王^与被遊候

御真筆拝領仕候

一同年在所不動尊堂建立仕候段相達

御耳、明王之御額字同性多宮上使を以

拝領仕候

御額御裏書

明王

御官御名

一同年

獅山様御隠居被 遊、御代替に付

公方様^江御目見被 仰付候、其外

御參勤御供并江戸御留主居度々相務

申候付、其時々

公方様^江御目見被 仰付候

一延享四年二月、中奥^江

忠山様御出馬被 遊候砌、元康御供仕候処、

在所不動尊^江

獅山様御真筆御額相掛置候間、乍

御拝見御參詣可被 遊候旨被

仰出、涌谷^江 御移被遊候節、二月五日

被遊 御參詣候

一寛延貳年、江戸御留主居相勤申候処、青山

御用に付滞府被 仰付、首尾好相務

申候に付、從

忠山様雪舟筆御掛物耆幅并黄金

耆枚 御帷子・御羽織拝領仕候、從

獅山様銀子式拾枚并御帷子・御戾子肩

衣・御襠拝領仕、從

御曹司様

御姫様^茂 拝領物仕候

一同年、江戸詰之節滞府仕候に付、品々被

仰立、御金五百兩拝領仕候

一寛延三年九月病氣指重り候に付、人參

拝領被 仰付、其上

忠山様被為 入居間^江被為 通御叮嚀

之 御意之上、御供之御醫師田村三安

御残被 相附置候事

一元康死去之砌、脇番頭芝多源之助上使

を以 御香奠銀子拝領仕候、御奉行職

享保式拾年方都合拾六ヶ年奉勤仕

在役中 御召物等数々 拝領仕候得共、御品

無御座候に付、不申上候

兵馬 孫兵衛

壽康

一寛延三年九月、父元康儀病死仕候砌

上々様江 左之通献上仕候

獅山様

一大屋形様江

一御茶碗 金海

一御食籠 堆烏

忠山様

屋形様江

一御掛物

左 芦鷺

中 初午

右 芦鳶

狩野栄川筆

胡銅トウ鶉

御曹司様江

一御硯箱 黒塗塩屋

蒔絵

藤三郎様江

一御香爐 黄瀬戸

獅子

藤三郎様江 遺物献上仕候儀、御箸初之砌

御箸上被 仰付、殊二御香篋被 下置候に仕

献上仕候

一獅山様御代父元康義水鳥繫玉鉄炮

討方被成下 御傳授候處

御隠居被 遊候以後

忠山様江 御傳授仕上候様被 仰付に付

不殘御傳授申上候処、右元康義寛延三年

死去仕候に付

獅山様方之御傳書指上候處

御傳書物之義二候間、直々私相傳候様可仕

旨木村藤馬奉書を以御弟子被成下旨被

仰出被返下、只今以所持罷有申候

一寛延四年、御申次被 仰付、宝曆七年

正月、御宿老被 仰付、當御屋鋪拝領被

仰付候事

一 寶曆十年

姫君様被為 入御婚禮相濟

近衛様御始京都^江御使者被

仰付、同年二月御当地出立罷登、江戸表^江

姫君様御着之節為

御迎川崎迄罷出、二月下向江戸出立、罷登

之節 御召御熨斗目拝領

近衛様御始、右御使者首尾好相勤

近衛様・廣幡様^江御太刀・馬代献上

其外 御一家様并御親類様方迄

自分献上物仕、御祝儀申上

近衛・廣幡様^江御目見被

仰付、御吸物御相伴被

仰付、太刀拝領仕候事

一 近衛様方 忠光

但御拵寶盡

猪三所物

一 廣幡様方 重光

但御拵猪三所物

寶尽シ

一 近衛様・廣幡様・御一家様方

御銘々拝領物被 仰付

久我様御始御親類方^江も 御目見

拝領物等仕候事

一 京都逗留中、從

近衛様御自筆御讚之御繪二幅并

御薰物十炷拝領、右之外御肴拝領仕

從

廣幡様も品々拝領物仕候

一 右御使者首尾好相勤御国元^江罷下候に付

從

屋形様

姫君様拝領物仕候

一 將軍 宣下御老中方御招請有之

滞留被 仰付、右御招請之節、從

御老中方御盃頂戴、右御祝儀相濟候以後□^(欠損)

罷下申候事

一明和六年四月十日御奉行職被

仰付候事

一明和八年三月八日

屋形様被為 入、乗馬并角力等相入

御覽、内證^江被為 入候以後御囃等在之候事

一被為 入於書院

御目見被 仰付、紗綾拝領被

仰付、於 御休所御膳指上、御茶・弁当

拝領被 仰付候処、右道具之内御茶杓ハ

獅山様御作御座候、内證^江被為

入候以後寛々被遊 御楽

御大慶被 思召旨

御意之上、堂上方寄合書六歌仙拝領

被 仰付所持罷有候

一妻娘弟同姓仲佐迄拝領物仕

御目見被 仰付、献上物も仕候

御帰之節、同性他性之弟等迄

御目見被 仰付、家来共式人

御通之 御目見被 仰付候

一先祖信康代宮崎并佐沼御陣^二而着用

数ヶ所鉄炮玉跡有之候兜并佐沼^二而山上

内膳組打二仕候節着用之具足胸板二

内膳拳之跡在之候を、父元康代右拳跡

張出シ綴直シ候趣共二申上、右内膳首取候

鎬キ藤四郎之九寸五分共相入

御覽申候

一高祖父近元儀

要山様御年寄相勤申候節御下着^江

古哥御自筆二左之通被遊候を拝領仕候ヲ

相入

御覽申候

いかなる事かおもひけん、ふるき事

かきつけ侍りぬ

我恋は ミ山かくれ乃草なれや

しけさまされとしる人のなき

いとせめて恋しき時はうハ玉乃

夜の衣をかへしてそ□□(きる)

(貼紙表)

要山公 諱光宗小字万助丸、徳川家光公

伊達氏第十 一字ニ賜ハリ光宗ト云ふ、義山公ノ

九世タルベキ 二子、母ハ徳川秀忠公ノ養女、実ハ

人 播磨宰相池田輝政卿ノ女ナリ、寛永四年丁卯

二月八日於江戸生マル、同十六年四月十四日

元服、五位下ニ叙シ越前守ニ任ス、全二十年侍従

ニ任ス、正保元年十月工甲江戸ヲ發シ仙台城ニ入

小、同二年工月晦申仙舎ニ着シ、三月七日江戸ニ

到小、同正保二年九月八日卒ス、年十九、円通院殿

要山秀閑居士ト諡ス(一本秀ヲ透ニ作ル)松島ニ

(貼紙裏)

葬ル後チ寺ヲ松島ニ建テ円通院ト云フ

後藤上野近元寛永十六年ヨリ正保元年マテ要山

公御附役仰付ラレ江戸定詰中同公ノ御

下着ヘノ御自筆ニテ右歌拝領

一御帰之節玄関江被為 迎廣□□(欠損)

武具従

貞山様拝領仕候中鳥毛之御持鐘、中鐘ニ相用

置候を品々申上相入

御覧申候

一御召物等数々拝領仕候御品御座候ニ付、右申上候

一右之外先祖代重キ拝領等之儀可有之候得共

旧記焼失、相知不申候

一年始御祝儀江戸表

上々様江申上候儀、私家ニ而ハ代々以飛札申上来候

処、天和式年祖父節康儀御役付之節、同役並方飛

札ニ無之候ニ付、其節之御奉行中江相窺候処、同

役江無構先祖之通以飛札申上候様指圖有之

(裏表紙)

「後藤孫兵衛儀連々不如意」(欠損)

私聞候段後年書留之「(欠損)」

道家権右衛門儀御用之儀有之候間、

明日御評処指出候様御首尾可被下候

御首尾可被成

②（後藤家歴代戒名書上帳） 10 | 1

貞京三寅年四月六日

世諦院殿法心無外大姉

同百八十一年

貞享元子年四月三日

自照院殿安室宗心大姉

同百七十九年

元文元辰年四月廿六日

保壽院殿寰窓了海大姉

同百二十七年

享保十三申年六月十五日

清涼院殿夏室浄林大姉

同百三十五年

宝曆十一辛巳年三月四日

永昌院殿華滂壽蓮大姉

同百二年

宝曆三癸酉年八月十九日

伏待院殿月晃妙勘大姉

同百十年

宝曆八戊寅年六月廿七日

何葉院殿蓮浄妙臺大姉

同百五年

宝曆十一辛巳年八月廿日

靈光院殿月窓妙輪大姉

文久二戌年マテ百二年

寛政七乙卯年七月廿六日

鶴松院殿觀室相含大姉

同 六十八年

文政元戊寅年五月十九日

法性院殿博淳知貞尼大姉

同 四十五年

天保五年三月廿四日

明光院殿圓覺知性大姉

同 二十九年

四月廿一日□□□□

於多喜様

大隅節康公実

母近康公妾ナリ

大隅節康公ノ室

大隅公妾^而

元康公実母ナリ

元康公ノ室

元康公ノ室

壽康公初室

壽康公後室

壽康公ノ後々室

壽康公ノ後室

藏人良康公ノ室

充康公ノ初室

安永四未年壬十二月四日

見徳院哲應了悟居士 壽康公ノ弟

同 八十八年 俗名仲佐

明和四丁亥年正月五日

超前院松庵喜永居士 後藤喜永

同 九十六年

寛政九丁巳年十二月十一日

青松院徹巖寸苗居士 壽康公ノ末子

同 六十六年 俗名保治

寛保二戌年七月十日

芙蓉院秋巖蘆江大姉 元康公ノ妾

同 百二十一年

寛保三亥年九月十八日

一元院明輪心月大姉 元康公ノ妾

同 百二十年

明和二酉年五月廿六日

玉輪院水殿妙晶大姉 壽康公ノ妾

同 九十八年

明和六丑年三月廿六日

光夢院釋尼妙宗 壽康公ノ妾

同 九十四年

安永二巳年九月廿九日

妙得院繫室玖永大姉 後藤喜永室

同 九十年

文化二丑年十月廿七日

體了院如安明鏡大姉 壽康公ノ妾

文久二戌年マテ五十八年

文化十三子年十月十四日

清月院寒窓妙松大姉 壽康公ノ女

同 四十八年

天保十亥年五月廿三日

智明院安貞妙性大姉 後藤藏人

同 二十四年

安政六未年十月朔日

孝壽院心田永安大姉 良康公ノ妾

同 四年

寛文二寅年十月十八日

骨岩徹公居士

後藤清兵衛

同 二百一年

天和二戌年四月十九日

海月清潮大姉

御同人之妾ナリ

同 百八十一年

享保四亥年九月八日

清眼常光居士

元康公ノ弟

同 百四十四年

享保八卯年五月十一日

得法知見居士

元康公ノ弟

同 百四十年

享保八卯年八月十九日

香顔幻空童子

元康公嫡子

同 百四十年

享保七寅年七月八日

如實幻露童子

元康公小子

同 百四十一年

俗名育治郎

元文五申年七月廿一日

光幻利電童女

元康公ノ女

同 百四十一年

元文五申年八月二日

指禪了頭童女

元康公ノ

同 百二十三年

寛保二戌年七月十日

薔的中薇童子

元康公ノ妾男

文久二戌年マテ百二十一年 俗名六之亟

寛保三亥年正月十二日

春湖浪沫童子

元康公ノ妾男

同 百三十一年

延享元子年三月五日

松吟香風童女

元康公女

同 百十九年

延享四卯年六月廿九日

凉天槿露童子

元康公ノ男

同 百十六年

俗名養之進

宝曆四戌年七月晦日

水顔如温童女

元康公女

同 百九年

宝曆七午ノ年正月朔日

春臺覺夢童女

壽康公ノ妾女

同 百六年

宝曆十辰年四月廿六日

玉影走盤童女

壽康公ノ妾子

同 百三年

宝曆十三未年六月廿七日

蘭庭常秀童女

壽康公ノ妾子

同 百年

明和元申年八月十五日

幻空已電童女

壽康公ノ子

同 九十九年

明和元申年九月八日

一輪院心月孤舟童女

壽康公ノ妾女

同 九十九年

明和元申年九月九日

宝岩幻珠童女

壽康公ノ妾子

同 九十九年

安永四未年壬十二月十日

幻梁智光童女

壽康公ノ子

同 八十八年

天明五巳年八月二日

梅檀院香顔智秀童女

壽康公ノ女

同 七十八年

文政元寅年十一月十一日

清光院寒月洞中善童女

良康公ノ末女

同 四十五年

天保五午年三月廿四日

桃顔明露童女

後藤孫兵衛

文久二戌年マテ二十九年

玉光院寒庭明性童女

充康公ノ女

天保八酉年十一月廿六日

玉光院寒庭明性童女

充康公ノ妹

同 二十六年 於千穗様

天保十一子年十二月十三日

玉顏慧明善童女 充康公ノ女

同 二十三年 於富様

天保十三寅年七月十九日

秋露如幻童女 充康公ノ女

同 二十一年 於幾様

天保十五辰年六月十三日

實顏中薇童子 充康公ノ次男

同 十九年 俗名貞五郎

弘化三年正月十三日

春曉院覺夢幻泡童子 充康公ノ三男

同 十七年 俗名幡之助

弘化四年十一月十九日

靈明院禪心玄法童子 充康公ノ四男

同 十六年 俗名又兵衛

嘉永元申年十月十三日

朝光露散善童子 充康公ノ七男

同 十五年

嘉永四亥年二月廿四日

青隣院幻靈周英善童子 充康公ノ八男

同 十二年

安政四巳年九月三十日

快顏院月溪宗心善童女 充康公ノ女

同 六年

從是御末家 写

天明四辰年七月廿六日

一白軒萬翁了壽禪定門 後藤金吾

同 七十九年 実父

文化六巳年十一月廿二日

不入軒貴庵常悦居士 後藤兵衛

同 六十二年 実父

天保九戌年五月十六日 三照村正源寺二入ル

ノ、齊皎庵悟道居士 後藤又左衛門

同 二十五年 実父

文久元酉年六月廿七日

惠林院機峯玄貴居士 後藤大之進吏

文久二戌年マテ二年

文久二戌年六月十六日

壽光院義峯宗卓居士 後藤又左衛門吏

同 一年

宝曆九卯年九月三日

柳梳院偃風粧娟大姉 後藤多宮

同 百二年

寛政七卯年十一月廿日

圓照院光顏惠明大姉 後藤金吾

同 六十八年 実母

文政元寅年七月廿二日

清雲院涼月秀光大姉 後藤徳治

同 四十五年 実母

文政三辰年七月十五日

端巖院相顔妙好大姉 後藤徳治

同 四十七年 妻

文政八酉年二月廿七日 御城下北山大林寺二入

昌壽院花窻妙栄大姉 後藤兵衛母

同 五十二年

天保十五辰年四月八日 三照村正源寺二入ル

延壽院花屋妙緑大姉 後藤又左衛門

同 十九年 後妻

宝曆九卯年八月廿二日

月輪霜溪童女 後藤多宮娘

同 百二年

安永二巳年十二月五日

玄說了泡童子 後藤金吾子

同 九十年

安永四未年十二月十七日

玄幽善童女 後藤金吾娘

同 八十八年

寛政十午年月日不知

寶岩祖孫童子 後藤金吾子

同 六十七年 金八吏

文政三辰年八月四日

朝暎善童子

後藤德治子

同 四十七年

天保二卯年八月二日

指頭禪童子

後藤又左衛門子

同 二十六年

③御先祖様御書上諸事御用留 22

(表紙)

「御先祖様御書上

諸事御用留 一

元龜貳年 天正拾九年

文祿四年 慶長拾九年

元和九年 寛永貳拾年

正保四年 慶安四年

承應三年 明曆三年

万治三年 寛文拾貳年

延寶八年 天和三年

貞享五年 元祿拾七年

寶永

近康公就御病氣節康公御番入御願被相出候
依之仰渡之趣左二記之

後藤孫兵衛

同苗大隅就病氣、為番代其方御番入願被

申候、如願御番代ニ可被召使候、御番入之儀

者御免被成候、御目見之砌列之儀者伺公

之間・上之間ニおひて武田伊右衛門上ニ相詰可申候

大隅番代之儀之条大隅御座敷被 仰付事

御取次柴田中務殿

酉ノ五月廿二日

一同五月廿九日、右着座之御礼被仰上候、於

御座之間 御目見被 仰付候、御披露冨塚長門殿、

御太刀目錄御献上之事

一同年七月十五日 御前様於武州御安産

御曹司様御誕生被遊、依之御祝儀御使者

遠藤源左衛門勤之、節康公方始而之御使者

御曹司様へ御産衣代銀貳枚

御前様へ銀老枚

一同廿二日、右御祝被仰上 御目見被成候事

一同廿七日、御料理御拝味三汁八菜之由

御能七番御拝見被 仰付事

一同廿八日、近康公へ 御目見被 仰付候得とも

猶以御病氣御指重り無御 登城、御觸二ハ

後藤大隅・奥山大炊・富田老岐右御三人へ之事

一同年八月三日、近康公 御目見、同十九日方御

病氣御指重、御療治佐久間玄勝・大原正鉄

引続御病氣弥増被為重、氏家養安老

同柏庵老御葉被召上候、同夜ノ八時方猶以

御病氣被為替候、九月朔日朝五時御落命

御歳六拾三歳御遠行之事

一九月三日前 近康公御遠行付 従

太守様為 上使木幡源七郎殿不動堂御

在所へ御下

御香奠白銀拾枚被下置之、介添御上行衆

黒田利左衛門殿御在所御屋敷へ右

御香奠於御屋敷御頂戴、御料理魚鳥及川

庄太夫於宅御饗膳二汁五菜、及暮御立

松山二御旅宿、右源七郎殿へ御出會之衆

小國平右衛門殿

永江六郎殿

中津川太左衛門殿

遠藤七之允殿

右御香奠被下置付御礼御家老衆迄被

仰上候、御親類之内被仰上、可然付、石田

孫市殿へ被仰達候得^者就御病氣、中津川長作殿

被相頼候所、御當番付片寄兵左衛門殿・黒木

上野殿へ迄右之御礼被仰上事

同年十月十八日御家督御願書物御親類衆被相出候

遠藤山城殿

石田孫市殿

津田民部殿

白津勘之介殿

永江六郎殿

御在所被成御座御連名無御座事

津田民部殿、宮城利府へ

江戸へ御使者被 仰付御判願無シ 後藤五郎兵衛

御鷹野御供御出無シ

品川様方同年十月廿七日朝、為 上使定

後藤大隅儀當九月朔日病死、跡式御知行

御供衆金子平右衛門殿江戸方被相下候

高式百六拾三貫八百八十八文之所無御

御香奠白銀拾枚被下置之候、御料理

相違嫡子同氏孫兵衛被下置候間、御本

魚鳥仙臺於御屋敷御頂戴之事、右御

帳直シ地形引續相渡 御黒印下書

使者御饗應御相伴中津川太左衛門殿、御勝手

調之候様ニ可被申渡候、但親類衆ニテ

中津川長作殿・永江六郎殿・遠藤角左衛門殿・小國

願覚書指出し候趣遂披露候所、如

三之允殿・遠藤権介殿、次第不同之事

願之被成下旨依 御意如此申候、以上

右御香奠御礼被仰上候、佐々伊賀殿迄中津川

酉ノ天和元年

太左衛門殿御座被成候事

霜月三日 伊賀

一同十一月朔日、從 品川様御香奠被下置候

上野

御礼瀬上淡路殿へ以御飛脚被仰上候事

修理

右之御飛脚及川次郎兵衛勤之

松林仲左衛門殿

一十一月三日、御家督御願黒木上野殿於御宅

大町清九郎殿

御親類衆石田孫市殿御名代、同新五郎殿

川村孫兵衛殿

遠藤山城殿御名代、田中主計殿御痛所有之付

一同十一月十一日、御継目御礼

白津勘之助殿

御目見被 仰付御太刀御馬代御献上也

白銀三枚御奏者富塚長門殿之由、家来三人 御目見被
仰付候

御申次大條三郎左衛門殿

熊谷藤右衛門

御申次宮内土佐殿

遠藤源左衛門

御申次遠山帶刀殿

高橋長右衛門

右三人御太刀目録奉献上之金老切つゝ

御小廣間ニテ

御遺物被指上候事

天和元年十一月十九日江戸へ被為相登候事

品川様へこの手かしわ御茶入、右御茶入

外家 忠宗様御墨跡、この手かしわ

因茲被指上候并御香箱右二色御

献上、御使者黒沢金右衛門江戸へ罷登勤之

同

一十一月廿四日 太守様へ備前幸景御腰物

白さや被指上候、黒木上野殿へ熊谷藤右衛門
勤之事

一同月廿五日、於 御城御國脇御番頭

御直々被 仰付、翌朝右御役目御礼

被仰上候事

一十二月四日、右御役目被 仰付候

御目見被仰付、御太刀御馬代御献上

鳥目五十疋被指上之御奏者

宮内土佐殿

天和式年五月廿一日、佐々伊賀殿遠藤内匠守方

御指紙、早々御上府可被成由申来候付^而

御登、同廿三日、伊賀殿御宅二^而武田伊右衛門殿

跡御役目御歩小性頭被 仰付定詰

右御役目御礼江戸へ被仰上候御飛脚

葛岡兵太夫

一右御役目定仙被 仰付候付、六月七日

御暇四十日被仰上候事

一同年六月二日方仙臺御定仙付御作事

右奉行鎗田弥介被 仰付相勤

七月十日御家二つ罷出候事

一同八月三日方御婚礼付九月迄御暇被仰上候事

八月十四日御祝言之事

渡辺清右衛門殿不動堂方御迎

氏家新兵衛殿・上郡山三七郎様(マ)

右御婚礼付仙臺方御出之衆

氏家新兵衛殿・小野弥左衛門殿

中村善兵衛殿・山崎平太左衛門殿・(虫喰破損)
□□

父子・森田孫九郎様・山家庄藏殿

遠藤権介殿・同七之允殿・小國

七右衛門殿・武山庄之介殿・大内蔵人殿

高成田半介殿・同善之允殿

長次郎殿・大内三太夫殿・岡部

御料理

所左衛門殿・大宮権九郎殿

岩出山方三日御使者中川伊兵衛

此方方熊谷藤右衛門

同八月十八日岩出山へ御聳入、御供高橋

長右衛門、介添近藤左吉

御聳御引手物御腰物左文字組ひかき

一天和式年九月廿三日三七郎様へ御分知御(マ)

願被相出候左二記之、小野弥左衛門殿御頼

被相出候事

一拙者御知行高式百六拾三貫八百八拾八文

之内、江刺郡三照村二て拾貫文實弟

上郡山三七二當時方分被下、右三七知行

三拾貫文へ取合四拾貫文之高二被成下候

様奉願候、三七儀小身二て御奉公仕兼候間

願之通二被成下、末々御奉公相續仕候様二

申上度奉存候、以上

天和式年

九月廿三日

御重判

大町備前殿

津田民部殿

古内造酒助殿

遠山帶刀殿

一天和式歲十二月廿日、江戸へ御年頭御飛脚被為

登候御同役衆へ被仰合候得共、先年方不被

相登付御家老衆へ御内々被為聞候得者

前君近康公方被為相登、引續御同役二

無御構被為相登可然付被相登候、御當代二

罷成始^而御飛脚

鈴木新右衛門

太守様へ御太刀・御馬代

御曹司様へ右同断御奉書有

右ハ柴田中務殿・遠藤内匠殿方

以御相談御指圖付^而

一同霜月朔日御國腋番頭

御直々於御座之間加役被 仰付、上郡山

九右衛門殿腋御番頭、和田隼人殿御同役

一二月四月朝明六ツ時御登 城、於

御前御朱印御頂戴 御直々御取次

柴田但馬殿

太守様上段之間二^而 御直々被下置候由

右御朱印御一族並二御座候事

一二月三日 権現様方政宗様へ御書三通

佐藤権右衛門殿御取次

二て被指上之候

右御書桐の箱へ入紫のふくさへ御包被指上之候

右御書之写

兩度之御状委細令披見候、無相違

其地御渡海之由目出度候、日夜之

御苦身共察入候、雖不及申淺弾正

父子萬事御指引次第二被成候て

尤二存候、其許頓^而可被明御隙候間

御帰朝程有間敷事二候、期後音候

卯月廿一日 家康御書判

羽柴伊達侍從殿

幸便之条申入候、うるさん表へ御動

城共五六ヶ所追崩被成由目出

存候、御手之衆何事無之候哉

承度候、從大明國御佗言申由

是又大慶存候、其元萬事被入御情
儀肝腰二候、猶御吉左右待入候
恐々謹言

卯月晦日 家康御書判

大崎侍從殿へ 家康

書状令披見候、仍此表之儀國割
申付各国々へ指下候、可御心安候
会津之儀者来春令出馬可

致成敗候、其内無聊爾様二御分
別專一二候、雖然最上表有加勢
無異儀様二被仰付、尤委細

山岡志摩口上申候条令省略候

恐々謹言

十月十五日 家康御書判

大崎少將殿

右三通之御書被相留置候事

一同二月十四日御先祖御奉公之勤功可申上由
且又何ぞ拝領物有之候ハ、可申上由、依之

佐藤權右衛門殿へ被仰上候

後号佐藤左

拙者祖父後藤上野儀江戸赤坂御普請

奉行被 仰付由 政宗様御他界二付_而

一日勤仕候由承傳候、此段ハ可被仰上由ニテ

相扣不被仰上事

拙者亡父後藤大隅小石川御普請奉行

万治三年三月被 仰付相勤、御拾五、銀子

三拾枚 殿有院様方拝領仕候

右之段天和四年二月十四日佐藤

左殿を以被仰上事

慶長六年之比

一後藤三四郎名乘御尋二付被仰上候事

一後藤三四郎近元右名乘書付指上可申由

御觸二御座候、拙者祖父後藤上野事二

御座候、慶長六年之比ハ上野様十六之比

貞享元年

七月十六日

畑中惣助殿

金子長右衛門殿

一 肥前様信康慶長拾九年八月八日五拾

九歳ニテ御遠行

一 上野様近元正保元年四月五日六拾歳ニテ

御遠行

一 大隅様近康天和元年九月朔日六拾三歳

御遠行

一 御先祖後藤四郎兵衛様信家御實子無

御座、湯目雅楽之允様御二男孫兵衛様右

四郎兵衛様御養子、室遠藤山城様御弟

遠藤不入齋様御息女様

一 上野様奥様天童甲斐守様御息女様

一 慶長五年、宮代御陳肥前様御名乗書上

可申由付信康と書上申候、畑中惣助殿

金子長右衛門殿へ

貞享元年七月廿一日

鎗田弥助持参仕候

一 肥前様御母衣為 御意江戸へ為相登可申由

金子長右衛門殿・畑中惣助殿へ

遠藤源左衛門持参仕候

曾祖父後藤肥前懸申候黒母衣指上

可申由 御意之旨畏入則指上申候、以上

貞享元年九月廿七日

金子長右衛門殿

畑中惣助殿

一 後藤四郎兵衛方已然之御奉公之品覚不申候

肥前儀^者米沢ニ被成御座候時分ハひばら御

境目ニ被指置候、御國替方坂元ニ被指置

御陳之節^者胞衣被 仰付候、其外御奉公

之品覚不申候、貞山様御代ニ上野儀

御番頭被 仰付、義山様御代も不相替

御番頭被 仰付、已後

越前守様へ御家老被 仰付御奉公申上

病死仕候、肥前儀湯目雅楽之允二男ニ御座候

後藤四郎兵衛養子罷成後藤ニ罷成候

極月十八日

後藤大隅

真山庄兵衛殿

望月庄太夫殿

一祖父後藤上野 貞山様御代江戸腋御

番頭御歩小性頭被 仰付相勤申内、江戸赤

坂御普請奉行相勤 義山様御代江戸

御番頭被 仰付候、年数月日者分明二不承傳候

寛永拾六年 越前守様江被相付江戸定詰

仕候内、同拾七年嫡子後藤大隅被召出四ヶ年

要山様へ親子御奉公仕候、上野五ヶ年江戸致

定詰、正保元年四月五日於武州江戸病死仕候

御奉公之年数者承傳不申候

一亡父後藤大隅ニ右同年ニ家督無御相違被下

置、引續定詰式ヶ年仕、取合六ヶ年相勤申候

要山様御遠行已後、御國御番頭并御歩小性

頭も加役ニ被 仰付拾式ヶ年相勤申候所、明曆

三年、江戸御番頭被 仰付、萬治三年三月

小石川御普請奉行被 仰付江戸へ罷登、同四年

之三月迄相勤申候所ニ、寛文八年方

品川様へ御奉公被 仰付、延寶七年迄拾式ヶ

年相勤、就病氣願申上御役目御免被成

下、同九年九月朔日病死仕候

御奉書之写

為 御意申達候、慶長五年、最上・宮代

一両御陳之事書記候物有之候ハ、反古之

様ニ而も不苦候間可被指上候、勿論承傳二而も

疑敷事二而も無遠慮可被申上候、最上

宮内両御陳之外ニも 貞山様御代之事如何様

之儀二而も書記候物所持候ハ、可被指上候、右之

趣委細可申遣由被 仰付候、恐々謹言

貞享元年

十月三日

佐藤 杳

後藤孫兵衛殿

尚々今度

公儀御書上御用ニ入申候間、書記候物ハ不及申

承傳も候ハ、可被申上候、方々御取合御吟味

被遊候間、疑敷事^二而も書記候物、又ハ承傳も候ハ、
無遠慮可被申上候、祖父上野

貞山様御代之儀委細覚、物語承候年寄候

内之者も候ハ、慥ニ無之候共承傳可被申上候、以上

右御請

去ル三日 御奉書昨七日相達拜見仕候、慶長

五年、最上・宮代両御陳之事書記候物有之候ハ、

反古之様にても不苦候間可指上候、勿論

承傳候^者疑敷事^二而も無遠慮可申上候

最上・宮代両御陳之外ニも

貞山様御代之事如何様之儀^二而も書記候物

所持仕候ハ、可指上候、今度 公儀^江御書上

御用被為入候之間、書記候物^者不及申、承傳も

候ハ、可申上候、祖父上野

貞山様御代之儀委細覚、物語承候年寄候

内之者も候ハ、慥ニ無之候共承傳可申上由

御書面之趣承知仕候、反故分見届、且又

家来共在所ニ指置申候間、承届委細追^而

可申上候、右之段為可申上如此御座候、恐惶謹言

同年

十月八日

後藤孫兵衛

佐藤 杳様

一筆致啓上候、然^者慶長五年、最上・宮代

両御陳之儀書記申候物、反故之様^二而も

指上、勿論承傳候^者疑敷事^二而も無遠

慮可申上由 御意之旨畏入奉存候

年寄候内之者ニも承候得共、一切覚不申候

最上・宮代両御陳之外ニも

貞山様御代之御事如何様之儀^二而も書

記申候物御座候ハ、指上可申由、依

御意曾祖父孫兵衛所々御陳所方被下置候

御書所持仕候間、若御用ニ入申御書も御座候かと

指上申候、此外ニ反故^二而も無御座候間、且様ニ

御披露可被下候、恐惶謹言

同年

十月十四日

後藤孫兵衛

佐藤 李様

一筆致啓上候、然^者亘理郡坂元二先年後藤

孫兵衛被指置候、何ヶ年住居申候哉相

知不申候由、大條監物殿方之書立有之候

右孫兵衛殿何年方何年迄坂元住居候段

年数年号御書立拙者方へ可被差出候

此度、御一門衆・大身衆所々在所之儀委細

承立可申上由、依 御意如此御座候、以上

貞享元年

十一月廿六日

渡辺七兵衛

後藤孫兵衛様

以手紙致啓達候、寒氣甚御座候、弥御堅固

被相勤候哉、承度存候、然^者先達曾祖父後藤

孫兵衛曰理郡坂元二先年被差置候儀、在所へ

申遣候、承候得^者古ギ者共大願相果實儀

相知不申候、乍去米沢方御國替之節方

拾ヶ年程坂元二住居仕候由承傳候、以上

十月六日

後藤孫兵衛

渡辺七兵衛様

御奉書写

尚々佐沼御陳ハ天正拾九年之儀御座候、以上

為 御意致啓達候 貞山様佐沼へ御働之節

後藤孫兵衛城之石壁二付^而引退不申相

働之由書記候物御座候、此節名乗何と申候哉

肥前と相改候ハ何時方之事ニ候哉、委細

可申被申上候、尤於佐沼孫兵衛働之品書

記候物又ハ承傳も候ハ、委細可被申上候、右

之通 公儀へ御書上被成候御用ニ被為入候間

早々可被申上候、御請之御状ハ上郡山九右衛門、

各務因幡方へ可被相出候、御飛脚役を以

被指登候様ニと右兩人へ申遣候、恐々謹言

貞享元年

二月廿四日

佐藤 李

後藤孫兵衛殿

右御請、上郡山九右衛門殿へ被遣事

去ル廿四日御奉書、廿八日奉拝見候

貞山様佐沼へ御働被遊候節、拙者曾祖父

後藤孫兵衛城之石壁ニ付候^而引退不申

相働申候由、御書記之物ニ御座候由、其節

孫兵衛實名、且又肥前と相改候儀何時之儀ニ

御座候哉、委細可申上由、畏入奉存候、名乘

信康と申候名改之儀、年月^者相知不申候

最前御觸付、佐沼御退治之節、右肥前

儀働之品相知不申候得共、手を負申段

承傳候、尤月日相知不申候、右之通宜様ニ

御披露可被下候、恐惶謹言

同年

二月晦日

後藤孫兵衛

佐藤 本様

為 御意申達候、慶長五年之比後藤肥前

信康何方ニ居城仕候哉、早々可被申上候

御請状ハ九右衛門・因幡方へ可被指出候、御早

飛脚を以差上候様右兩人へ申遣候

恐々謹言

同年

三月四日

佐藤 本

後藤孫兵衛殿

右御請各務因幡殿へ

猶以三月晦日之御状則入 御披見申候

且又肥前左之節知行高何程ニ候哉

何御役目ニ候哉、段々居所替々候哉

只今之在所^者先祖誰代方始^而居

被申候哉、當年迄何年ニ成候哉、此等之

趣委細可被申上候、以上

過ル四日之御奉書同七日奉拝見候、慶長

五年之頃曾祖父肥前何方ニ居城并其節

御知行高・御役目之品段々居所委細ニ

早々可申上旨畏入奉存候、承傳候品々別

紙書立差上申候間、右之通宜様ニ御披露

可被下候、恐惶謹言

三月八日

後藤孫兵衛

佐藤 李様

右書上

一 曾祖父肥前信康儀、天孝拾九年方慶長

六年迄拾ヶ年余日理郡坂元二御知行高

貳百五拾貫文被下置居城、御給主

拾八人御預ヶ被下、相馬表押被

仰付候、白石御陳之節、相馬方御手切之

由右御陳へ申来候付、右肥前二中鳥

毛之御持鎧被下置、猶以坂元相守

可申由被 仰付候由承傳候、右御鎧爾今

所持仕候

一 慶長六年之頃方同拾六年迄拾壹ヶ年

栗原郡宮沢村・桃生郡大森両所二

居所仕候、分而年数相知不申候

一 慶長拾六年方元和六年迄拾ヶ年江刺郡

三照村二居所仕候、右肥前儀慶長拾九年二

病死仕候、引續祖父上野罷有候

一元和六年方遠田郡不動堂村へ右上野取

移、今年迄引續六拾六ヶ年罷有候、以上

貞享仁年

三月八日

後藤孫兵衛

御重判

佐藤 李様

去ル八日御請之御状今日到着、別紙覚書共二

則入 御披見候、後藤肥前儀天正拾九年方

亙理郡坂元二居住之由覚書相見得候

何月坂元被下在城仕候哉、月日知候ハ、可被

申上由被 仰付候

一天正拾三年 貞山様會津領檜原御攻

取、其所右肥前被指置候由二候、其已後

何方々二居城仕候哉、且又天正拾九年佐沼

宮崎御陳へ者坂元方罷越候哉、委細

可被申上由被 仰付候

一 慶長五年 貞山様白石へ御働之節

相馬方手切之由、右御陳所へ申来候二付^而

肥前儀弥坂元相守可申旨被 仰付候

由覺書二相見得候、此時分之儀二候右御用心

坂元へ被遣候哉、又相馬筋之儀唱候も

有之候故被遣候哉、但相馬殿手切必定

被遣候哉、此節相馬殿手切候得^者

権現様へ逆心二罷成事二候、大切之儀二候

条能々吟味仕、品々委曲可被申上由

被 仰付候、右之通御急用二候間早々

御請状九右衛門・因幡方迄可被指出候

恐々謹言

三月十二日

佐藤 柰

後藤孫兵衛殿

過ル十二日之御奉書十五日ニ奉拜見候

曾祖父後藤肥前儀天正拾九年ニ坂元

被下置、宮崎・佐沼御陳へ罷出候儀可申

上、同拾三年 貞山様會津領御攻取

之地檜原ニ被指置、其已後何方々居住

仕候哉、可申上旨、且又白石御働之節

坂元相守可罷在由 御意之旨、委細ニ

早々可申上旨、畏入奉存候、別紙ニ書立

指上申候間宜様御披露可被下候、恐惶謹言

三月十八日

後藤孫兵衛

佐藤 柰様

別紙御書立

一曾祖父後藤肥前先祖方下長井之内

のそきと申所ニ居住仕候、御知行高不承

傳候、會津領被遊御攻取、檜原之地ニ為

押天正拾三年方同拾七年之頃迄相詰申候

由承傳候、會津御手ニ入候節北方慶徳

之地被下置候、是又承傳候、月日相知

不申候

一右肥前儀天正拾七年之比方同拾八年之

比迄湯原口被指置候由承傳候、月日相

知不申候

一 右肥前儀相馬口為御用心押、日理郡

坂元城二天正拾九年方被指置候、月日

相知不申候、同年宮崎・佐沼御陳所へ

坂元方罷出候由承傳候、然所慶長五年

白石御陳之節、相馬方御手切之由唱

實儀二者不被 思召候得共、此節之事二

候間、無油断坂元相守可申被遊

御意、右於御陳所中鳥毛之御持鍵

被下置候由承傳候、右御鍵爾今所持

仕候、以上

貞享貳年

三月十八日

後藤孫兵衛

御重判

佐藤李様

一 慶長拾老年丙午 政宗様江戸御屋敷

四ヶ所御拝領被遊候、上御屋敷ハ桜田

ひゝや口、本屋敷ハ鳴津殿隣、愛宕之下

廣小路ニ老軒中御屋敷、下御屋敷ハ

柴増上寺之隣、何^茂御作事御大名

並ニ被成置、上御屋敷御作事奉行曾

祖父後藤孫兵衛被 仰付、鳴津殿隣御

屋敷方よし原ニて其中右孫兵衛小屋を

かけ罷有、上御屋敷御作事奉行勤仕

申、難波江ニ住たる風情ニて芦原の中

御小屋老年余孫兵衛居、慶長拾貳年ニ

御屋敷御作事成就仕、芦原之御小屋

山岡志摩ニ相渡、御國許へ罷下候

一 貞享元年十二月廿五日、村田十郎左衛門殿御

預り之事

一同貳年三月十九日、大鷹 老居為御鳥や

替被相預候事、依之右大鷹御餌飼ニ

鉄砲討申筈ニて、四月朔日方練牛村・

和田・田沼村・北浦・牛飼・南小牛田右六ヶ

村、御印判老枚被相渡候、右大鷹三月

廿三日ニ不動堂へ被相下候事

一同三月廿三日、御國中城地為御見分

渡辺七兵衛殿御下候事、物書衆齋藤

甚平殿・片積甚三郎・大工式人・御手子

式人、不動堂御屋敷御見分、城地二御

覽届、屋敷惣廻・高サ・横間・堀の深サ

川端下門、策安屋敷角迄軒数打、北ハ

妙光様御屋敷・五郎兵衛様本屋敷・御

門之堀迄間敷御覽被成候、右御安内ニ

黒沢仲右衛門・鎗田弥助・梯谷次郎右衛門

一同五月十三日、助大夫様御知行三貫八百

八拾人文分被遊候御願被 仰渡候事

一同十月十一日、於御 城山帰御鷹御

拝領被遊候事

一同十月十一日、中沢七蔵殿、高平原蔵殿

不動堂へ御出、三月十九日被相預候大鷹

御鳥屋方被相出、十三日夜通御登被成候事

覚

御領内要害屋敷之儀、最前筑前様へ

被相窺相濟候處、御窺直可被成由

豊後守殿御指圖付_而、御窺直可被成候

得者、今度從豊後守殿御老中御内談_{二而}

被仰達候_者、城地之様_二有之所普請等

被 仰付候割跡々_二別条於無之_者修補

被 仰付、其以後豊後守殿_江可被 仰達候

模様_茂替候わけ_{二而}候ハ、修補不被

仰付、以前可被成御座候間、其方要害

屋敷修補願之儀時々_二委細申上

御前相濟次第修補可有之候、尤跡々_二

模様之替候わけ_二候ハ、其品委細可有

言上事

附

堀さらひ・もくまき・用水普請等、或毎

年或一兩年置相定仕来候、普請之儀

者唯今豊後守殿_江可被 仰達候間、早々

可申出候、最前

御前相濟奉書出申候所_二候共、此度

豊後守殿へ可被 仰達儀候間、改_而可有

言上事

以上

貞享四年

六月朔日

富田老岐

御すへ判

佐々豊前

同

大條監物

同

柴田内蔵

同

後藤孫兵衛殿

右御奉書大條監物殿御宅へ罷出、鎗田弥介

請取、監物殿御月番御物書衆守屋六郎左衛門殿

被相渡候

御奉書奉拝見候、此度從豊後守様被

仰進趣を以城地之様ニ御座候所、普請等被

仰付候割、別条於無御座者修補被

仰付、其以後豊後守様江可被 仰進旨

模様茂替候わけニ御座候ハ、修補不被

仰付以前ニ可被 遊御届旨私在所不

動堂屋敷修補願之儀時々ニ委細

申上、從 御前被仰出次第ニ修補可仕

旨畏入奉存候、尤跡々模様替候わけニ

御座候ハ、其品委細ニ言上可仕旨畏入

奉存候、附、堀さらひ・もくまき・普請等

之儀毎年或一兩年置ニも相定仕来候

普請之儀唯今豊後守様江可被

仰進候間、早々言上可仕旨畏入奉存候

普請所之儀者追而委細可申上候、以上

貞享四年

六月朔日

後藤孫兵衛

柴田内蔵様

大條監物様

佐々豊前様

富田老岐様

右御奉書御請狀、鎗田弥助、監物様へ持参仕候

法共ニ

土手高サふち色

遠田郡不動堂私要害

道者黄色

屋敷普請奉窺覚

堀者あい色

一南竹垣四拾九間五尺、北竹垣

から堀者薄かき

七拾七間之所毎年為結直申候事

塀并柵貫

一惣廻堀もくまきハ二三ヶ年

駒除組垣共ニ朱

置ニ仕、うまり候所者少々

紫墨者

泥をも為拂、其泥ニ而土手

間数

之少破繕も為仕候事

御添状へハ

右之通知跡々申付度

右之通知跡々申

奉存候、以上

付度度奉存、以

六月廿六日 後藤孫兵衛

絵圖奉窺候、以上

御すへ判計

先日申上候通ニ御座候、以上

貞享四年

八月十日

後藤孫兵衛

柴田内蔵様

大條監物様

佐々豊前様

富田壱岐様

一私在所屋敷廻垣毎年古之を用

申候て、^②檜申候分者段々取替結直シ

差置申候、唯今迄取ほぐし新

規ニ結立申儀無御座候、右之通

毎年繕ニ結立差置申事ニ御座候、以上

同年

八月十日

後藤孫兵衛

柴田内蔵様

大條監物様

佐々豊前様

富田壱岐様

一もくまき普請祖父代方二三ヶ年置ニ

仕、其節埋り候所ハどろをも少し為

拂、其どろニて土手之小破繕仕来候

右之通藏人罷出、所左衛門殿へ頼入申上候事

一八月十三日、御奉書 右御奉書鎗田弥介罷出

請取候よし柴田内蔵様へ

遠田郡不動堂要害屋敷堀如前々二三

ヶ年置ニ藻草為取泥拂、其泥ニ^而

土手之小破被繕度候旨願之趣

遂披露候所、弥前々之通可申付由

御意候、恐々謹言

同年

八月十三日

柴田内蔵

大條監物

佐々豊前

富田老岐

後藤孫兵衛殿

御奉書御請状

御奉書奉拜見仕候、拙者居所遠田郡不動堂

要害屋敷堀如前々二三ヶ年置ニ藻草

為取泥をも為拂、其泥ニて土手之小破繕

仕度旨以絵圖奉願候所、如願被

仰付旨 御意之段難有仕合奉存候、恐惶謹言

同年

八月十三日

後藤孫兵衛

柴田内蔵様

大條監物様

佐々豊前様

富田老岐様

一貞享四年十一月七日御指紙

御用之儀候間、明後九日朝五ツ時登

城可有之候、以上

霜月七日

老岐

後藤孫兵衛殿

公儀へ年始之御使者被 仰付候、極月

十五日ニ御發足、江戸へ御登被成候、辰之

正月廿九日昼時御下着、則御登 城

貞享五年正月廿九日、於 御座之間

鈴木善助殿

御目見被 仰付 御奉書被差上、方々

一 御老中様へ御廻、御進物御目録

方之御返答も被指上候 品川様方之

何茂様御請不被遊候事

御口上書 御前ニ納ル、佐々豊前殿のしめ

一 貞享五年正月廿二日八ツ時

半上下ニて、此方様ニてものしめ半御上下ニて

御奉書戸田山城守殿ニて御請取被遊候

一 貞享五年正月元日品川へ為

御帰之節、阿部豊後守殿御月番故

御名代御出、御目録黄金壹枚

御奉書罷出候段御届ニ御出被遊候事

御口上 御直々被為聞候、御進物御役人

御取次中村深右衛門殿ふか

長谷部半之允殿

一 貞享四年極月廿二日、江戸へ御上着

御自分御献上

廿二日、阿部豊後守殿へ御出御各状并

御太刀目録金壹切

御口上被仰上、御登 城付御帰八ツ時

一品川ニて於薪火之間、御料理白鳥

御出候事、御安内坂元勘之允殿

二 汁八菜御料理御拜味之事

両度共

一 貞享五年正月二日、於江戸御登 城

一同廿六日、品川様御機嫌御窺ニ御出

すわふ(素襖)・御(鳥帽子)ゑほし(末広)・御すへひろ、御安内

鴨三、箱入御献上之事

浅井彦五郎殿御見習之

一 貞享四年霜月九日、江戸御番頭於

堂め佐瀬市之允殿

御座之間 御直々被 仰付候

御献上御役人

長谷部半之允殿

御奏者柴田内蔵殿

一同五年三月三日朝 御奉之

御鷹之雁一羽御拝領被成候事

一同三月廿八日、不動堂惣御繪圖罷

出、大條監物殿へ高橋長右衛門持參指上
申事、にしたて妙光様御屋敷

二ノくるわと書上申事

一同十月朔日、就御當番江戸へ御登

御供上下三拾七人、道中ハ四十三人

一元禄貳年、於武州御幕奉行

二月六日、於御座之間 御直々被

仰付事

一同年三月三日、川内高泉筑後殿へ

御屋敷替被 仰付事

一同年四月朔日、御幕奉行被相勤候

付、寿命之御腰物於武州

御拝領之事

一六月廿六日、日光御供被 仰付

上下九拾人、七月七日御下着之事御

道中江戸方日光迄御乗物にて御供

一元禄六年六月十四日、鑓田半助殿

被相預事

一同四年廿五日、江戸御番頭御役目

被相除事、遠山帯刀殿御宅にて

一同六年十二月九日、御屋敷、本御屋敷

染師町うら、川内御屋敷佐々伊織様へ

被 仰付候、右御名代孫次郎様、津田

民部殿御宅にて

一同八年二月十一日、御申次御役目

被 仰付事

一同九年七月十一日 公儀へ御使者被

仰付御登之事、遠江守様御高拾万

石二被 仰付候、御礼七月廿九日被相勤御

下向之事

一同拾年二月十日、御徒小性頭兼役二被

被仰付事

一同拾壹年九月十一日、江戸大火付而

公儀へ御使者九月十一日被 仰付、同十二日

明六ツ仙臺御發足、道中四日一時、同

十六日朝四ツ時御着、右御使者被相勤

廿二日暮時江戸御發足、廿八日朝四ツ

時御下着之事

一同拾老年極月廿六日、御國大番頭被

仰付事、大立目隼人殿跡御役目

一元禄十三年五月十日、御帰國御礼

御使者被 仰付御登被成事

公方様へ 御目見被仰付、御時服二

御紋付御帷子二御拝領被遊、六月

十一日御下向之事

一元禄拾六年 大屋形様御隠居

被遊候付、御一門様御登被遊候

伊達安房様・同安藝様・同左兵衛様・片倉

小十郎殿・柴田中務殿・石母田淡路殿

只木下野殿・此方様、同年八月廿九日

御登被成候事、同年九月十四日

御隠居御礼被 仰上候由之事

巳ノ上刻御登 城被 遊由

御献上物

一真御太刀代金拾枚 國定

一御馬代黄金 十枚

一白銀 千枚

一御時服 五十

大屋形様方御献上

一御太刀・御馬代

一御時服 式拾

一御刀代金弍百五拾枚 吉家

一御茶入 白玉文 輪

右御使者後藤上野様

公方様へ 御目見ハ被遊さる事

御隠居様御使者故

同年霜月十六日何茂様御下向之事

一太守様方桐の御紋付御召御羽織

御拝領之事

一 姫君様方紗綾三卷御拝領之事

一 政宗様方曾祖父後藤孫兵衛被下

置候御書式拾六通、御すへ御判有

内

一 御掟老通御判無シ

天正拾三年六月廿八日御日付

一 晴宗様方拙者先祖湯目雅楽之允被下置候

御書拾式通

内

一 御書式通御印判

一 植宗様方雅楽之允二被下置候

御書老通

右御書数三拾九通繼立老卷此度

貞山様御年譜御用付而指上

可申由御觸御座候付、指出し

申候、右御書桐の箱へ入

紫ふくさにて包

六月廿日

後藤孫兵衛

富田二左衛門殿

真山庄右衛門殿

右御書共坂元藤次、富田二左衛門殿へ

持参申事

右御書共元禄十六年四月被相返事

④御舊記書拔 28

(表紙)

「御舊記書拔」

明和五年

一 御家紋并御手鎗等色品御書出之事

一 一爪之紋織田信長卿方拝受之由申傳、一ツ爪双爪

両様相用來候、家紋一圓相二御座候

一 一手鎗鷹之落羽上黒下白塗鞆二御座候、上下

黒白之儀者代替之節相轉申候

一 駕籠看板紺地五ツ所紋賢と申、右文字浅黄二御座候

右之通絵圖指添書出申候、旧記者先年焼失二付

一 申傳仕来を以如斯二御座候、已上

十一月十五日

御名

御紋并御躰繪圖面有

一曾祖父肥前信康代、天正拾九年方慶長六年迄

拾ヶ年余亘理郡坂本御知行式百五拾貫文被下置、

居城御給主拾八人御預被下、相馬表押被 仰付候處、

右御陣之節相馬方御手切之由、右御陣所^江申來候二付

右肥前中鳥毛之御持躰被下置、弥以坂本可相

守由被 仰付候由二^而右御躰于今所持仕候、以上

貞享貳年

三月八日

御名

右ハ御拝領之御躰御中絶之所、御改御用相成候二付

御旧記御留書拔御届相成候二付、年号如斯

安永二年

一正月十二日、出勤之節旧冬平賀出雲を以相願置候

大日大聖不動明王之 御真筆拝領被

仰付候事

唐紙三ツ切大字左之通

大日大聖不動明王

右之通真二杓枚、是は祭禮之節堂^江掛候様杓枚と

相願候得^者、別段之 思召二^而行二杓枚被遊被下候間

是ハ具足箱^江相入候様可仕由、品々

御意之上取合式枚拝領仕候事

附 先年

獅山様御真筆二^而右之通被遊候儀

法輪院様御拝領被遊掛物二表具被遊

御重宝之品宝曆十三年焼亡、依之右之通

奉願拝領之事

同四年^(安永)

御母方

御伯父様

一佐々善兵衛様御病死御忌中之節、塩竈・松島方之

為御土産犬馬壺口被下之旨

御意之御奉書到來、御忌中御名前前御請被為成

兼候付、御用人方受取相出候例之事

一 沼邊兵庫様方後藤孫兵衛方^江

御奉書 壹通

御獲之雁老羽受取申候、孫兵衛義忌中ニ付如是

御座候、已上

三月十九日

後藤孫兵衛用人

小松養助

右之通請取相出置御親類後藤金吾様麻上下御口上

書ヲ以御禮被 仰上、尚亦御忌明後、御登

城之節御禮被 仰上候事

(安永)
同五年

一 私牌所在所遠田郡不動堂村皎善寺ニ御座候処

同寺八世義秀長老住職之節品々相達、大本山

惣持寺致直末候、然ル所直末已前之通同郡田尻村

東溪寺觸下ニ^而罷有候間、已来右觸下被相除、觸

頭格被相直、各御扱ニ罷成候様致度、尤私在所真言

天台兩寺御座候所、右兩寺^者先年願之上録所直觸ニ

罷成候処、右皎善寺ニ限り其節相願不申、直末已前之通

村觸下ニ^而罷有於私無據仕合御座候、右皎善寺本山

繼目等之節ハ何時も各御世話ニ罷成候、寺柄之義ニも御

座候間、何分宜御吟味御願仕候、以上

安永五年三月

御名

輪王寺始四ヶ寺

同八年

一 御家老供人数不同ニ在之候ニ付、被 仰合不同無之様罷

成候条私共一樣可致由、旧臘廿九日被仰聞致承知、當年

始之儀^者被 仰合、帳之通先以相改候義ニ御座候、扱亦

私家之義^者元禄式年四月、祖父大隅儀從

肯山様子郎等之儀品々 御意之上壽命之

刀迄拝領被 仰付萬事格別被成下、御取扱供人

数等も別段ニ召連罷有候処、亡父孫兵衛義享保年中

若老被 仰付候節、常々之儀^者同役同様仕人数減少

召連、何ぞ指立候節ハ家格之通可召連段、御奉行

大條古監物^江申達置、歳暮年始等何ぞ指立候節^者

家格之通人数召連罷有候、私義御宿老被 仰付已来^者

亡父仕来之通、常々之儀ハ並方之人数召連、指立候節ハ家格之通召連相勤罷在候義ニ御座候、然ル所、已来指立候節共

御家老相定通之人数召連候儀候得者、家格之人数可召

連様無之義ニ而、永世家格相廢リ候義ハ至極無據先

祖子孫^江對し候^而も氣之毒千萬奉存候、改^而御吟味之上

家格之供人数相扣候様對私被 仰出候共違、御家老一躰

不同無之様被 仰合義ニ候ハ、年始歳暮等何ぞ指重候

節計家格之人数召連候儀^者苦ケ間敷哉、御吟味被下度奉

存候

右之品々旧臘可申達之处、指懸リ候儀且元朝

御名代も被 仰付置候故遠慮仕、只今如是御座候、何分

宜御吟味可被下候、已上

正月十九日 御名

秋保外記様 大立目下野様

大町将監様 芝多近江様

石田豊前様

右御達、正月十九日月番外記殿^江用人江口忠右衛門ヲ

以指出候处、登城被致、物書瀬戸五郎太受取候事

右御達之内、子郎等之義可相達、御留主居へ呼出之上

被相談候ニ付左之通

一私供人数指立候砌家格之通召連候儀ニ付、當正月中申

達置候所、右紙面之内子郎等^与之義可相達候、尤元禄年

中扨領物之義相知候分可申達候、古監物^江供人数之義申

達候儀共ニ可申達由、留主居之者ニ被 仰渡候段致承

知、依^而左之通御座候

〔故〕^(朱書)

一子郎等ニ申儀^者元禄貳年四月朔日祖父大隅義於

江戸從 肯山様御相伴被 仰付候節、其方

家柄之義ハ子郎等^与申ニ有之旨被成下

御意、其節壽命之御腰物扨領仕候

一古大條監物^江供人数之義相届候義^者、享保年中亡父孫兵

衛若老相勤候節迄、御役附ニ^而も常々共ニ對挟箱・馬

為擧人数ヲも右相應ニ召連来

御城於御玄關前挟箱・供之者、御一門衆挟箱・供立扣所

同様ニ為相扣来申ハ、右ヲ於私家左リ下座^与申傳置候、

然ル處、右孫兵衛若老御役中供廻り余りニ同役對様不仕候ニ付同役對様仕候様人数相減、右左リ下座をも相指立、家に付相勤候節計右之通召連候段、古監物^{江委}

細相達置候旨旧記ニも相記置、是迄仕来之家格^{二而}、私代替之節も右之通仕候^而、歳暮年始ヲ始指立候^者是迄仕来之儀ニ御座候間、諸家ニも可相心得義と奉存候、乍然古監物^江相届置候趣相記置候旧記、宝曆十三年屋敷出火之砌焼失、年月之儀ハ^一と可申達様無御座、右之通御座候、已上

三月廿五日

御名

右之通月番宅へ用人ヲ以相出候、豊前殿被受取旨、物書瀬戸五郎太申聞候事

天明七年

口上

一私下屋敷之内、保春院前之方半分古池迄御所望ニ付進申候、此已後御勝手次第可被成、被仰聞次第委細繪圖ヲ以御引渡可為致候、右に付願等候相出候義有之候ハ、

何分御世話預度致御頼候、右之段可申達、留主居之者以使者如斯ニ御座候、以上

四月十七日

伊達六郎

後藤孫兵衛様

口上

一貴躰様御下屋敷之内保春院前之方古池迄、私所望仕候ニ付被下候間、此已後勝手次第第二仕、尤申上次次第委細繪圖面を以御引渡可被成下由、右に付願被相出候儀ニ御座候ハ、御世話仕上候様、御留主居以御使者御口上之趣承知仕候御厚情之御事不殘可為仕合奉存候、右ニ付御願等被相出候^{二者}不被為及御事奉存候、委細之義ハ直々御禮旁参上可申上候、以上

四月十七日

御名

後藤孫兵衛

一保春院前伊達六郎殿屋舖裏堀際^{二而}長五拾間横三拾間之所、屋敷ニ被下置旨御意之事六郎様御下屋敷之内東之方半分、御手前御下屋敷南之方^{二而}半分替々御願被相出候御願御文言ハ願濟^与同所ニ有之候事、五月十四日記置候

様被 仰出候二付、此所^江記置と有之

十一月廿九日

一 仙石萬罷下候二付 御丁寧之

御意之上 御印籠御巾着拝領被 仰付

難有仕合奉頂戴、冥加之至、後宝二も可仕、尤本望至極

奉存、乍憚右御禮申上候旨御小性頭佐伯直衛宛名^二而

申上候事

右之通御自筆^二而御礼被 仰上候事ハ自分御状も被進候

右ハ略ストアリ

御名

留主居^江

覚

十二月五日

一 保春院前御自分下屋敷南用水堀^江拂之節

土揚場引渡相濟候二付、別紙龜繪圖村方^方指出候

御郡奉行等申聞候間、為後證之相渡置候事

但右繪圖ハ御家老方^江仕廻置候様被 仰付

寛政貳年

九月三日

一 御隠居御願御指出之事

十月廿八日

一如御願之御隠居御願濟

一一筆令啓達候、今度如願退役被

仰付候處、勤仕中御用向深切ニ相勤候二付、鞆一

盃二被下之旨 御意ニ候、恐々謹言

十一月十一日

後藤孫兵衛殿

佐伯 直衛

寛政四年

一 私在所・遠田郡北浦村共ニ先年御免所ニ罷成居候所、去

年奥筋明野判場相成候二付、右両村共ニ御役判場ニ被召

上候處、右両村^者父同苗孫兵衛代明和九年以 御奉書御

免所ニ被成下旨別紙写之通ニ御座候、然ル処、此度御役

判場ニ被相明候義者御野上^{ベリ}被 仰付候二付、御預御

免所ニ被成下候所處ハ右締リ被相除候方^方召上候訳ニ承

知仕候処、御野上締り被 仰付候義ハ、明和何年右不動
堂村・北浦村ハ御預リニ被成下、関根村・深谷村・桑針^(ト)
村三ヶ村上締被 仰付候義ハ是迄別紙写之通ニ御座候、
然者御野上締ニ付御免所ニ被成下候義とも御座候間敷
哉、御野上締り方^江不抱御免所ニ被成下候義ニ御座候得
者被 召上候^{而者}無據仕合奉存候間、御吟味罷成候様仕度
其節右之趣相達可申儀ニ候得共、早速旧記等不相見致延
引居候間、彼是御取合御吟味罷成候様仕度如是ニ御座候、
以上

御名

明和六年別紙写

孫兵衛様

後藤十三郎

一御自分様御在所不動堂村等御預被 仰付、関根村方
御野上締被 仰付上、別紙何々之通芝多主税を以被 仰
出候、御鷹御申次方御用ニ御座候間、拙者方方直々 如
是ニ御座候、以上

壬二月十三日

尚以御野場引渡之義^者御野場役人罷下始末仕候様

首尾仕候間、右御役人方立合等之御役人被相立候様
ニ申遣次第相出候様可被 仰付置候、且御役野場ニ
被 仰付候場所ハ無役御自由御座候間、右之品々出
入司^江も被 仰渡置候様將監殿^江相達申候条、此段
為御承知之申達置候、以上

一遠田郡不動堂村

右村御役判場ニ候処、此度右村^者一村御預野場ニ被
成下旨 仰出候事

一北浦村

右村ハ境塚を以御預野場ニ被成下旨被 仰出候事
但し北浦村境塚之外御留野之所ハ御野上締被

仰付候事

一関根村 深沼村 栗針村

右三ヶ村御留野共御野上締被仰付候事、以上

明和九年

別紙

後藤孫兵衛殿

平井林太夫

一 遠田郡不動堂村御預野場^二而自由仕来候処、右式ヶ

村共^二御免所^二被成下、右村々^江相附候沼川丸川之所^者

丸川自由・片瀬片川・水上水底無御役自由被成下之旨

御意^二御座候、已上

七月十一日

右御達閏二月五日、黒澤半兵衛御用所^江罷出指出候

所、藏人様方御物書萱場采助殿受取候段申聞候事

後藤勘之輔殿

平賀藏人

一 在所遠田郡不動堂村・北浦村先年同苗孫兵衛代

御免所^二相成様候処、去々年奥筋明野場^二相成候^二付、

御役判場^二被召上候間、御吟味被成下度品々被相達御吟

味之上、御免所^二被成下候条其御心得可有之候、以上

十一月廿九日

右御禮使者口上書を以申上候事

寛政五年

左之通相達置候処、何年何月誰方^方被 仰渡候との義相

達候様九月朔日留主居呼出、大隅殿宅^二おゐて佐藤嘉蔵

申渡候^二付品々相達候儀末^江記ス

一 私在所遠田郡不動堂村・同郡北浦村先年御免所之處、去

ル戌年奥筋明野場^二相成御役判場^二被召上候^二付、去年

中品々相達御免所^二被返下候處、右不動堂村^江相附候^三

本木川之義^二而、是迄先年御免所^二被成下候^二付相達申

二及間敷哉^与其段文言^二も相入不申候處、御郡方御役人

方川御改相納候様申来候段家来共申聞候、依^而同苗孫兵

衛代御免所^二被 仰出候、仰渡書写別紙指添相達申候条、

御取合御吟味被成候様仕度如是^二御座候、以上

四月十三日

御名

天明弍年五月廿五日、三本木川丸川自由被成下候仰渡

書写

一 其方在所遠田郡不動堂村分^者三本木川片瀬片川自由^二在

之、志田郡分^者茂庭主水自由仕候^ヲ被召上、其方^江右川

水上^者志田郡青生村并不動堂村境^方向見通し、水下^者不

動堂村并遠田郡和田田沼村境^方向見通し、水底無御役

丸川自由被成下候旨 御意之事

右之通写指添、月番大隅殿^江留主居指代梯谷勇^ヲ以

指出候処、佐藤嘉藏受取候段申聞候

一私在所遠田郡不動堂村^江相附候三本木川無御役自由被成

下候儀二付品々當四月中相達置候処、何年何月誰方より

御免川二被 仰渡候哉、其段相達候様、過ル朔日留主居

之者^江被 仰渡趣致承知候、

天明弐年五月廿五日

御城若老於詰所古内要人方々父同苗孫兵衛^江写ヲ以相達

置候仰渡書之通申談候由二御座候、仍^而此段相達申候、

以上

九月五日

御名

右御達留主居指代小松甚之進ヲ以御藏御用所^江指出候処

齋藤左太郎受取候段申聞候

覺

一御自分在所之内、父同苗孫兵衛代御野場御免所二被成下

候遠田郡不動堂村・北浦村共二被返下度旨、去年中被相

達候節、不動堂村^江相附候三本木川之義其節文言不足被

相達候二付、此度右川御役相調候様御郡方々申来候二

付、品々被相達、向々承届候上、右川之義共最初被成下

御免候通、可致首尾由向々^江も申渡候間、其御心得可有

之事

右留主居指代梯谷勇指出候、佐藤嘉藏右覺書付相

渡候事

同六年

一私在処遠田郡不動堂村并同郡北浦村共二

父同苗筑前代明和九年七月御免野場二被成下候処

安永八年六月所々御留野二被相廣候二付、右北浦村之内

境塚ヲ以御留野場二被召上候處、此度御役判場二被

相明候上^者如元右村老村御免所二被返下度奉存候

御用野場二被相留候儀^者無御異儀事^与奉存候得共、前文之

通、御免所二被成下候場所之義ハ判場二被相明候上ハ被

返下候様仕度此段相達申候、御吟味被成下度奉存候、以上

四月

御名

覺

留主居^江

一御自分父同苗筑前代御免野場二被成下候遠田郡

北浦村之内、界塚を以御留野場ニ被召上候所、此度判

場ニ被相明候上者如元右村老村御免所ニ被返下度由

被相達候向々吟味承届候上、被相達候通御免被成下候

可致首尾由向々江も被申渡候間、其御心得可有之事

六月廿日 右御書付御家老後日小原惣右衛門江渡

又右御請御禮共二一同御使者麻上下三浦文四郎、物

書萱場栄助受取候事

同十二年

大小馬印・指小簾、或ハ指物・幕、先年書出置ケ通

直々相用候哉、繪圖之通右之訳書出候様致承知、左之通

書出申候

一大馬印 竪六尺七寸 一小馬印竪五尺六寸式分

横四幅二而五尺五寸 横四幅二而五尺壹寸

地色黄二而黒丸輪 式分 白地ニ朱星

一指小簾 竪七尺九寸 一幕 五幅二而爪之紋

横三幅二而三尺九寸 三ツ 白地ニ黒紋

白地二而中黒

右之通代々相用、延享五年六月亡祖父孫兵衛代書出之

通、宝曆五年七月、安永六年六月、亡父孫兵衛代書出置

候通直々相用、相違無御座候、指物ハ相用不申候

一私義遠田郡不動堂村要害屋鋪代々拝領罷在申候

右之通ニ御座候、以上

〔慶長・元和之頃相用候大馬印・指小簾等公儀江御書上

ニ相成、此節御書出之圖式等委ク見合之節ハ此年之御留

可見合事〕

文化二年正月也

寛政十二年十二月廿日 御名

右ハ若老方申来候節之御書出也、此御書出近年者

天保七年御書出相成

一寛政式年方御吟味之上、左之村々御留野ニ被相明置候處

此度如元之御留野上締被 仰付候事

遠田郡

一関根村 一深谷沼村 一桑針村

右三ヶ村

右之通役人等吟味仕申渡、御締り之義何分ニも□

吟味可相勤旨被 仰出候事

右之御請被 仰上候事

〔御野場方は追之処、御旧記之分ニ付書拔候事、是方〔朱書〕

末年ハ御野場方御留御別冊ニ相成、御家老江被相渡

置と有之候、依而者右之部者別冊ニ而御野川之義者相分

候事〕

同十三年

十月十七日

一 壽量院様御遺物

屋形様江者青銅獅之御香炉 壺ツ

觀心院様江者御茶碗壺ツ御献上之事

右御目錄認様并御管入封様共巨細ニ御記相成候事

孫兵衛用人

石 勇吉様 小松甚右衛門

一去月廿八日、於 御本丸、主人孫兵衛各様江無會積之

義、刀番之者江御相談御座候ニ付被致吟味候処、御廊下

通り之儀者前々方不及會積、尤勘ヶ由様・志摩様方込も

同様ニ御座候間、為御挨拶此段申達候、其節御出勤被成候無之

御面之衆江も御通達可被成、此段共可申達旨被申付、如

是ニ御座候、以上

二月廿三日

鹿又武治

孫兵衛殿御用人

小松甚右衛門様

〔文化六年〕〔朱書〕

一去月廿八日、御本丸江私共御給仕ニ罷出候處、其節

御廊下通ニ而其御主人孫兵衛殿江致礼候処御礼

請無之候間、御刀番江及相談候處、右品柄御吟味被

仰聞趣致承知候、為御答如是ニ御座候、以上

二月廿七日

文政五年

一 良康君御病氣ニ付、御役目御免被成下度被遊御願

御名代御奉公

幸康君被 遊御願候処、右御願未間も無之候間、緩々薬

用仕可相勤旨

御意付之御書付被 仰渡、御願者被相戻候二付、直々御
月番和泉様江御親類後藤專治様を以御礼被 仰上候事

〔九月〕

一御病氣二付、御役御免御名代御奉公被遊御願候事

〔幸康君御代替之節之御留無之紛失二相見得候事〕

文政十一年

一私義嫡子同氏勘之輔義當拾五歳二罷成候處、此度

被遊 御入部候ハ、御目見被 仰付候様被成下度奉願

候、文政六年三月初而之御礼 御目見被 仰付罷在候

處、兼而御規式江者不罷出候得共、如願之被 仰付被下置

度奉願候、私義當時病氣二而在所罷有、代々御宿老二而

御知行高式百七拾貫文二御座候、以上

文政十一年四月廿五日

後藤兵馬

重判

御奉行衆御宛名前同如御願五月十八日 御目見被

遊候御指紙之節ハ御親類後藤又右衛門様

一私嫡子同氏勘之輔義當拾五歳二罷成候處、来年始方此

末右御規式江被召出御祝詞申上候様被成下度奉願候、以

御憐愍如願之被成下度奉存候、私義代々御宿老二而父御

知行高式百七拾貫文二御座候、以上

同年十二月

御名

御奉行殿

同十三年

七月十二日

一御病氣二付御老御用御免之御願御指出之事

幸康君

一同十月御奉公御免之御願被仰上候御事

天保弍年

良康君御承祖二〔兩條御願之廉計相記、委細者御別冊二

相成居、總而之義ハ見合相分候事〕

充康君被遊御願候御願并御名代御奉公被遊

御願候兩條御願之事

一私義當五拾九歳二罷成候處、嫡孫同氏勘之輔義當拾八歳

二罷成候付、承祖二被成下度奉願候、嫡子同氏兵馬儀、私義病氣二付如願之文政五年九月名代御奉公被 仰付、御宿老之勤被 仰付置候処、三拾五才二罷成脚氣之症相煩去年十月病死仕候二付、右勘之輔義兵馬嫡子二而嫡孫二御座候間、如是奉願候、以御憐愍如願之被成下度奉存候、私義御宿老二而御知行高式百七拾貫文二御座候、當時長病に而罷在候、已上

天保二年二月廿九日

御名

松前采女殿

高泉木工殿

福原縫殿殿

芝多對馬殿

(朱吉)
「山城」

但木土佐殿

右御願山城殿月番、富沢

伯治受取候事

一私承祖同氏勘之輔儀當拾八歳二罷成候二名代御奉公被仰付被下置度奉願候、私義當五拾九歳二罷成候処、文政五年三月中方脚氣之症再發仕、早速本復之容躰無御座候に付御奉行職御免被成下、嫡子兵馬江名代御奉公被 仰

付度旨同年九月願申上候所、同九月如願之被成下、兵馬事御宿老之勤被 仰付罷在候處、右兵馬儀脚氣之症相煩、去年十月病死仕候二付右勘之輔義兵馬嫡子二而嫡孫二御座候間、承祖二被成下度旨願申上候所如願之過ル十五日被 仰付候、私義其後引續藥用仕候得共然不仕、去年八月中方御番 醫師御近習涌谷玄祐療治相受候処快方二も無御座候二付、當正月方御番醫師横尾如安療治二相轉藥用仕候得共、両脚痿痺屈伸不自由之上鬱抑健忘之容躰二而早速本復可仕病症二無之由、右御醫師共申聞候間、如斯奉願候、右勘之輔義初而之御目見嫡孫二而罷在候節、文政六年三月被 仰付罷在候、此度承祖被 仰付候二付而八、猶又右願可申上哉之段相伺候処、願申上候二者不及旨被 仰渡、私義病氣本復仕候ハ、早速御奉公願可申上候、以御憐愍如願之被成下度奉存候、私義御宿老二而御知行高式百七拾貫文二御座候、以上

天保二年三月廿二日

御名

御奉行御宛名前同

右之通 御面江小原庄右衛門ヲ以指出候処、木工受

取候段尾崎金平申談候由申聞候

勘之輔

同廿八日御指紙

後藤孫兵衛 承祖

勘之輔

一依病氣如願之勘之輔^江名代御奉公被仰付、勘之輔義御宿老之勤被 仰付候旨御意之事

〔宋書〕六月廿八日家督之御札御太刀目録献上
御目見被 仰付之旨御奉書之事
同日隱居之御札以使者御太刀目録献上
御目見被 仰付候家来五人御太刀目録献上

一私儀當六拾三歳二罷成候処老衰仕、御奉公相勤可申様無

六月朔日御目見被 仰付候間、一同召連登 城、御

御座候間、隱居被 仰付、跡式御知行高式百七拾貫文之

目付^江可被相断者共申来候事^一

所、承祖同氏勘之輔義當式拾歳二罷成候^江被下置度奉

六月朔日

願候、嫡子同氏兵馬義天保元年十月病死仕候二付、右勘

一如願隱居被 仰付、跡式無御相違勘之輔二被下置、御宿

之輔義承祖二被成下度旨願申上候處、如願同式年三月被

老不相替被 仰付之旨御意之事

仰付候、私義病氣二付名代御奉公被 仰付度旨願申上候

藏人

処、同年同月如願被成下、勘之輔義御宿老之勤被 仰付

右之通祖父同苗孫兵衛儀名改仕候、依^而此段致御届候、

罷在候、右勘之輔義家督並之 御目見嫡孫二^而罷有候節、

已上

文政六年三月被 仰付候、以 御憐愍如願之被成度奉存

六月三日

後藤勘之輔

候、私義御宿老二御座候、已上

孫兵衛

天保六年四月十五日

御名

後藤孫兵衛

右之通私義名改仕候様被成下度奉存候、先祖名に付
一名を以如斯奉願候、以上

承祖

六月三日

後藤勘之輔

大條監物殿

高泉木工殿

但木山城殿

〔朱書〕附札 来年 御下向已後隱居之御札相濟候節、伺之通可

被 仰上候事

一私祖父同苗藏人儀如願隱居被 仰付候二付

藏人方方乍憚

屋形様 大御前様^江別紙之通献上仕度奉存候、御指圖被

下度候、以上

六月十五日

御名

〔朱書〕六月廿八日御家督之御札 御目見被為濟候事

同日御隱居之御札共被 仰上候事

御隱居之御札被 仰上候処^二而七月十一日御品

御献上被為成候御使者口上書等之義同年御別冊可見合事

覚

一屋形様^江 御刀 一腰

一大御前様^江 御茶入 一ツ

右之通二御座候、已上

六月十五日

御名

七月十一日

御両所様^江使者口上書を以献上相成候事

同九年

一八月八日御順見衆御通行二付、下川原土樋通

出拔之所^江福原縫殿様御一同御出役二付、御勤振

御相談并諸首尾御供刻等品々之事

一後藤孫兵衛後妻二伊達將監殿次女縁組仕候様被成下度奉

願候、右孫兵衛先妻大町伊賀養妹如願縁組被 仰付置候

処、不塾二付去年十月中離別仕候間如斯奉願候、將監殿

方^者別^而被相願候条如願被 成下度奉存候、右孫兵衛儀

御宿老^二而御知行高式百七拾貫文御座候、拙者義依親類

如斯奉願候条、如願之被成下度奉存候、已上

天保九年十一月

佐藤銀治

重判

大條監物殿

高泉木工殿

十二月朔日、如御願被

福原縫殿殿

仰渡候事

天保十年正月五日

後藤孫兵衛

遠藤帶刀殿

御親類

重判

石田豊前殿

濱田勝之進様

茂貫大橋

同

一後藤孫兵衛弟同氏清之進儀當式拾壹歳ニ罷成候處、親類

御奉行殿

和久長三郎急病、賀養子ニ被成下度奉願候、右長三郎義

右御願之儀ハ此方江者何等之義も不被仰渡、和久様方江

當四拾三歳ニ罷成候所、旧冬中方傷寒之症相煩医療相尽

計之事

候得共然不仕段々指重り、只今ニ罷成候而者残命不定之

同十四年壬九月朔日

容子ニ罷成候處、家督無御座候間、右同人娘當拾九歳ニ

一磐井郡須川温泉江御入湯御願、以御序江刺郡三照村御元

罷成候江取合、末々御奉公相續為仕度奉存候、右長三郎江

祖信康様御墓所ニ被遊 御参詣度御願出之事

清之進方方父方他性四廻、清之進方江長三郎方方三廻之

附、同所御下向ニ付、配符等相出様之事

從弟ニ御座候間、如斯奉願候、右長三郎嫡子同氏半左衛

弘化三年

門義當拾貳歳ニ罷成候得共病身ニ付御奉公者勿論末々家

一生産方御役人佐藤源藏方申来候紙面、御名前肩書諸御苗

督相續之見詰無御座ニ付、家督指除候段相達置候ニ付、

字ニ相認候ニ付、品々御欠合ニ相成、御物書衆迄御打合

如斯奉願候条以御憐愍如願被成下度親類連判ヲ以奉願

相成候所、寛政二年之度、但木様御家来江御屋敷方御役

候、右長三郎義御知行高三拾七貫七百九拾六文ニ而代々

人方諸苗字ニ相認候ニ付御同人被相達、此節方無苗字ニ

着座ニ御座候間、別而可奉願候、右孫兵衛儀代々御宿老

相認候箱ニ同年九月其段被申渡候事ニ相見得候由、御物

ニ而御知行高貳百七拾貫文ニ御座候、以上

書田村たつ之助殿方申来候、濟口之事

同四年

古内弘見様

後藤孫兵衛

一私在所近郷御野場上締并御用捨野場等^二、大番組

雁鴨之類数多飼置候輩有之候處、飼置候^{而者}万^一御野場

向不正之筋も^二計、近年被 仰出候御趣意^二、^{而者}諸士之

分鳥飼置候儀指支無之由被 仰出候處、御野場無之輩

ハ全大鳥之譚^二、^者無之、小鳥飼置候御趣意と^者存候得共、

為制導向役之者廻勤申付候^二振合候間、致御打合度如是

二御座候、以上

五月十三日

後藤孫兵衛様

古内弘見

一拝領野場等無之輩在郷^二、雁鴨飼置御野場不正之筋に^二計

計由之儀^二付、別紙之通被 仰聞承知仕

右に付^{而者}猶又私手前^二おゐても拝領野場等無之、在郷諸

士雁鴨飼置候儀被相留度品々相達候處、改^而被相留候義ハ

不及吟味候間、拝領野場等も無之輩雁鴨相繫、諸鳥 討

方致候者在之候ハ、向々致始末候様と御奉行衆方申来候

間、右之趣を以御締り之御首尾被成、此段申達候、以上

八月廿一日

嘉永六年

一右大臣信長公之庶兄信廣ト共^二長寫出陣之砌拜受爪之紋

之陣羽織、右陣羽織

屋形様被遊 御覽度由被 仰出候^二付、右之書付

相副正月五日登 城之節以御小性頭入

御覽候事

安政二年

一後藤孫兵衛屋敷片平丁袋町行當南角^江南^二、式軒目^二御座

候處、右屋敷之内門^方南^二、^而椽七本大之分壺丈壺尺六寸

程廻り、中之分九尺程、小之分四尺程廻り朽相入末枯^二

罷成候^二付、中伐^二仕度候、烈風之節中折等^二相成候^而

ハ街道通行之防^二相成候哉^二候間、早速中伐^二仕候様被

成下度此段相達候様被申付如是御座候、以上

安政二年

孫兵衛内

三月八日

高橋東婦

右之御例是迄御家^二も不被為有、御同席様方廣ク御

吟味之上被相達候事

右二付、木元改方御屋敷役人・同横目下役等御役人

四人被相越御極等被下御取扱相成候事

一私義當五分一御役金御格之通御用捨被成下度奉願候

御宿老月番兩人^二而隔月相勤居候処、遠藤大藏義當五月

十七日方病氣二付、六月十三日老御用被成下御免私義^者

六月朔日方同九月朔日迄日数百廿日引續相勤、當時共壹

人勤^二而罷在候二付如斯奉願候、私義御宿老^二而御知行

高式百七拾貫文二御座候、以上

嘉永七年九月十七日

御名

片倉小十郎殿

御聞判之上御郡方^江指出ス

一私嗣子同苗力三郎妻二石川駿河殿娘縁組仕候様被成下度

奉願候、駿河殿^方者別^而被相願候条如願被成下度奉存候、

私義御宿老^二而御知行高式百七拾貫文二御座候、以上

安政二年二月十四日

御名

鮎貝兵庫殿

中村左衛門殿

片倉小十郎殿

芝多周防殿

高泉筑後殿

三月十五日御願濟、月番兵庫殿^江計御礼二罷越候事

一私義海岸持場宮城郡寒風澤二御座候処、去月廿五日昼七

つ時頃田代濱沖合二異國船式艘相見得候所、右同所^{江兼}而

指出候家来并同所船入方方註進有之候二付、壹ノ手人数

并手頭之者共出張為致候処、右異船翌廿六日退帆致候二

付、唐船方横目へも相届候上先以為引取候間、此段相達

候申候、以上

五月三日

御名

大條監物様

一私在所遠田郡不動堂村寺院^江掛置候鐘、此度海岸為防禦

本寺之外古来之名器及當節時之鐘二相用候分相除、可鑄

換大炮小銃之旨從京都被仰達候御趣意を以御歩目付廻

村、諸寺院相改候由、去月廿八日御歩目付高橋惣助廻村、

不動尊境内^江掛置候鐘寸尺等相改、次二牌所較善寺打金

并雲飯等是又相改候処、右不動尊境内^江懸置候鐘之義ハ

居館柵内之鐘^二而、故孫兵衛元康不時急變之致備候、人

数相集候節相用候趣意ニ候、尤私在所^者小野田川末流川筋ニ有之、年々数度洪水有之、其砌火事都^而急変之節引隔候村々^江急寄場行届兼、自然凌兼候儀有之故、急寄場鐘ヲ相備置候事ニ御座候、村々寄進等^二^而掛置候鐘^二^者無御座候、一應由緒之義相達置申候、以上

五月十五日

御名

^(朱書)
「長門」

大條監物様

一 武器御取調、同年六月十日御登 城之節御近習目付を以御指出相成候事

品々御取調同年同月委細有之候、此節御手製之御具
足も入 御覽候事

大芳横折

一 私所持之具足式領入 御覽候様被 仰付候ニ付、来月二日入 御覽候間、御大所御門通判申受度候、以上「右之^(朱書)通通判受取、御小性頭^江御紙面^二^而御品相添被遣候事」

御名

安政二年

七月廿六日

片倉小十郎殿

小十郎印

同年同月日

御門番所

一 茂庭大隅様御見舞被遣候節、御灯レ挑御左右^江指上候様被成度、御供頭畠中登馬相談有之候処、公私御取扱両様ニ相成居候^而者 初心之御取次時々間違等相出、却^而御間柄不敬之筋御座候様^二^而者 不^レ宜候間、御同席御一統之通御取扱被成候段品々御留主居番田中清右衛門方^江一条矢柄方紙面申遣候事

十月

同三年

一 私御知行江刺郡三照村拝領地之内曹洞宗正源寺と申寺有之、私先祖信康墓所ニ御座候処、百姓寺ニ有之二代目已来先祖々々を不動堂村家中寺三ヶ寺所持罷在、右寺々^江葬罷在候處、乍恐
貞山様御創業之砌戦功相立候先祖之義ニ有之、為夫只今ニ至迄結構之家筋ニ被 仰付候儀と奉存重々難有仕合奉

存候処、右先祖計百姓寺二葬置候儀至極残念氣之毒二有之、依^而知行相附家中寺二致度、輪王寺・松音寺始役寺^江も為及相談候処、於寺法ハ聊指使無之由申聞候、前々^者家中寺二^者寄依次第直々勝手次第第二致候事二相見得候得共、一應於御郡者指使有之間敷哉、御吟味被成下度、此段相達申候、以上

三月八日

御名

高泉筑後様

一 知行所江刺郡三照村百姓並寺正源寺二先祖之墓所有之候
二 付、知行相附家中寺二被成下度被御申聞候、無異儀候間、其御心得可有之候、右之趣四ヶ寺并向々^江も申渡候、且右正源寺ハ御自分拝領地住居之由被御申聞候處、屋敷持百姓寺二相見得候間、右屋敷方自分屋敷二被成下、尤同寺持高も有之由二候間抱地二被成下候間、高指引人相立候儀向々可被承合候事

右正源寺屋敷一軒御藏方帳面家中寺二相直候首尾合ハ

略ス

同四年

一 私義屋敷手狭二付弓炮の場築立稽古為致候二相應之場所無之候二付、東裏西北丁切根方式軒目小川文兵衛屋敷添地二被成下度奉願候、右文兵衛屋敷湿地二付住居相成兼、永揚之願申上候事二承知仕候付如斯奉願候、私義御宿老二^而御知行高式百七拾貫文二御座候、以上

安政四年四月三日

片倉小十郎殿

小梁川中務殿

高泉筑後殿

芝多對馬殿

四月十五日如御願之於

御面被 仰渡候御事

一 先祖信秀之弟秀基仕織田信長卿方左文字ノ太刀・陣羽織・朱麵棒之鎗并髭之鎗持も拝受仕候、右拝受之年月旧記焼失仕相知不申候、信長^秀無子信基ノ子信道養子二仕、信長卿ヨリ賜信ノ一字^与家譜二書出置申候、右朱麵棒持鎗者拝受之鎗二付、先^江相立来居申候

一 信康代慶長五年従

貞山様中ノ鳥毛御鎗拝領仕、只今ニ中鎗ニ相立居申候

一 信康武勇絶倫功多ヲ以 御家七騎母衣ニ被 仰付年月相

知不申候、御軍役^江罷出候節ハ母衣相懸罷出候心得ニ罷
在申候

一 壽康代宝曆七年二月十九日白山御神事流鏑馬方向後可相

勤旨被仰付、其後相勤居申候

一 植宗様^(マ) 晴宗様 貞山様方被下置候

御書并 信長公方四通秀基・信道へ被 下候御書、都合

三拾九通、貞享元年

肯山様^江佐藤李ヲ以入

御覽被返下候事ニ旧記ニ御座候得共、焼失仕何様之御書

ニ御座候哉相知不申候

一 信康代方十四代之祖基末代方 御家へ奉仕候共、又ハ主

水助信次代

朝宗様^江奉仕候事ニも旧記ニ相見得^与相知不申候

右之外他家へ異ナリ候義無御座候、以上

八月朔日

右之通相認 御手元方

屋形様^江入 御覽候事

同五年

一 其方儀宿老中方度々江戸表^江も罷登深切ニ相勤、殊ニ近
来無類用多之处出精之勤方太儀之至令満足候、依之鞍・

鐙遣之候、猶又此上乍大儀當節之形勢ヲ深計、国家永久
之所幾久敷當職も相勤輔佐致候様深存候

同六年

一 八月十五日 御参府御供登り被為蒙 仰

九月朔日 公義

御目見被 遊候事、御別冊ニ相成居

同七年

一 御病氣ニ付御老御用被除下度由御達之上被除下候ニ付

御奉行職被成下御免度御願之事

若殿様御幼少ニ付、御名代御奉公不奉願由御願御文言

御書載御願之事 右御文言者相略

一 私義當四十九歳ニ罷成候処、長病被 除下度奉願候、私

義、御奉行職相勤、病氣ニ付萬延元年四月如願御役被成

下御免、長病罷在候処、其後取詰致薬用候得^者透^与本復仕、

御軍用^者不及申、江戸・他国御奉公相勤候儀指使無御座候間如斯奉願候、以御憐愍如願被成下度奉存候、私義御宿老^二而御知行高式百七拾貫文^二御座候、以上

文久二年七月十四日 御名

御判

片倉小十郎殿

小梁川出雲殿

大町因幡殿

大内縫殿殿

片平大丞殿

但木土佐殿

佐々雅樂殿

如御願廿八日被 仰渡候事

一私義家附厄介之甥同氏三郎左衛門義日下十藏娘^江取合聲

養子被成下度、萬延元年正月奉願如願之被成下罷在候處、

養子被除下私方^江引取候様被成下度奉願候、右三郎左衛

門馬術稽古修行為仕候處、最初見込^者引違追々不不得^(ト)

手二相成、馬術相好不申、末々家業方御用在候見詰無御

座事二申聞候間、如斯奉願候、右十藏義^者別^而可奉存候条以御憐愍如願之被成下度奉存候、私義御宿老^二而御知行高式百七拾貫文^二御座候、以上

文久二年閏八月九日

御重判

御奉行宛名前同

同三年

一私義五分老御役金御格之通御用捨被成下度奉願候、去文

久式年七月廿八日方御宿老御用老人勤^二而同十月廿九日

迄日数百廿日相満候二付、同年分御役金御用捨被成下、

其後引續老人勤^二而當十一月廿九日迄老ヶ年之外日数百

廿日二相満候間如是奉願候、私義御宿老^二而御知行高式

百七拾貫文^二御座候、以上

文久三年十二月

佐々伊賀殿

四年改元

元治元年

一私娘、長沼五郎右衛門殿嫡子同氏作左衛門妻二縁組仕候

様被成下奉願候、右五郎右衛門義御知行高百老貫四百六拾三文御武頭相勤候二付、別^而願可申上候、私義御宿老二^而御知行高式百七拾貫文二御座候、以上

文久四年正月廿八日

御名

御奉行宛名前同

江戸詰御奉行辻達名

如御願二月十六日被 仰渡候事

一御曹司様御入国御祝儀等之赦二御城番支配之身持之輩當月迄取調候様當春中被相觸置候處、私同席遠藤文七郎義御城番支配身持被仰付罷有候所、右御祝番之御赦二御免被成下度奉存候、勤居候處、春中方手足瘦日増氣薄二相成、物事前後致忘却候儀數々有之、既二老人立二^{而者}奉勤仕候儀千萬無心許罷成候間、別段之御吟味を以右文七郎義御城番支配身持被成下御免、家並御奉公相勤候様被成下度於私奉願候儀二御座候、此段相達申候

七月朔日

御名

古内右近介様

八月三日 御城番支配身持被成下御免候事

大芳堅紙

一主人家中寺江刺郡三照村正源寺住職桂慶和尚儀病身二付

隠居願申出候處、後住之義八同郡角掛村守林寺禪聽長老

帰依二付住職申付候様仕度、於御宗法御指使有御座間敷

哉御打合仕候様可申付如是二御座候、御指使不被為在候

直々住職申渡候間、此段如是二御座候、以上

元治元年十月十日

後藤孫兵衛内

邊見英之進印

松音寺

御役者

住職被申付候儀於宗法指使無之段申来候事

一長福寺住職二定禪寺随僧自開申付度由同寺^江打合候所、

於宗法指使無之段申来候事

2 知行宛行状・目録

①（知行宛行状）寛保三年七月九日 1

遠田郡北浦村之内并所々都合

五拾貫文令加増之、前々之知行合貳百

七拾貫文（目録在別紙）全可有領知仍如件

寛保三年七月九日（五代吉村朱印）

後藤孫兵衛殿

②（知行宛行状）延享元年六月日 7

遠田郡不動堂村并所々都合

貳百七拾貫文（目録在別紙）全可有

領知仍如件

延享元年六月日（六代宗村朱印）

後藤孫兵衛殿

③（知行宛行状）寛政四年七月日 3

遠田郡不動堂村并所々都合

貳百七拾貫文（目録在別紙）全可有

領知仍如件

寛政四年七月日（八代斉村朱印）

後藤勘之輔殿

④（知行宛行状）文政三年六月日 4

遠田郡不動堂村并所々都合

貳百七拾貫文（目録在別紙）全可有

領知仍如件

文政三年六月日（一一代斉義朱印）

後藤孫兵衛殿

⑤（知行宛行状）文政二年六月日 5 | 1

遠田郡不動堂村并所々都合

貳百七拾貫文（目録在別紙）全可有

領知仍如件

文政十一年六月日（一二代斉邦朱印）

後藤孫兵衛殿

⑥知行御割目録 寛保三年七月九日 6

知行御割目録

遠田郡北浦村之内、桃生郡深谷前谷地村之内、賀美郡小

野田本郷之内、原御加増五拾貫文并前々之知行共貳百七

拾貫文之御割

一百七拾九貫百七文

遠田郡不動堂村

一貳拾貫文

同郡北浦村之内

一四拾貫五百八拾貳文

江刺郡三照村之内

一三百拾壹文

同郡黒石村之内

一拾五貫文

桃生郡深谷前谷地村之内

一拾五貫文

加美郡小野田本郷之内原

都合貳百七拾貫文

右之通被下置旨依 仰如件

黒澤要人

寛保三年七月九日

俊(花押)(印)

遠藤対馬

守信(花押)(印)

大條監物

道頼(花押)(印)

後藤孫兵衛殿

⑦知行御割目録 延享元年六月日 2

知行御割目録

一百七拾九貫百七文

遠田郡不動堂村

一貳拾貫文

同郡北浦村之内

一四拾貫五百八拾貳文

江刺郡三照村之内

一三百拾壹文

同郡黒石村之内

一拾五貫文

桃生郡深谷前谷地村之内

一拾五貫文

加美郡小野田本郷之内原

都合貳百七拾貫文

右之通被下置旨依 仰如件

黒澤要人

延享元年六月日

俊(花押)(印)

遠藤対馬

守信(花押)(印)

大條監物

道頼 (花押) (印)

後藤孫兵衛殿

遠藤對馬

義雅 (花押) (印)

行信 (花押) (印)

佐藤伊賀

春信 (花押) (印)

泉田大隅

倫 (花押) (印)

柴田但馬

成 (花押) (印)

後藤勘之輔殿

⑧ 知行御割目録 寛政四年七月日 8

知行御割目録

二百七拾九貫百七文 遠田郡不動堂村

一拾九貫百四拾六文 同郡北浦村之内

一六百人拾三文 同郡羈ヶ坪村之内

一百七拾老文 同郡関根村之内

一四拾貫五百八拾貳文 江刺郡三照村之内

一三百拾老文 同郡黒石村之内

一拾五貫文 桃生郡深谷前谷地村之内

一拾五貫文 加美郡小野田本郷之内原

都合貳百七拾五貫文

右之通被下置旨依 仰如件

古田舍人

寛政四年七月日

良知 (花押) (印)

平賀藏人

⑨ 知行御割目録 文政三年六月日 9

知行御割目録

一百七拾九貫百七文 遠田郡不動堂村

一拾九貫百四拾六文 同郡北浦村之内

一六百人拾三文 同郡羈ヶ坪村之内

一百七拾老文 同郡関根村之内

一三拾九貫八百貳拾三文 江刺郡三照村之内

一 壹貫七拾文

同郡黒石村之内

一 拾五貫文

桃生郡深谷前谷地村之内

一 拾五貫文

加美郡小野田本郷之内原

都合貳百七拾貫文

右之通被下置旨依 仰如件

平賀美濃

文政三年六月日

雅幹 (花押) (印)

石田豊前

準 (花押) (印)

遠藤勘解由

元長 (花押) (印)

福原縫殿

資氏 (花押) (印)

松前和泉

廣文 (花押) (印)

後藤孫兵衛殿

⑩知行御割目録 文政一一年六月日 5 | 2

知行御割目録

一百七拾九貫百七文

遠田郡不動堂村

一 拾九貫百四拾六文

同郡北浦村之内

一 六百八拾三文

同郡靄ヶ坪村之内

一百七拾老文

同郡関根村之内

一 三拾九貫八百貳拾三文

江刺郡三照村之内

一 壹貫七拾文

同郡黒石村之内

一 拾五貫文

桃生郡深谷前谷地村之内

一 拾五貫文

加美郡小野田本郷之内原

都合貳百七拾貫文

右之通被下置旨依 仰如件

芝多佐渡

文政十一年六月日

常熙 (花押) (印)

遠藤大蔵

元生 (花押) (印)

福原縫殿

資氏 (花押) (印)

高泉木工

景規 (花押) (印)

松前采女

廣文 (花押) (印)

後藤孫兵衛殿

仰付候ニ付孫兵衛元康頂戴之

御朱印 壺通

右添目錄有り

一寛保三年七月九日御加増之地五拾貫文拝領ニ付孫兵衛元

康頂戴之

御朱印 壺通

右添目錄有り

一延享元年六月日

当君御代替ニ付孫兵衛元康頂戴之

御朱印 壺通

右添目錄有り

一上郡山・葉嶋・遠藤右之三冢被 仰付節康公如願之分地被

仰付候^而之御割書候

三通

右之通改入置候者也

延享四年

七月日 孫兵衛

元康

⑪入記 (御朱印改入置候につき) 延享四年七月日 123

入記

一宝永元年六月日

御朱印上列節康公御頂戴

右添目錄有り

一享保十七年江戸御留主居被 仰付相勤候節孫兵衛元康

頂戴之

御朱印 壺通

一元文元年江戸御留主居被 仰付相勤候節孫兵衛元康頂戴

之

御朱印 壺通

一元文五年十二月十一日如願之同性多宮^江三十貫文分地被

⑫御朱印入記 天保一二年七月 126

御朱印入記

宝永元年六月

肯山様より 節康君へ

元文五年十二月十一日後藤多宮へ分地之節

獅山様より 元康君へ

延享元年六月

忠山様より 元康君へ

右後藤多宮へ分地節

寛保三年七月

忠山様より 元康君へ御加増御頂戴之節頂戴之

宝曆八年七月

徹山様より 寿康君へ

文化九年十月

英山様より 良康君へ

文政三年六月

正山様より 良康君へ

文政十一年六月

龍山様と称候

齋邦君より 良康君へ

天保十三年八月廿八日

慶寿君より 充康

元康君御真筆ニ御認相成後調無之後世紛も難計記置者也

天保十二年七月 孫兵衛

充康

3 職務・武芸

①（先祖勤功書上扣）元禄九年十一月七日 17

祖父後藤上野

貞山様御代江戸腋御番頭并御歩小性頭共被 仰付相勤申内、江戸赤坂御普請奉行相勤

義山様御代江戸御番頭被 仰付候、年数月日^者分明ニ承傳不申候、寛永拾六年

要山様へ被相付江戸定詰仕候内、同拾七歳嫡子後藤孫兵衛被 召出四ヶ年 要山様^江親子御奉公仕候、上野五ヶ年

江戸致定詰、正保元年四月五日ニ於江戸ニ病死仕候、御奉公之年数^者承傳不申候、又後藤孫兵衛亡父家督右同年ニ無

御相違被下置、引續定詰式ヶ年仕取合六ヶ年相勤申候

要山様御遠行以後

義山様方御國御番頭并御歩小性頭も加役ニ被 仰付、拾仁ヶ年相勤申候處、明暦三年ニ江戸御番頭被 仰付、万治

三年三月小石川御普請奉行被 仰付、江戸へ罷登、同四年之三月迄

相勤申候、當

御代迄江戸御番頭拾ヶ年相勤申候處、寛文八年方 品川様^江

御奉公被 仰付、延寶七年迄拾式ヶ年相勤、病氣ニ付願申上御役目御免被成下、天和元年

九月朔日病死仕候、四拾ヶ年致勤仕候、拙者儀亡父跡式天和元年十一月三日御知行高式百六拾三貫八百八拾八文無御

相違被下置、同月廿五日御國腋御番頭被 仰付候、同式歳五月廿三日御役替御歩小性頭被 仰付候、同三年十一月朔

日御國腋御番頭兼役も被 仰付、両御役奉勤仕候、貞享四年十一月九日御役替江戸御番頭被 仰付候内、同年十二月

十五日

公儀^江年始御使者被 仰付相勤、翌年正月廿九日ニ罷下候、

元禄元年十月朔日當番二付^而江戸へ罷登、翌年六月廿六日日光江之御供被 仰付、十ヶ月相勤、七月二日日光發足罷

下、同四年四月廿五日右御役被指除候、天和元年方元禄三年迄拾ヶ年御奉公奉勤仕候、元禄八年二月十一日御申次役

被 仰付當時相勤罷有候内 公儀^江御使者被 仰付、當七月十一日發足同月廿九日下着仕候、都合拾仁ヶ年奉勤仕

候、拙者右御知行高之内式亩木拾三貫八百八拾八文之内拾貫文夷弟上郡山三七郎二分被下度由願申上候処二、天和式年十二月十三日柴田中務、遠藤内匠を以願之通ニ被成下旨被仰付候、三貫八百八拾八文之所實弟遠藤助太夫二分被下旨申上候処、貞享仁年五月十三日遠藤内匠、佐々豊前を以願之通ニ被成下旨被仰付候、拙者御知行高式百五拾貫文ニ御座候、以上

元禄九年

十一月七日

後藤孫兵衛

御印判

川村平八郎殿

中村久郎殿

扣

右之通御書上之事、御用留ニ印置候

御書上御用扣、但御先祖様御勤功

②御勤功書并御書上等諸事留牒 享保二〇年八月 20

(表紙)

「 享保式拾年

御勤功書并御書上等諸事留牒

但、御大切之物印判物等御腰物箱入置可申上被仰出候

八月

一 曾祖父後藤肥前先祖方下長井之内のそきと申所ニ居住仕候、御知行高不承傳候、會津領被遊

御攻取候檜原之地ニ為押天正十三年方同拾六七年之頃迄相詰申由承傳候、會津 御手ニ入候節北方慶徳之地被下置候由是又承傳候、月日相知不申候

一 右肥前儀天正拾七年之頃方同十八年頃迄湯原口ニ被指置候由承傳候、月日相知不申候

一 右肥前義相馬口為御用心押ニ亘理郡坂元城天正拾九年方被指置候、月日相知不申候、同年宮崎・佐沼御陣所^江坂元方罷出候由承傳候、然所慶長五年白石御陣之節相馬方御手切之由唱、実儀ハ不被 思召候得とも此節之事ニ候間、無油断坂元相守可申よし被 遊御意、右於御陣所ニ

中鳥毛之御持鎗被下置候由承傳候、右御鎗丹(マ)今所持仕候、
已上

後藤孫兵衛

御重判

三月十八日

佐藤杵様

祖父後藤上野儀

貞山様御代江戸脇御番頭并御歩小性頭共二被 仰付相勤

申内、江戸赤坂御普請奉行相勤

義山様御代江戸御番頭被 仰付候、年数月日者分明二承

傳不申候、寛永十六年二

要山様へ相被附江戸定詰仕候内、同年七年二嫡子後藤大

隅被 召出、四ヶ年

要山様へ親子御奉公仕候、上野五ヶ年江戸定詰致、正保

元年四月五日於江戸病死仕候、御奉公之年数ハ承傳不申

候

一父後藤大隅二亡父家督右同年二無御相違被下置、引統定

詰式ヶ年仕、取合六ヶ年相勤申候、

要山様御遠行以後、御国御番頭并御歩小性頭も加役二被

仰付十式ヶ年相勤候処二、明暦三年二江戸御番頭被 仰

付候、万治三年三月小石川御普請奉行被 仰付江戸へ罷

登、同四年之三月迄相勤申候、

当御代迄江戸番頭拾ヶ年相勤候処二寛文八年方

品川様へ御奉公被 仰付、延寶七年迄拾式ヶ年相勤、病

氣二付願申上御役目御免、同九年九月朔日病死仕候、四

拾ヶ年致勤仕候

一拙者儀亡父跡式無御相違天和元年十二月三日二被下置、

同月廿五日二御国脇御番頭被 仰付、同式年五月廿一日二

御役替御歩小性頭被 仰付奉勤仕候、以上

後藤孫兵衛

御重判

天和三年

正月十九日

右之通大町備前殿迄御書上被遊候扣御座候、但宛所なし

二書上候事、已上

一 祖父後藤大隅孫兵衛と申候節、父上野儀

要山様江被相附江戸定詰御奉公相勤申候内、右孫兵衛義

寛永拾七年被 召出父子共ニ御奉公相勤申候処ニ、上野

義正保元年病死仕候、同年跡式無御相違被下置、右孫兵

衛儀引続忝ケ年定詰仕取合六ケ年相勤申候

要山様御卒去以後大番頭并御徒小性頭兼役被 仰付拾

忝ケ年相勤申候処ニ、明曆三年江戸番頭被 仰付、万治

三年小石川御普請奉行被 仰付、同四年三月迄相勤申候、

大屋形様御代迄江戸番頭拾ケ年相勤申候処ニ、寛文八年

品川御老被 仰付、名改大隅と被 仰付、延寶七年迄拾

忝ケ年相勤、病氣付願申上御役目御免被成下、天和元年

病死仕候、都合四拾ケ年相勤申候

一 父後藤大隅儀孫兵衛と申候節、祖父大隅病死、跡式無御

相違天和元年十一月被下置、同年脇番頭被 仰付、同式

年御役替御徒小性頭被 仰付、同三年脇番頭兼役被 仰

付相勤申候、貞享四年御番頭被 仰付、元禄四年四月廿

五日右御役目被指除、天和元年元禄三年迄拾ケ年相勤

申候、元禄八年二月御申次被 仰付候、同拾年二月御徒

小性頭兼役被 仰付候、同拾壹年十二月大番頭被 仰付

候、名改上野と被仰付候、寶永五年六月

品川御年寄被 仰付、同六年五月大隅と名改被 仰候、

病氣付願之上、同年七月御役目 御免被成下候、都合忝

拾五ケ年相勤申候

一 父大隅義享保元年九月廿八日ニ病死仕、跡式御知行高忝

百五拾貫文所、拙者ニ無御相違被下置旨同年十一月廿八

日被 仰渡候

一 拙者義父大隅病氣ニ付き名代御奉公如願正徳六年二月三

日ニ被 仰付、同六月廿二日御申次并ニ御近習被 仰付、

同十一月廿三日ニ御祭祀奉行兼役ニ被 仰付、享保忝年

九月廿一日於

御前名改孫兵衛ニ被 仰付、同三年四月廿一日ニ江戸二而

御徒小性頭兼役被 仰付候、右之通御座候、以上

後藤孫兵衛

御重判

享保三年

八月十九日

右ハ宛所なし

右ハ同月十九日坂元権兵衛を以 御城^ニ而御目付衆へ相
出候処^ニ、文言直り返し調直直々須田伊兵衛^ニ 御城

二^而渡ス、同廿三日

一七貫百五拾八文 江刺郡

三照村

但、寛文七年六月野谷地田四町分、畑式拾町分、御老
中・出入司衆書付を以被申受候、起目同拾老年^ニ御竿
入

一壹貫九百六拾四文 同村

右同所野谷地町数之外畑拾町九反七廿七^分之起過、

右同年^ニ御竿入

式口合九貫百式拾式文

右之通後藤大隅新田起目起過廿九貫百式拾式文之所御竿
入之年^方被下置、右之内式貫文之所、遠藤寛左衛門當物
成^方被分下、本知行六貫九百六拾四文^江取合八貫九百六
拾四文之高^ニ被成下、残七貫百式拾式文、本知行式百五

拾六貫七百六拾六文、取合式百六拾三貫八百八拾八文之
高^ニ被成下候間、御本牒直御黒印相調候様^ニ可被申渡候、
但於江戸監物・主水遂披露御前相濟候段申来^ニ付、如此
候、以上

寛文拾三丑

修理

六月十八日

中務

鴉田淡路殿

和田半之助殿

内馬場藏人殿

田村圖書殿

右之通新田起目起過共^ニ被下置候分、何^茂如前書之御本牒
直御黒印相調可被申候、以上

同年

藏人

同廿五日

半之介

淡路

松林仲左衛門殿

甲田甚兵衛殿

右之通六拾老人書込之御書付罷出候付、書替如此御座候、

以上

甲田甚兵衛

重判

同年

松林仲左衛門

同廿九日

同

後藤大隅殿

後藤大隅病死跡式御知行高式百五拾貫文之所嫡子同氏

勘之助被下置候間、御本牒相直候首尾可申渡候跡目願指

出候趣遂披露候処、如願被 仰出候付如此候、以上

主計 判無

享保元年

刑部 同

十一月廿八日

外記 同

松岡新左衛門殿

野村靱負殿

清水主税殿

岡元監物殿

右之通首尾可被申候、以上

同年

十二月五日

靱負 同

御勘定奉行衆

右之通御書付受取置書替如是候、以上

平大八郎

重判

享保元年

三浦權右衛門

十二月八日

同

本内五郎八郎

同

馬場半右衛門

同

大内小左衛門

同

後藤勘之助殿

③勤功書上 安永二年二月 21

(表紙)

「勤功書上」

一私父同氏孫兵衛儀、寛延三年九月致病死候に付、跡式御

知行高貳百七拾貫文之所無御相違被下置之旨、同年十一

月被仰渡候事

一元文三年八月部屋住之節、亡父孫兵衛願之上初_而之

御目見被 仰付候事

一延享元年四月 御入部之節部屋住_二御城_江相詰御目

見被 仰付、追_而惣 御目見之節御規式_江も被 召出、

引続 御參勤御下向之節并朔望出仕年始御規式_江も罷

出候様仕度旨亡父奉願如願之被 仰付、部屋住中罷出

候事

一岩渚故嘉兵衛御厩頭之節同人於内馬場、部屋住に_而

忠山様_江騎射相入 御覽二拝領物仕候事

一日下故五郎左衛門御厩頭之節同人於内馬場 忠山様乘

馬 御覽之砌薩摩方御貫被遊候_福フク山之青部屋住之節

乗候_而相入 御覽候処、宜敷足返等迄宜乗候段、茂庭

仲を以 御丁寧之 御誉被成下候事

一忠山様御代私部屋住之節大條故監物忰同氏友之進并私

諸稽古事等之儀右監物并亡父孫兵衛を以兩人一同御丁

寧被 仰含候事

一同年十二月、御申次被 仰付候事

一同四年正月御山迎之節御徒小性頭飯役被 仰付相勤申

候事

一宝曆四年正月、御徒小性頭役被 仰付相勤候事

一同年五月、御徒小性頭兼役被 仰付、宝曆七年迄相勤

候事

一獅山様御代亡父孫兵衛、水鳥繫玉鉄炮討方御伝授被成

下候処、御隠居被遊候、以後 忠山様_江御伝授仕上候

様被 仰付候に付不殘御伝授申上候、然所右孫兵衛死

去仕候に付_而從 獅山様之御伝授_書差上候之処、御伝書

物之儀候間、直々私相伝候様可仕候御弟子被成下旨、

木村藤馬以奉書被 仰付、右御伝書被返下、只今以所

持仕罷在候事

一寛延四年亡父孫兵衛勤仕中諸上納金等為上納之御知行

三ヶ二上地残三ヶ一所務之身持を以御奉公引続相勤候様被成下度旨奉願候処 上^江之上納金并御蔵元^江之返済金共二同年方廿三ヶ年上地、四ヶ年目地方被返下済残金割付を以被召上候年迄如願御国一篇之御奉公引続可相勤旨同十月被 仰付候事

一宝曆七年正月、御宿老被 仰付、古内肥後旧屋敷拜領被仰付候事

一同年二月、国分 白山御神事流鏑馬方御用向後可相勤之旨被 仰付、右御用相勤、毎年三月三日流鏑馬共相出来候事

一同年四月、為諸上納惣御知行三ヶ二上地之内三拾貫文上地被成下、残高御奉公為相続之被返下度品々奉願、被 仰付候事

一同年四月、公儀兩御目付衆御見廻之旨申来招請仕候事
一同年十一月、御宿老耆人役に付五分一被返下候事

一同八年、惣士上地被返下候節、右七年奉願置候上地三拾貫文一圓被返下候事

一同拾年 姫君様御入興御婚礼御役、京都^江之御使者被

仰付、同年二月、御当地発足罷登、於江戸 姫君様御

着輿之節、為御迎川崎迄罷出、御婚礼相済候以後、江

戸表出立罷登 近衛様御始、右御使者首尾好相勤 近

衛様 廣幡様^江御太刀馬代献上其外 御一家様并親類

様方まで自分献上物仕、御祝儀申上 近衛様 廣幡

様^江御目見被 仰付、御酒・御吸物之御相伴も被 仰

付、近衛様方忠光（金五枚・御拵有）御太刀一腰

廣幡様方重光（金五枚・御拵有）御太刀一腰拜領之御

料理頂戴 近衛様 廣幡様御一家様方者御銘々拜領

物被 仰付、久我様御始親類様方^江 御目見、拜領

物等被 仰付、在京中從 近衛様御自筆御讚之御絵二

幅并御薰物十種^註、御肴等拜領仕、從 廣幡様品々拜領

物仕候事

右御讚之御絵、宝曆十三年十一月屋敷出火之節焼失

仕候、御太刀八所持罷在候

一右御使者相勤候付、從 屋形様 姫君様上下之節品々

拜領物仕候事

一將軍宣下御老中方御招請有之候二付、右御用見習候様

被 仰付、直々滞留御招請之節、御老中方御盃頂戴仕、

御祝儀相濟候、以後御暇被成下、同五月罷下候事

一同十一年七月、若年寄方御用見習可申由被 仰付、宝曆十二年まで日勤仕候事

一同年右御用勤仕中、平山七左衛門身分御取立之儀二付、若年寄不吟味^江不正付同意仕候、不調法に付慎被 仰付候事

一正月七種御連歌御用、同十一日御謡初、同十八日於 御本丸懺法御用、遠藤内匠在江戸并指合中被 仰付、度々相勤申候事

一同十二年正月、遠藤内匠差合中不輕伺をも御連歌方之儀、右内匠用人^江私用人為問合候処、右不調法に付蟄居被 仰付候事

一正月廿八日、於 御本丸護摩法御祈祷御用、但木土佐御奉公御免中被 仰付、相勤申候事

一病氣二付、宝曆十三年九月、如願御奉公御免被成下候事

一同年、右病氣為保養在所^江罷下居候内、同十一月、仙

台屋敷出火之節、御宿老方御用留焼失仕候不調法二

付、慎被 仰付候事

一明和五年七月、病氣本復仕、如願御奉公被 仰付候事
一東照宮御祭礼奉行、宝曆七年以来式々度相勤申候事

一御山奉行、右七年以来三ヶ度相勤申候事

但、明和六年正月、葛岡権現森御鹿狩御山奉行、前年十一月名取佐保山御鹿狩御山奉行相勤候節、御

直々被 仰付置候上、正月六日御小性頭を以被 仰出相勤申候事

一明和六年四月、御奉行職被 仰付、三千石之高御役料被下置候事（本地御知行高弍百七拾貫文・御役料玄米三百俵）

一同七年御繰合御仕法直御省略方宜及相談候之旨 御意之上御召御小袖拝領被 仰付候事

一明和八年三月、仙台屋敷^江 屋形様被為 入献上物仕於書院 御目見被 仰付、紗綾三卷拝領仕、乗馬并角力相入 御覽、御膳差上御丁寧之 御意之上御茶弁当 拝領仕候、右御道具之内御茶杓 獅山様御作御座候、

内証^江も被為 入御囃有之、御酒・御夜食差上、品々
御意之上堂上方寄合書六歌仙拝領被 仰付、妻子弟等

迄銘々拝領物被 仰付、献上物も仕 御目見被 仰付、
御盃頂戴被 仰付、御丁寧被成下候事

妻娘儀御丁寧被成下候二付、以後御機嫌伺御悦事

等申上候様仕度旨并弟同氏仲佐儀 御目見前二候
得共被為入候二付、拝領物被 仰付 御目見御盃

頂戴献上物も仕候間 御参勤御下向并朔望出仕御
機嫌伺御悦事共申上候様仕度旨品々相窺候処、伺

之通無 御異儀旨被 仰出引続申上來候事

一同年三月、銚子山巢子御鶴一据御預被 仰付候事

一同年十一月、笹艸附若御鶴一据御預被仰付候事

一安永元年七月、仙台屋敷^江被為 入献上物仕 御目見被

仰付、三幅対御掛物〈左梅・中福祿寿・右松、雪舟筆
写古信筆〉、押掛三通仕、妻子弟等迄銘々拝領物被 仰

付、角力相入 御覽、内証^江被為入、御酒・御夜食指上、

銘々 御目見被 仰付、娘吉悱同氏多理蔵儀^者幼少二
付、御小性頭〈平賀出雲・平井林太夫〉召連 御目見

被 仰付、御丁寧之 御意有之、妻・娘陽儀ハ御盃頂
戴御丁寧之被成下 御意候事

右吉・多理蔵儀、御丁寧被成下候付、此末御機嫌伺
御悦事等申上度品々相窺候処、無御異儀旨被 仰出、
引続御機嫌伺御歛事申上候事

一同年七月、在所遠田郡不動堂村并同郡北浦村御預野場

二^而自由仕来候処、右二ヶ村御免所被成下、右村々^江
相附候沼川丸川之所ハ丸川片瀨片川之所ハ片瀨片川

水上水底共二無御役自由二成下旨平井林太夫御奉書
被 仰付候事

一同年十一月、於認殿中村源三郎^江被為入候に付、御内

用御用係被 仰付候事
一同式年正月、不動尊号之 御真筆二幅拝領仕候事

一芝多主税御鷹御申次方御用被 仰付置候処、同人御供

登二付、右御用見習罷在、江戸中相勤候様被 仰付候

事

一前條之外品々拝領物仕候事
寛延三年方安永式年迄

惣年数式拾四ヶ年

内

寛延三年方宝曆七年迄

一八ヶ年 御申次

内

一御徒下小性頭兼役上 三ヶ年

宝曆七年方同十三年迄

一七ヶ年 御宿老勤

明和五年方同六年迄

一式ヶ年 右同断

明和六年方安永式年迄

一五ヶ年 当職

一京都江之御使者一ヶ度

一御宿老二御座候

私家之儀ハ子郎等と申ニ御座候、品々元禄二年四月従

肯山様被 仰付置候事

右之通勤功書上申候、以上

後藤孫兵衛

安永二年

二月

④（先祖勤功書上） 安政四年八月 18

安政四年八月朔日、去月廿六日御小性頭若林修理ヲ以、

他家ニ異候事在之旨取調入 御覽候様被 仰付、今朝日

右者一同御小性頭須江六右衛門ヲ以指上申候、遠藤文七

郎も近日中ニ指上候由ニ承候、但木土佐江ハ文七郎方方

相傳候様被 仰付候事ニ文七郎ニ是又承り候、依而調書

草稿之書也

充康

先祖信秀之弟秀基仕織田信長郷方左文字ノ太刀・陣羽織・

朱麵棒之鎗并髭之鎗持共拝受仕候、右拝受之年月旧記焼

失仕相知不申候、信秀無子、秀基之子信道養子ニ仕、信

長公ヨリ賜信ノ一字卜家譜ニ書出置申候、右朱麵棒鎗者

拝受之鎗ニ付、先江相立来居申候

一信康代慶長五年 貞山様方中之鳥毛御鎗拝領仕只今ニ中

鎗ニ相立居申候

一信康武勇絶倫功多ヲ以

御家七騎母衣ニ被 仰付黄母衣相懸申候、被 仰付年月

相知不申候、御軍役^江罷出候節^者母衣相懸罷出候心得ニ

罷在申候

一壽康代寶曆七年二月十九日

白山御神事ニ付流鏑馬方向後可相勤旨被 仰付其後相勤

居申候

一植宗様

晴宗様

貞山様方被下置候御書并信長^(マ)郷方四通、秀基・信道^江被

下候御書都合三拾九通

貞享元年 肯山様^江佐藤李ヲ以入

御覽被返下候事ニ旧記ニ御座候得共、焼失仕何様之御書

ニ候哉相知不申候

一信康代方十四代之祖基末代方御家^江奉仕候共、又^者主水

助信次代

朝宗様^江奉仕候事ニも旧記ニ相見得、^与睨相知不申候、

右之外他家ニ異ナリ候儀無御座候、已上

八月朔日

後藤孫兵衛

右^者書出鳥渡披見致荒々左ニ覚居、覚違も可在之、左ニ

正月御規式并卯ノ日ニ拝領ノ短刀帯候様被 仰付帯居候、

御鎗・御箱・供廻り手傘為用候事、元日登 城之節供揃

ニ鉄炮為討候事、正月三日御野初之節一番ニ乗出候事、

右ヶ条之様ニ覚居申候事

⑤條々 享保一七年五月一八日 110

(包紙)

「後藤孫兵衛殿」

條々

一公義御法令之趣并家中制法兼^而相定通弥以堅相守之勿論

常々行儀作法をみたさず諸事相慎候様可申付事

一所々 御成之時分ハ屋敷々々しまり等之儀念を入可申付

之、屋敷之近所 御成之時節^者一入諸事心を附可申付之事

一公義之御様子其外申聞可然儀ハ常々心を附、其品によつ

て或一門中、或出人之衆^江相伺及松前采女并江戸番頭・

奥年寄・公義使等令相談早速仙台^江可申越事

一 公義^江献上物等之儀其方見届成程入念可相調事

一 奥方并越前守殿用事宜様奥年寄共・越前守殿年寄^江可申談當時麻布屋敷^江三四日置に可罷出、諸事采女^江越前守殿用事可申談、前々^与違 公辺務も我等同前に被働候間、附届等ともに入念相談可申事

附、大炊頭殿・遠江守殿奥方用事は又入念可承事

一 見舞衆ハ勿論使者等に至迄疎略無之様可申付候惣^而贈答少も無油断可致首尾、麻布屋敷^に之見舞贈答ハ可任采女事

一 諸事物入之儀^者出入司^江可令相談、奥方向一篇之儀^者奥年寄^江可申談事

一 屋敷々々門しまり之儀兼^而定置之通無間断相守、別^而心を附可申付事

一 屋敷々々之者他所^江見廻候儀先ハ無用たり、父母等近き親類有之対面之儀ハ其品承届可相出、雖然夜に入まで居候儀^者無用たり、重病之節ハ吟味之上指図すへし、且又他所之者屋敷々々^江猥に不出入様に申付へし、縦親子兄

弟たりといふとも夜に入まで留置へからず、若急病等之儀於有之^者承届可令下知事

附、其方儀上之用に^而他行仕候儀ハ各別自分之振舞等に他行仕間敷候、緩々他所に罷在屋敷を明置へからず親類中^江何そ品有之機嫌伺悦事等に付^而罷出候儀^者落無之様に可相勤事

一 火之用心堅可申付之、凡火事之儀^者定置候通相守精を出し候様可申付事

一 火事之節奥方并越前守殿被退候儀、麻布屋敷隔候間、先采女可得越前守殿指図候得共麻布近所方角等心を附注進次第に欠付吟味可仕事

一 万端用事に不怠念を入、重き事^者采女二申談候得^而可相勤、不遅儀^者仙台^江申越へし、急事之節^者越前守殿^江相可申付之、死罪之儀^者可及披露、雖然急速之儀ハ任越前守殿置候条可有下知事
右條々可相守之者也

享保十七年五月十八日（朱印）

後藤孫兵衛殿

條々

一 公義御法令之趣并家中制法兼_而相定通弥以堅相守之勿論常々行儀作法をみたさず諸事相慎候様可申付事

一所々

御成之時分ハ屋敷々々しまり等之儀念を入可申付之、屋敷近所

御成之時節ハ一入諸事心を附可申付之事

一 公義之御様子其外申聞可然儀ハ常々心を附、其品によつて或ハ一門衆中又ハ出人之衆_江相同及若年寄・江戸番頭・公義使等令相談早速仙台_江可申越事

一 公義_江献上物等之儀其方見届成程念入可相調事

一 真明院様・奥方御用事ハ勿論天性院御方用事共聊籠略不仕兼_而申付候旨を相守、奥老等_江可相談儀_者申談諸事念を入可相勤之

一出火之砌

真明院様・奥方被成御立退候節之儀、勿論天性院御方被立退候砌共時宜ニ応し諸事無滞様可仕事

一 奥方附諸役人勤方之儀無怠相勤候様時々可令指図事

一 見舞衆ハ勿論使者等に至る迄疎略無之様可申付候、惣_而贈答少も無油断可致首尾事

一 諸事物入之儀ハ出入司_江可令相談、奥方向一篇之儀ハ奥老_江可申談事

一 屋敷々々門しまり之儀兼_而定置候通無間断相守、別_而心を附可申付事

一 屋敷々々之者他所_江見廻候義先ハ無用たり、父母等近き親類有之対面之儀ハ其品承届可相出、雖然夜に入迄居候儀ハ無用たり、重病之節ハ吟味之上指図すへし、且又他所之者屋敷々々_江猥に不出入様申付へし、縦親子兄弟たりといふとも夜に入迄留置へからず、若急病等之儀於有之ハ承届可令下知事

附、其方儀上之用ニ_而他行仕候儀ハ格別自分之振舞等に他行仕間敷候、緩々他所ニ罷在屋敷を明置へからず、親類中_江何そ品有之機嫌伺歛事等に付_而罷出候儀ハ落無之様可相勤事

一 火之用心堅可申付之、凡火事之儀ハ定置候通相守精を出

し候様可申付事

一万端用事等不怠念を入、不遲儀ハ仙台^江申越へし、急之重儀ハ若年寄^江申談候得^而可相勤、死罪之儀ハ可及披露、雖然急速之儀ハ若年寄^江逐吟味不及遠慮可相計之事
右條々可相守之者也

安政三年四月(朱印)

後藤孫兵衛殿

⑦星當集 天保二年一二月 167

星當集

鉄炮可仕込事

一先目当より六間のつもり也、三寸程の角四方にひすみなきやうに念を入角十文字にかねをあて筋を引て筋を中墨にとりては、三分ほど出入なきやうに十文字を引中墨にさけ糸を合目当てのミそにて豎の墨を挟又横の墨を目当の上通の目付へ当るやふに可仕込事

筒の内すむらミる事

一ねちをぬき内にさひ気なき様に能のこひ明り能方へ物影

をとつてす口よりねちの所まで影をうつしてミるに瀬の所ハ影きれ白くミゆる也又ゆかミ深き程影こくくろミさしてミゆる也すむらなく候ても筒のかわに竹薄してす通と目当の溝通とすちかふ筒有口伝に明也

引の味直す九ヶ条之事

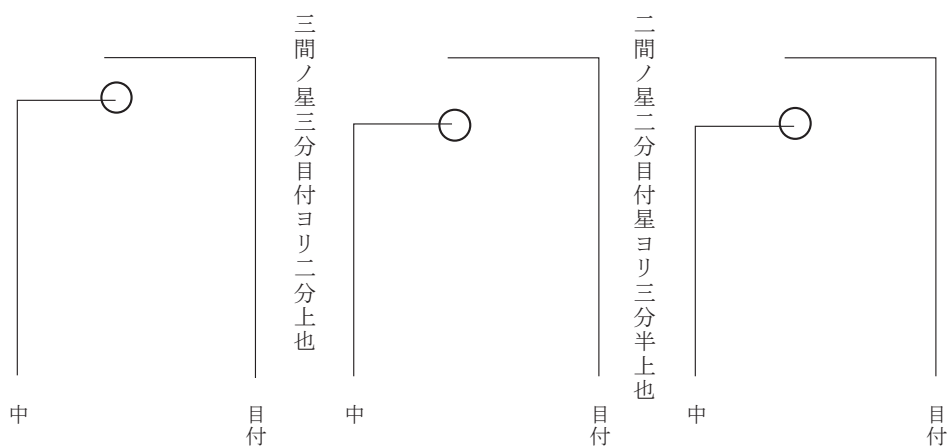
一第一盗金のやうす蟹目のことく其長さ火挟のかねにかゝる所三ヶ一かゝる程にしてさき細くなきやうに上を丸くワきも少丸く下は一文字にすり候也第二火挟の金盗金にかゝる所ろくにすりて惣のかゝる様にいたし地板とすき候は蟹目の所より下を地板うち出し上をハ打込火挟の拍子の所にもゆかめひやうをもむかふへ少ゆかめすかぬやふに仕候事第三内の押金強く候ハ、上をうすくすりて余つよからぬやふに押へさせ又弱く候ハ、腋へまハしをしからめ強め候也第四盗人金押所丸くすりて磨候也第五引金の穴自由にもとを少かたく候ハ、当る所を取服をも少広め磨候也第六引金のかゝる所を丸くすりて磨候也第七盗人かね内のからくりの所こハく候ハ、やハラ気弱ミ過候ハ、もとを少をしめ蟹目の所出入の穴つかへ候ハ、

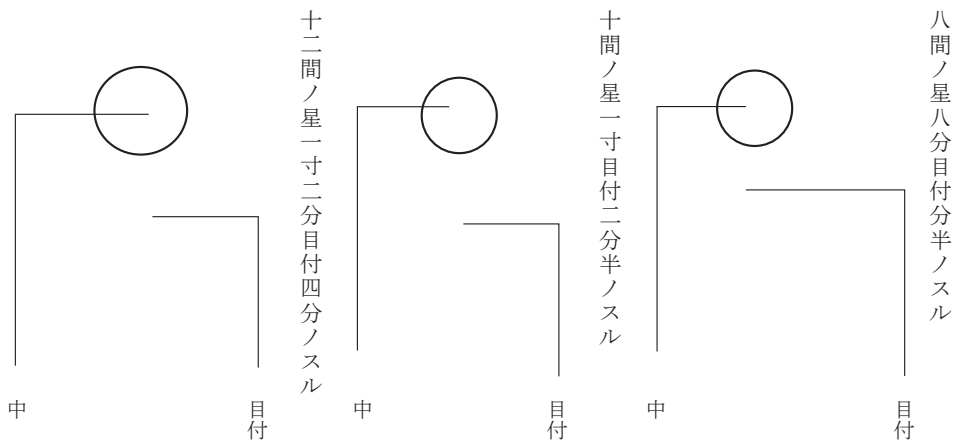
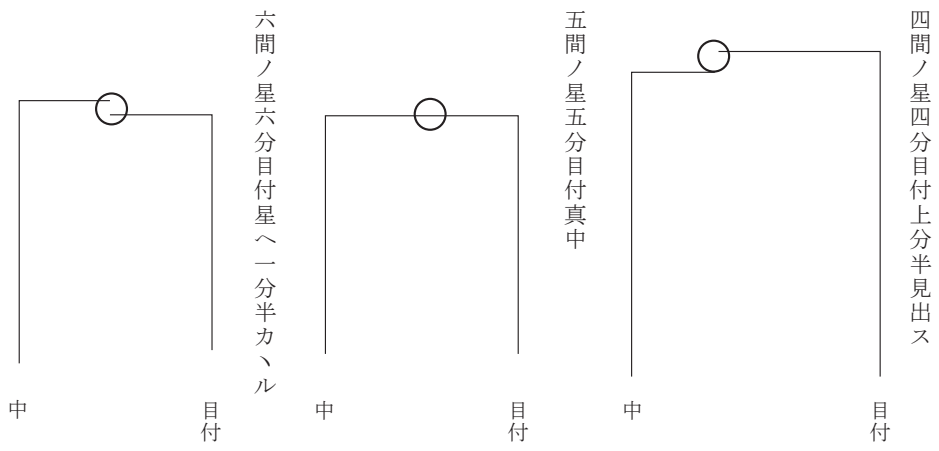
ひろけ磨候也第八弾金強候ハ、かかり少弱めに仕先一寸程よりそらせ弾セ候也第九火挾のもとをりの所内をよく磨丸くろくに仕候也

右九筒條火挾の拍子能首尾仕候へハ心のまゝになりて何た落する事なし何とろくなる筒といふとも引心あしく候へハあたり過半ちかふ物也是をよき味に仕候事あたりをもとむる本意也

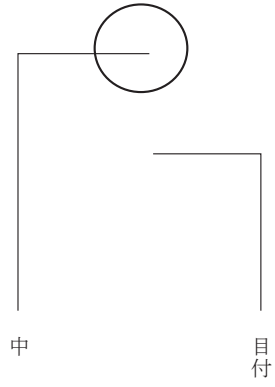
間積之事

一間ノ星一分目付星ヨリ五分上也

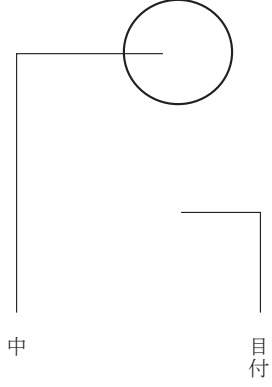




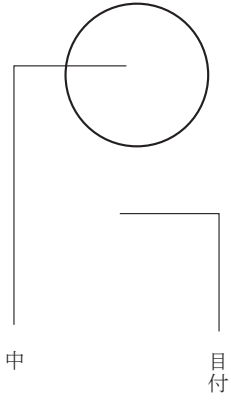
十二間ノ星一寸二分目付四分ノスル



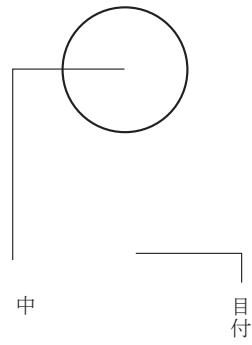
十五間ノ星一寸五分目付七分ノスル



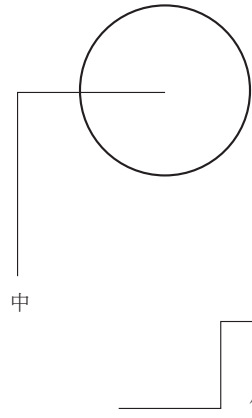
二十間ノ星二寸目付一寸ノスル



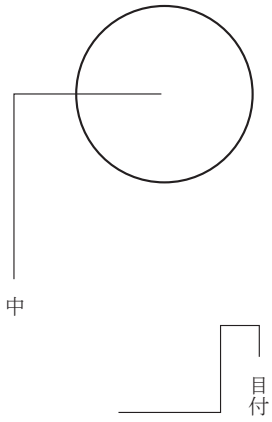
二十五間ノ星二寸五分目付一寸二分載ル



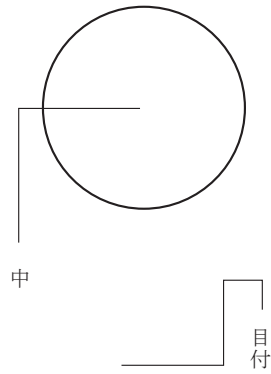
三十間ノ星三寸目付一寸五分ノスル



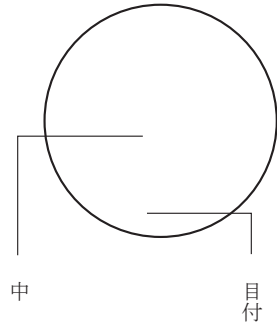
四十間ノ星四寸目付一寸ノスル



五十間ノ星五寸目付五分ノスル



六十間ノ星六寸目付少星ヘカゝル



如此積り候ても間にあハさるほし角何にても放時ハ星を角々を星といふ事口伝

中定事

一何と直なる筒といふ共玉加減ゆるきかつまり候へハ中不極候五ツ六ツ放少つまる程の加減に能也悪き薬込候敷又は能薬といふ共しめり候敷かため加減悪く粉薬ましり候へハ中不究候能薬にて可放也又をきたため拵やう悪く候へハ中不究候細なる沙をしめし長さ鉄炮たけに高さ一尺程置中をすかし其上ニ布をひらへ鋪鉄炮の本末をもたせするへゆり込腋をよくたゞき付筒の動さるやうに堅め念を入ため込仕候火にて可放五ツ六ツ放筒の内ぬらし能のこひ切又可放洗候てハ猶もつてよし中直なる筒も時によりさほとあたらさる事有能筒と見付てハ其時捨をかす重て放みる也玉数四五十も放以上を積り中の上中下可究也口伝

薬込之事

三匁五分玉

薬一匁込

三拾間内外 四匁五分玉 薬一匁二分込

六匁玉 薬一匁五分込

三匁五分玉 薬一匁五分込

六拾間内外 四匁五分玉 薬一匁八分込

六匁玉 薬二匁込

積薬之事

夏紅葉

五匁五分

三拾目 六文目

浮舟口薬

二文目四分

拾二文目 同

薬拵様の事

一塩硝ハ色白堅くかたまりしめりなくこくめにミゆるよし
硫黄ハ黄に赤く土気なきを用る也灰は麻等にて焼のこり
なきやうにすへし薬をたてゝみるに跡に三色のこらさる
やうに能おろすへし水加減過たるも不足もあしき也茶筌
のほ何にても霧雨のことく細々にうちておろしむらなく

能をしませ薬研の端にて薬研の底へそく／＼とうち込候

へハ下に能かたまりて上に粉薬四五分一ほどあまりしと

らす見候残ル加減也取出し切研きあらき篩にて通しあら

き分残候をいくたひも切研き通し扱二番篩にて粉を通し

其粉に右之ことく又水をうちかたむる也水過候へハ切め

角つふれ丸ミ有て手にて丸したるやうにみゆる也能干て

小刀にてをし研きみるにくたけ兼あらめに白くミゆる也

又水不足ハ角つふれ上に粉のかゝりたるやうにミゆる也

摧くに余青なくやハらかに黒くこまかに研る也能加減の

水ハ角もつふれす切め其儘有てくたけハ青高してさらり

とする心持也たとへ能方組にて合候共水加減悪く候へハ

悪き方に等しき也煮合の時も水加減同猶口伝に有

夫鉄炮^者其急速過飛鳥故支那号曰鳥銃其撃破如雷霆故又

名曰雷火炮誠軍器之大用也、不可不知焉今取其遠到^而可

中之術為一書盖池其秘^者耶法曰軍勝之術不可先伝也、若

非其人不可告之云尔

井上左太夫

宝永七年

四月日

田村喜七郎

頭卿

大槻十郎太夫

安永三年

四月日

安寛(花押)(朱印)

後藤孫兵衛殿

大槻十之進

安元

古内鉄右衛門

天保二年

十二月日

眞美(花押)(朱印)

後藤孫兵衛殿

⑧鉄炮薬櫓積之 天保一五年三月 169

鉄炮薬櫓積之書 六尺間

三文目五分玉筒 口伝

老町 六分五厘 中

五反 上

二町 八分 九厘

五反 一分二厘

三町 八分五厘 一分七厘

五反 二分五厘

四町 九分 三分五厘

五反 五分五厘

五町 九分五厘 六分三厘

五反 七分五厘

六町 一文目 八分四厘

四文目玉筒 口伝

老町 八分 中

五反 上

二町 一文目 一分二厘

五反 一分七厘

三町 一文目一分 二分五厘

五反 三分六厘

四町 一文目二分 四分七厘

拾文目玉筒 口伝

老町 一文目五分

五反

二町 一文目六分

五反 九厘

三町 一文目九分 一分一厘

五反 一分七厘

四町 二文目 二分五厘

五反 三分七厘

五町 二文目一分 四分九厘

五反 六分

六町 二文目三分 八分八厘

五反 九分八厘

七町 二文目三分 一寸八

五反 一寸一分八厘

八町 二文目五分 一寸二分八厘

拾三匁玉筒 口伝

老町 一文目六分

五反

二町 一文目七分 一分二厘

五反 二分一厘

三町 一文目八分 三分

五反 三分三厘

四町 二文目 三分七厘

五反 四分四厘

五町 二文目三分 五分二厘

五反 六分二厘

六町 二文目五分 七分一厘

五反 八分四厘

七町 二文目八分 九分七厘

五反 一寸三厘

八町 三文目 一寸一分

拾五文目玉筒 口伝

老町 一文目八分

五反

二町 二文目 一分

五反	一分貳厘
三町	二文目一分
五反	一分五厘
五反	二分二厘
四町	二文目二分
五反	二分七厘
五反	三分四厘
五町	二文目三分
五反	四分
五反	五分一厘
六町	二文目五分
五反	六分三厘
五反	七分五厘
七町	二文目七分
五反	八分七厘
五反	九分
八町	二文目九分
五反	一寸
九町	三文目一分
五反	一寸一分五厘
五反	一寸三分
五反	一寸五分
十町	三文目三分
	一寸七分

老町 二文目

二拾目玉筒

口伝

五反	一分
二町	二文目一分
五反	一分三厘
三町	二文目三分
五反	一分五厘
四町	二文目五分
五反	二分八厘
五反	三分五厘
五町	二文目七分
五反	四分三厘
五反	五分八厘
六町	三文目
五反	六分四厘
五反	七分九厘
七町	三文目一分
五反	八分五厘
五反	一寸一厘
八町	三文目二分
五反	一寸八厘
九町	三文目三分
五反	一寸二分七厘
十町	三文目四分
	一寸三分五厘
	一寸四分七厘
	一寸五分八厘

五反	一丈六分九厘
拾一町	一寸八分
五反	一寸九分四厘
十二町	三文目六分
	二寸八厘
	二十三文目玉筒
	口伝
老町	二文目七分五厘
五反	
二町	二文目八分
五反	
三町	二文目九分
	一分
五反	一分三厘
四町	三文目
	一分七厘
五反	二分二厘
五町	三文目一分
	三分三厘
五反	三分四厘
六町	三文目二分
	三分六厘
五反	三分八厘
七町	三文目三分
	四分

五反	五分三厘
八町	三文目四分
	六分七厘
五反	七分七厘
九町	三文目五分
	八分九厘
五反	九分四厘
十町	三文目六分
	一寸
五反	一寸貳分
拾一町	三文目七分
	一寸四分
五反	一寸五分
拾二町	三文目八分
	一寸六分
	二十五文目玉筒
	口伝
老町	二文目八分
五反	
二町	三文目
五反	
三町	三文目一分
	一分五厘
五反	二分
四町	三文目二分
	二分五厘

五反	三分七厘
五町	三文目三分
五反	五分
五反	六分二厘
六町	三文目四分
五反	七分五厘
五反	八分七厘
七町	三文目五分
五反	一寸
五反	一分一分
八町	三文目六分
五反	一寸二分
五反	一寸三分七厘
九町	三文目七分
五反	一寸四分三厘
五反	一寸五分一厘
十町	三文目八分
五反	一寸五分八厘
五反	一寸六分四厘
十一町	三文目九分
五反	一寸七分
五反	一寸七分六厘
十二町	三文目
三十目玉筒	一寸八分三厘
口伝	
老町	三文目八分

五反	三分九厘
二町	三文目九分
五反	
三町	四文目
五反	一分五厘
四町	四文目二分
五反	二分
五反	二分七厘
五町	四文目四分
五反	三分五厘
六町	四文目六分
五反	四分七厘
五反	六分
七町	四文目八分
五反	七分
五反	八分
八町	五文目
五反	九分
五反	一寸
九町	五文目二分
五反	一寸一分
十町	五文目四分
五反	一寸二分
五反	一寸三分
十町	五文目四分
五反	一寸四分

五反 一寸五分

十一町 五文目六分 一寸六分

五反 一寸七分

十二町 五文目八分 一寸八分

五反 一寸九分

十三町 六文目 二寸

右一書雖秘事尽重意御望不浅候条令相伝候也努々不可他
見有候也

田村数右衛門

頭伴

田村喜七郎

頭郷

大槻十郎太夫

安永三年 安寛(花押)(朱印)

四月

後藤孫兵衛殿

大槻十之進

安元

大槻勝三郎

天保十五年 貞安(花押)(朱印)

三月日

後藤孫兵衛殿

4 家世記

① 家世記一 文化八年辛未春 24

(表紙)

「家世記 一」

謹按後藤家者 伊達家累世之臣也、在昔文治中奥州家伯念西公有功於東方（鎌倉幕府源賴朝喜之封公於伊達郡）而風化漸靡而後藤主水助信次・遠藤勘解由助光廣・瀨野部太郎左衛門景久同時屬於麾下主水助信次本羽州小國産、其父曰後藤義信矣、爾來十七世信家無子養湯目雅樂允重信二男為嗣當貞山公開國之間為帷幕之臣其功傑然於後藤家稱中興矣、自是以來賢子令孫不減其家聲世々命宿老家連綿至、于今矣明和中有錄家譜呈

公室而遺漏不鮮故亦令臣尚求其遺篇篇已成名之曰家世記冀以此篇與家譜參考焉

文化八年辛未春

臣佐尚誌

第一肥前信康（初稱孫兵衛、卒號賤定院、室遠藤山城妹）後藤四郎兵衛信家無子養信康而為嗣信康者湯目雅樂允重信次男也仕于

貞山公開國之間其功傑然者也

伊達名臣紀曰

原田宗時

後藤信康 附中津川新四郎某

原田左馬之助宗時者為宿老後藤孫兵衛者累世之臣也共事于政宗公、宗時武勇絕群且有才識十有八歲參軍政、信康沈毅果斷知謀勝人年三十有餘為大夫常不待接宗時、宗時怨之多年矣、一日信康於公庭不禮宗時宗時不堪忿恚直至信康第欲相手刃信康偶遊友人宅、宗時尋到謂謁者曰、聞信康有焉余為見信康而來其氣色忿厲謁者驚入告之家主而家主與信康圍碁宗時直入與信康相對大言曰、汝常輕侮吾今朝於公庭殊甚吾何堪之思與汝相擊死將拔佩刀信康下碁子而不應宗時怒且置信康猶初宗時罵詈惡言無所不至曰、是汝怯懦之所致也、若比強弱猶芥子於瀕彌汝知耻盍疾擊余也信康猶無耳而下碁子自若矣宗時坐定腕垂漸似眠信康竟圍碁畢數碁子而曰、吾

羸烏逐碁子移盤於坐隅開障子出而盥漱從容而坐謂宗時曰、
足下數百言吾一々記得之方今戰國唯惜足下勇武不為國家之
用而徒死余亦恨為妄人而死雖然汝已如此余亦何辭余將先受
汝刺然衝心下一刀當共殪相俱將死汝靜。○衝
衝汝而拔之衝之拔之幾數而以斃之前後而此芥子須彌而已汝
去來而刺之汝不刺吾刺汝於是宗時捐兩刀平伏謝曰吾過焉、
吾過焉今聞卿之言而不堪慙悔請冀容之信康曰固非吾所願也
而余與汝一保此身他日為國家死而已、自是而後二人相好懽
矣時人皆曰如廉頗藺相如也宗時他日語人曰、信康老人也當
吾忿怒之時乃何言之聽焉以氣焰已衰始能聽之而已後宗時從
公于朝鮮之役帰途病死於釜山海人皆惜之信康後稱肥前初守
會津檜原口不近葦名及越後兵者单其力也人此于之甲州高坂
氏此後軍功最多云

有中津川新四郎者勇氣直勁貧賤坎壈未嘗屈於人又為
信康見輕視心竊恚之一日伺候信康信康與之語有沸釜
新四郎急扛而翻注焉信康轉頭避之幸全面目熱湯入襟
且爛手腕而神色自若曰汝是風強乎新四郎曰豈風狂耶
余嘗惡卿之蔑視余也故欲共俱死卿當覺悟信康曰何辭

而余初見爾之壯氣堪惜故容爾而已汝以之奉 公則
異日必有莫大之功、新四郎曰予正注沸湯爛壞卿之面
目欲瞑眩轉倒之時以斬之今卿幸免雖生猶死夫殺人者
死是國家之大法也卿疾殺余余豈徒生耶信康曰今殺汝
惟亡 公室之一忠臣也余偏見貴賤群臣未嘗見如子
有志氣者故惜之耳非有私於汝汝夫勿辭而進酒飯遇接
之此後新四郎果有百死一生戰功云

後藤家ハ 朝宗公奥州伊達郡御着後遠藤勘解由助光廣・
後藤主水助信次・須野部太郎左衛門景久、右三人同年
朝宗公御旗下二罷成、主水助信次ハ生國出羽國小國と申
所方罷出候由、右主水助父ハ後藤義信と申候由
一 右主水助信次方四郎兵衛信家迄十七代二相成候と奉存
候、併四郎兵衛信家以前之儀ハ睨と相決兼候義も御坐候
由被仰下候得者承知仕候、私手前二ハ委クハ相知不申候
へ共、代々ハ荒々相知居候様奉存候
一定紋上ケ羽之蝶卜瓜ノ内ニ劔花菱両様附候由、右信次十
八代目信家後藤孫兵衛家督信廣、孫兵衛信康二男信廣弟

信俊、後藤喜太郎、右信俊大坂御陣之節御供仕、其後遠

江守秀宗公^江御附被成候五十騎宇和島^江御供仕候内、名

三郎右衛門と相改、格式年月日不相知、右信俊方私迄

七代二相成候、右信俊嫡男信行後藤三十郎代左京口宗時

公御意を以三十郎義五島甚兵衛政信卜御改被下候由、上

野弟上郡山三七郎と申仁被參候節寶永年中^而

綱村様御代^二可有御座候、右之卷ハ宇和島御分レ伊達

分三郎様御家臣五島甚兵衛と申者方為取合候卷之内也、

其節委ク御取合可被成御吟味御坐候処、宇和島^江公義御

意味合被為在候末之儀、其上信康孫兵衛家督信廣と申儀

并信康二男信俊と申も不相分、其上文面之内仙臺ハ伊達

様之御正統とハ乍申譯も無之、後藤家を本家と相慕可申

候哉、先祖方家本と承傳候得^者こそ相糺承知度と申儀も

在之、彼是御手拂之方高橋儀藏殿^江も御吟味御手拂被成

候事

謹按大坂陣^江御供之義不相知候所、信俊御供と在之

候得^者右故大坂落城翌年御加増五拾貫文被為在候哉

御坐候事、無左候^而ハ何故と申義不相知

公室記録

一慶長五年景勝御退治二付、政宗事景勝領分奥州伊達郡桑

折表^江可相働と存候二付、九月廿九日可致出陣候間、最

上^江為加勢指越候人数二も無聊爾様申付置候得共、最上

表戦二付見合罷在候処、最上之敵敗北之左右在之二付^而、

十月三日政宗此節罷在候名取郡北之目之城を出馬仕、刈

田郡白石之城^{着陣}、一日逗留仕、同五日景勝領分伊達

郡国見山^江陣取申候、此地^者白石之城方四里程御座候、

最上^江加勢を遣御人数も段々白石国見山^江馳着申候、此

度桑折表出馬之節、一番茂庭石見延元并嫡子主水良元、

二番片倉備中景綱嫡子小十郎重綱、三番高野耆岐親兼、

四番屋代勘解由兵衛景頼、五番桑折播磨入道了、兼而

申付、其外後藤肥前信康、黒木肥前宗元、石川弥平實光、

氏家新兵衛兼次、遠藤但馬、川島豊前景泰、守屋伊豆俊

重金森隠岐、一ノ迫伊豆高實、今泉丹波、此十人二母衣

を為掛申候由書記置候物御座候、後藤肥前儀、政宗譜代

二^而人数をも持兼^而黄母衣を掛、武功之者二候故、黄ノ

後藤と申習候、後藤肥前外ハ何^茂紺地之母衣を掛申候

一 伊達七騎之母衣人数 浅黄 遠藤文七郎、赤片倉小十郎、

赤白黒 中村左衛門、白 遠藤平太

夫、黄 後藤孫兵衛、白黒 津田民

部

御記録書抜

一文録年中太閤秀吉公朝鮮就御征伐政宗公高麗^江御渡海之

節

仙台家臣強旅役

一二幅半白地胴黒

後藤孫兵衛

相馬御陣着到

二幅半地白胴黒

後藤孫兵衛

天正十四丙戌年十月

按此年号疑

一慶長十八年政宗儀罷下大崎葛西退治可仕由 秀吉公^江被

仰付、五月末二居城米澤^江罷下、六月十四日米澤罷立、

廿一日大崎境^江着陣仕候、政宗曾祖父左京大夫植宗庶子

亘理兵庫元宗・入道元安其子美濃重宗、政宗叔父伊達上

野政景、政宗従弟伊達藤五郎成實、藤五郎義中頃兵部後

安房と申候、片倉小十郎景綱、鬼庭石見延元茂庭卜氏を

改申候、原田左馬之助宗長、濱田伊豆宗景、後藤肥前信

康、高野耆岐親兼、中島伊勢、佐藤宮内等相従候

一政宗白石城ニ罷在候内相馬筋無心許存、亘理郡坂本之城

主後藤肥前信康ニ鳥毛鞘之持鎧為取候^而、相馬筋用心可

仕由申付、坂本^江指遣候

右之通公儀御記録ニ在り

同御記録写

一天正十三年六月會津御境檜原口取出之城を築て後藤孫兵

衛信康ニ御人数を副て籠置相守らしめらる

檜原ハ會津之内猪苗代^江田舎道三十里程在り、天正

十三年頃會津義廣・佐竹義重・岩城常陸・岩瀬輝隆・

石川照光何レも政宗公之御親類なれ共田村清頭^江弓矢

ニ^而政宗公ハ田村之御婿なれば田村を御介抱故御中違、

其内大内備前定綱代々伊達家^江属シ候処、伊達御洞弓

矢之砌、田村を頼入候処、聊之事ニ^而田村を恨、會津佐

竹を頼入、田村と弓矢仕候、政宗公田村御介抱故口惜

思召會津檜原御出陣、猪苗代弾正を語らい給ふ、弾正受合けれ共、子息不同意故會津御会戦不調同所^而取出之城を築て孫兵衛を指置候と云々、後二弾正降参、天正十三年六月十日義廣退出若松之城御手二入

一同十九年六月佐沼城攻之節、後藤孫兵衛大二苦戦、賊兵追散再城内二入閉門

一文録^{（一）}二年九月、從朝鮮国後藤孫兵衛ニ御書を賜

急度ノ脚力朝鮮竹島^江参着満足シ給フ、殊ニ何レも御見廻トシテ罷越候ニ就テ其方事モ罷越ヘキ存分ノ所ニ年寄ノ者共相止ルニ因テ其儀ナキノ由境目ニ居住ナレハ尤ニ思召サル少モ心許ナキ義在間敷ヨシ仰遣サル

朝鮮竹島^江之脚力伊藤越中ト申者也、右越中當家譜代ニも無之、駿河今川義元臣之由、後

政宗公^江奉仕度信康^江申入候所、一兩年手前二仕候上公^江可為仕申談試ニ召仕、當時戦国之世ナレ

ハ亘理郡大肝入^{サイノハマ}齊野羽場越後ト申者^{大分眼者}。在之用事申付置出入仕処、内意申諭越後女越中^江嫁シ候由之事

一慶長五年十月福島御陣彼筋^江差向ラル後藤孫兵衛

註ニ後藤孫兵衛ハ當家ノ士ニシテ人数ヲ扶持シ武功ヲ励ムト云々

一同六年十月、孫兵衛信康ニ御書を賜フ

大神君方川口久助・中江式部太輔兩人を

公^江御預ケニ就御国許^江指下さる孫兵衛居城亘理郡坂本ハ海邊ニして上方^江便なるを以此兩人を先孫兵衛在所ニ於て御宿申着置べき旨被仰下御書左之通

川口久助・中江式部太輔兩人從

内府様御預ケニ^而候、少も上方近ク海邊ニ^而候間其許ニ寺家ニ^而も在家ニ^而も可然所御兩人之御宿申付差置可申候、扶持方以下仙臺留主居^江申付候、其間打着分手前方取越可申候、夫丸三人宛借可申候、仙臺城邊見物有度被申候ハ、其分ニ案内添可申候、謹言

十月廿三日 政宗

後藤孫兵衛殿

註ニ右兩人御預ケ之品々及下着候様子、且此後

上方^江被指登事共二不傳、孫兵衛此後名を肥前
と改しむ又在所栗原郡宮沢、桃生郡大森所替被

仰付

〔^{頭注}二川口久助ハ秀頼公ノ足輕頭、元來ハ蜂須賀ノ手ノ

者ニテ白波ノ巨擘也ト、中江式部少輔直隆 一万

石、蒔田権之助 一万石、小野弥七郎 三万石、石

田逆心ノ時、勢州ノ津城主富田信濃守信高、家康公

ヘ味方シ籠城セシヲ石田不知メ、長東大藏太輔正家

ヲ大将トシテ大勢向ハシム、于時右三将モ正家ト同

向彼城ヲ攻落シ、此三将在番シテ堅固ニ城ヲ守ル処

ニ関ケ原破ルト聞テ皆逐電ス、然ルニ蒔田ハ子細有

テ本領下サレ召出サルト云々

一寛永三年六月 御上洛之節後藤孫兵衛近元御供

一同年九月 行幸之節辻固之儀被 仰出、御家ニ^而後藤

孫兵衛近元其外御人数五人辻固相勤候様被 仰付

一同七年江戸赤坂糺町邊御普請之節 御名代石母田大膳

宗朝・後藤孫兵衛近元相副らる

按ニ文録^(マ)元年四月日本ノ兵朝鮮ノ東邊ヲ陥レ五月其王城

ニ入テ八道悉ク乱ル、朝鮮国王上国ニ急ヲ告シカハ明ノ
天子援軍ヲ出サレ合戦度々ニ及ヒ大明和儀ノヲ始レリ、
其後和儀破レテ再軍起レリ凡兵ノ連ナルヲ七年ニシテ、
慶長二年八月太閤秀吉薨去シタマヘ日本ノ兵コトク軍
ヲ還ス

〔^(マ)文録二年九月政宗公朝鮮国ヲ御書ヲ信康ニ給フヲ以

テ考レハ朝鮮ノ御供ハ無之歟トミヘタリ

一右信康會津檜原居住之儀并亘理坂本ニ住居之事

附、栗原佐沼陣等之節之事

一信康政宗公ニ從ヘ奉リ、且又住居之儀ハ先祖方下長井之

内のそきと申所ニ居住御知行高不承傳候、

政宗公會津領御攻取被遊候節、檜原之地為押、天正十三

年方同十六七年之頃迄相詰申候由、會津御手ニ入候節、

北方慶徳之地被下置候由承傳候由之事

一右信康儀天正十七年之頃方同十八年之頃迄湯原口ニ^而被

指置候由承傳候由之事

一右信康義相馬口為御用心押ニ亘理郡坂元城ニ天正十九年

方被差置候、同年宮崎佐沼御陣所^江坂元方罷出候由之事

一慶長五年宮代御陣之砌曾祖父肥前儀紺之母衣相懸候哉

御尋ニ御座候、宮代御陣ニ懸申候哉黒地母衣右肥前懸

申候由ニ爾今所持仕候、已上

後藤孫兵衛

子九月九日

畑中助惣殿

金子長左衛門殿

一曾祖父後藤肥前懸申候黒母衣指上可申候由御意之旨畏

入、則差上申候、已上

貞享元年九月廿七日

後藤孫兵衛

畑中助惣殿

金子長左衛門殿

一曾祖父肥前信康儀天正十九年方慶長六年迄十ヶ年余亘理

郡坂本ニ御知行高二百五拾貫文被下置、居城御給主拾八

人御預ケ被下相馬押被仰付候、白石御陣之節相馬方御手

切之由右御陣所申来候ニ付、右肥前ニ中鳥毛之御持鏝

被下置、猶以坂本相守可申由被仰付候由承傳候

一慶長十六年方元和六年迄十ヶ年江刺郡三照村ニ居所仕

候、右肥前義慶長十九年ニ病死仕候、引続祖父上野罷在

候

一元和六年方遠田郡不動堂村_江右上野取移、今年迄引続

六十六ヶ年罷在候、已上

後藤孫兵衛

貞享貳年三月八日

重判

佐藤木工様

一後藤四郎兵衛方以前之御奉公之品覺不申候、肥前義八米

澤ニ被成御坐候時分ハ檜原御境目ニ被差置候、御国替方

坂本ニ被差置候、御陣之節ハ胞衣被仰付候、其外御奉公

之品覺不申候、

貞山様御代上野儀御番頭被 仰付、

義山様御代も不相替御番頭被 仰付、其已後越前守様御

家老被 仰付奉公申上病死仕候、肥前儀湯目雅楽之允ニ

男ニ御坐候、後藤四郎兵衛養子ニ罷成後藤ニ相成申候、

已上

後藤大隅

極月十一日

真山庄兵衛殿

望月庄太夫殿

一筆致啓上候、然^者亘理郡坂本二先年後藤孫兵衛被指置候
何ヶ年程住居仕申候哉相知不申候由、大條監物殿方書立
有之候、孫兵衛殿何年より何年迄坂元住居之段年数年号
拙者方^江可被差出候、此度御一門衆大進衆所々在所之儀
承立可申上候由依御意如此御坐候、已上

渡部七兵衛

貞享元年

十一月廿六日

後藤孫兵衛様

一以手紙致啓達候、寒氣甚御坐候、弥御堅固被相勤之由候
哉承度存候、然^者先達^而曾祖父後藤孫兵衛亘理郡坂本二
先年被指置候儀在所^江申遣し承候得^者古キ者共大かた相
果實儀相知不申候、乍去米澤方御国替之節坂元二十ヶ年
程住居仕候由承傳候、以上

十月六日

後藤孫兵衛

渡部七兵衛様

尚々佐沼御陣八天正十九年之儀二御座候

一為 御意致啓達候

貞山様佐沼^江御働之節後藤孫兵衛城之石壁二付^而不引退
相働申候由書記之候物御座候、此節名乗何と申候哉、肥
前と相改候ハ何時方之事二候哉、委細可被申上候、尤於
佐沼孫兵衛働之品又ハ書記候者承傳も候ハ、委細可被
申上候

右之通 公義^江御書上被成候御用ニ被為入候間、早々可
被申上候、御請之御状ハ上郡山九右衛門、各務因幡方^江
可被相出候、御飛脚便を以被相登候様ニと右兩人^江申遣
候、恐々謹言

貞享元年

佐藤木工

二月廿四日

後藤孫兵衛殿

一去ル廿四日御奉書廿八日奉拝見候
貞山様佐沼^江御働被遊候節、拙者曾祖父後藤孫兵衛城之
石壁二付候^而引退不申相働申候由御書記之物御坐候由、
其節実名且又肥前と相改候儀何時之儀二候哉、委細可申
上候由畏入奉存候、名乗信康と申候名改之年月ハ相知不

申候、最前御触二付佐沼御退治之節、右肥前儀働之品相
知不申候得共、手を負申候段承傳候、尤月日相知レ不申
候、右之通宜様御披露可被下候、恐惶謹言

後藤孫兵衛

同年

二月晦日

佐藤木工様

一筆致啓上候、其御地御静謐

屋形様・御曹司様益御機嫌能被為成御座候之旨乍懽恐悦
御同意奉存候、随而貴様御堅固被相務之由珍重奉存候、
且又曾祖父後藤孫兵衛實名并肥前と名改、佐沼御退治之
節御供仕働之品可申上旨此御時ニても最前御触二付書上
申候得共、御奉書を以此度右之段可申上旨被仰下候間承
傳之義申上候、可然様奉頼候、恐惶謹言

後藤孫兵衛

丑

二月晦日

佐藤木工様

猶々右佐沼御陣之節肥前二ヶ所手を負其上内之者も拾人
余り手負討死仕候様ニ承傳申候得共、久敷儀ニ在之候故
實儀覚申候者も無御坐候間不申上候、以上

一為 御意申達候、慶長五年之頃後藤肥前信康何方ニ居城
仕候哉、早々可被申上候御請状ハ九右衛門因幡方江可被
差出候御早飛脚を以指上候様右兩人江申遣候、恐々謹言

佐藤木工

三月四日

後藤孫兵衛殿

猶以二月晦日之御状則入、御披見申候、且又肥前
居候節知行高何程ニ候哉、何御役目ニ候哉、段々
居所替候哉、只今之在所ニハ先祖誰代方初而居申
候哉、當年迄何年ニ成候哉、此等之趣委細可被申
上候、以上

右名前同断

一肥前信康慶長六年之頃方同十六年迄十壹ヶ年栗原郡宮澤
村、桃生郡大森村ニ居所仕候、分而年数相知不申候、以上
右之通御書上相成居候處、明和九年四月御家譜御書上之

節慶長年中栗原郡宮澤村^江所替被仰付、右御給主十八人
被相預追^而桃生郡大森村^江所替被仰付、右御給主被相預、
野谷地新田所拝領仕候、此節之御知行高弍百五拾貫文二
御坐候、右弍ヶ村之内何ヶ年宛住居仕候との儀旧記焼失
仕相分兼申候、然所進退被召放蒙御勘氣罷在候處、慶長
十六年御免被成下、江刺郡三照村^二^而御知行五十貫文之
所在所共被下置被召出候由御書上

但、御勘氣之義ハ佐沼御陣^江拔掛之失之由

右御書上ニ有故ニ略ス

一 同年遠田郡不動堂村本地弍拾弍貫六百五拾七文御預被下
置候事

一 説又曰、信康有故^而自坂本慶長七年有所替栗原郡宮澤
村桃生郡大森村居之、同十六年之頃迄居之、自夫江刺郡
三照村ニ移る此節録二百被相減僅百八十貫文とも云、又
御扶持方八十人分ニして三照村ニ移とも云

一 開国以前四郎兵衛信家之祖孫八郎基末羽州置賜郡堀金村
二住と云説在り、

右信康以前先祖 伊達家之御幕下ニ属シ候儀駈と不相

知、後年ニ至宇和島之御分レ分三郎様御家臣五島甚兵衛
方方申来候ニハ朝宗公御代方御幕下ニ属シ候由申来候

謹按慶長十六年遠田郡不動堂ニおゐて弍弍貫六百五拾七文
賜預地因是同村^二^而田添之野谷地^江村足輕を抱切起、近年
田地ニ成已ニ近元代元和之初迄開草萊之業不怠^而、又元和
二年ニ至右預地及起目都合五拾貫文ヲ賜ル、爾来自江刺郡
三照村往返^而終至同六年賜不動堂邑為在所云不動堂居館天
正五年之頃ハ室田小齋と申者居大崎義隆之一家也云伊達鑑
二称不百百風土記書上有壁能登居候と有

第二上野近元 初三四郎 孫兵衛

慶長六年 卒號藤嶽院 母遠藤氏

政宗公伏見^江御上府之節供奉江戸表御旅宿^江

秀忠公被為 入候御禮被 仰上候ニ付御登 城被遊候所御
料理御頂戴被遊候砌、近元部屋住^二^而三四郎と申候節御供
仕、同御料理頂戴被 仰付、其上藤澤迄御傳馬^二^而御供仕

候由之事、其外明和年中御書上ニ在之候故略ス

慶長六年之頃ハ歳十六之頃ニ候由之事

政宗公之御代脇御番頭・御徒小性頭被 仰付、江戸赤坂御普請奉行相勤

義山様御代江戸御番頭被 仰付、寛永十六年

越前守様江戸御登之節武陽ニ而（武隅の松ならねとも我を人みきとおもはゝるも忘るな）

忠宗公御息

越前守様江被相附、江戸定詰仕候内、同十七年嫡子大隅被召出四ヶ年要山様江父子御奉公仕候、上野五ヶ年江戸

定詰仕、正保元年四月五日於江戸病死仕候、歳六十

丙

一寛永二十年御加増百貫文之所拝領本地合二百貫文之高ニ

被成下候

江戸定詰 要山様御老勤役ニ付被下置候由ニ相見得候事

但し

要山様 御逝去前式年定詰ニ罷候也

丁

一寛永廿年

要山様始而仙臺御入国之年御越年翌正保元年二月

御出駕御立の朝（宮城野の若草枕敷すてゝいつか小萩の花は見てまし）

申

一元和二年御加増五拾貫文之所拝領之事

但シ遠田郡不動堂村本地式拾貳貫六百五拾七文同所

野谷地起目合五拾貫文之所と見得たり、此時上野三

照村五十貫文、都合百貫文之高ニ相成候事

乙

一元和六年遠田郡不動堂村要害在拝領仕候ニ付、江刺郡三

照村より相移申候事

三照方移候節御家中付従之者 十七人在之と云へり

遠藤源左衛門 伊藤半右衛門 宍戸小七 武澤甚左衛門

佐竹庄左衛門 菅井七平 平吹所左衛門 市川久右衛門

北郷次左衛門 石塚是非内 安部勇七 佐藤源十郎 寒

河江長太夫 渡部文右衛門 家子寛藏

一上野室天童甲斐守頼隆女有故送テ仙臺 政宗公賜之於上

野甲斐守室小国撰津守女

一 正保元年御知行之内式拾貫文之所次男同姓清兵衛方^江分地仕別家ニ相成候事

右分地ニ付百八拾貫文之高ニ相成候事

一 右清兵衛綱康儀無足之處、父近元江戸定詰之節十人扶持綱康ニ被下、追々十貫文直高二被成下候、子同氏五郎兵衛代ニ至御加増拝領三十六貫五百拾文之高ニ相成候由、右五郎兵衛御物頭勤仕中組方之預金引倒候歟何か品在之、急死之處、跡式其子市郎左衛門ニ被下置候砌、半地^二被立下十八貫弍百五拾五文之内式貫文舍弟四郎左衛門^江分地相成候由、但シ近康代延宝五年三月十一日書上^二式拾貫文分地預之上ニ被成下候と書記ス

右清兵衛綱康^江二十貫文分地相成候由之所、何方村^二而分地との儀不相知、然所三郎兵衛良康三照村^二而六貫弍百六拾九文所務之地在之、勘定所檢地牒引合之所五貫六百四拾弍文ニ相見得申候、若調落ニも可在之哉、乍去五郎兵衛代御知行減少相成候節品在之引合不申儀ニも可有之哉之事

前々相記シ候拾貫文宮城郡南宮村之内之所御知行減少之

節被召上候事ニ後藤文左衛門咄申候由

三郎兵衛當時十六貫弍百文

第三孫兵衛近康

後稱大隅、近元嫡子、法名白華院

以母賤故淨邦院

古峯了新

天童氏養子

母家女房箇箭院箇箭院^者長右衛門女

也、長右衛門者修驗寶久之子也、寶久

先祖自他國來不動堂邑居後為修驗云

長右衛門女為

上野近元之妾生男子近康故與祿為

臣稱高橋氏云

一 近康寛永十七年^方部屋住御奉公被 仰付

要山様^江奉仕父子共江戸定詰仕候事

一 要山様正保二年九月御年十九御逝去其後

御国御番頭并御徒小性頭加役被 仰付、十二ヶ年相勤候

處明曆三年江戸御番頭被 仰付、万治三年三月小石川御

普請奉行被 仰付、江戸^江罷登、同四年三月迄相勤申候

処、寛文八年方

品川様^江御奉公被 仰付、延寶七年迄十式ケ年相勤病氣

二付願申上御役目御免、同九年九月朔日卒、年六十三歳

一品川様 綱宗公万治三年七月十八日閉門、御不行跡達

上聞也

一品川御老勤役中諫言之事

大隅自筆二相見存候

御奥小性衆

後藤大隅

大立目将監

^{本書ノマ、}元を三橋三次儀不調法仕不被為入

御意候儀田中主計二被仰付候^下、其上不屈仕御腹立被遊御折

檻被成置候儀二御坐候^而、御尤至極二奉存候、則可申上候

処、御腹立之砌申上候儀如何と奉延引候、先年方如申上

候、悴女房ハしとけなき者二御坐候故、不調法仕御堪忍被

遊兼強御折檻被遊候儀御為二不可然段度々申上候得共、御

堪忍被遊兼強御折檻故去年女房之内相果候者も御坐候由承

候、左様二命を相捨申心根二^而ハ如何様之儀可仕も難計奉

存候、其上ケ様之儀はかくれ申儀無御坐候間、御せつかん

不相止弥以左様之儀も萬老罷出候^者只今ハ美濃守様萬事御

用共被為聞御調被成候、今四日二も不時御上屋敷^江被成御

出、懸合之御料理被召上、其上御上屋敷之御屋敷柄も御覽

被成萬端被為入御念候儀御坐候間

御前様御儀も御内々御様子等も被為聞從

美濃守様御異見御坐候ハ、如何と乍憚奉存申上候、御奥二

被成御坐しとけなき儀共御覽被遊、御堪忍被成置候儀不被

為成二おゐてハ幸此度之御坐之間御表二被成御坐候様二と

被相立候由奉承知候間、御表二も被成御坐御折檻被相止候

様被成置候儀御肝要二乍恐奉存候、悴女房衆斗被召仕候故

御折檻被成置候儀と申唱候儀御坐候^者

若殿様御為迄不宜御儀と乍憚奉存申上候、右之趣御次ヲ以

可然様二可被申上候

六月六日

一大隅殿

宗

返答

三次儀二付昨日将監方^江申遣以前修理方^江其方參致相談

候処、達^而あやまり無之候^而ハ進退召上候段、同役中^江も

相談仕候間、進退召上候申立之品書付仕指遣申候様ニ
と修理申候由令承知候、昨日將監方^江申遣候通あやまり
二不罷成候得^者、此上我等方^方兔角可申様無之候、尤其
品ニより何ほと不調法仕候共、其身しとけなく候故不調
仕候儀ハ其身ニハあやまり無之候間、心ニ入不申候ハ、
表^江も相出候様能御坐候、我等をかるしめ態不屈仕候ハ
しとけなく仕とも違、傍輩とも左様之心入ニ罷成候間、
仕置之ため重ク不申付候共、少シハ其品相立候て可然儀
と存候得共、あやまりニ罷成ものニ候ハ、此上ハとか
ふと可申様も無之候、重^而如何様之儀在之共何ニてもし
をきもたち不申候、とかく可申様無之候、以上

三月廿六日

一品川様御書廿数通之内

矢の根一箱大隅に為取可申候、段々跡方相出候物の内大
隅ニ為取候物も可在候間ため置、札^ニも付置、二三日
中一度ニ為取可申事

一大隅殿

宗

此方^江相詰申候歩行衆番替リニ付日牒指遣申候一覽申

候、細工番衆兩人^江ハ兼^而骨折仕候間、耆人^江小袖ツツ金
子二切ツ、為取申候間可相渡候、以上

八月廿六日

一大隅殿

宗

熊之助儀今日上屋敷^江参候様ニと陸奥守方^方使指遣候由
申聞候、右之品其方^方手紙指越不申候已前於奥方小村為
申聞候得共、江戸^方呼ニ参候由ニ計^ニ何方^方参候共其
品も無之候間、其方^方手紙^ニも参候哉^与承候得共、手紙
其儀^ニ付^而ハ不参余ノ手紙計指出し申候間、品之無之事
ハ在之間敷候条様子可承届之由小村^江申渡候、以後其方
方手紙参候由^ニ指出し申候、先以其方^方も不申聞候已
前さい切小村申聞候段しかり申候、就夫早々熊之助罷越
候^而可然儀候ハ、其品を申遣手紙も早々指越可申所ニ右之
通我等承知申候方^方跡^ニ其方^方之手紙指遣申候段不調法
ニ存候、此中も如申爰許ニハ急用ニ候ハ、たとい夜中臥
入罷在候共可申聞候由申付指置候と申遣候上、其段上下^江
承知致如此遅々申段不調法ニ存候、將又熊之助上屋敷^江罷
越候儀陸奥守方^方之使之由ニ候得共、いかに取込之砌ニ候

共勝常之客共違美濃守殿御出之儀ニ候間、熊之助儀勝手
ニも相詰、美濃守殿^江対面も有之、首尾能於可在之候ハ
其品一通之衆方右使之者ニ口上ニ成共其品可申来所ニ一
切左様之沙汰も無、陸奥守心一篇之様ニ計申来、任其意
早々指遣申候而も向之方首尾も如何可在之、殊更若はい
之儀ニ候て若不調法之儀も在之候ハ、結句出仕無之ニハ
劣リ可申かと彼は無覺束存候、右之段ニ候故先以早々参
候様ニ共挨拶難致存候、以上

十二月廿一日

一後藤大隅殿

宗

熊之助元服ニ付改名名乗之儀、令吟味内々可申聞候陸奥
守方方ハ一字為取候迄之義ニ^而内々吟味次第ニ改名も可
致儀と存候間、世間指合無之名を各吟味致可然存候、為
其如此候、以上

三月廿六日

一後藤大隅殿

返答 宗

為機嫌伺之主馬罷越候由可致対面候得共、頭痛氣ニ^而罷
在候間不罷出候

一熊之助元服ニ付改名名乗之儀申遣候得共名乗之儀ハ一
字遣候、以後名乗字為返可申と申聞候、一字遣申間敷ハ
各別遣申儀ニ候ハ、基之字方外在之間敷ト存候、依之式
部先祖之持字歟、又ハ右之基之字ニ相續キ返リ能候字ヲ
内々心懸不申候ハ、如何と存候、一字をこそ陸奥守方方
可遣候名乗字取合候段ハ勝手次第ニ可在之候キ、左ニ^而
其心懸もなくよく候哉、両字共從陸奥守遣候儀二者有之
間敷存候、一字為取候上定^而修理なとか、哉と可承候
内々心懸候ハ、其字^江取合祝儀等相納候節折紙等認申候
ニ^而可在之様ニ存候、其ためニ候間前かた申候、上屋敷
江熊之助罷出候上致相談埒明申儀ニ候ハ、一段ニ存候、
改名之儀ニ付是又内々指合無之名共を書立、我等ニも申
聞、内々此名ニて改候様ニ致と申迄之儀ニ可在之と存候、
陸奥守一心ニ^而付申候儀ニハ在之間敷ト存候、以上

三月廿六日

一大隅殿

宗

返答

就熊之助元服ニ陸奥守母右京殿・民部殿祝儀指遣候儀尤

二存候間、何方^江も可然様ニ指図申候^而、熊之助家来ニ可申付候

一昨日熊之助上屋敷^江參候ニ付駕籠之者借用申度由四人程も可申付候、以上

三月廿八日

一後藤大隅様

古内造酒助

田村図書

大町権左衛門

各務采女

以手紙令啓上候、就^者出雲殿・彦右衛門殿・新右衛門殿先刻御出拙者共ニ被仰渡候ハ、渡部金兵衛儀御穿鑿之儀在之候ニ付伊達宮内様^江被相預候条、刀腋指取乗物^二^而可指遣由御老中様被仰下候旨被仰渡候、依之右之趣南部宗寿・牧野権兵衛へ申渡、刀脇指取乗物ニ入、脇坂治兵衛・齋藤木工之允組共ニ指添宮内様御屋敷^江差遣申候家来之儀相伺候處、二三人も金兵衛望之者を相附、勿論是又無腰^二^而可指遣由被仰候ニ付、其首尾申渡候

一津田玄蕃・福田五郎左衛門・田村内藏之助・釵持新五左衛門・志田甚兵衛・同伊右衛門、右六人ハ早々御国許^江罷下、屋敷ニ成程隱便ニ逼塞仕候へ由可申渡旨、是又御老中様被仰出候由三人之御申次衆被仰渡候ニ付、銘々申渡、玄蕃ハ今夕発足、其外も段々罷下候由ニ御坐候、勿論何レも罷下道中ニ付人之儀は無用之由被仰渡候、右之段為被相達

御耳ニ如比御坐候、以上

四月十四日 按津田玄蕃甲斐女房ノ弟、福田五郎左

衛門ハ渡部金兵衛妹婿、田村内藏之助

ハ金兵衛婿、釵持新五左衛門甲斐子共

養子したか故閉門

按逆臣原田宗輔等落去寛文十一年春

近康仕于品川邸年間也

伊達安藝宗重江戸御老中^江達寛文十一年二月、同三

月廿七日於酒井雅楽頭宅御老中不殘列坐逆臣等詮議

畢

一寛文七年居館下臺所作事

一寛文十二年観音堂建立

一延寶二年居館仕立屋并門作事之事

一居館文珠堂

延寶七年建立 但シ造替延寶四年石燈籠有

一寛文七年不動堂村御田地見入御年貢取上牒略左之通

文化七年迄百四十七年二成ル

高四貫拾弍文

与吉

内 田代三貫七百四拾八文 内三百七文切有入

但シ四百文米

畠代弍百六拾四文

内

一百八文 御立見引

残上納三貫九百四文

内

一壹貫六百六拾七文

半石代

此米拾七石八斗三升七合

一百弍拾三文

四百文米代

此米壹石三斗壹升六合

ノ米拾九石壹斗五升三合

一五拾三文

此大豆九斗四升五合

一仁貫六拾壹文

代方

一六拾壹文八分

口代

一五百四拾文九分

小役三口

一六拾六文七分

ぬか代

ノ仁貫七百三拾文四分

此金十三切卜新代六百五拾弍文

外

一新代四百八拾弍文

夫馬代

一同代 仁貫拾文

右駄賃

都合拾三切卜新代四貫百七拾文

末略ス 但シ名前左之通

一太郎右衛門 一休作

一二郎吉

一傳藏 一与次右衛門

一惣二郎

一左吉 一弥惣治

一惣兵衛

一八藏 一作蔵

一兵藏

一藤三郎

五分壹大豆代

一但馬 一弥蔵 一利兵衛 一利右衛門

一佐藤右衛門 一藤左衛門 一次右衛門 一正八

一金十郎 一藤八 一惣助 一又一郎

一二衛門 一覚兵衛 一助十 一清右衛門

一権三郎 一清三郎 一甚助 一弥左衛門

一権右衛門 一作助 一与一郎 一久蔵

ノ四拾老入 右ハ御村表内左に相見得帳面ニ有

一紙

高五拾五貫三文内 仁貫五百仁十四文切有文

内 田代四拾八貫五百九拾五文

畑代六貫四百八文

内

一老貫九百九拾四文 御立見引

残上納五拾三貫九文

内

一仁拾貳貫四拾文 半石代

此米仁拾三拾五石九斗貳升三合

一老貫拾六文 四百文米

此米拾石八斗七升四合

ノ米仁百四拾六石七斗九升七合

一老貫仁百九拾九文 五分老大豆代

此大豆仁拾三石老斗七升貳合

一仁拾八貫六百四拾六文代方

一八百五拾九文八分 口代

一七貫六百六拾貳文四分 小役三口

但シ人足入草かき結

一八百八拾仁文五分 ぬか代

ノ三拾八貫五拾文七分

此金百六拾九切下薪代廿老貫仁百六拾四文

外

一薪代 仁拾老貫老文 夫馬代

一同代 仁拾七貫貳文 右駄賃

都合百六拾九切下六拾九貫仁百六拾七文

寛文七年 二郎右衛門

十月廿二日 甚兵へ

藏金

与三右衛門殿

まこ兵へ

越中殿

蔵人殿

図書殿

小一郎廿七日参着申候、其元無何事由満足申候、此方

下々無事二候

一米納可申候由申越し満足申候、頓御判ととのへ被申可

申候、大かた石の巻ニうらせ申度候、江戸へ先以不入

由ニ候間石のまきニ御判紙とももうらせ申度候、左様

ニ心得可申候、長右衛門さいかくニ米もとめ申由満足

申候可候、江戸へのほせ候ハ、うハのり仁人斗可申付候

一百姓共ならぬよし申越候、四人の者共春中までハ身をう

らせ候よりハつかへし候身下可申付候

一与三右衛門ニ申候、まこ二郎かた方の文あまりニいらぬ

事迄かゝせ候用の事ハかたく文計のほせ候へし、以来其

分心得可申候てならい不申候ててあかり不申候

一ひのやうしんよく可申付候目出度可申越候、以上

極月廿九日

(花押)

一越中殿

二郎右衛門殿

せんたい方

こほもとへのほせ可申もの、米まめてのこあさにて馬おい

金三・ひこ三・久太郎・かん二郎はんまわりニコし候へし

一馬たよりニさいかちさいくこしらへとやさくニコし申付候

一二左衛門ニさめの馬くひけとり候へと可申付候

一あをふのたうまつ山人足ならずハのへ候ハんと淡路より

ふみ参候、其分心得候へし

一小性番・次番煩申候由申越候、おもひそろい煩申候次番

これくなにと煩と可申越候

一与一郎あねはれものうみ申候ともうニ付候へし、なを

くはやくうみ申候由申候間、くすり付候へと可申候

一年貢米江戸米ニ候ハ、かい米此方へのほせ候へとけん右

衛門・長右衛門ニコ申付候、以上 まこ兵へ

九月廿八日

与三右衛門殿

門兵衛殿

くら人殿

返す／＼かいくさもひかせのほせ候へし、なに事もそち
ゆるし不申可申候、小性番・次はんのものほせ可申候、
みたり二なり申候奉公上下もとせんになんきなるものと
存候たゝハよわたりかね申候もの二候へし

一越中殿

くら人殿

まこ兵へ

図書殿

此方用共仕舞候間迎馬仁疋明日二早々越候へし

一其元関普請成候哉右衛門如申付候、御宿など可申付候、

淡路・権兵へも定^而壹両日中可参候間、此衆の宿も可申
付候

一人足奥よりよひ申候事ハ時分柄二候間、先以身の下にて

談合可申候

一不動堂のせきハさた無之候哉、當用候間いかゝ候ハんと
可申候、あなたニても無之塩味ハ候へし早々迎馬こし候
く申候

四月七日

一此方相替儀無之候、小性番之者煩候^而のほり不申候、此

度のかわり番のもの煩候ハ、かたく次番のものこし候へ
し

一其元上使とをり候哉、尔今わきや^江も御出なく候哉承度
候

一身のやしきめくりかき充申候、とをり少候もやうしんの
めの二候間可申付候

一るすの火の用心よく／＼可申付候、以上

拾月朔日

まこ兵へ

一とり合かみきぬ

一かみここし候へし

返す／＼寺ニかうこ御坐候ならぬ事すいりやう申候へ
共、用事扱々可在之候、皎善寺方御状の御返事申こし候
へし

一内々其元^江八郎左衛門女房のほせ候事可申越存候へ共、
金ヶ崎方与三左衛門のほせ候飛脚徒ニて居候間、其者二
与三左衛門所々昨日申遣候、みてり之夫馬相立道之駄賃
次方送候を立のほせ候へく申こし候間、其元よりも其通
可被申越候、孫兵衛殿内衆^江も壹両人も添候てのほせよ

く候はん由申越し候、其心得可被申候、作毛之儀ハ尔今奉行衆江とい合不申候、乍去孫兵衛知行之儀候間、氣遣申儀も在間敷候、しらへ置可被申候、一両日中二とい合追是可申入候、恐々謹言

遠藤式部少(花押)

八月十三日

伊藤越中殿

一 青生のたうかふせ候とて甚右衛門殿御越候様春中カ我等之者共御ふしん仕、作毛も早速申候由、せめてよそのものをも御かりふしん候て可被下候由ふみこし申候間、其分さいかく候へし、此ふみ見申候而さいかく可申付候

一 寺萬事二不自由さつし入無心元之よし可申候

一 与一郎尔今とかく無之由定而近日是非の儀候へし、此方

相替儀なく申候

三 郎あねのとは送申候ニくすりこし申候、はれ候ところへ梅つけのしるにてぬり様子可申越候、葉こし申候、以上

まこ兵へ

九月廿日

越中殿

くら人殿

凶書殿

二郎左衛門殿

一 遠田郡不動堂村後藤大隅在郷屋敷

一 屋敷百三十九軒内 百弍拾九軒

寛永十七年御竿除

扨領仕候、十軒八承

應三年新田御竿除

山屋敷扨領仕候兩

年共二御書付者所持

不仕候

内

一 老軒 後藤大隅住居屋敷

一 老軒 後藤五郎兵衛住居二貸シ置申候

一 九十六軒 内之者家作仕指置申候

一 三十九軒 同断、但扨領屋敷場不勝手之所御坐候而

知行高之内田阜老町三反五畝八分、此代

九百五十九文之所替々ニ仕差置申候

一八軒 同断、但屋敷不足二御座候而知行高之内田

老反九畝十六分、此代式百拾五文之所倒差

置申候

後藤大隅内

高橋長右衛門

右之通屋敷軒数書出申候、以上

延寶九年

四月六日

肝煎

彦右衛門殿

右之通屋敷軒数慥二見届申候相違無御坐候、以上

不動堂村肝煎

彦右衛門

四月六日

高橋久之丞殿

草刈四兵衛殿

一一書奉啓上候、御機嫌能被成御座候哉、乍憚承度奉存候、

然者先年當時地用水少新江堀申候所御座候二付而、内々二而

松山御領分倒目江ハ替地越申候、林八郎殿御分水越与右

衛門地方倒目江ハ八年貢年々越申候所二上土場不足二付而

貴公様佐藤弥次助殿御兩人様御覽被成、又倒目御附被成

候時内々之倒目も一ツ罷成御蔵江御書上被成候間、年貢

水越与右衛門所へ越申間敷由被仰候二付而、去年年貢越

不申候得者如何様之子細二而年貢越不申候哉、様子承度

由二而林八郎殿御内衆方金十郎所へ状越申候間、貴公様

右之倒目御書上被成候間、年貢越申間敷由被仰候間、越

不申由返事申候へハ又状越申候様子ハ其時分松山江ハ替

地参候とも正助様御取返被成候哉、委承度由被申越候而、

尔今委返事不仕候間、替地不罷出候へハ年貢越可申候哉

被仰下度奉存候、以上

高橋長兵衛

遠藤藏金

寛文九年

九月五日

岩崎正助様

尚々申上候水越倒目御書上可被成由御意被成候間、

松山^江替地越申候をハ如何可申上候得^者替地越申

松平龜千代内

候ハ其時分^二指置可申由被仰候間、其後之倒目斗

須田次郎兵衛

御書上可被成由御意被成候、以上

寛文弍年寅ノ

真山刑部

七月廿六日

後藤孫兵衛

一 小石川普請之事

筋替橋方牛籠御門迄御堀浚江戸河立慶橋方御堀落江迄浚

御勘定所

片倉小十郎

牛籠御橋臺御石垣、江戸河御橋臺御石垣、水戸殿前御橋

右之通首尾能相勤候二付自

臺御石垣、水道橋御石垣、水道橋御橋臺御石垣、水道橋

家綱公

方筋違橋迄下水道御石垣、所々物上場御石垣

敵有院様御袷五銀子三拾枚拝領仕候

右八ヶ所御普請奉行被 仰付

一 明曆弍年御加増四拾五貫六百拾三文之所拝領

子ノ五月十九日方丑ノ三月晦日迄小ヲ引日數三百七日

右ハ遠田郡不動堂村野谷地起目御願之上被下置、都合

壹日ニ出人足六千弍百人余宛

弍百弍拾五貫六百拾三文

都合銀五百四拾九貫四百弍拾五匁分八厘三毛

一 江刺郡三照村於御知行所畑新田拝領仕候處、右畑田ニ罷

都合米九千六百六拾三斛壹斗七升五合

成分五割出目四貫弍百四拾三文之處、万治元年拝領

右八ヶ所御石垣共ニ築立申御入用御材木御石竹繩釘鉸直

都合ノ弍百弍拾九貫八百五拾六文

段御役人衆吟味之上ニ相極候、此外付芝荻萱小萱直段之

一 寛文元年拾四貫弍百六文之所御加増拝領

儀ハ入札^ニ而相極、御普請出来如斯御勘定仕上申候、若

但黒川郡小野村、遠田郡不動堂村野谷地明曆二年拝領

相違之儀御坐候ハ、何時成共仕直上可申候、依如件

新田起目ノ拾四貫弍百六文

此所二^而式百四拾四貫六拾式文

一同六年

品川様御年寄被 仰付、延宝七年迄相勤

一同七年御知行之内壹貫三百五拾式文之處、末家後藤

清兵衛子同五郎兵衛方^江如願之又以分地

但し黒川郡小野村新田分地之事

一同拾年^九式拾壹貫五拾六文之所御加増拝領

但遠田郡不動堂村野谷地起目申受候事

一同拾年御知行之内七貫文之所五男桑島孫次郎^江如願分地

一同拾三年九貫百式拾文之所御加増拝領

但江刺郡三照目野谷地起目申受候事

一同年式貫文之所親類遠藤覺左衛門信方^江如願分地、殘

高式百六拾三貫八百八拾八文ニ被成候事

按寛左衛門ハ遠藤不入齋ノ曾孫也、信康室ハ不入

齋女之由故ニ割與者歟

一高百七拾九貫三百三拾式文

内 九十九貫八百九文 本地

七十九貫五百式拾三文 新田

遠田郡不動堂村谷地之内後藤孫兵衛新田望被申候所之覺

△合印

一 田 四拾九丁 藤ヶ崎方塩竈迄田添之谷地

一 畠 壹丁 小待井式丁奉公人拾人之屋敷場

右田畑屋敷合五拾式丁被下候御書付申受度由被申候、但奉

公人ニ為起申候由ニ付御村上納障ニ罷成由村中百姓共書

物我等手前ニ御坐候、以上

慶安三年三月廿五日

佐藤平助

重判

内記殿 因幡殿 刑部殿

一拙者曾祖父四郎兵衛義

性山様^江御奉公申上候、右四郎兵衛以前之義^者

誰山様御代より御奉公申上候哉不承傳候、四郎兵衛義實

子無御座候ニ付、拙者曾祖父孫兵衛義湯目雅樂之丞次男

ニ御座候、四郎兵衛養子ニ罷成苗跡相立、後藤孫兵衛ニ

罷成跡式米澤之内のそき村・堀金村・柳澤村右三ヶ村孫

兵衛ニ被下置候、知行高不承傳候

貞山様御代、右後藤孫兵衛ひばら御境目ニ被差置候、奥州之内會津御手ニ入候節會津之内北方けいとく村被下置候由、御知行高ハ不承傳候

右ハ書上相成候記録之内也

一 近康母儀箇箭院本不動堂村之産、上野不動堂^江引移前、已ニ為妻

一元和六年、不動堂^江引移、孫兵衛近康弍歳之節之由、不動堂村所拝領右年中

義山様方古内主膳を以野場拝領、運上差上自由之事

元禄六年方殺生相停止、正徳元年方明申候、十九年ノ間御停止、正徳弍年願之上先年之通御知行附之分被明下、運上を以自由被成候、其年御野場引渡御役人衆今野半右衛門・黒澤次郎兵衛、御代官渋谷七兵衛引渡ニ罷下候得共論地境不相極故先年之通自由相成候様首尾合

△
合印

右書付之通野谷地五拾弍丁奉公人ニ為起被申之由ニ付、内記披露を以後藤孫兵衛ニ被下候間、當年方四年荒谷ニ

打渡、赤井備中・堀越甚兵衛・手前之留ニ相附可被申候、以上

同年五月三日

佐藤平助殿

因幡同

内記同

第四 孫兵衛節康 稱上野、後称大隅、近康子、號直心院

单翁知傳

母家女房若生市左衛門女法名世諦院

養母古内主膳重廣養女

一天和元年酉、近康病氣ニ付節康御番入願相出、依之仰渡

左之通、此節 大守公

肯山公也

後藤孫兵衛

同苗大隅病氣ニ付為番代其方御番入願被申上、如願之御番代可被召仕候、御番入之儀^者御免被成下候

御目見之節^者列之儀ハ伺公之間上之間ニおゐて武田伊右衛門上ニ相詰可申候、大隅番代之儀ニ候条大隅御座敷被

仰付候事

西五月廿二日 御取次柴田中務殿

一同五月廿九日右着座御禮申上之、於

御座之間 御目見被 仰付候

御披露富塚長門殿

御太刀目録 献上之

一同年七月十五日 御前様於江戸 御安産

御曹司様御誕生、依之御祝儀之使者節康始_而之

使者 遠藤源左衛門

一同廿二日右御祝儀申上 御目見相濟

同廿七日御料理拜味三汁八菜、御能七番拜見

一同廿八日近康_江 御目見被 仰付候得共、猶以病氣差重

無登 城

一同年八月三日近康 御目見、同十九日病氣差重療治佐久

間玄勝、大原正鉄引續病氣弥増相重、氏家養安・同柏安

療治なりといへ共、同夜八ツ時方指重り、九月朔日朝五

ツ時卒、歳六拾三

一近康 御知行二百六拾三貫八百八拾八文之内拾貫文實弟

上郡山三七方_江如願之分地

乙

一天和二年御知行之内三貫八百八拾八文實弟遠藤助太夫

方_江如願分地

甲

一天和元年十一月廿五日於

御城御国脇御番頭 御直々被 仰付

一同式年五月廿三日御徒小性頭被 仰付

右御役目定仙被 仰付、仙臺屋敷作事相成候事

作事方鎌田弥助申付候事

一同年八月三日婚禮二付九月迄御暇申上八月十四日祝言

渡部清右衛門不動堂方迎、氏家新兵衛・上郡山三七

郎、仙臺方相越候衆、氏家新兵衛・小野弥左衛門・

中村善兵衛・山崎平左衛門父子・森田孫九郎・山家

庄蔵・遠藤権助・同七之丞・小国七右衛門・武山庄

之助・大内蔵人・高成田半助・同善之允・岡部所左

衛門

御料理人 大宮権九郎

岩出山方三ツ目使者中川伊兵衛、此方方熊谷藤右衛

門同八月十八日岩出山^江婿入供高橋長右衛門、介添

近藤左吉、岩出山方引出物左文字腰物、但シひかき

一 天和二年十一月廿日江戸^江年始飛脚為相登候ニ付同役共申合候得共、先年方不為相登候ニ付御家老衆内々取合候得^者、近康代方為相登引續同役ニ無構為相登可然申候ニ

付御番代ニ相成始^而飛脚 鈴木新右衛門

屋形様^江 御太刀馬代

御曹司様^江 右同断

一同二月四日明六ツ時登 城於

御前御朱印頂戴

屋形様上段之間^而 御直々被下置、右御朱印御一族並

二 御座候事

一 貞享元年十二月廿五日村田十郎左衛門被相預候事

一同二年三月廿三日御國中城地為御見分之渡部七兵衛被相

下、物書齋藤甚兵衛、同積り甚三郎、大工式人、御手木

式人、不動堂屋敷御見分城地ニ見届、屋敷惣廻り高サ横

間堀之深サ川端下門策安屋敷角迄間敷打、北ハ妙光屋敷

五郎兵衛、本屋敷門之堀迄間敷被見届候

右案内黒澤仲右衛門・鎌田弥助・梯谷次郎右衛門

覚

一 御領内要害屋敷之儀最前筑前守様^江被相伺相濟候処、御伺直可被成由、豊後守殿御指図ニ付^而御伺直被成候得^者、今度豊後守殿御老中御内談ニ^而被 仰進候ハ、城地之様

ニ有之所普請等被 仰付候割跡々ニ別条於無之ハ修補被

仰付候後、豊後守殿^江可被仰達候、模様も替候譯ニ候ハ、

修補不被 仰付、以前可被成御届候間、其方要害屋敷修

補願之儀、時々ニ委細申上御前相濟次第修補可在之候、

尤跡々ニ模様替之譯ニ候ハ、其品委細言上可有事

附り

堀さらひ・もくまき用小普請等へ或毎年或ハ老両年置相

定仕來候普請之儀者只今豊後守殿^江可被仰達候間、早々

可申出候、最前

御前相濟奉書出申候所ニ候共、此度豊後守殿^江被仰達候

義ニ候間、改^而可有言上事

貞享四年

六月朔日

富田老岐

佐々豊前

大條監物

柴田内蔵

大條監物様 一妙光屋敷間數南北三十五間卜画図

佐々豊前様 二相見得候所、文化八年二月廿七

富田老岐様 日間數相改候得者、三十老間式尺

五寸程ニ在之、川縁切岸之処、四

間半程川^江欠落候事ニ相見得候、

貞享二年要害屋敷ニ被相改、文化

八年迄百式拾七年ニ相成候所、右

年来之間如此欠落候儀^二而^一御吟

味無之、不叶事ニ在之、依之間數

相改記置候事

後藤孫兵衛殿

一御奉書奉拝見候、此度從豊前守様被^後 仰進候趣を以、城

地之様ニ御座候処普請被 仰付候割別条於無御座ハ修補

被 仰付、其以後豊後守様^江可被 仰進旨模様も替候譯

ニ御座候ハ、修補不被 仰付以前ニ可被遊御届旨、私

所不動堂屋敷修補願之儀時々委細申上、從

御前被 仰出次第ニ修補可仕旨畏入奉存候、尤跡々模様

替候譯ニ御座候ハ、其品委細言上可仕旨畏入奉存候、

附堀さらへ・藻卷普請等之儀、毎年或老兩年置ニも仕来

候、普請之儀唯今豊後守様^江可被 仰遣候間、早々言上可

仕旨畏入奉存候、普請所之儀ハ追^而委細可申上候、以上

後藤孫兵衛

一御繪図^江之書付

土手高サ法共 藤色

道ハ 黄色

堀ハ 藍色 から堀ハ薄かき堀并柵木駒除組垣共ニ朱

遠田郡不動堂私要害屋敷普請奉伺候覚

一南竹垣四拾九間五尺、北竹垣七拾七間之処、毎年為結直

申候事

一惣廻堀藻卷ハ二三箇年置ニ仕うまり候所ハ少々泥をも為

六月朔日

柴田内蔵様

拂、其泥^二而上手之少破繕^茂為仕候事

右之通如跡々申付度奉存候、以上

貞享四年

六月廿六日

後藤孫兵衛

右之通相出候所、左之通

遠田郡不動堂要害屋敷堀如前々之二三ヶ年置^二藻草為取

泥拂、其泥^二而土手之小破被繕度之旨、願之趣遂披露候

処、弥前々之通可申付由

御意候、恐々謹言

貞享四年

八月十三日

富田壱岐

佐々豊前

大條監物

柴田内蔵

後藤孫兵衛殿

一右御奉書之前々左之通被 仰上候事

藻卷普請祖父代方二三ヶ年置^二仕、其節埋候処ハ泥をも

少々為拂、其泥^二而土手之小破繕仕来候、先日申上候通

二御座候、以上

八月十日

後藤孫兵衛

私在所屋敷廻垣毎年古之を用申候^而朽申候分ハ段々唯今

迄取ほこし新規^二結立申候儀^者無御座候、右之通毎年

繕^二結立差置申事^二御座候、以上

八月十日

後藤孫兵衛

一肯山公御出馬之節、要害^江被為成御寓、此地以為壯觀之

地也云

一貞享四年霜月九日江戸御番頭於

御座之間御直々被 仰付、同五年十月當番^二付江戸^江罷

登、供上下三拾七人、道中四拾三人

一貞享五年三月廿八日不動堂繪圖、大條監物殿^江相出、西

館妙光屋敷^二ノ郭と書上候事

一元禄二年二月六日於武州御幕製御用於

御座之間 御直々被 仰付候事

同四月朔日右御用相勤候^二付、寿明^命之御腰物拝領

同六月廿六日日光御供被 仰付、上下六拾人、七月七日

下着

一元祿四年四月廿五日江戸御番頭被相除候事

一元祿六年六月十四日鎌田半助被相預候事

一元祿二年三月三日高泉筑後卜屋敷替被 仰付候事

一同六年十二月九日日本屋敷染師町裏方川内屋敷佐々伊織_江

替々被 仰付候_江（川内屋敷方佐々主計屋敷_江 屋敷替被 仰

付候事ニ相見得候、然レハ佐々主計屋敷ハ染師町裏ニ存
之哉と相見得申候、右ハ其節之改牒を以相考如此_江）

一同八年二月十一日御申次被 仰付候事

一同拾年二月十日御徒小性頭被 仰付候事

一同十一年極月廿六日御国大番頭被 仰付候事

一同十六年

大屋形様御隠居被遊候ニ付、御一門衆被罷登、伊達安房

殿・伊達安藝殿・同左兵衛殿・片倉小十郎殿・柴田中務

殿・石母田淡路殿・但木下野殿・後藤孫兵衛

同年八月廿九日罷登候事、同九月十四日

御隠居御禮被仰上巳ノ上刻御登 城

同十一月罷下候事

一寶永五年六月品川御年寄被 仰付、同月御當地發足罷登、

同六年五月大隅と名改被 仰付、病氣ニ付願之上、同年

七月御役御免被成下候、同八月罷下候、都合廿五ヶ年奉

勤仕候事

一享保元年九月廿八日病死、歳六十二也

承應三年・万治弐年・寛文八年三ヶ度之新田開發御檢地

牒ニ相見得候

一高百七拾九貫三百三拾弐文 遠田郡不動堂村知行

遠田郡不動堂村後藤孫兵衛在所屋敷并下中屋敷書出

一要害居屋舖 壹軒

一下中除屋敷 九十七軒

右屋敷八拾八軒ハ寛永十七年、拾軒ハ承應三年、両年ニ

下中屋敷ニ拝領被申候御書附無御座候

一足輕除屋敷 三十式軒

右屋敷寛永拾七年ニ下中屋敷ニ拝領被申候、右年中方

段々足輕指置被申候、足輕屋敷ニハ拝領不被申候、右屋

敷共ニ割崩不申候

一下中屋敷 十五軒

但シ屋敷不足ニ付知行高之内 田代 三百九十六文

畑代 八拾四文

田畠合四百八拾文之所相倒下中指置被申候

一 御知行不動堂村二八百七拾九貫三百三拾貳文

内

一 九拾貳貳百三拾六文

奉公人前

一 七拾五貫九百六拾六文

本地

拾六貫貳百七拾文

新田

一 五拾八貫百三拾九文

新田奉公人前足輕

散田共

一 貳拾八貫九百五拾七文

百姓前

内 貳拾三貫八百四拾三文

本地

五貫百拾四文

新田

九拾九貫八百九文

本地

七拾九貫五百貳拾三文

新田

後藤孫兵衛下中寺

一 老ヶ寺 雲谷山長福寺、右長福寺本寺末寺頭共二江戸愛

宕山圓福寺二御座候、右寺有来古跡二御座候得共、何年

誰之取立二御座候哉其品相知不申候、寺内先年方御竿除

地二御座候、御書付ハ無御座候、寺領六百元孫兵衛方相

附被申候、右寺孫兵衛家中二御座候得共、寺地拝領_二者

無御座候

同下中寺曹洞宗

一 老ヶ寺無端派月州山皎善寺、右皎善寺本寺遠田郡練牛村

聖雄寺二御座候処二右聖雄寺何年之頃二御座候哉退轉仕

候、依之大本寺能登国総持寺_江も仙臺四ヶ寺_江も退轉と

段々書上候由、右皎善寺永正十四丁丑年正月十一日二相

立候由、誰ノ取立二御座候哉其品相知不申候、右皎善寺

同下中寺二御座候、先年方御竿除地二御座候得共、御書

付等ハ無御座候、寺領六百元孫兵衛方方相附被申候、寺

地拝領_二者無御座候

右之通相違無之候、以上

後藤孫兵衛内

元禄六年

坂本源右衛門

八月八日

重判

高橋長右衛門

同

熊谷藤右衛門

同

肝入

吉左衛門殿

一曹洞宗無端派月州山皎善寺永正十四丁丑年正月十一日相立申候、誰様之御知行之時分ニ御座候哉遺書無御座候、今程ハ下中寺ニ御座候、當寺本寺遠田郡練牛村聖雄寺御座候処退轉仕候、依之大本山能登国総持寺^江も仙臺四ヶ寺^江も退轉卜書上申候、右聖雄寺何年之時分ニ退轉仕候哉遺書無之候、右皎善寺末寺同郡和田多沼村梅雲寺、同郡吉住村龍澤寺ニヶ寺御座候、後藤孫兵衛方寺領六百文相附被申候、以上

元禄六年

遠田郡不動堂村 皎善寺

八月八日

重判

肝入

吉左衛門殿

遠田郡不動堂村寺書上之覺

一後藤孫兵衛様御家中寺^下尅ヶ寺眞言宗雲谷山長福寺本寺末

寺頭共ニ江戸愛宕山圓福寺ニ御座候、右長福寺寺内先年方御竿除ニ御座候、寛永十七年之御竿ニも除申候^而、下中寺卜申傳候、御書付等ハ無御座候、此寺有来古跡ニ御座候得共、何者何年ニ相立候哉、其所相知不申候、右長福寺寺領六百文孫兵衛様方被相附候、右寺孫兵衛様御下中寺ニ御座候へ共、寺地御拝領^者ニ無御座候

一御下中寺尅ヶ寺 無端派月州山皎善寺永正十四丁丑年

正月十一日相立申候、誰様之御知行之節ニ御座候哉遺書無御座候、右皎善寺寺中先年方御竿除ニ御座候得共、御書付等ハ無御座候、右皎善寺本寺遠田郡練牛村聖雄寺ニ御座候処、右聖雄寺何年之頃ニ御座候哉退轉仕候、依之大本寺能登国総持寺^江も退轉卜書上申候、右皎善寺寺領六百文後藤孫兵衛様方被相附御下中寺ニ御座候

右之通不動堂村長福寺・皎善寺式ヶ寺書上申候、此外不動堂村ニハ寺院尅ヶ寺も無御座候、若右之外不動堂村ニ寺院御座候ヲ此度書上不申候ハ、如何様之曲事ニも可被仰付候

右書上候品々少シも相違無御座候、為其肝入・組頭以連

判如此御座候、以上

遠田郡不動堂村五人組頭

元禄六年

久四郎

六月廿日

一拙者要害屋敷曲輪之内先年下中除屋敷御座候ハ、其詛書
出可申由要害屋敷二ノ曲輪之内下中侍屋敷四軒在之候、
先達^而書出申候内ニ御座候、以上

元禄十五年

後藤上野

壬八月十九日

印判

太田治兵衛殿 名村甚太夫殿 如此書出横折紙

元禄十六年下中屋敷改

長右衛門 源助 介作 善太夫 半右衛門 甚九郎 武
右衛門 市郎左衛門 庄太夫 宇八 三藏 甚内 五
郎七 策安 市兵衛 又市 三左衛門 五太夫 正次
郎 半七 儀右衛門 弥右衛門 庄左衛門 平助 権兵
衛 弥惣次 般若院 左助 利左衛門 彦兵衛 兵太夫
十郎右衛門 加左衛門 善内 儀右衛門 重内 弥次内
弥太郎 市之允 長藏 覚右衛門 次兵衛 儀右衛門

作内 六助 与惣次 六兵衛 長傳 弥平 甚四郎 久

右衛門 久太夫 左太郎 源藏 茂右衛門 喜内 平次

助左衛門 甚右衛門 新六郎 介八 新太夫^{次郎} 門兵衛

太作 惣内 源七郎 助七 五助 与平次 福右衛門

甚三郎 甚兵衛 善吉 三郎 助右衛門 甚七郎 文藏

又藏 権右衛門 傳之助 惣右衛門 五郎八 中助 与

次右衛門 次郎兵衛 彦太夫 久右衛門 三次 与三郎

弥次助 次郎右衛門 甚之助 善八 六兵衛 覚内 源

左衛門 与三右衛門 喜太夫 小平 新八 十之丞 又

兵衛 五郎作 安太夫 三助 七之助 兵内 弥右衛門

権三郎 加平 与七郎 十内 安内 傳藏 弥助 源三

郎 才三郎 弥次平 久助 弥治助 久太郎 無利衛門

左五平 権七 半左衛門 善兵衛 利八 与市 惣次郎

久八 才藏 長七 権助 磯右衛門 瀬左衛門 左次平

甚助 弥傳次 清三郎 義傳次 三右衛門 五郎七 久

左衛門 太郎八 長福寺 皎善寺 良傳

〆百四拾六軒

一老軒 要害

一三軒 寺院

三口

百五拾軒 内 百三拾五軒除屋敷拝領

内

十五軒御知行之内屋敷二成

田畠合六反三畝七步

此代四百八拾文

甚四郎 与惣次 覚右衛門

六兵衛 六助 市之允 久太

夫 作内 弥次右衛門 弥兵

衛 儀左衛門 弥太郎 長傳

次兵衛 良傳

一畠耆町分 不動堂村野山

一田四拾九丁 不動堂村地続同所谷地

但馬場谷地入相之所

田畑合式拾丁步遠田郡不動堂村後藤孫兵衛於知行所來年

方四年荒谷新田二申受度由被申候、馬場谷地村給人衆無

子細由被申、其上一村孫兵衛知行所二候、葦萱用水障之

儀無御座候、從村中證文相出候上、御代官吉川善内・岩

崎正助・拙者見届相違之儀無御座候、不起以前草苻候二

無違乱荒谷明候ハ、御竿被相入起殘谷地_者被召上旨申渡

候、以上

山崎平太左衛門

重判

寛文四年

十月十八日

鴛田次左衛門殿 和田織部殿

田村圖書殿 内馬場藏人殿

右書附之通遠田郡不動堂村其身知行所之内_二而田畑合式拾

丁步、後藤孫兵衛_江被下置候間、各手前留牒二付置如御定

當年方四年荒谷新田二打渡荒谷明候ハ、御竿相入起殘之分

ハ召上候様、御郡奉行衆へ可被申渡候、御老中_江相談之上

如此候、以上

同五年

藏人

三月十日

織部

御割奉行衆

向々首尾合右同断

右御書附写之通野谷地・野原樋二打渡申候、荒谷明候ハ、

急度被召上御竿可被相入候 但荒谷之内起残御座候ハ、

此方江可被仰聞候、以上

寛文五年

岩崎正助

五月二日

吉川善内

後藤孫兵衛殿之内

遠藤藏人殿 高橋長兵衛殿

一 明暦三年於五町新田被相渡候達而證状不被相渡候、御檢

地牒二被相渡候

高百七拾九貫三百三拾弍文

内 九拾九貫八百九文

本地

七拾九貫五百弍拾弍文 新田

外 三文茶島御藏入 本地

此度福ヶ袋練牛村用水堀倒畑五反弍拾歩倒申候二付、

塩竈田續之野谷地二而右之替地畑反数程相渡被申候、以

上

貞享三年

安部十右衛門

四月三日

澤田権之丞

熊谷藤右衛門殿

遠藤左七殿

一下境達而證状無之候本地通境堀形くろ形御座候、新田も

本地見通拜領罷成候、依之見通往古方段々申傳置候

一 出来川北浦村・牛飼村境右川片瀬片川御座候、北境も右

川片瀬片川と往古方申傳置候

但シ後世築堰被相据以來築堰出崎之場所ハ不動堂

分也

北浦横土手見通し不動堂分と云

一下境切替和田田沼村涌谷分二被相渡被下候様申上候

所、右ハ輪廻澤田権之丞・安部十右衛門と申衆江為相断

候所、替地ハ何方二而相渡候も差支無之由二て右之所

二被相渡

口上之覚

一 拙者御知行高之内遠田郡不動堂村在所百七拾貫文餘之所

御野場

義山様御代伊達安藝殿鷹場二相成候所、亡父大隅代古内

主膳を以右野場運上差上御免被成下度由願申上候処、如願之被成下引續拙者代迄自由仕候所

大屋形様御代惣躰御野場被相止候節、不動堂村も被相留候内、元禄六年方殺生御停止罷成、去年中方引續御留野被 仰付候、御先代方御鷹野被為出候義無座候、尤御取飼御鷹并御用鳥討も忝度も参候儀無御座候条、先年之通運上差上御免被成下度奉願候、以上

後藤大隅

正徳元年十一月二日

鮎貝兵庫殿 中村日向殿

大町監物殿 中島刑部殿

津田民部殿 布施和泉殿

右願書上郡山右近を以、月番鮎貝兵庫殿^江差出候

十一月九日

一御手前知行在所遠田郡不動堂村先年之通運上差上自由仕候様被成下度品々旧冬願之趣御野場役人方より奉伺候処、無 御異儀候二付、願之通被成下候間、其心得可在之候、野場明渡之儀ハ右御役人方方首尾可申候、以上

三月晦日

鮎貝兵庫
但木志摩

後藤大隅殿

一拙者御知行在所遠田郡不動堂村野場先年之通運上指上自由仕候様被成下度段、旧冬願申上候所、無 御異儀候二付願之通被成下候間難有仕合奉存候、野場御明渡之儀ハ御野場御役人之方方首尾可仕由相心得奉存候、已上

三月晦日

鮎貝兵庫様

但木志摩様

右之通知願申来候二付病身故上郡山右近相頼、月番但木

志摩^江御禮申達ス、正徳式年三月晦日

一其後^者久々御無音罷過候御病氣如何御様子承度奉存候、私無異儀罷在候、然^者其様在所不動堂村先年之通り運上被指上明野ニ被成下度由被相願候二付御願之通被 仰付候間、右不動堂村野場明渡候首尾可致由御奉行衆方申来候、然処不動堂村ハ先年方所御拝領ニ御座候哉承度存候、

野場明渡候二其訳相入申候間如此御座候、御報二委曲可被仰聞候、以上

四月二日

大町源四郎

後藤大隅様

一御手紙令拜見候弥、御警固被相勤由珍重奉存候、病身二罷二罷一在候故致御無沙汰候、私儀嘆氣二相成候得共、氣分存之様二無御座氣之毒二存候、色々御念共之由右近・千賀之介咄二て致承知御禮難尽候、野場明候儀二付所拜領二御座候哉、其訳可申達由得其意存候、成程所拝領二御座候間、左様御心得可被下候、以上

四月二日

後藤大隅

大町源四郎様

一乍御報御手紙致拜見候、貴様御在所不動堂村所拝領二御座候由被仰聞致承知候、左候ハ、不動堂村一圓貴様御自由被成候儀卜存候、然二所御拝領候共先年も運上被指上御免被成下候間、此度も運上被指上御免被成下度由御願二付御免被成候儀二候間、運上ハ被差上候儀二御座候間、左様御心得可成候、御野場役人来ル十日頃差下野場

明渡候条首尾致候間、左様御心得可成候、以上

四月二日

大町源十郎

後藤大隅様

一正徳二年御野場御引渡御役人今野半左衛門・黒澤次郎吉、御代官渋谷七兵衛罷下候得共、論地故境不被相極候故先年之通自由相成候様被仰渡

一節康享保元年九月廿八日、歳六十二卒

一享保十三年十二月野場之儀二付安藝様方御願被相出候二付双方御家老并肝入組頭被相登段々證據被相尋候、其上證據書出申候所、久々御吟味二二享保十五年七月六日田尻御代官肝入組頭招呼申渡、双方無證據二付新規二御沙汰を以右谷地馬場谷地分二被成候、草刈之義者只今迄之通村出来川南北共二入合二刈可申由被仰渡候、御代官櫻田喜三郎

一元禄二年七月遠田郡馬場谷地村・不動堂村論地出来川南谷地二二牛飼・北浦村之者共草刈候処、不動堂村方有違乱候二付前々之通違乱不仕様被成下度由、南小牛田方訴

出、両村及馬場馬谷地村・牛飼村・北浦村・和田田沼村
之者共草刈候儀并馬場谷地村不動堂村村境之儀相糺申出
候旨趣大概

不動堂村之者共

草刈候儀先年方出来川南北谷地共二入合二在之候所、北
谷地^者指置南之方斗入合二刈候故相防候、尤村境之儀ハ
出来川方南不動堂村分、北ハ馬場谷地分、東之方ハ壹本
柳方見通和田多沼村境^二而、南之方ハ不動堂村分^二候、
慶安三年、寛文四年不動堂村新田御開發之砌、山崎平太
左衛門相出候書付之内後藤孫兵衛於知行所新田申受度由
被申候、馬場谷地村給人無子細由被申候、其上一村孫兵
衛知行^二候と有之候間、不動堂村^二無紛證據之由申之

馬場谷地村之者共

前々方出来川南之方斗入合二草刈来候、村境之儀^者出来
川南谷地藤ヶ崎山下方田地添塩釜堂迄先年ハ堀在之、右
之所境^二候、尤右谷地伊達安藝殿拝領野場^二在之、正保
二年谷地丁数被相改候間、右改之通境被相立候様被成下
度由申之

和田多沼村之者共

馬場谷地村之者共同前二申之

牛飼村之者共

先年方出来川南北共二入合草刈野手判涌谷方申受候谷地
之儀論所谷地下斗相心得罷在候、併野手判涌谷方出候間、
馬場谷地村分^二可在之由申之

北浦村之者共

出来川南谷地勝手^二候間、南谷地^二而斗草刈候、尤野手
判涌谷方申受候谷地之儀者論所谷地^江斗申傳罷在候由申
之、右之通^二付先年方段々相糺村境之儀付^而馬場谷地村
不動堂村方申出候墨付数通指出候得共、土地之様子不取
合何方境共難相決、品々御郡司相達候段去年中各被申聞
候処、墨付斗^二てハ叵濟候^二付當時見分之通新^二繪圖^為
仕被相出候様各江被申渡、佐々木多太夫指下御代官并大
肝入・村肝入・組頭等迄相出、右多太夫^二繪圖^為仕候上、
猶更為吟味御郡司岡元八右衛門・萱場三郎右衛門、御目
付大浪十左衛門、御郡吟味役渡部惣左衛門指下、御代官
并右多太夫及大肝入・村肝入・組頭等相出委細吟味せし

め候処、何方先年之村境ニ可在之と見分可相極證據も無
之段申聞候、仍此度新規ニ令吟味、不動堂村・和田多沼
村共ニ田畑キワヲ村境ニ相立、南不動堂村・和田多沼村、
北ハ馬場谷地村と相極候、然ル上ハ谷地之分ハ馬場谷地
村分ニ候間、此旨双方^江申付境塚築、向後出入無之様百
姓共^江申含、於右谷地草刈候儀ハ出来川南北共ニ馬場谷
地村・和田多沼村・南小牛田村・牛飼村・北浦村右六ヶ
村共ニ入合ニ仕野手代取納、用捨等之儀ハ只今迄之通た
るへき旨可被申渡候、以上

享保十五年

要人

六月廿六日

刑部

大町出雲殿

小島藏人殿

笹町惣右衛門殿

右之通被仰渡候間、各其心得双方百姓共ニ申被含向後出
入無之様ニ被申渡首尾可在之候、以上

同年

笹 惣右衛門

六月廿九日

小 藏人

大 出雲
岡元八右衛門殿 後藤市郎左衛門殿
萱場三郎右衛門殿 樋口勘右衛門殿
服部善右衛門殿 金子新九郎殿
渡部忠左衛門殿 日野又右衛門殿
右之通被仰渡候間、各其心得双方百姓共^江被御申渡首尾
可在之候、本紙ハ留置書替を以如此ニ候、以上
右八人

七月三日

伊藤作左衛門殿

萱場忠左衛門殿

遠田郡馬場谷地村・不動堂村境并草刈出入別紙之通、此
度落居被 仰渡候間、其心得可被御申渡候、右之趣同役
共令吟味出入^江も相達如此ニ候、已上

渡部忠左衛門

七月三日

萱 三郎右衛門

岡 八右衛門

伊藤作左衛門殿

菅野忠太夫殿

右之通

七十郎殿

二又村同

右兩人

清右衛門殿

七月五日

仮大肝入

此谷地論節康晚年方事起り、元康代迄式拾ヶ年程二而右之通落去也

儀右衛門殿

一寛永十七年ノ御竿 九拾九貫八百拾弍文 本地

右之通御落去被仰渡候間、各其心得与頭・惣御百姓共へ

此畝百五丁五反七せ弍拾八歩

も委細被御申渡首尾可被申候、以上

享保十五年

仮大肝入

一慶安三年御開發四拾九丁 承應二年御竿

七月六日

儀右衛門

一明曆三年御開發拾五丁

馬場谷地村和田多沼肝入

万治二年御竿

弥五兵衛殿

一寛文五年御開發拾九丁

不動堂村肝入

同八年御竿

市郎兵衛殿

一小谷地丁間御書立御願被下置候享保十七年八月

南小牛田村同

谷地間数

勘兵衛殿

一長サ千四百七拾弍間

藤ヶ崎方塩竈迄

牛飼村同

一横 三百拾弍間

藤ヶ崎方出来川迄

平左衛門殿

一同 弍百四間

役田方同所迄

一同 五百四拾貳間

狐山方同所迄

遠田郡不動堂村 田添野谷地七十丁程

右之通御新田可被成所、涌谷と不動堂入合二馬之草刈仕野谷地二御座候間、書上申候、以上

肝入 彦右衛門

延宝五年

七月廿八日

高橋久之允様

草刈四兵衛様

一月州山皎善寺ハ本天台ノ寺ニ而古跡之由、聖王寺卜申候

由寺中二石碑有、永仁二年嘉元年中共二

一雲谷山長福寺山内ニ延慶三年ノ古碑在リ

口上覚

拙者在所遠田郡不動堂村皎善寺儀、今度御改之節村寺ニ書上申候ニ付而右寺之儀御聞届御座候処、拙者方々毎年切支丹證文相出候ニ下中分ニ書上申候、左候へハ村寺共下中寺共難相極一事両様ニ在之候間、其品承届可申由大

肝入ニ被仰渡候ニ付、不動堂村肝入ニ申付穿鑿仕候所、

右皎善寺儀拙者先代方少分之寺料も与へ切支丹證文ニ毎年書上申候得共、右寺拙者先祖方已前之寺ニ候間村寺之

積リニ候由、肝入ニ吟味仕書上申候由申聞候ニ付而、手

前方證文ニ毎年書上候儀者心付不申村寺と為書上申候、

切支丹證文書上候通り下中寺ニ候間、其御心得可願候、

最初方右之訳不申達不急至極存候、以上

元禄六年

後藤孫兵衛

八月

此案紙仙臺ニ而三七郎・孫次郎・覚左衛門・岡部所左

衛門相談ニ而長右衛門ニ遣

奉願口上之覚

一此度寺院御改ニ付而皎善寺古跡ニ御座候間御村寺と奉

存、御公義様江御村寺卜書上仕候処、御村寺と書上申候

得者拙者共手前ため至而迷惑仕候儀、幾度も御訴訟申上候、

御當地江

御先祖様御取移則方寺料も被相附候上之儀を御村寺と書上申候儀者近頃不調法成儀、御免被成下候様御家来様

中^江宜被 仰上奉願候、以上

惣御百姓中

元祿六年八月四日

組頭 藤十郎

同 勘作

肝入 吉左衛門

朴澤左助殿

一自照院貞享元年四月三日歳廿三卒

江刺郡三照村野谷地起目等之覚

一七貫百五拾八文

江刺郡三照村 但寛文七年五月野谷

地田町步畑式拾丁御老中出入司衆書

付を以被申受候起目同十老年御竿入

一老貫九百六拾四文

同村

右同所野谷地町敷之外畑拾町九反七

畝式拾老歩之起過右同年二御竿入

式口合九貫百式拾式文

右之通後藤大隅新田起目起過共二九貫百式拾式文之所御竿入候年方被下置候、右之内式貫文之所遠藤覚左衛門二當物成方被分下本知行六貫九百六拾四文江取合八貫九百六拾四

文之高二被成下七貫百式拾式文本知行式百五拾六貫七百六拾六文取合、式百六拾三貫八百八拾八文之高二被成下候間、御本牒直御黒印相調候様可被申渡候、於江戸監物・主水遂披露

御前相濟候段申来候二付如此二候、已上

寛文拾三丑

修理

六月十八日

中務

鴛田淡路殿 和田半之助殿

田村圖書殿

按不動堂村・三照村^而新田開發四ヶ度也、右御書付勘

定所二不相見得、但不動堂新田開發并三照村・黒川郡

小野村開發大隅近康代延寶五年三月十八日書上二相見

得候へ共、分地之儀網康清兵衛・定康孫次郎分御檢地

牒^而前後不相分候得共近康代書上^而相分ル乍去網康

清兵衛方^江之分地何村^而分地と申儀不相知、只纔二勘

定所二五貫文餘相見得候へ共、清兵衛^江式拾貫文、孫次

郎^江七貫文也

一 遠田之内田沼村用水新堀倒并不動堂村堤川除土手倒之代

地ニ野谷地切代ニ相渡覺

八拾壹間

野きわ

新堀倒代

一同 五間

五せ式拾歩

道下

三拾四間

一 谷地 五拾貳間 貳丁三反五せ式拾貳歩

四口合壹丁八反式歩

百三拾六間

右式口合四町四反六せ式歩

一同 式拾壹間 貳反八せ拾歩

此度田畑倒代地ニ野谷地ニ而下々田之積ニ右谷地山崎平太

四拾間半

左衛門理を以慥ニ相渡申候、以上

式口合式丁六反四せ式歩

佐藤弥次郎

一 堤并土手倒代

寛文四年

重判

さいノかみ

四月廿九日

岩崎正助

一 谷地 拾五間 壹反七せ歩

同

三拾四間

吉川善内

道ノ上

同

一同 式拾貳間 五反壹せ拾歩

遠藤藏金殿

七拾間

高橋長兵衛殿

落江ノ内

さもいり

一同 四拾間 壹丁八せ歩

金十郎殿

拙者在郷屋敷去年中書出申候外知行高之内屋敷二相倒
差置候書出之覚

一 九軒 侍屋敷 遠田郡不動堂村此代高三百三拾七文

一 六軒 足輕屋敷 同郡同村此代高百四拾三文

都合拾五軒

右代高合四百五拾文

右之通御座候、已上

後藤上野

重判

元禄十六年

正月廿七日

太田治兵衛殿

名村甚太夫殿

一 不動堂村下境畑倒涌谷之内福ヶ袋村・練牛村御普請二

付而和田多沼村堀直し申候二付、正徳三年六月上廻り男

澤儀右衛門殿被相倒御書付本紙肝入方二有り

寛永十七年御竿

下境
下屋敷

拾七間
貳拾七間

壹反五せ九步

貳拾壹文内
貳間

八間半

拾七步 壹文倒

平兵衛屋敷之内

正徳四年之倒

同
下畑

拾四間
貳拾三間

壹反貳拾貳步

貳拾壹文内

貳拾三間
壹間半

壹せ五步 貳文倒

殘拾九文久右衛門御知行

同年

同
下畑

八間
三拾三間

八せ拾六步

拾七文内

八間半
壹間半

拾三步 壹文倒

殘拾六文金右衛門御知行

同年

同
下畑

拾八間
拾八間

壹反貳拾四步

貳拾貳文内

拾八間
壹間半

貳拾七步 貳文倒

残式拾文八太夫御知行

同年

下畑同

拾間

三拾老間

壹反拾歩

彦八部分

式拾壹文内

拾五間

壹間半

式拾三歩 式文倒

残拾九文 宇兵衛御知行

同年

下畑同

拾貳間

貳拾七間

壹反貳拾四歩

九助分

貳拾貳文内

拾三間半

式拾歩 壹文倒

残式拾壹文丈太夫御知行

同年

下畑同

拾間

貳拾四間

助八部分

八せ歩

拾六文内

貳拾三間

壹間半

壹せ五歩 式文倒

残拾四文弥平治・左吉地形

同年

下畑同 七間

三拾貳間

七せ拾四歩

久藤分

拾五文内

拾間

壹間半

拾五歩 壹文倒

残拾四文庄作・左右衛門

右八色合拾貳文田沼村境目堀犬走倒目二御座候男澤儀右

衛門殿ニて被相倒候、此替地江刺郡三照村ニ被下候、

但肝煎喜左衛門高之内受取、不動堂村ニて八倒三照村ニ

て八受取申候

屋敷并諸式倒目無替地

足輕屋敷

足輕屋敷

北原

一上畑

六間

壹せ拾八歩

次右衛門分

拾文 一上々畑

拾間

八間

内六せ拾九歩

次左衛門分

五拾三文

残三拾貳文弥傳次・太郎右衛門

足輕屋敷

道はた

一上畑

式拾八間

内式せ式拾歩

肝入右衛門分

拾六文

三拾貳間

残百六拾三文左吉・与七

同上
六間
同上
一上々畑^{江はた}
拾六間
老せ四歩^{同分}
九文

同
残拾七文
与平

同上
七間
同上
一上畑^{道はた}
七間
老せ拾九歩
弥作分
拾文

同上
八間
同上
一上々畑^{江はた}
式拾六間
六せ式拾八歩
同分
五拾六文

同上
九間
同上
一上畑
式拾六間
内四せ歩
休内分
式拾四文

同上
不動屋敷
残式拾三文三浦文太夫

同上
拾三間
同上
一下々屋敷
拾四間
六せ式歩^{藤氏衛分}
六文

同上
五間
同上
一上畑^{やらい}
拾五間
式せ拾五歩
拾五文^{五郎右衛門分}

同上
拾六間
同上
一中畑^同
拾七間
九せ式歩
三拾六文^{同分}

同上
五間
同上
一上畑^{道はた}
卅式間
内三せ拾歩
式拾文^{善吉文}

同上
六間
同上
一中畑^{やらい}
拾老間
式せ六歩
九文^{弥左衛門分}

同上
九間
同上
一上畑^{やらい}
式間
拾八歩
四文^{同分}

同上
八間
同上
一上畑^同
拾四間
三せ式拾式歩
式拾式文^{彦五郎分}

同上
拾四間
同上
一上畑^同
拾四間
三せ式拾式歩
式拾式文^{彦五郎分}

同 一中畑	同 一上畑	同 一上畑	やらい 一下田	横待井 一上々畑	同 一下畑
三間	五間	六間	貳間	十六間	貳間
九間	八間	七間	三間	十七間	十三間
同	同	屋敷	同	同	同
貳拾七歩	壹せ拾歩	壹せ拾貳歩	六歩	九せ貳歩	貳拾六歩
同分 四文	惣十部分 八文	同分 八文	十助分 貳文	同分 七拾三文	同分 拾文

同 一中畑	同 一下畑	鳥見つか 一下畑	寺道 一中畑	やらい 一上畑	道合 一中畑
三間	貳拾貳間	拾貳間	九間	六間	八間
九間	同	貳拾貳間	拾間	廿間	十五間
同	同	同	同	同	同
貳拾七歩	松山せき代	内九歩	三せ歩	四せ歩	四せ歩
同分 散田	残七文	与五部分 壹文	彦市部分 拾貳文	藤藏分 貳拾四文	十郎右衛門分 拾六文
残七文	平吹五郎作				
高橋権右衛門					

同

同
一下畑

拾六間

式拾式間

内三せ拾五歩

七文

残拾六文 宮内東

同

一下々畑

七間

三せ八歩

産惣分
三文

十四間

屋敷

江なし
一下田

拾八間

壹反式せ拾八歩

藤蔵分
百三拾九文

廿一間

此内六拾壹文先年方倒目書落

屋敷

山きし
一下田

十式間

内五せ拾六歩

藤蔵分
六拾壹文

卅三間

残拾壹文 淀儀太夫

四拾六文 散田

八文

小原八右衛門

七文

高橋惣右衛門

三文

三蔵

屋舗

道みち
一下畑

式間

式拾歩

加助分
壹文

同

一高田

十七間

内四せ七歩

新二郎分
五拾五文

廿五間

残百式拾九文 末にて倒

から竹林二成

みね山
一下々畑

八間

八せ歩

惣太部分
八文

卅間

助左衛門屋敷

同
一下畑

十四間

内六せ拾五歩

同分
拾三文

四十四間

残七文同人御知行末二而倒

屋舗

道場山
一下畑

七間

三せ八歩

久助分
七文

十四間

同断

同 一下々畑 四間 式せ式歩

五郎左衛門分

八間 式文

七百七拾五文内 式反三せ拾三分

田代式百五拾七文

老丁老反六せ拾四歩

畑代五百拾八文

右八屋敷并諸式^色ノ倒目無替地

涌谷用水堀倒寛文四年切替有

江なし

一下田 十式間

老反歩

藤藏分 百拾文

廿五間

七つ七つ山

一下畑 九間

四せ六歩 八文

勘二部分

十四間

同 一下畑 四間

式拾間 式せ式拾歩

同分 五文

同 一中畑 十式間

廿式間 内老せ式拾七歩

藏人分 八文

同 一中畑 廿式間

内老せ式拾七歩

藏人分 八文

残拾六文 散田

残拾六文 散田

拾老文 家子丈太夫

寺前 一下畑 六間 内拾五歩 同分 老文

十八間

残四文 屋敷

式文 散田

とうちやう山 一下畑 十式間

式拾式間

内五せ拾八歩 同分 拾老文

残七文家子丈太夫

同 一下畑 十三間

十四間

内五せ拾八歩 藏人分 拾老文

残老文市太夫

同 一下畑 五間

五間

式拾五歩 同分 式文

同 一上畑 十七間

卅間

内式せ式拾歩 次右衛門分 拾六文

卅間

残三拾五文 村与助

五拾老文 同弥傳次・太郎右衛門

川ふち 一上畑 十老間
卅老間 老反老せ拾老歩 同分 六拾八文

塩かま 一中畑 八間
三拾四間 九せ武歩 同分 三拾六文

とうじやう山 一中畑 十間
廿三間 内五せ武拾歩 藤右衛門分 武拾三文

残四文 宍戸才三郎
四文 末二 而 屋敷倒

壺本柳 一上畑 十武間
十六間 内五せ六歩 同分 三拾老文

残七文 寒河江七兵衛

同 一上畑 十五間
十六間 内六せ拾五歩 同分 三拾九文

残九文 熊谷十左衛門

山きわ 一中畑 七間
廿八間 内四せ武拾七歩 惣十郎分 武拾文

残六文 足輕戸平

同 一下畑 五間
十八間 内老せ五歩 六左衛門分 武文

残四文 蛟善寺

とうのこし 一中畑 八間
十一間 武せ武拾八歩 彦五郎分 拾武文

川はた 一中畑 武間
十武間 武拾四歩 十右衛門分 三文

下境 一中畑 六間
卅五間 内武拾五歩 同分 三文

残八文 宍戸加太夫

十七文 梯谷善之允

川ふち 一上々畑 六間
卅間 内五せ拾武歩 次兵衛分 四拾三文

残五文 坂元権兵衛

同 一中畑 六間
廿五間 内武せ拾武歩 清八郎分 拾文

残拾文 散田

同上 一上畑 六間 四せ式拾四歩 式拾九文

廿六間

同上 一上々畑 五間 内壱せ拾五歩 拾式文

廿五間

作右衛門分

残式拾壹文 散田

同上 一上畑 五間 四せ拾歩 式拾六文

廿六間

同分

山きし 一中畑 五間 内式拾七歩 四文

十八間

新二郎分

残八文 三浦文太夫

川ふち 一上々畑 九間 内五せ拾歩 四拾三文

廿間

九郎右衛門分

残五文 大場茂兵衛

同上 一上畑 九間 内四せ六歩 式拾五文

廿一間

同分

残拾三文 佐竹三次

同上 一上畑 四間 五せ式歩 三拾文

卅八間

惣内分

塩かま 一中畑 六間 五せ拾式歩 式拾式文

廿七間

同分

川ふち 一上畑 五間 壱せ拾五歩 九文

九間

市郎兵衛分

老本柳 一中畑 四間 三せ拾四歩 拾四文

廿六間

茂右衛門分

同 一中畑 八間 内三せ拾歩 拾三文

廿五間

今右衛門分

残拾四文 高橋市左衛門

同 一上々畑 十三間 内七せ式拾歩 六拾壹文

廿三間

与右衛門分

残拾九文 淀儀太夫

同 一上々畑 十三間 内六せ式拾九歩 五拾六文

廿二間

彦八郎分

残式拾文 及川庄兵衛

道下 一上畑 十間 内壱せ拾五歩 九文

十四間

彦八郎分

残拾九文 江口吉兵衛

一本柳
一上々畑
十四間

内五せ四歩

久右衛門分
四拾壹文

残壹せ拾貳歩拾壹文 散田

同
一上々畑
十四間

内三せ貳拾歩

彦右衛門分
貳拾九文

残壹せ歩八文 及川彦左衛門

同
一上々畑
十三間

内七せ六歩

縫殿之助分
五拾八文

残拾八歩四文 同村 左吉

与七

同
一上畑
十三間

八せ廿歩

同分
五拾貳文

同
一中畑
十八間

内壹せ六歩

源右衛門分
五文

残四拾壹文内拾八文 及川庄兵衛

廿三文 同市兵衛

同
一中畑
九間

内壹せ廿四歩

同分
七文

同
一上畑
六間

残三拾文 及川庄兵衛
三せ六歩 次右衛門分
拾九文

一本柳
一上畑
十八間

内六せ拾八歩

休藏分
四拾文

残貳拾五文 村 加左衛門

塩分
一中畑
四間

九せ拾八歩

同分
三拾八文

道はた
一上畑
拾間

壹反壹せ貳拾歩

六郎兵衛分
七拾文

道合
一上畑
十五間

内貳せ拾五歩

十助分
拾五文

残六拾文内 拾八文 菊地彦七
四拾貳文 散田

道はた
一中畑
廿間

内四せ拾貳歩

仁兵衛分
拾八文

残拾四文 黒澤新左衛門

塩かま 一中畑 十四間
内四せ式拾歩 拾九文同分

残七文 散田狐山二有り

道下 一中畑 九間
拾間 内壹せ式拾四歩 拾壹文三左衛門分

残七文 高橋丹之允

同 一上畑 九間
十七間 内拾式歩 式文藤左衛門分

残式拾壹文 安内

塩かま 一中畑 九間
十三間 三せ式拾七歩 拾六文五郎右衛門分

高田 一中畑 十一間
十四間 内壹せ式拾五歩 式拾四文十助分

塩かま 一中畑 十式間
廿八間 内八せ式拾六歩 三拾五文三九部分

残拾文 齋藤甚左衛門

狐山田二而在り

同 一中畑 七間
十七間 三せ式拾九歩 拾六文弥作分

同 一中畑 六間
式拾壹間 内三せ六歩 拾三文同分

同 一中畑 十五間
十八間 内六せ歩 式拾四文与惣兵衛分

同 一中畑 十六間
廿一間 内六せ式拾八歩 式拾八文加右衛門分

同 一中畑 十六間
廿間 残拾七文 小野寺新八狐山田二而在り

下境 一中畑 廿老間
十六間 内七せ拾四歩 三拾文勘五郎分

川はた 一中畑 式間
拾四間 残拾五文 梯谷善左衛門狐山田二而在り

内八歩 壹文仁藏分

残三文 及川庄兵衛

同上 一上々畑 十間
内拾歩 善吉分
十二間 三文

残貳拾九文 小松相之介

とうちやう山 一下畑 四間
四間 拾六歩 大内兵右衛門分
壹文

同 一下畑 四間
四間 貳拾四歩 半兵衛分
貳文

同 一下畑 四間
六間 貳拾四歩 兵右衛門分
貳文

高田 一下田 七間
十六間 三せ貳拾四歩 又七分
四拾貳文 老

同 一中田 八間
八間 貳せ四歩 掃部介分
貳拾八文

同 一下田 貳間
廿三間 壹せ拾六歩 十助分
拾七文

同 一中田 七間
廿一間 内貳せ貳拾歩 九助分
三拾四文

残三拾文 屋敷倒寛文九年也

内まぢい 一中田 貳拾貳間
五十貳間 老反八せ四歩 加助分
四百九拾六文

坂下 一上々田 六間
拾六間 三せ六歩 同分
五拾四文

内まぢい 一下畑 貳間
十三間 貳拾六歩 同分
貳文

〆 貳貫百拾文

内田代八百四文

畑代老貫三百六文

外貳文切替まし

不動堂堤川除ヶ倒 切替有分

藤ヶ崎 一下田 六間
十四間 貳せ貳拾四歩 孫左衛門分
三拾五文

一下々田 三間
五間 拾五歩 又右衛門分
四文

よりは 一下田 四間
三十貳間 四せ八歩四拾七文内 八郎右衛門分
拾貳文

一下田 三間 壹せ三步
 十一間
 一下田 卅六間 六反五反拾八歩(ママ) 七百六拾六文惣二部分
 五十八間
小まらい
 一下々田 十八間 壹反貳せ歩 九拾六文彦惣分
 貳拾間
同
 一下々田 廿間 貳反壹せ拾歩 百七拾壹文清九部分
 卅貳間
同
 一下々田 十壹間 壹反三三六歩 百六文同分
 卅六間
同
 一下々田 十七間 壹反壹せ貳拾七歩 九拾五文
 廿壹間
みね山
 一中田 八間 七せ拾四歩 九拾七文惣二部分
 廿八間
同
 一下々田 八間 五せ拾歩 四拾三文同分
 廿間
薬師堂
 一下々田 八間 貳せ拾三歩 拾九文同分
 九間

一中畑 五間 内三せ歩 拾貳文次左衛門分
 十八間
老本柳
 一中畑 壹間 拾八歩 貳文同分
 十八間
老本柳
 一下畑 貳間 壹せ拾四歩 三二文久右衛門分
 廿二間
老本柳
 〆 壹貫四百五拾七文
 内 田代壹貫四百四拾文
 畑代拾七文
 右式口合三貫五百六拾九文 内式文切替まし有り
 孫左衛門倒内也
山さし
 一下畑 四間 寛文七年屋敷倒寺前
 廿間 内式拾四歩 貳文勘三部分
 残三文 末二而倒
寺前
 一下畑 九間 内拾歩 壹文藏金分
 十五間

残八文 末二倒

高田
一中田
十五間

十式間
六せ歩
七拾八文久助分

三浦久太夫 武頭 弥兵衛屋敷

同
一下田
十五間

式間
内拾六歩
六文寺分

残五文末二而倒 菊地半之允屋敷

田ふち
一下畑
十式間

式
式拾四歩
式文藏金分

大友万次郎屋敷

高田
一中田
廿五間

十七間
内九せ式拾八歩
百式拾九文新二郎分

同
一中田
十四間

十一間
内三せ九歩
四拾三文十助分

同
一下田
十六間

式間
内拾歩
四文六左衛門分

逸見覺右衛門

老反六せ廿四歩

〇 式百六拾五文内 田代 式百六拾文

高田
中田
十三間
八間
式せ式拾八歩
三拾八文六左衛門分

寛文九年屋敷倒

同
中田
廿一間

七間
内式せ九歩
三拾文九助分

〇 六拾八文

土手倒

下屋敷
十七間
廿式間
内壹せ歩
式文弥作分

残式拾三文 七左衛門
与市郎

中屋敷
十七間
土手倒

四十五間
内式拾三歩
三文惣助分

残九十九文 七右衛門・喜右衛門

同

下畑もり合

六間
十間

内拾五歩

壹文太郎右衛門分

残三文 弥傳次・太右衛門

五せ七歩

残六七拾四文内

田代 六拾八文

式せ八歩

畑代 六文

六文

寛文十年倒

苗代江倒

上田大所

内 壹せ五歩

拾八文加介分

中田高田

十三間

六せ式拾八歩又右衛門分
九拾文

十六間

吉内助兵衛屋敷

下畑内まちい

八間

五せ拾歩加介分
拾壹文

式拾間

不動釣場二引

八せ拾三歩

〇六百拾九文内 田代百八文

五せ拾歩

畑代拾壹文

寛文十壹年倒

下畑とうちやう山

十式間

内三せ拾五歩

七文藏人分

廿式間

家子小左衛門屋敷其外涌谷堀倒

中畑とうちやう山

十式間

内式せ式拾六歩同分
拾壹文

廿式間

右同断外八文涌谷堀倒

六せ拾壹歩

〇六拾八文

延寶五年倒

下畑みね山

十四間

内八せ式拾八歩

拾七文惣一部分

四十間

から竹林二倒

同 六間
下々畑 七間
壹せ拾式歩 同分 式文

右同断

同 十間
下々畑 卅六間
内八せ歩 同分 八文

残四文 名左衛門・長七

壹反八せ拾歩

〇ノ式拾七文

延寶弐年藤ヶ崎用水堤倒

とうは 十四間
下々畑 廿三間
内壹せ式拾歩 八郎右衛門分 拾四文

村 清左衛門

藤ヶ崎 廿六間
下田 廿八間
内式せ拾拾歩 藏人分 式拾六文

残式百四十壹文 遠藤市太夫

孫左衛門作り 拾間
下々畑 廿式間
内壹せ式拾六歩 長兵衛分 拾五文

残四十四文 足輕五助

川はた 十六間
下々畑 廿一間
内壹せ八歩 清吉分 拾文

七せ五歩

〇ノ田代六拾五文

延寶五年大所方苗代下堀倒

野きわ 十七間
下田 廿三間
内壹せ式拾三歩 惣七分 拾九文

千菊田 十六間
中田 十六間
内八歩 又右衛門分 三文

七左衛門

同 七間
中田 廿六間
内十式歩 同分 五文

六右衛門

田ふら 七間
中田 十三間
内七歩 馬之允分 三文

清三郎・与五右衛門

江そへ 八間
下々畑 十間
内式拾歩 孫左衛門分 五文

清三郎

田か
中田
廿六間
卅四間

内拾六歩
源藏分
七文

作兵衛

式りたん
上田
十九間
廿一間

内式十八歩
勘平分
拾四文

江そへ
上田
十老間
廿八間

拾四歩
市兵衛分
七文

黒澤吉右衛門

くほた
上田
廿三間
四十三間

内拾貳歩
加介分
六文

今ノ左五右衛門

江そへ
上田
十九間
廿間

内三歩
藏金分
三文

残百貳拾四文
遠藤市太夫

六十五文
足輕弥之助

同
上々田
八間
廿一間

内貳歩
老文倒

大所
上田
廿四間
廿六間

内拾七歩
加助分
九文

長右衛門

四少田
上田
十五間
廿七間

内式拾六歩
作右衛門分
拾三文

遠藤宇兵衛

くほ田
上田
十七間
廿四間

内拾七歩
清八郎分
拾老文

黒沢金右衛門

野きわ
中田
十三間
廿二間

内老せ式拾老歩
二藏分
式拾貳文

残七十三文
散田

土手倒

江合
下畑
五間
廿八間

内老せ歩
満平分
貳文

残七文
散田

九七拾六歩

〇ノ百三拾九文
内田代
百三拾七文

壹せ歩

畑代 弐文

延寶六年倒

下々畑 ミね山

十式間

七せ拾八歩

八文 彦惣分

十九間

から竹林

延寶九年屋敷倒

下畑 寺前

九間

四せ拾五歩

九文 藏金分

十五間

此内弐文先年土蔵

北郷治兵衛屋敷

下畑 同

六間

内式拾壹歩

八文 六左衛門分

十八間

右同断

下田 高田

弐間

内式拾弐歩

五文 寺分

十六間

逸見助右衛門屋敷

下田 同

弐間

内 拾四歩

三文 勘三部分

右同断

下田 山きし

四間

内壹せ弐拾六歩

右同断

中畑 とうちやう山

拾間

内壹せ歩

四文 藤右衛門分

右同断

下畑 道合

三間

拾八歩

壹文 彦中分

右同断

下畑 寺前

六間

内壹せ拾弐歩

三文 藏人分

右同断

残弐文

散田

壹せ六歩

○ 四拾弐文

内田代

十三文

壹反貳歩

畑代 貳拾九文

九口ノ七百四拾九文

内 田代六百五拾壹文

畑代九拾八文

○此丸星ノ

貳口合壹貫五百貳拾四文

内 田代九百八文 此内先年ノ六拾文倒落シ

畑代六百拾六文 此出増

此内三文右同断

右 田代之内ノ六十文引

畑代之内ノ三文引

公儀書上ニ合

近々 田代九百拾八文

引合 畑代六百六文

附礼 明和八年十月改候得共如何様之決ニ候哉も相知不申

ニ付付札仕指置申候、先年ハ右之通御書上ニて都合

出入之所と申儀在之候哉、相達候様喜惣次方申来

候ニ付相改如此

外ニ

山はた
下々畑 六間

十一間

式せ六歩

久右衛門分
式文

右地形阿部弥五右衛門・吉内・助右衛門居屋敷之内

ニあり

寶曆三年割被下候事無替地

前ノ壹貫五百貳拾六文

内 田代九百八文

畑代六百拾八文 無替地倒也

明和六ノ八月改メ

惣ノ壹貫五百貳拾六文

内 田代九百拾八文

畑代六百八文

明和八ノ十月十九日改

御知行高之内如此所々之倒相出候分替地も不申受候得と

も、所々起目有之候起目斗ニて其倒目補候位ニ不相見得候、

左ニ大圖

打こし田

一 五せ三歩 半三郎起目

野きわ田

一 四せ廿四歩 同人 起目

江倒 塔越 壺本柳 勘道

打越 北原 大所 窪田

道端 立野際 右起目

一田五反五せ九歩

此内 一新次郎起目 一茂平起目 一権兵衛起目

一彦太夫起目 一市之允起目 一吉之允同

一権之允起目 一覚兵衛起目 一安左衛門起目

一長右衛門同 一十左衛門同 一。

一田八反四せ拾六歩

右ハ小谷地新田起目寶曆十一年毛方竿入、同十二年・

同十三年・明和元年・安永七年迄二開發

一三丁式反三せ式拾歩

右ハ幸之神田開發

一五丁式反七せ式拾式歩

右同断

ハ八丁五反壺せ拾式歩

小沼 北原 打越 幸神 小待井

山畑 藤ヶ崎 道合 待井 式ツ檀

一畑三反八せ拾歩

此内

一伊惣右衛門 十内 一安太夫 彦太夫

一権兵衛 加平 一十兵衛

右七人之起目

一宿之茶畑壺丁五歩

右之内御足輕平内始三人之屋敷倒并土取場畑倒

右ハ並杉之内也、此賣代拾式貫五百拾九文

一川前畠壺丁三反五せ拾歩

右ハ明和年中畝反付賣代被相定

ハ拾貳丁七反五畝五歩

同

一田拾丁壺畝拾歩此稻六十八束刈

一畑式丁七反三せ廿五歩

右之通御知行無代之田畑大図相調如此

遠田郡不動堂村御知行

高百七拾九貫三百三拾貳文

此内

一 田代貳百貳拾五文 先年倒也

但し御替地江刺郡三照村并同郡黒石村ニテ

被相渡候事

残高百七拾九貫百七文

内 田代百六拾貳貫九百拾四文

畑代拾六貫百九拾三文

内

一 八拾九貫九百五拾貳文 御家中給分

内 田代

畑代

一 田代四貫九百八拾七文 御役料地

一 六拾七貫四百四拾七文 御百姓地

内 田代六拾貫三百六拾五文

畑代七貫八拾貳文

右六拾七貫四百四拾七文

内

一 貳拾八貫九百文 表御百姓地形也

貳拾貳丁貳反九せ歩

内 田代貳拾五貫百七拾六文

畑代三貫七百貳拾四文

内

一 田代貳拾四文壹せ廿八歩先年堀倒

一 三拾八貫五百四拾七文 村足輕分也

内 田代三拾貳丁五反五せ廿三歩

三拾五貫百八拾九文

畑代三貫三百五拾八文

内

一 田代拾九文壹せ廿三歩 先年堀倒

一 畠代三文 先年土手倒

寛永拾七年御竿

一 高九拾九貫八百九文 本地

内 田代六拾八丁六反四廿八步

八拾五貫九百八拾三文

畑代拾三貫八百式拾六文

三拾六丁九反式廿拾五步

外二

一茶畑五步三文 御藏前

承應三年御竿

高四拾五貫六百拾三文 新田

内 田代四拾四丁六反八廿拾八步

四拾四貫三百拾五文

畑代貳百九拾八文

老丁四反八廿廿式步

万治貳年御竿

高田代拾貳貫八百五拾四文 新田

拾五丁四反三廿廿六步

寛文八年御竿

高式拾壹貫五拾六文 新田

内 田代 貳拾丁三反七廿拾三步

貳拾貫貳間八拾三文

畑代 七百七拾三文

四丁壹反壹廿七步

高百七拾九貫三百三拾式文

内

一九拾九貫八百九文 本地

一七拾九貫五百式拾三文 新田

銘方 田代壹貫文七石式斗五升銘

畑方大豆四斗半一ノ銘

遠田郡北浦村御知行

高式拾貫文 銘方 田代壹貫文六石七斗五升銘 本地

同代壹貫文六石九斗五升銘 新田

畑方大豆四步壹銘 本地

畑代壹貫文二金拾四切銘 新田

右田畑之内御百姓地逃二付跡地當時散田地二

相成候事

但散田銘方左之通

田代壹貫文二式石五斗銘、壹貫文三石五斗

六升銘、壱貫文三石五斗八升銘、右散田之
内銘三段二相成候事

江刺郡三照村御知行

高四拾貫五百八拾弍文

銘方 田代壱貫文二六石銘

同 同 四石壱斗銘 當時願之上五ヶ
年銘下二成ル

同 同 三石五斗銘 同

文政元年 同 同 三石五斗銘 同

御竿入之上 同 同 三石銘 同

一かん六石銘 同 同 金銘五切銘

二直 同 同 三切銘

畑方大豆六歩壱ノ銘

同郡黒石村御知行

高三百拾壱文

銘方 田代壱貫文 六石七斗銘

同 同 金銘拾切卜代弍百五拾文銘

同 同 六切半銘

畑方大豆八歩壱ノ銘

畑代壱貫文二皆金七切半銘

同 同 六切半銘

桃生郡深谷前谷地村御知行

高拾五貫文

銘方 田代壱貫文五石壱斗五升銘 本地

同 同 四石四斗五升銘 新田

畑代壱貫文皆金拾四切銘 本地

同 同 同 八切銘

同 同 同 九切半銘 新田

賀美郡小野田本郷之内原新田

高拾五貫文

銘方 田代壱貫文二弍石五斗五升銘 前田分

②家世記二 25

(表紙)

「家世記 二」

元康 初勘之輔、後孫兵衛、法名法輪院

節康妾腹之子、自照院伊達氏養子

元禄十六年生、實母三浦氏称保壽院

一寶永五年六月初^而 御目見被 仰付、時十一歲

一正徳五年十一月廿七日、父節康存慮^二而來年始御禮元康

申上候様仕度父願書差出、同十二月廿六日如願被 仰渡、

同六年正月二日登 城年始御禮初^而申上、時年十七歲、

同六年十二月朔日例月之出仕仕候様父願書差出、同月廿

五日如願之相濟、同廿八日例月之出仕初^而仕候事

一同五年、父節康病身二付、十二月十九日名代御奉公願差

出、同六年二月三日如願元康名代御奉公被 仰付

一正徳六年六月廿二日、於御座之間 御直々御申次并御近

習被 仰付、同年九月廿八日、父節康年六十式歲卒跡式

願、享禄元年十一月十八日、津田民部・遠藤文七郎差出、

同月廿八日如願之被仰渡候事

一享保貳年十一月廿三日、御祭祀奉行兼役被 仰付之

一同年三月廿一日 御參勤御供江戸老ケ年御番初^而罷登、

同九月廿一日、於江戸名替称孫兵衛、此節迄勘之輔と申

候事

同十二月五日 貞樹院様御病氣二付

屋形様 獅山公 御發駕御罷下御供、同九日仙臺御着御

道中、五日

同三年正月八日 御參勤御供登、同四月廿一日、於江戸

御徒小性頭兼役被 仰付、同五月三日

屋形様江戸御發駕御供下、同月十一日仙臺御着

一同年六月五日、冨塚長門上り屋敷拝領 今ノ金山ノ屋敷

同月右屋敷^江引移

一同五年二月廿三日至^而御儉約二付御役御免

一同七年御帰國御禮御使者被 仰付、五月十一日仙臺發足、

同十八日江戸上着、同六月三日江戸發足、同十八日仙臺

着

一同年十一月十八日、奥山勘解由代大番頭被 仰付之（同

八年九月在所へ家内罷下候事）

一同拾貳年壬正月十七日、在所遠田郡不動堂要害^江

屋形様被為入

一來月十四五日頃奥筋 御出駕被遊候節、其方在所へ被為

入可被遊

御寓候、此旨可申遣由

御意候、恐々謹言

正月廿六日

亘理石見

後藤孫兵衛殿

右御請申上

一 一筆致啓上候、然^者来月十四五日頃奥筋^江

御出駕被遊候節、拙者在所^江被為入 御寓可被遊由

御意之段、難在仕合冥加至極奉存候、拙者儀明日罷登御

禮可申上候、先年亡父大隅代

肯山様被為 入候節之家来共迄代替等二罷成、其節之儀

覚不申、且又作事も至^而破損等も御座候間、旁萬端初心

二て迷惑仕候、御心付之御事ハ御指圖被下候様仕度奉存

候、貴様御供被成候由、拙者おゐて大慶仕候、如何様貴

面可得御意候、恐惶謹言

後藤孫兵衛

自筆

正月廿七日

亘理石見様

一来月十四、五日頃大谷中村へ 御出駕、夫方松山^江御移

被遊、古川方 御出馬、貴様御在所不動堂二も

御寓可被遊由被 仰出候、石見殿方可申参と存候、然所

貴様御知行不動堂鳥羽数も有之候ハ、松山方不動堂へ

御移之節、御野被遊なから 御移被遊候得^者御野廻りも

能有之候、貴様御知行兼^而何村二て御自由被成羽数も

御枕二可相成程二候哉、貴様御知行計二てハ御野廻り不

足二も候ハ、安藝殿拝領野場之内 御野被遊候様二も可

被遊候、安藝殿拝領野場鳥数之儀、石見殿方御聞届被仰

聞候様申談候間、貴様御知行所之分計、早速御吟味可被

仰聞候

一 不動堂二おゐて貴様居館二定^而 御寓可被遊候

御寝所、御座之間、初居館之家々 籠相二も絵圖被成遊、

早速可被相登候、御炉なども無之候ハ、為御切被成候様

二可仕候間

御座之間 御寝所 御物置二可相成所之家共二畳敷形被

成可被相登候

一 居館^江町方丁数も大躰可被仰聞候

一 町場有之御下宿指支申間敷哉、若又町場計二^而御下宿差

支可申候ハ、下中家ニ御下宿割渡指支申間敷哉、此段も御吟味可被仰聞候

一御供之御人数為御心得書付指遣申候、助三郎殿・石見殿ハ少々遠候共不苦候

助三郎殿 亘理石見 望月内記 岩山縫殿助 矢野

左近 油井善助 今田彦右衛門 佐々木左七郎 石母

田清三郎 佐伯大之進 高橋（野）左太郎 南條玄叶

木村寿程 岡元友閑 遠藤玄眠 御目附式人 小野新

太夫 佐瀬五郎左衛門 矢野庄左衛門 橋本久右衛門

黒澤六之助 犬飼忠三郎 金子光之丞

奥御小性（細目清左衛門 志茂十太夫 川村孫太郎）

奥御兒小性 徳江市之進 上野弥門 牛田次右衛門 皆

川五郎太夫 橋元兵左衛門 岡銀右衛門 大江又兵衛

奥御右筆 小崎文左衛門 鈴木重可 御葉込式人

定御供四人 御徒目付式人 御徒組九人 御大所人九人

諸物書五人 御大所御役人式人 御勘定人七人 御鳥屋

頭七人 御鷹匠組十八人

右之外御小人御足輕等之儀ハ兼而相定之通之御人数ニ御

一座候、御下宿為御心懸御供名元も書付差進申候、勿論御郡司^江も申遣、御下宿割屋致首尾候間、左様御心得可被成候

一御請被仰聞候ハ、御野廻り之儀計別紙ニ可被仰聞候、品ニ方御紙面相入被成

御覽候儀も可在御座と為御心得之申進候、恐惶謹言

望月内記

正月廿六日

後藤孫兵衛様

一來月十四五日頃大谷中村^江 御出馬被遊、夫方松山^江

移被遊古川方 御出馬被遊候ニ付、拙者在所不動堂ニも

可被遊御寓由被 仰出旨石見殿方も御奉書を以被 仰渡

難在仕合冥加至極奉存候、然處不動堂拙者御知行所鳥羽

数も在之候ハ、松山方不動堂^江御移之節、御野被遊なか

ら御移被遊候得者御野廻りも御能御座候、拙者御知行兼

而何村ニて自由仕鳥羽数も御座候而御慰ニ可相成程ニ候

哉、拙者御知行計ニて御野廻り御不足ニも候ハ、安藝殿

拝領野場之内御野被遊候様ニも可被遊候、安藝殿拝領野

場鳥羽数之儀者石見殿方御聞取被成候様被仰談候、拙者御知行之儀計早速吟味可申達由致承知候、拙者御知行不動堂村壺ヶ村自由仕候間、暮之時分ハ兼而鳥羽数も相見得申候、当分ハ羽数不足仕候、拙者在所野場狭御座候間、御野廻り御不足ニ可在御座与奉存候、如御紙面安藝殿拝領野場御野被遊候ハ、御野も廣御座候間、御慰可相成様ニ奉存候

一御寓可被遊 御寢所・御座之間初、居館家々龜相ニも繪圖仕早速為相登可申候、御爐なども無之候ハ、為切候様可被成候間、御座之間 御寢所、御物置ニ可相成所之家共疊敷形仕為相登可申由致承知候、先年 肯山様被為入候、書院江被為入候様ニ仕候、右家御座之間ニハ爐御座候、御寢所可相成所も右御座之間引續御座候、私儀明日御禮為申上罷登候間、右繪圖一式持參仕候 直談可仕候

一居館江町方丁数も大躰可申達由被仰聞候所、私在所町場無御座候

一町場有之御下宿差支申間敷哉、若又町場計ニて御下宿指

支可申候ハ、下中家江御下宿割渡差支申間敷哉、此段も致吟味可申由被仰聞、右申達候通拙者在所町場無御座候、下中家少ク至而龜相ニ御座候得共、御下宿割渡差支間敷奉存候

一御供之御人数為心得之被仰聞候由致承知候、助三郎殿・石見殿少々遠候共不苦由被仰聞是又致承知候、右之外御小人・御足輕等之儀ハ兼而相定候通之御人数ニ御座候、御下宿為心懸之被仰聞候、勿論御郡司江も被仰越御下宿割首尾被成候由致承知候

一御請申上候ハ、御野廻り之儀計別紙ニ可申達候、品ニ方紙面相入御覽候儀可在御座候間、為心得被仰聞致承知別紙ニ申達候、恐惶謹言

正月廿七日

望月内記様

右之通相達候上、正月廿八日為御禮上府、同日石見殿宅江罷出御禮申上、尤望月内記宅江為御禮罷越、同廿九日画図持參登城内記江差出、右画図之内仮廣間相立候儀、當時之儀如何ニ二日相扣候ハ、可然品々内記被申聞候ニ

付、同日以飛脚在所へ申下候處、右飛脚之者路次無然、
晦日晚日ニ至下着之處、右廣間過半出来ニ付壺々心申聞
候上取撥候、上如元之可申と家老共方より同日夜通飛脚為
差登候處、壬正月朔日罷下ニ途中にて右状致一覽罷下、
猶更見分致候處、過半出来候ニ付取撥如元之致地形書院
之はし^江 御上り場付候^而ハ大工人足共ニ工数大キニ懸
り増、其上乍自分費も在之、且又御間も合兼可申上候、
旁直之右廣間相立置候段以自筆石見殿内記方^江も申遣候
處、内記相達 御耳申候得^者内々物入も可有之由
御意にて相濟候段申来、其上

思召を以座敷爐之切所其外迄委ク 御差圖之由殊之外御
折入相入 御覽候画^江かぶせ画^江被成候^而被 仰出候
ニ付書院之内所々^江爐相切候由之事、委細之儀御成方之
留ニ相記文略

一 壬正月十七日松山方不動堂要害^江 御移 御膳等差上御
相伴、孫兵衛同日方廿一日迄要害^江 御寓右之内家内伊
藤市兵衛居家^江 十三日方相越取移居候事、家老 御目見
被 仰付候ニ付、名許

熊谷十左衛門 伊藤市兵衛
黒澤金右衛門 大場茂兵衛
不動堂 御帰

御立之節孫兵衛出座被為 入候
御禮申上、石見披露於廣間 親類佐々三弥使者

孫兵衛家来
同近習披露

一 壬正月十七日不動堂^江松山方壺里五丁余、要害御寓、
十八日御野入不動堂・和田多沼村・馬場谷地村之内、上
下道南之方名齧沼

小塚村御昼
安藝殿家中
成澤次助所

御野入方御昼迄御野廻共三里程
富澤村袖中島 御舟越
馬場谷地村上下道北之方方下馬場
不動堂村御野御仕廻 御昼方御野御仕廻迄
御野廻り共三里程

合六里餘

一十九日 御野入 不動堂村

馬場谷地・南小牛田下上馬場方北田新丁頭^二御舟越

妻神沼下郡沼荒臺百々沼北ノ方百々村

御昼 安藝殿家中

武田七左衛門

御野入方御昼迄御野廻り共三里餘百々沼頭方南之方

北小牛田村 御舟越南北小牛田村、上馬場谷地村西ノ

方不動堂御野御仕廻 御昼方御野御仕廻迄御野廻共二里

程、合五里餘

一廿日不動堂 御逗留

一廿一日不動堂村御舟越 御野入須摩谷村・北窪村・金谷

村・千石村・次橋村・下伊場野村 御昼 御舟越

御野入方御昼迄御野廻共三里餘

下中目村・青生村・不動堂村御野廻御昼方御野廻迄御野

廻式里餘、合五里餘

一獅山公享保十二年壬正月十七日不動堂要害^江被為入、

昼九ツ時頃廿二日五ツ時頃御出立、古川^江御出

但シ十七日拝領物左之通

真綿二十把、御掛物一幅、御香爐壺ツ

黒縮緬竹雀御紋付御召料壺ツ、御詠哥壺枚

又爰に来申ても御哥也

献上物左之通

大鯛七枚、御着之節夫方毎日献上物、小魚少、海老少

鶏卵、山芋、鱒拾三本、茶湯道具五色

右御詠哥

一 また爰に来てもとわばや浪ちかき川邊の宿の

かゝるなりめを

享保十二年壬正月廿二日

吉村

御逗留之内書院袋棚ノ襖障子八景之御哥八ツ御書被成

下候

右八景之御哥御書被成下候御襖追々仙^江為相登候事

一右書院普請之節相頼候細工人 御張付次郎兵衛事利左衛

門、同喜四郎、同四郎助、松島岩切七郎右衛門、御壁塗

新八、同三之允、同善七、同善内、御畳指三五郎、惣三

郎、八兵衛、次八郎

一 御埦城已後壬正月晦日御禮上府二月三日御目見、種々

御意之上来ル六日御手前を振廻可被遊御意御座候、六日

御出御料理頂戴、其上御茶・御菓子色々御薄茶相濟、夫

方御嘶子被 仰付色々御馳走被成下、其上御座之間^江被

召出勝手次第在郷仕候様御直々御暇被成下、右御振廻之

節御相客二ハ出羽殿・石見殿也、御相伴二ハ道祝自京、

御馳走二ハ要人殿・文七郎殿・出羽殿、御膳をハ公御手

自御持被成、元康^江ハ御小性衆御引菜ハ何茂^江

公御直々御引被成下候

一 享保十三年六月五日水戸^江之御使者被 仰付、同十三日

仙臺發足、同十八日水戸城下着、右御使者相勤、同廿四

日夜九ツ時仙臺^江着

此節奥方煩十五日仙ニて病死、為薬用罷登り居

候節之事

清源院松本氏也

一 同年十月朔日若老被 仰付、大番頭兼役相勤候事

同年十一月若老同役不足御用多ニ付若老兼役大番頭

御免被成下候事、同十一月家内仙府へ取移

一 同十四年七月十五日於

御前評定役兼役被 仰付、同八月廿二日御參勤御供登、

同十五年四月十八日

屋形様御發駕御供、同廿六日仙臺着

一 同十七年^七仙臺發足、江戸老ヶ年御留主居番罷登、同十八

年四月十一日番明江戸發足、同月十八日仙臺着

同年留主中九月十五日葦名小太郎川内屋敷拝領、親類森

田左衛門罷出御受、旧冨塚長門屋敷方移

一 同二十年正月九日御奉行職被 仰付之、同廿一年三月廿

九日仙臺發足、江戸老ヶ年御留主居番被 仰付罷登、同

四月六日江戸上着、元文二年六月五日江戸御發駕

御曹司様初^而 御入部御供下、同十六日仙臺御着

此節日光山^江御參詣御道中十二日振へ○享保廿一年五

月改元元文同十一月廿九日中目善太夫一件落居、家老

不殘進退被召放、小松九平戸詰三十日

一元文三年八月十九日兵馬寿康初^而 御目見、時年八歳

一 同年九月朔日次男此面定則桑島仁兵衛如願養子

一同四年正月十五日多宮信康初^而之 御目見、同五月十二^年

月十一日御知行三拾貫文多宮方^江如願分地

一元文四年十月朔日仙臺發足、江戸半年番黒澤要人^江代合

同八日江戸上着、同五年五月十一日

屋形様江戸御發足御供下、同十八日仙臺御着

十元文五年後藤多宮方^江三拾貫文分地為未家

一寛保三年三月廿二日御参勤御供登半年御番、同七月九日

於江戸御加増五拾貫文拝領〈桃生郡前谷地村ニテ十五貫

文・賀美郡原新田ニテ十五貫文・遠田郡北浦村ニテ貳拾

貫文〉

一同年十月五日御番明江戸發足、同十二日仙臺着

一同年八月

大屋形様 獅山様 御隠居、同八月十八日於

江戸 大屋形様御真筆明王御額拝領、中津竿滴江戸方持

参頂戴 御城^江罷出御禮申上

一同年在所遠田郡不動堂村不動尊堂舎建立

實ハ祖父近康寛文元年辛丑冬不動堂造營ス、年代久敷故

破壊、依之元康再營云々（○総宰伊藤市兵衛富廣、副司

宮内六右衛門古成、高橋市左衛門清知、監司梯谷喜惣右

衛門有之、工司宍戸善九郎森孝、山主法印慶恩）

一寛保四年三月十六日壽康

屋形様 重村公 御入部被遊候節

御城^江相詰御通之 御目見并追^而 御目見被 仰付候砌

御規式へ被召出、引續朔望出仕、年始御規式^江も被召出

候様父元康願差出如願相濟、五月十五日 御目見被仰付、

引續部屋住中、年始并例月之出仕御禮申上、時年十四歳

一同四年六月六日 御朱印頂戴、同五年五月

屋形様御家督以後 御入部被遊候事

一延享元年三月十八日 御朱印頂戴

一同二年十月九日仙臺發足、遠藤對馬^江代り合江戸半年番、

同月十六日江戸上着、同三年四月廿三日

屋形様江戸御發駕御供下、同五月朔日仙臺着、同四年二

月十八日定御役料三百石拝領、同年八月十二日此末無役

之節於御城詰所之儀願書差出、如願之、御宿老刀掛^江刀

差置、柳ノ間ニ可相詰由被 仰付、右以前^者御連歌ノ間

相詰候事

一延享五年三月廿九日仙臺發足、江戸巷々番御留主居被仰付罷登、同四月六日江戸上着、寛延二年七月五日於江戸表御金五百兩并雪舟画御掛物壱幅、御帷子御羽織大屋形様方銀子二十枚并御帷子・御辰子・肩衣・御襠拝領御曹司様・御姫様白晒式反卷拝領、同十五日江戸發足、同廿二日仙着

右ハ四月方七月迄青山御用ニ付江戸滯留別段被仰立品々拝領物在之

右御用仙臺宇和島本家末家之事を争、全体之儀者宇

和島之御先祖秀宗公ハ

貞山公之御妾腹之長男天正十九年十二月誕生

文祿三年甲午二月四日上洛入 聚楽城（関白秀次公

ノ御屋敷也）

慶長元年丙申四月元服、賜一字名秀宗、叙従五位下

侍従時六歳、同十九年甲子十二月賜豫州宇和島十万

石、又一説元和元年冬賜宇和島とも有り

貞山公之御嫡男忠宗公ハ田村大膳太夫坂上清顕女

貞山公之御室也、其御腹方御誕生、慶長四年己亥

十二月八日生大坂雖歳少嫡妻之腹方生ル故ヲ以仙臺家之惣領也、秀宗公雖老生平妾腹之庶兄也、嫡庶之分顕然トシテ不可論、然ルニ宇和島家之存慮ニハ先ニ生ル故雖可繼伊達家之家督別ニ以賜宇和島十万石吾伊達家之正統本家也ト云、仙臺ニハ惣領筋目ヲ云、遂ニ内分ニ不相分達

台聽于時御老中御吟味御不決斷、其節元康右御用係リニ而シバ、御老中江被召時謂テ曰、宇和島伊達家之正統申募ニおゐても

上ニテ臣被相決候ハ、仙臺ノ兵ヲ以宇和島十万石可

取潰ト言上ス、依之漸 御沙汰落着、仙臺ハ家元宇

和島ハ家末ト可被相心得由被 仰出ト也

一寛延三年元康病氣ニ付九月十六日昼九ツ時

屋形様被為 入御丁寧

御意有之、五十三歳而同十六日夜四時卒

一上使被為 入候節之儀別冊覚書留ニ記

一正徳六年方享保五年二月迄御申次并御近習五ヶ年勤仕

一享保七年十一月方同十三年十月迄大番頭七ヶ年勤仕、同

十三年十月方同二十年迄若老八ヶ年勤仕、同貳拾年正月九日方寛延三年九月迄御奉行職十六ヶ年勤仕

正徳六年方寛延三年九月迄年数三十六ヶ年

内享保五年十一月方同七年十一月迄無役

一元文五年六月十五日清源院法事之節、江咬善寺金子拾切

法事料渡

家老法事方・伊達市兵衛、下役人・柳谷善左衛門、月

番出入・高橋吉左衛門、同役・高橋徳衛門

六月十四日晚方出家和尚廿八人

元康名代・黒澤新左衛門、奥方名代香奠三十疋・葛岡

庄右衛門、兵馬名代同貳拾疋・高橋安左衛門、多宮名

代同貳拾疋・坂本権兵衛、於百代名代同貳拾疋・梯谷

善左衛門、三拾疋此内・おふさ・お隆・おとせ・たり

松・求馬・隼太、名代・佐藤安太夫、貳拾疋・おさん・

おけん・一条善之丞、外親類中名代略

一元文五年御觸

御在國御八百屋代惣御郡方毎年取上相納候定

一壹ヶ年代貳百拾五貫五百四文

但シ元禄十五年方正徳八年迄御番御在國拾ヶ年増、

御八百屋代四百三拾壹貫八文壹半高を以前書之通相

定取上様并、去年分内外御雇高割並し壹貫文二付今

代貳文九歩壹厘七毛ツ、御定を以去年分方自今取立

相納可申事

一寛保元年歳暮首尾合左之通

一御肴 壹種

弥平夫婦へ

一樽代貳百文肴壹種

於百代方清浄院江

一百文 清浄院江

去年中守札之初尾格之通

一百文 長福寺江

右同断

右何レも歳暮二遣

寛保二年正月年始二付

一樽代貳百文御書付一種書

於百代方方清浄院江年始二付格之通遣ス

一百三拾三文 不動尊_江御初尾

一 式百文 古峰様_江香奠

一 式百文 皎善寺_江 同

一 文珠 御初尾なし

名代計

一 薬師 右同断

一 観音 右同断

一 三百文 篔峰中之坊_江御守札之御初尾二

正月飛脚を以遣格之通

一 享保拾老年極月方家中小躍習、同十二年正月廿日要害

二_而終日一覽、其上白雁式羽為取候事

壽康 元康嫡子享保十六年生、初兵馬後改孫兵衛

隱居_而亦称筑前、母佐々氏永昌院、壽七十

寛政十二申七月廿四日卒法名壽量院

一元文三年八月八歳_而初 御目見濟、十四歳_而年始歳暮

例月之出仕仕候事

一 寛延四年御申次被 仰付、寶歴七年正月御宿老被

仰付當屋敷拝領仕候 舊川内屋敷筋違橋欠上り方移當屋

敷ハ古内氏之屋敷也、古内氏老丁

目津田之旧屋敷_江移ル依之拝領

一 寶歴八年七月御朱印頂戴

一 寶歴拾年 姫君様被為 入御婚禮相濟、京都_江之

御使者被 仰付 重村公御休所近衛卿之御猶子 廣幡卿

御實子、皆子餅御使者也、皆子餅又

曰_二愛敬餅_一トモ、本朝娶婦家三日_而

為_レ餅ヲ以齋ルニ舅姑ニ其數五百八十、

源氏若紫卷二出

同年二月仙臺出立罷登候節 御召熨斗目拝領

近衛卿 廣幡卿 御使者首尾能相勤

兩卿_江御目見相濟、近衛卿方忠光御刀、廣幡卿方重光御

刀、右御一家様方も御銘々拝領物仕、久我卿_江も 御目

見被 仰付、京都方罷下於江戸

將軍 宣下、御老中方御招請滯留被 仰付、御招請之節

御老中方御盃頂戴右祝儀相濟、以後五月罷下候事

一 寶歴十四年病氣二付在所_江罷下、明和三年病氣本復二付

上府

一寶曆十四年十一月仙臺屋敷廻禄在所留主中之事

一同年仙臺屋敷大書院小書院奥方物置大所仲佐部屋惣出来明和

一明和六年四月十日御奉行職被 仰付

同八年三月八日

一屋形様 御成、乘馬・角力猷覽

一安永弍年三月御奉行職被相除蟄居

此節伊達安房・伊達數馬等御奉行行跡之儀を直諫ス

重村公一端被為受其意、御奉行被相除、只松岡氏・大町

氏殘ル、但其直諫似忠臣心而非忠意故

公意不安却而罪、安房・數馬并徒党數人松岡氏被退

一明和九年不動堂村・北浦村御野場御免所ニ成下候事、天

明二年五月三本木川・丸川無御役御免

一同年関根・深沼・桑針村三ヶ村御野場上レ被 仰付候事

一安永二年八月十五日嫡子勘之輔出生

一同五年江戸老ヶ年番御留主居被 仰付、同年四月罷登

翌年四月罷下候事

一同九年江戸老ヶ番御留主居被 仰付、同四月罷登、天明

元年四月罷下候事

一同年九月東照宮御祭禮奉行被 仰付相勤

一安永二年二月御鷹御申次御用并御馬方御殿略方被 仰付天明

候事

一同年六月十五日勘之輔初而之 御目見願之上被 仰付、

時ニ拾歳

一同二年乘馬途中宜由

公被為聞献上仕不動堂鹿毛卜名附、御厩ニ被為立、其後

御召馬宮野青拝領被 仰付

一同年九月十八日於四郎丸御雁御埒御連討被 仰付數々御

獲在候

同日 公之御提被遊候御銃卵御印籠附之御提物ドラン

御手自拝領被 仰付候事

一同三年正月三日御野初御山奉行被 仰付首尾能相勤、縮

緬竹雀御紋羽織拝領

一同三年三月若老御用承并御鷹御申次御馬方御殿略方是迄

之通相勤候様被 仰付

一同五年五月

貞山公百五十年御忌御法事奉行被 仰付、首尾能相勤

一同七年四月保春院前伊達六郎殿下屋敷裏^二而三十間^二

五十間之所下屋敷拝領、同十一月三日六郎殿下屋敷東ノ

方右拝領之下屋敷替々願之上被 仰付

一同七年十一月千石萬江戸方罷下候節 御丁寧之

御意之上御印籠并御巾着拝領

一同八年七月朔日下屋敷^江

屋形様御登御昼被為 入御掛物一幅小督図・御手綱五筋

拝領、同八月十一日

屋形様御野御昼同八月晦日右同断被為 入

一同年九月下屋敷向堀通り圍込屋敷^二罷下候事

一同九月十五日御野御昼下屋敷^江被為 入候事

一同十二月廿八日御物置^{ベリ}役入^江権太夫を以 御丁寧

御意之上蒔黄羅紗竹雀御紋付御山羽織拝領被 仰付

翌年正月三日御野初之節着用致可然其節之御奉行申^二

付着用致候事、其後着用之儀品在之相扣

一同九年三月十八日下屋敷^江

屋形様御野帰御揚場被為

入候事

一寛政二年

大屋形様御隠居 重村公

屋形様齋村公 御家督被為蒙 仰蒙候^二付、同六月六日

仙臺出立罷登、七月朔日御家老中一同

公方様^江 御目見相濟罷下候節從

大屋形様為 御名代 日光山^江相廻り於御宿坊觀音院御

格式之通強飯料被相出候事

一同年十月廿八日如願之隠居、跡式嫡子同氏勘之輔^江被下

置、勘之輔良康不相替御宿老被 仰付候事

一同年十月廿九日良康婚禮

大町源四郎妹於富、勘之輔妻申合置、源四郎父兵庫夫婦

早世^二付、本源四郎母八片倉小十郎妹^二付小十郎方^二而

養育依之白石^二而世話婚禮成ル

同日五軒茶屋入口迄 足輕壱人

田町六軒丁入口迄 同断

門番 法被袴

足輕

玄閑薄縁

麻上下

右乗物中ノ口方臺所^江切入、奥^江切用所前^二而下乗

取次兩人

此所臺所戸棚之方^江幕張之

廣間

留付老人、廣間番兩人

此所^江隱居家老 伊藤市兵衛

門内^江

家老 佐藤方右衛門

目附 市川忠太

草り取老人

醫師 青木玄通

挑灯持老人

^江切番 佐藤左源太

用人 辺見覺右衛門

此所^江女中おその迎^二罷出末之椽側迄案内於同所

同断

水上之右水待上藹芝多主祝妻、但シ水ハ女中持參

一中ノ口両脇へ大挑灯式立之

末入口ニて昏燭さし兩人女中

同所薄縁^江 取次兩人

一末方先立 老女中

同所^江幕張 同所向^江薄縁式枚程敷之、乗物此之所^江据乘

一風呂建之 一祝之間 假粧之間^江入

物受取後、白石方附家老・本澤平右衛門

一供之家老本澤平右衛門 廣間上ノ間相通、家老出會 烟

家老婚禮方係り

一草盃大鉢茶出之

小松左助

一祝之間 床飾

草り取老人

瓶子 置鳥 銚子

挑灯持老人

二重糯

瓶子

置鳥

銚子

同所^江手前六尺看板着之扣居四人

二重糯

瓶子

置鯉

加

一行列道具受取

宮内束

置鯉

加

初餐

島臺

姫待上藹一同假粧之間方出、祝之間^江着座、^者姫棚之方、

待上藹ハ棚之方ニ^而下ノ方、姫添ノ老女中扣居

待上藹姫之かつきをとり老女中^江相渡

良康祝之間^江出、障子之方^江着座、刀 刀掛^江懸之、女中

勤之

初餐上之

中座^江出之依差図納之

姫方之進物出之、右進物披露、老女中勤之

右持出女中誰勤之

姫愛敬之御守懸候ハ、姫之前^江九寸持出之、待上藹右守

昏取^侍之、九寸^江差置、良康之前^江持參頂戴^而濟、床之折釘^江

懸之

姫之進物向方之老女中方受取祝之間出之

二方^江一同ニ上之 給仕之女中兩人

銚子

提子

酌兩人

姫^江上之盃ニ^而一獻上之、中下共ニ同断

良康^江も右同断

加へ出候^而も加へハなし

銚子・提共納之

雑煮

二方右之方^江一同ニ上之 給仕女中兩人

松竹鶴龜

島臺 三土器 中座^江上之

おもしろ

押

銚子・提子上之 捨土器出之

姫^江島臺上之上之盃ニ^而二獻給肴老女中上之、加へ有之

一獻給

良康^江被進之上之盃ニ^而二獻給御肴老女中上之、加へ有て一獻給、酌ハ本之座へ扣居

鱒 吸物

二方^江一同ニ上之 給仕女中兩人

良康ニツ目ノ盃ニ^而初二獻給肴老女中上之、^江姫進之二

ツ目ノ盃ニ^而二獻給、加へ有之一獻給

良康^江島臺上之盃^二而^一二獻給肴老女中上之一獻給

姫^江被進盃^二而^一二獻給、良康^江被進之盃^二而^一二獻給肴老

女中上之一獻給之、姫^江遣初二獻給肴老女中上之一獻給

三ツ目之盃^二而^一初二獻給、老女中上之加へ有て

良康^江被進之、三ツ目ノ盃^二而^一二獻給肴老女中上之加へ

有て一獻給^濟而

島臺中座へ据置 本ノ座へ直詰合

銚子 納之

提子

順々を以降之

良康表^二出 姫假粧之間^江入色直

一家老中^方肴一種献之在所一通之輩肴一折献之

一家中惣代之者へ於表書院目見

一小十郎・源四郎^方之使者目見直答在之

表座敷次第

一書院筋違着座 刀 刀掛^江懸之 小性

奥方

姫付之家老本澤平右衛門 召連

闕ノ外三疊目出座家老披露之目見會釋在之、闕ノ内

一疊目^江罷出盃出之肴出之、本座へ相直候節、鼻紙

五十枚折十帖臺^江載持出之、頂戴之會釈之上盃持

出之、此節捨てる土器出之給仕小性組勤之家老取

合禮申述退出

塗三方

一土器

同

一肴

一銚子

一提子

上之

濟^而 右之左右在之

姫待上藤衣装直、祝之間^江出着座

良康衣装直、祝之間^江入着座

初餐

島臺 三土器

押

銚子・提子上之

一平 一汁

捨土器出之

一猪口

良康^江島臺上之土器ニテ一献給、又中ノ土器ニテ一献給

御向

加有之、肴被進肴役女中勤之、下ノ土器ニテ一献給、奥

一引盛 品々

方^江遣、上ノ土器ニテ一献給、又中ノ土器ニテ一献給加

一煖酒

有之肴遣し、又下ノ土器ニテ一献給、良康^江被進、上之

一初献

土器ニテ一献給、又中ノ壺献給加在之肴被進、下ノ土器

一吸物

ニテ一献給、良康盃ニテ初待上臈へ遣、右盃ニテ二献給

湯 畢^而順々引之

肴老女中勤之、一献給良康へ進之ニ献給肴老女中勤之、

一茶 一菓子

一献給奥方添ノ老女中へ遣ス、二献頂戴御肴老女中遣之、

右三方^江計上之濟^而假粧之間^江入、少し間在之、内證^江出

一献頂戴奥方^江上之、二献給肴老女中上之一献給手前之

座両親壽康夫婦并兄弟親類中^江媼初対面

老女中^江被下、二献頂戴肴老女中誰遣之、一献頂戴、良

一熨斗 上之

康^江上之二献給肴老女中上之、一献給加へ出ても加へ畧

一島臺

ス

一押

濟^而順々を以降之

一銚子・提子上之

一鱧 品々 汁

香物 めし

二

是方加へ取遣壽康二献給肴之上加へ在之一献給、勘之輔
妻方へ遣、二献給肴在之加へ一献給、又壽康方^江遣、二

献給 肴之上 一献給、壽康妻方^江遣ス、二献給肴之上^江

（在之） 一献給、詳仙院^江遣ス、二献給肴之上 一献給、

雲晴院^江遣ス、二献給肴之上 一献給、宮門^江遣ス、二献

給肴之上 一献給、勘之輔妻方^江遣、二献給肴之上 一献給、

佐渡殿奥方^江遣ス、二献給肴之上 一献給、勘之輔妻方^江

遣ス、二献給肴之上 一献給、於陽方^江（泉田大隅妻）遣、

二献給肴之上 一献給、於八重方^江遣、右同断、夫より兵

藏方^江遣、右同断、夫方保治方^江遣、右同断、夫方瀬上

美濃方^江遣ス、右同断、夫方伊藤文治方^江遣、右同断

右取遣候、畢^而用係り家老小松左助・詰合之家老佐

藤万右衛門・伊藤市兵衛所へも遣候事

此時之差引松浦善衛門相頼

一寛政八年丙辰七月廿一日夜九ツ時奥方平産男子出生、稱兵

馬

安永四年八月家中屋敷名許小路名共二書上覚

大手小路拾八軒 南側

坂本平左衛門 一條勇治 小澤五太夫 菊地藤左衛門

東側

佐藤万右衛門 高橋儀左衛門 小松作右衛門 遠藤傳之

助 大場左覚 鎌田利左衛門 寒河江弥六

西側

葛岡郷右衛門 高橋安之助 遠藤伊右衛門 堤与左衛門

不動社地大聖寺 朴澤屯 高橋勇助

館前四軒片平丁

熊谷十左衛門 櫻井善藏 安倍又藏 高橋春豫

川渕三軒 戸四右衛門 万藏 三平

西館拾六軒内 西側 一壱軒旧後藤喜栄屋敷

梯谷助惣 高橋源助 佐竹庄左衛門 伊藤市兵衛

小原八右衛門 穴戸清五郎 杉山与七郎

北側 邊見久内 渡邊文右衛門 近藤弥七

南側 及川軍治 高橋市左衛門 高橋幸八

北小路十八軒 南側 宮内六右衛門 高橋忠左衛門 小

松銀太夫 三浦喜惣兵衛 栗川安右衛門 平吹小五郎

猪狩源太夫 江口藤助 栗野玄璋 黒澤八十二

北側

渡辺卯七 江口忠右衛門 佐藤覚兵衛 今野三郎右衛門

黒澤伊兵衛 斎藤寛十郎 佐藤作太 石塚嘉藏

行馬小路十老軒 西側

宍戸弥左衛門 高橋淺之助 及川惣七 淀幸藏 中鉢甚

兵衛

東側

熱海作太夫 寒河江長太夫 安倍甚太夫 伊澤権右衛門

小原惣内 伊澤栄七

稗穀小路九軒 西側

宍戸善七 高橋小右衛門 足輕・和田右衛門 淀惣之允

遠藤丈太夫

東側

菅井藤七 小野寺瀬兵衛 足輕・林平 袖井丑五郎

寺小路拾五軒

北側

斎藤豊治 寒河江久之丞 武澤平右衛門 邊見戸七 小

松甚九郎

南側

高橋仲藏 黒澤正橋 寒河江喜八 小松九平 今野左五

右衛門 足輕・市内 木村幸内 北郷次左衛門 逸見寛

右衛門

漆原片平丁拾老軒

寒河江義太夫 菅井圓太夫 中間・和田助 足輕・長助

福原嘉右衛門 井上与惣兵衛 及川義右衛門 足輕・軍

内 同・五郎助 左吉 家子・喜左衛門

松原片平丁拾老軒

宮内 束 進藤右内 井上作兵衛 近藤又兵衛 高橋金

七 黒澤惣兵衛 千葉忠太夫 斎藤甚左衛門 足輕・松

内 大友善三郎 菊地与四郎

観音下三軒 邊見左太郎 石堂仲五郎 足輕・平内

足輕丁八軒 徳左衛門 傳作与五兵衛 小松伊内 菅原

清内（右二軒実ハ北原足輕弥蔵屋敷西、足輕源之助屋敷

裏之老軒屋敷並合無水由二付足輕丁_江出入_ス）

七内 軍助 権作

嶺山五軒之内

寒河江逸作 安倍弥五右衛門 六之允 惣太兵衛 初右

衛門

化粧坂拾壹軒之内

左五平 高橋治助 斎藤左治郎 小原与右衛門・覚内

佐藤卯右衛門・千太郎 葛岡勇藏・傳五郎 木村四郎衛

門 杉山藤内

入山七軒之内

斎藤八太郎 佐藤小弥太 二宮半十郎 市川忠太

五郎助 久太 甚六

藤ヶ崎二軒

与次右衛門 名左衛門

北原四軒之内 弥平次 旧御百姓友助屋敷弥傳次・弥藏

小沼五軒之内 次右衛門 清三郎 伊惣兵衛 三右衛門

万五郎

外無代屋敷 塩釜・長五郎 才之神・市右衛門

藤ヶ崎新無代屋敷 九右衛門 弥八郎 家中拾軒屋敷ノ

内 清左衛門

一要害壹軒

一寺地壹軒 曹洞宗皎善寺 一寺地壹軒真言宗長福寺

但シ家中寺

但家中寺

一不動境内 一嶺西山守屋敷壹軒 足輕關右衛門住居

ノ百七拾壹軒

内

一要害屋敷 壹軒

一寺地 貳軒

一不動境内

一拾三軒 近年新屋敷

一七軒 家中屋敷ノ内貳ツ三ツ成倍屋敷

一七軒 足輕百姓除屋敷分倍分

一壹軒 嶺西山守屋敷

右之通ニ御座候、已上

安永四年

八月十八日

右家中屋敷ノ内足輕屋敷十軒相倍書出申候、右拾軒ハ

藤ヶ崎萱野家中屋敷割与へ申吟味ニ付相加

都合百七拾八軒

内

一侍屋敷 百貳拾軒

一 足輕屋敷 五拾八軒

但シ新屋敷ハ足輕屋敷^江相入候事

右之通村扱外風土記方ニ付田邊良輔方^江書出

明和三年

後藤孫兵衛殿

家老

氏家喜七郎

一 遠田郡不動堂村ニ^而要害之地御拝領と相見得候処、町場

共ニ御拝領ニ御座候哉、尤要害廻り堀拂普請等之節ハ其

所之百姓并御知行附御百姓共ニ遣捨リニ被召仕御自分仕

置等之儀共ニ一式御始末之儀ニ御座候哉、右之品々御吟

味ニ相入候間、早速御書出被成候様致度如是御座候、以

上

十一月

一 遠田郡不動堂村ニ^而要害之地拝領と相見得候処、町場共

ニ拝領ニ御座候哉、尤要害廻り堀拂普請等之節其所之百姓

共并御知行付御百姓共遣捨リ召仕、勿論自分仕置等之儀

も一式始末仕儀ニ御座候哉、右之品々御吟味ニ相入候間

書出候様可仕由委細承知仕左ニ相達申候

一 遠田郡不動堂村并在所共ニ後藤孫兵衛拝領ニ御座候事

一 要害廻り古来方堀泥揚・藻卷・岡掃除共二年々土用中不

動堂村百姓共遣捨リ召仕来候事

但御知行付百姓召仕候儀^者 御出駕之節ハ不動堂村

ニ^而人足不足要害修補成兼候節ニハ近村之御知行附

百姓召仕申候、遠路引隔申候百姓ハ相痛申方ニ^而召仕

不申候

一 百姓自分仕置候儀^者不届有之候得^者、戸結繩懸等迄之儀、

地頭方方申渡シ日数之儀ハ三日方十日迄之内輕重ニ方申

渡候、且村肝入組頭等不届在之節ハ押込戸締等迄地頭方

方申渡、其段ハ大肝入方^江跡方相届仮役等之儀首尾合被

成候事

一 町場ハ無御座候ニ付相達不申候

右之通古来方仕来ニ御座候、已上

十一月

小松九平印

明和八年

此度私屋敷^江

屋形様被為 入候ニ付家作并普請罷在申候処、御知行所

百姓召仕候儀、別紙之通家来方々伺書差出申候条宜御吟味願度候、以上

二月

後藤孫兵衛

蜂屋又左衛門様

右両通表用人小松十右衛門を以御郡方^江差出

一當 御參勤前孫兵衛殿屋敷^江被為 入候二付、家作并普

請掃除等へ御知行百姓被 召仕差支申間敷哉、且老貫文

二何人位被召仕可然哉、孫兵衛殿御添簡ヲ以伺被差出令

吟味候処 御成并屋敷移之作事被召仕候衆ハ断之上相定

夫馬人足其外召仕候儀不苦候、常々之作事二候ハ、堅為

仕申間敷趣御定相見得、人足遣高等之儀ハはきと不相見

得候へ共、人頭老^者人二付忒人位賄相立召仕候前例^者相見

得候、併村方不痛様召仕可申由在之候条、右之趣御取合

被召仕候様ニと奉存候、尤上道拾式三里を限り召仕候事

二在之、右人足代物ニて取立申間敷由、是又御定ニ相見

得候間、其御心得可在之事

右之趣御郡方物書申聞候事

一當高老貫文人足拾人宛召仕可被申候、代^而本代拾文宛

右人足拾人之外

御成并屋敷移之作事被召仕候衆ハ各々申断相談之上

召仕候様可申渡候、常々之作事等二候ハ、右定之外

人足堅召仕申間敷候事

右寛永二十老年 九月七日

良康 壽康嫡子安永二年八月十五日生、初勘之輔、後

孫兵衛

隱居^而亦稱藏人、母瀬上若狭景敦女

弘化元年五月十三日號保徳院

一天明二年六月初^而 御目見被 仰付、時十歳

一同三年正月十五日兵術

^{重村者}屋形様御直弟子二被 仰付、四ツ時急ニ登城、其後二日

置ニ罷出候事

一同六年三月十二日 御參勤御下向并御在國中朔望出仕御

怡事御機嫌伺等申上候様被成下度由、父寿康願差出仕御

之被 仰付、時二十四歳

一同年五月三日鉄砲討方被遊 御覽之旨

御意之段森儀兵衛方申来 御覽ニ相入候事

一寛政二年十月廿八日父寿康如願隱居被 仰付、跡式無御

相違被下置御宿老不相替被 仰付候事

一寛政七年三月

齊村君保春院前下屋敷^江御野御仕廻場両元被為 入候事

一文化元年六月廿四日 御二ノ丸雷火^ニ御焼失相成候事

一同二年正月 慶長元和之頃相用候大小馬印・指小簾

一公義^江御書上ニ相成候ニ付繪圖面を以書出候様申来、左
之通

一大馬印 豎六尺七寸 横四幅^ニ五尺五寸地色黄

一圓相黒指渡四尺式寸、輪ノ太サ六寸、乳黒ノ

ナメシ革

一小馬印 豎五尺五寸 横四幅^ニ五尺五寸式步

白地^江朱ノ乱星大七ツ小八ツ四方白革

一指小簾 豎七尺九寸 横三幅^ニ三尺九寸白地中黒

乳金ノナメシ革四方紫革

右之通繪圖面取調月番泉田大隅方^江書出候事

但、寛政十二年書出之節ハ右三品之外幕之調在之

一幕 五幅^ニ瓜ノ紋三ツ白地黒紋

右之通代々相用、延享五年六月祖父孫兵衛書出之通宝

曆五年七月、安永六年六月亡父孫兵衛書出之通直々相

用相違無御座候、指物^者相用不申候

一私儀遠田郡不動堂村要害屋敷代々所拝領ニ御座候

右之通書出候事ニ相見得申候

一文化四年五月十八日

後藤孫兵衛

留主居へ

覚

南部田名部郡佐井村卜唱候浦方三里程沖ニ去ル十九日異

國船相見得候ニ付、夫々人数等相出候、右船何方^江漂泊

いたし候儀も難計、御隣國之儀ニ候間、為御心懸申越候

旨南部大膳太夫殿家老中申来候、御當領^江漂着候ハ、

異國船漂着之節、本吉浦被備加勢等之儀前々相達候通、

早速人数差出候様手当被心懸候様可在之事

一同年六月十八日

覚 後藤孫兵衛

浦々御備場左之通被 仰付候

一高城寒風澤備 後藤孫兵衛

一高城濱々不残深谷宮戸濱迄

加勢和田内記

右之通持場ニ相定候間、時々足輕等相出持場廻番為仕、

異國船相見得候ハ、早速注進次第人数被差出、此方_江

も急速ニ相達候段々被 仰出候通、此方_江手を起シ候儀

ハ決_而仕間敷候、浦々御備之儀_者從

公義も嚴重ニ被為蒙 仰候在之儀、御大切之儀ニ候間、

何分折入無油断様可被申付候事

一同年十月朔日、異國船為御防之、堀田撰津守様松前_江

下り御當地御着、外人屋御寓りニ付御奉行中寄合ニ鉛玉

金式両式朱卜代式百四拾六文分御兵具方_江御拂相受進上

仕候事

一同五年三月朔日、蝦夷地_江警固御人数被遣候ニ付荒卷神

明両社_江 御名代被 仰付相勤候事

一同八年十月廿八日、御奉行方御用當分月番共ニ相勤連名

加判も可仕旨被 仰付候事

一同九年二月不時御用被 仰付、江戸_江登

政千代様御隠居

総次郎様御養子御家督如御願之被為蒙

仰候ニ付、同月廿八日 御乗出御家老中一同

公方様_江献上物仕 御見得被 仰付、御老中衆・若御老

中衆進上物仕御禮ニ罷出候事

一同十年九月十九日

東照宮御祭禮奉行相勤候ニ付

後藤孫兵衛

相續向兼_而難渋之上江戸表_江走帰りニ罷登、且御祭禮奉

行三ヶ度引續相勤、分_而當年ハ指懸り被 仰付候ニ付臨

時之物入も懸り、彼是甚相痛候事ニ相聞得候ニ付、御時

節柄_者候得共、各別之御吟味を以金五拾両被下置候事

一同十一年十月十九日、依病氣從

屋形様高野雅楽御奉書を以御尋被成下、御塩噌漬御肴

重被下被置候事

一同年十月

齐宗君保春院前下屋敷_江御野御仕廻場ニ被為入候事

一同年十月十五日御奉行職被 仰付候事

一同十二年十一月廿三日從

齊宗 不動明王 御真翰之御掛物拝領

一文政二年四月一日目見詰^二而^一不時御用被 仰付、江戸^江

罷登直々本番方半ヶ年被 仰付相勤居候内

屋形様御病氣御勝レ不被遊候二付

藤次郎様御躰養子如御願之被為蒙 仰候二付

七月八日 御乗出御家老一同

公方様^江献上物仕

御目見被 仰付、御老・若老衆中^江も進上物仕御禮二罷

出候事

一右不時登被 仰付罷登り候二付、兼^而相續向難洪之事二

被聞召、御金五拾両拝領被 仰付候

一同年七月

藤次郎様如御願之 御家督被 仰出、右御禮も被 仰

上候ハ、無間も 御元服御官位被 仰出候儀二可在之候

間、右御用取切相勤候様被 仰付相勤為御賞、同十一月

真綿拝領被 仰付候

一同三年六月廿五日

御朱印被下置候二付登

城可仕之處、病氣二付嫡子兵馬名代を以頂戴仕候事

一同年

御入部二付粗百弍拾俵被下置、凶歳凌二御備被成下候事

一同年七月朔日病氣二付從

屋形様芝多佐渡御奉書を以 御尋被成下候事

一同年十一月

屋形様保春院前下屋敷^江御野御仕廻場二被為 入嫡子兵

馬并嫡孫同氏勘之輔、右兵馬妻迄

御見得被 仰付、献上物仕、拝領物仕候事

一天保二年十二月廿九日承祖同苗勘之輔妻二伊達織部殿妹

如願之縁組被 仰付候事

一同六年六月朔日如願隱居被 仰付候事

幸康 良康嫡子、稱兵馬、寛政八年七月二十一日生

母^者片倉鞆村典養女、實^者大町兵庫頼道女、

号法性院、四十五而卒

文政十三年十月十三日三十五而卒

一文化九年八月如願之家督並初^而之

御目見被 仰付、此末年始歳暮重御怡事等申上候様願之被 仰付候事

一文政三年十一月十五日御申次御近習兼帯被 仰付、同五年九月迄相勤候事

一同五年父同苗孫兵衛病氣二付如願之御役御免被成下、幸康名代御奉公御宿老之勤被 仰付候事

一同六年十二月廿四日晚、天童右近之助屋敷火元^二而屋敷裏門并寶藏式ツ残り、外家作不残焼失

一同七年從 屋形様御馬拝領仕候事
一同年二月十九日

後藤兵馬

其方儀旧臘屋敷類焼二付、別段之御吟味を以去年分御手伝被返下之旨 御意之事

一真極流柔術犬飼清藏方^方傳授相極候事

一文政十一年二月五日病氣二付玉造郡川度^江入湯御暇^二而罷下り、直々在所不動堂村^江罷越、弥病氣無然薬用仕度

段相達居、同九月六日上府

一同年六月廿五日

御朱印被 下置候二付登 城可致之处、病氣二付親類長沼勇三郎名代を以頂戴仕候事

一同年御入部二付

後藤兵馬^江

此度

御入部二付^而御家中相續之一助^二も相成候様被成下度、御吟味被相望候処、近年別^而御物入共被為打續

思召之通御行届被遊兼、依之聊^二者候得共、別紙書立之通御金被下置之旨 御意之事

五千石已下

一金拾式両式歩

外略ス

充康 幸康嫡子、文化十一年十一月十九日生

初勘之輔、後改孫兵衛
母^者茂庭周防善元女、号無礙院

一文政三年保春院前下屋敷^江

屋形様被為 入候ニ付

御目見被 仰付候事

一同六年三月十五日如願之家督並之

御目見被 仰付候事

一同十一年五月十八日

齊邦君

御入部ニ付父幸康願之上御太刀目録献上仕

御目見被 仰付、同年御祝儀之御能見物被 仰付候事

一文政十三年十月十三日父幸康死去ニ付、祖父良康御宿老

職相勤候事

一天保二年三月廿八日祖父良康病氣、充康如願之承祖被

仰付名代御奉公御宿老之勤被 仰付

一同五年凶歳ニ^而米穀拂底ニ付

正山様御入部之節、御備被成下候^江靱原ノ町御蔵場方米ニ^而

被 渡下候事

一同六年二月表門建替致候段、御屋敷方伊達宗七郎方^江家

老共方為相達三月中出来致候事

一同年六月朔日祖父良康如願之隱居被 仰付跡式無御相違

被下置御宿老不相替被

仰付候事

一同七年五月廿五日代替リニ付大小馬印・幕・小簾共ニ書

出候様、若老中村左衛門方申来候ニ付左之通り

一大馬印 豎六尺七寸 横四幅ニ^而五尺五寸

地色黄

一小馬印 豎五尺六寸五歩 横四幅ニ^而五尺壹寸式歩

白地^江朱ノ乱星大小十五乳黒ノナメシ革

一指小簾 豎七尺九寸 横三幅ニ^而三尺九寸 白地中黒

乳金ノナメシ革

一幕 寸尺御法ノ通り白地ニ^而紋黒三所^江花木瓜三ツ

右之通私祖父蔵人孫兵衛ト申候節相用候通り私相用申

候、依^而此段書出候、以上

五月廿五日 後藤孫兵衛

一同八年六月大凶歳ニ付御一門衆様凡下御扶持人迄御手當

金被成下候事

但シ一万石已下千石已上

一金貳兩ツ、也

一同九年十二月朔日充康後妻二伊達将監殿次女縁組被 仰付

甲

一同年正月廿日

齊邦君

屋形様御婚禮御首尾能被為 濟候二付為御祝儀以

上使御肴〔干鯛六枚〕拝領

右上使中津川要三郎

一同年正月廿八日

御曹司様御養子如願之被為 濟候二付為御祝儀以

上使干鯛二折拝領

右上使 早川雄三郎

一同年三月十八日

御曹司様 御元服 御官位被 仰出候二付為御祝儀御肴

壹種〔代金百疋〕拝領

右上使藤村松三郎

一同十二年九月三日發足、同日江戸御上屋敷江着

齊慶君

屋形様 御乗出二付御家老一同登

城献上物仕

公方様 右大将様江 御目見被 仰付

西御丸始御老中衆・若御老中衆二も進上物仕御禮申上候事

但

公方様江 献上物御太刀壹腰・銀馬代壹枚・縮緬三卷

右首尾能被相濟、同月五日江戸御屋敷出立、同十四日仙臺

二着

一同十五年五月十一日

屋形様 御婚禮御首尾能被為濟候二付從

屋形様

干鯛二臺拝領

姫君様

右上使 白津七郎右衛門

一同三年八月朔日江戸御留守居半ヶ年番急登被

仰付、同十五日登之

御目見於 御座之間被 仰付御條目 御手自被相渡大

儀之旨 御意在之、竹雀御紋付御小袖并麻御上下頂戴被

仰付御禮申上退出、同十七日屋敷出立、同廿五日 江戸
御屋敷御本番御長屋^江着、同四年三月末北御拜見^江取移
候、同四月十五日於

御座之間御小袖頂戴仕、同日暮六ツ時御屋敷出立、塩留
舟^二而行徳^江通り鹿島^江廻り伊師神^江出、片濱通り下向、
同廿五日仙臺^江着

但、江戸詰中

真明院様

姫君様

天性院様方頂戴物略ス

一 弘化三年十二月

後藤孫兵衛留主居へ

前々御入部之節ハ諸上納物等之内御用捨又ハ拝領金等被
成下候儀在之候処、當時右様御惠筋之儀不被 仰出御家
中連々及困窮候事ニ被為聞、相續之一助筋ニも相成り候
様被成下度御吟味被相尽候得共、累年御相續向御不如意
ニ付^而ハ、此節御惠金等可被下様不被為在之、然処近年
打續不作ニ付老統穀物之備、甚手薄相聞及候間、文政三
年被下候御割合之通^而向三ヶ年被備下候間、面々も
右へ基付追々備相立候様可心懸旨 御意之事

一 嘉永元年江戸老ヶ年番御留主居被

仰付四月二日出立、同九日江戸^江着、同十日朝御小性上使

同日 御見得被 仰付、同十五日御物置締役を以、御水指

老ツ拝領之同十九日於 御黒書院卷物金銀御太刀馬代進上

公方様^江 御見得御奏者本多豊前守殿披露

西御丸^江罷出御奏者衆^江 謁シ退出御若老衆^江 御禮ニ罷出候

事

同日御條目 御直々被相渡御物置締役を以、御熨斗目一

重頂戴御禮同人を以申上候事

一 同二年四月御暇之節御小袖一重於 御座之間拝領御禮申

上退出

真明院様 姫君様 天性院様方拝領物略ス

一 同三年十二月月番中村左衛門方順達

来正月三日御野初之節、大小馬印之内老本為持候事ニ致

御通達置候処、右馬印附徒士之内老人并道具ニ応シ持夫

手代共召連候儀、且馬印行列之内先^江相立候方可然ト致

吟味向被申渡候、右同日御家老供連之内小性兩人召連来

候処、比末兩人相増都合四人之高ニ召連之方ト致吟味候

III 仙台藩宿老後藤家文書目録

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数	備考
1			(知行宛行状)	寛保三年七月九日	(朱印、伊達氏第廿壹當主藤原吉村)	後藤孫兵衛殿	状		1	
2			知行御割目録	延享元年六月日	黒沢要人俊栄 (印) (花押) (ほか2名)	後藤孫兵衛殿	状		1	
3			(知行宛行状)	寛政四年七月日	(朱印、伊達家伯士十四世藤和朝臣齊村之印)	後藤勘之輔殿	状	包紙共	1	包紙上書「後藤勘之輔殿」とあり
4			(知行宛行状)	文政三年六月日	(朱印、伊達家伯二十七世藤原朝臣齊義之印)	後藤孫兵衛殿	状	包紙共	1	包紙上書「後藤孫兵衛殿」とあり
5	1		(知行宛行状)	文政十一年六月日	(朱印、伊達家伯二十八世藤原朝臣齊邦之印)	後藤孫兵衛殿	状	包紙にて5-1、2を一括	1	包紙上書「後藤孫兵衛殿」とあり
5	2		知行御割目録	文政十一年六月日	芝多佐渡常照 (印) (花押) (ほか4名)	後藤孫兵衛殿	状		1	
6			知行御割目録	寛保三年七月九日	黒沢要人俊栄 (印) (花押) (ほか2名)	後藤孫兵衛殿	状		1	
7			(知行宛行状)	延享元年六月日	(朱印、伊達正胤第貳十式世朝臣藤原宗村之印)	後藤孫兵衛殿	状		1	
8			知行御割目録	寛政四年七月日	古田舎人良知 (印) (花押) (ほか5名)	後藤勘之輔殿	状	包紙共	1	包紙上書「後藤孫兵衛殿」とあり
9			知行御割目録	文政三年六月日	平賀美濃雅幹 (印) (花押) (ほか4名)	後藤孫兵衛殿	状	包紙共	1	包紙上書「後藤孫兵衛殿」とあり
10	1		(後藤家歴代戒名書上帳)	(近世・年月日未詳)			冊	10-1、2をこよりで合冊	1	
10	2		(藤原姓後藤氏之系図下書)	(近世・年月日未詳)			冊		1	
11			系譜 (藤原姓後藤氏之系譜)	(近代・年月日未詳)			冊		1	
12			伊達氏系譜 完	(近世・年月日未詳)			冊		1	
13			家譜書出	天明八年	後藤孫兵衛寿康	柴田采女殿	冊		1	
14			家譜書出	寛政三年三月	後藤勘兵衛良康		冊		1	
15			家譜書出	文政八年五月	後藤兵馬幸康		冊		1	
16			伊達世家家譜 宿老部十五	安政四年仲夏			冊		1	
17			(先祖勤功書上控)	元禄九年十一月七日	後藤孫兵衛	川村平八郎殿	冊		1	
18			(先祖勤功書上控)	(安政4年8月朔日)	(後藤孫兵衛) 充康		冊		1	
19			(後藤孫兵衛藤原信康、附中津川新四郎由緒書上)	(明治・年月日未詳)			冊		1	「青藜閣」の罫紙を使用
20			御勤功書并御書上等諸事留牒	享保式拾年八月			冊		1	
21			勤功書上	安永二年二月			冊		1	
22			御先祖様書上諸事御用留	(元禄17年)			冊		1	
23			家世記 上	(近世・年月日未詳)			冊		1	
24			家世記 一	文化八年辛未春	臣佐尚誌		冊		1	
25			家世記 二	(近世・年月日未詳)			冊		1	
26			(後藤家由緒書下書)	(近世・年月日未詳)			冊		1	
27			御用留	(近世・年月日未詳)			冊		1	
28			御舊記書抜	(明治カ・年月日未詳)			冊		1	
29			(後藤家由緒書下書)	(近世・年月日未詳)			冊		1	
30			(日記)	明治十二年	陸奥国宮城縣下遠田郡不動堂村八十五番地土族後藤充康		冊		1	
31			(免許状、白川神道)	明和八年七月九日	藤塚雅楽源知直 (印)	藤塚式部殿	状		1	
32			(書状、今日参殿につき)	元治元年六月廿九日	(筑前)		状	封筒共	1	
33			(書状、先達て蝦夷地拝領ニ付係之役々へ用係申付候案につき)	明治貳年二月十七日	(右衛門)	孫兵衛様	状	封筒共	1	
34			(書付、明治二十七、八年戦役ノ際、金五百圓献納につき)	明治三十年六月一日	宮城縣知事從四位勳四等樺山資雄 (印)	宮城縣陸前國遠田郡不動堂村衆議院議員後藤敏康	状	封筒共	1	
35			(書状、青葉神社献納物につき)	(明治・年未詳) 一月十三日	邦憲 (刈田郡白石ヨリ片倉邦憲 (印)・自筆)	光康様 (不動堂ニ而後藤光康様)	状	包紙共	1	
36	1		(書状、十日、十一日揃候中委ク申上げ候につき)	(近世・年未詳) 正月十三日	孫平充康	兵馬殿	状	前欠、紙継剥かれ、包紙にて36-1、2を一括	1	
36	2		(書状、肩之辺ノ腰迄筋骨相痛申候につき)	(近世・年未詳) 八月十八日	後藤孫兵衛	庄子玄清様	状	前欠	1	
37			(書状、陸地之鳥討方申上候につき御取成願につき)	(近世・年未詳) 正月十四日	後藤孫兵衛元康 (花押)	赤坂權左衛門様	状		1	

番号	枝 1	枝 2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数	備考
38			(書状、隠居願も申上たたくにつき)	(近世・年未詳) 正月廿一日	田右京太夫 (花押)	後藤孫兵衛殿	状		1	
39			(書状、大殿様、御手前へ上林・茶器など差上げ申候につき)	(近世・年未詳) 正月廿二日	原田甲斐	後藤大隅様	状		1	
40			(書状、御約速の品につき態々御人并御手前下され候につき)	(明治・年未詳) 正月廿三日	萱場	孫平様	状		1	
41			口上 (修理麻疋輕仕廻候につき)	(近世・年未詳) 正月廿三日	田右京庵	後藤大隅様	状		1	
42			(書状、貴処よりの川魚、明日登城之御申し上げべく候につき)	(近世・年未詳) 正月廿七日			状		1	
43			(書状、御野方之儀、委細遊ばされ御覽候様しなくにつき)	(近世・年未詳) 二月三日	後藤孫兵衛		状		1	
44			(書状、此度御野場御島討方相免候につき)	(近世・年未詳) 二月十一日認	留守将一郎 (岩沼館狐穴辺方)	御尊兄様	状	封筒共	1	
45			(書状、持病にて退勤之外御座なく覚悟につき)	(近世・年未詳) 二月十三日	伊達将監	御兄様	状		1	
46			(書状、小生此度御暇につき)	(明治・年未詳) 六月十四日	留守将一郎	御兄様	状		1	
47			(書状、御無事相勤之由珍重存じ候につき)	(近世・年未詳) 二月十五日	伊達安藝	後藤大隅様	状		1	
48			(書状、今朝五ツ頃東京へ出立につき)	(明治・年未詳) 二月十七日			状		1	
49			(書状、御在所の見事之鮎拝受仕候につき)	(近世・年未詳) 三月二日	豊前・自筆	孫兵衛様	状		1	
50			(書状、午製之本袋入、笑納申され候につき)	(近世・年未詳) 三中の二日			状		1	
51			(書状、家中和知右衛門委申し含め相登らせ候につき)	(近世・年未詳) 三月十八日	白河上野	後藤孫兵衛様	状		1	
52			(書状、此品御覧入申し御笑納成し下され候につき)	(明治・年未詳) 三月廿九日	境野左膳	後孫平様	状		1	
53			(書状、御料理御満足につき)	(近世・年未詳) 四月三日	石田定之丞	(後藤孫兵衛殿)	状	包紙共	1	
54			(書状、去月十九日御野御免成し下され鳥獲致され候にて屋形様・大屋形様御意につき)	(近世・年未詳) 四月三日	石田定之丞元 (花押)	後藤孫兵衛殿	状		1	
55			(書状下書、古内志摩殿、去廿二日ニ御下着にて訴訟の件につき)	(近世・年未詳) 四月十一日	後藤大隅	〔(欠損)〕様	状		1	
56			(書状、滞留中諸事之御礼につき)	(近世・年未詳) 四月廿四日	水沢祖父 (伊将監)	孫兵衛様 (片平丁殿様・奥様)	状	封筒共	1	
57			(書状、拝借五六日之内に仰せ付けられたく願につき)	(近世・年未詳) 閏四月廿五日	□□□	孫兵衛様	状		1	
58			(書状、里見兵藏勤王之志誠実之者にて賞典伺いにつき)	(明治・年未詳) 四月	後藤孫平	藩廳御中	状		1	
59			(書状、御菓子并唐紙贈り下され候御礼につき)	(近世・年未詳) 五月四日	伊達藤五郎	後藤孫兵衛様	状		1	
60			(書状、無事に御供申上候につき)	(近世・年未詳) 六月朔日			状		1	
61			(書状、袖ヶ崎手入見分につき)	(近世・年未詳) 水無月四日			状		1	
62			(書状、御自筆御封物、御意にて差遣し候につき)	(近世・年未詳) 六月廿三日	武澤丹治定守 (花押)	後藤孫兵衛殿	状	包紙共	1	
63			(書状、御袋様御病躰につき)	(近世・年未詳) 六月廿三日	古内志摩	後藤大隅殿、氏家紹庵	状		1	
64			(書状、さとう一箱、御笑納下されたくにつき)	(近世・年未詳) 六月初九日	成美齋	充康公	状		1	
65			(書状、其役目の用等相勤候ようニ申渡之趣につき)	(近世・年未詳) 七月二日			状	前欠	1	
66			(書状、明日定例ニ候へは白帷子にて如何か伺いにつき)	(近世・年未詳) 七月六日	(筑前・自筆)	(孫兵衛様)	状	封筒共	1	
67			(書状、今日着ニ候ハ、近頃ハ至て見苦敷く相成り候につき)	(近世・年未詳) 七月廿日	(筑前・自筆)	(孫兵衛様)	状	封筒共	1	
68			(書状、御次小性大野助次郎病死ニ付苗跡願指出候につき)	(元禄12年) 七月廿三日	後藤上野節康 (花押)	只野岡書様 (ほか4名)	状		1	
69			(書状、金子之義、藏人方へ申遣候につき)	(近世・年未詳) 八月三日			状	包紙共	1	包紙上書「□(破損)康君」とあり
70			(書状、御印封仰せ下され候趣謹ニ承知仕候につき)	(近世・年未詳) 八月十日	石母田 (但馬)	(後藤) 孫兵衛様	状	封筒共	1	
71			(書状、買取金漸く取り寄せ申したくにつき)	(近世・年未詳) 八月十一日	宗	大隅殿	状		1	
72			(書状、近年誠ニ不如意ニ付御助力御許容成し下されたく御推挙頼み入り候につき)	(近世・年未詳) 八月十六日	田右京大夫	遠藤勘解由殿、後藤孫兵衛殿	状		1	
73			(書状、遠藤文七郎、官にて仰せ出だされ候趣につき)	(明治・年未詳) 八月十八日	後藤孫兵衛 (ほか3名)		状		1	

番号	枝1	枝2	表題(内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数	備考
74			(書状、明日雨天等二候ハ、御見合成し下されたくにつき)	(近世・年末詳) 八月廿二日	安蘇	勘之助様	状	封筒共	1	
75			(書状、大蔵様御門送のため六日朝御出でにつき)	(近世・年末詳) 九月三日	後藤大隅	御奥小性衆	状		1	
76			(書状、東町御宮ハ勿論、真浄殿御祭事も大変事につき愛宕下へも申し上げ宜しく計らうべく候につき)	(近世・年末詳) 九月五日			状	虫損	1	
77			(書状、在呂御登立後は降雨多く御旅中御迷惑之御事と噂にて御見舞につき)	(近世・年末詳) 十月九日	伊達数馬邦規(花押)	後藤孫兵衛様	状		1	
78			(書状、御作事方之者ニ見せ申候上、段々御庭手替え仕候様につき)	(近世・年末詳) 十月十六日	後藤大隅	御奥小性衆	状	破損、裏打ち補修済	1	
79			(書状、屋敷にて仕候ハ、料理人誰ニこれ有るべきやにつき)	(明治・年末詳) 十月十六日	緑陰	みみ久君	状		1	
80			(書状、乗物御断り相済候につき)	(近世・年末詳) 十月廿一日	本多左太夫・光政(花押)	後藤孫兵衛様	状		1	
81			(書状、砲臺等之一條、互理同席にて御相談申し上げたくにつき)	(近世・年末詳) 十一月三日	伊六郎・自筆	孫兵衛様	状		1	
82			(書状、御藩大身衆秩禄高付ハ入れずにつき)	(明治・年末詳) 十一月四日	市羽隆郎	後藤孫平様	状		1	
83			(書状、愚慮別紙の通り相認め候につき)	(近世・年末詳) 十一月四日	大橋脇	不動堂様	状		1	
84			(書状、幸藏・源右衛門など手鍵相掛け、何卒白状二候様御聞詰下されたく頼入り申候につき)	(近世・年末詳) 十一月十五日	後藤孫兵衛	後藤一窮様	状		1	
85			(書状、幸藏・源右衛門等ニ取かかり吟味申し候様につき)	(近世・年末詳) 十一月五日			状		1	
86			(書状下書、百姓共勝手ニ用水堀切崩し埋め候様につき)	(近世・年末詳) 十一月六日	片平丁	大橋脇様	状		1	
87			(書状下書、水門手入ハ上御人足并手前入足にてばかり手入仕置候事につき)	(近世・年末詳) 十一月六日			状		1	
88			(書状、今日執政免ぜられ候由にて一飯も遣わし度候へ共、此品用いられ候につき)	(明治・年末詳) 霜月廿五日	竹田	後藤孫平殿	状	包紙共	1	包紙上書「後藤孫兵衛殿」とあり
89			(書状、砲臺絵図面へ相添え候一卷など御内見ニ申入れ候につき)	(近世・年末詳) 十一月廿四日	伊六郎・自筆	孫兵衛様	状	虫損甚し	1	
90			(書状下書、猪之介儀などにつき)	(近世・年末詳) 霜月[(虫損)]	後藤孫兵へ	山本勘兵へ殿	状	虫損、裏打ち補修済	1	
91			(書状、秋中洪水の節用水堀水門一條につき)	(近世・年末詳) 十一月日			状		1	
92			(書状、企之一条一統打合ニも及候につき)	(近世・年末詳) 十二月六日	かく田	不動堂様	状		1	
93			(書状、只今互理にて到来の品不快の紛にも成り候につき)	(近世・年末詳) 十二月廿日		後藤孫兵衛様	状	包紙共	1	包紙上書「後藤孫兵衛殿」とあり
94			(書状、双方にて御打捨に相成り御双方御家老中よりの書面相控え勘弁仕候につき)	(近世・年末詳) 十二月廿五日	大橋脇	不動堂様	状		1	
95			(書状、六ヶ敷段は家老口上にて聞けられ候につき)	(近世・年末詳) 十二月廿五日	大橋脇	不動堂様	状		1	
96			(書状、不動堂の者か、遠田の者か、土手切崩し候者これ有り候につき)	(近世・年末詳) 十二月廿七日	参宗我齋	孫兵衛様	状		1	
97			口演(三月十日諸侯惣入り衆議一定、國一凶ニ存亡と相成り候につき)	(明治・年末詳) 孟春廿六日	伊達将監・自筆	御兄様	状	虫損	1	
98			(書状、叶霊神へ神酒献上仕候につき)	(近世・年末詳) 仲秋十八日	(佐藤長門)	(式部様)	状	包紙共	1	
99			(書状、勝手ニ用水堀切崩し埋め候手段におよび候義につき)	(近世・年月日未詳)	大橋脇	片平丁様	状		1	
100			(書状、御心附の玉子頂戴、家内一統拜味仕候御礼につき)	(近世・年月未詳) 八日	大内	後藤様	状		1	
101			(達書、御屋敷詰合執政へ相達候始末ニ相成候様申付候につき)	(近世・年月未詳) 廿日	伊藤五郎(自筆)	孫平様	状	封筒共	1	
102			(書状、入料之積り一覽申候につき)	(近世・年月日未詳)	宗	大隅殿	状	後欠	1	
103			(書状、其方昨年登り又候にては難儀にて当秋ハ中務詰増につき)	(近世・年月日未詳)		不動堂へ	状		1	
104			(書状、縫殿初三人にて諸事取計べく候につき)	(近世・年月日未詳)		後藤孫兵衛殿	状		1	

番号	枝 1	枝 2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数	備考
105			(風聞覚書、筑州御家中式百石之者、番頭役遺恨につき改易仰せ付けられ候につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
106			(書状下書、不動堂村水害につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
107			(書状、詠草戴き誠に御嬉しく候につき)	(近世・年月日未詳)			状	後欠	1	
108			(風聞覚書、回向院の猫供養の石碑に見物夥しき由承り候につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
109			(書状断簡、屋形様を始御子様方益御機嫌遊ばされ御座候につき)	(近世・年月日未詳)			状	後欠	1	
110			條々	享保十七年五月十八日	(朱印、伊達正統式十老世虎貫中郎将吉村印)	後藤孫兵衛殿	状	包紙共	1	包紙上書「後藤孫兵衛殿」とあり
111			條々	安政三年四月	(朱印、伊達家伯式十九世藤原朝臣慶邦之印)	後藤孫兵衛殿	状		1	
112			(書付、大野助次郎病死ニ付苗跡相続成し下され候様願につき)	元禄貳拾五年七月六日	大野勘兵衛 (ほか5名)	上野殿、新左衛門殿	状		1	
113			溝渠御拂下願	明治十四年七月	遠田郡不動堂村八十五番地土族・後藤敏康 (印)	宮城縣令松平正直殿	冊		1	
114			(書付、御次小姓大野助次郎苗跡相続成し下され候につき)	同年 (元禄12年) 七月	伊藤新左衛門、後藤上野	御奉行衆	状		1	
115			(書付、後藤大隅嫡子孫兵衛知行無御相違下し置かれ候につき)	天和元年十一月十一日	村上安太夫利尚 (印) (花押)、足立半左衛門 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿	冊		1	
116			(書付、後藤孫兵衛知行高之内、實弟遠藤助大夫二分け下され候につき)	貞享貳年五月十七日	村上安太夫利尚 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿、遠藤助太夫殿	冊		1	
117			(書付、塩竈明神之祠宮藤家対馬、神事参勤之時風折烏帽子狩衣着すべく神道裁許につき)	寶永八辛卯年三月十五日	神祇管領長上從二位侍從下朝臣兼成 (印)		状		1	
118			(書付、塩竈大明神三祢宜藤塚式部、紗狩衣着用につき)	天明五年十二月十三日	神祇管領長上卜部朝臣良延 (印)		状		1	
119			(書付、去々年御國事危急之際、御家名御相続之功勞奇特にて御指御刀一腰遣わされ候につき)	(明治・年月日未詳)		後藤孫平	状		1	
120	1		(書付、屋形様表方御出・御帰之節、川内出火之節など伺いにつき)	寛保元年六月十四日	後藤仲四郎 (ほか2名)		状	包紙にて120-1～3を一括	1	包紙上書「後藤孫兵衛殿」とあり
120	2		(覚、元文四年二月六日、古河御旅館において鉄砲御直々御伝授成し下され候につき)	(近世・年月日未詳)			状	紙継剥がれ	1	
120	3		(書状、屋形様へ御鉄砲御葉込へ申し談じ趣につき)	(近世・年月日未詳) 四月十九日	後藤孫兵衛	石田定之丞様	状		1	
121			(勤功書上)	享保拾四年三月	佐藤六大夫孝信 (印) (花押)		冊		1	
122			(覚、寛保二年十月九日朝蒲崎御旅館において船鴨討様御傳授成し下され候につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
123			入記 (御朱印改入置候につき)	延享四年七月日	孫兵衛元康		状		1	
124			(覚、重村君自大書、不動堂邑之寶藏に収め候につき)	安永二年癸巳正月	藤原壽康謹書		状		1	
125			上書写 (片倉小十郎退任にて御財用係り誰仰せ付けられ然るべきか存慮につき)	(文化12年) 七月十七日	後藤孫兵衛		状		1	
126			御朱印入記	天保十二年七月	孫兵衛充康		状		1	
127			(覚、御代始様御遠行につき)	明治二年			状		1	
128			(書付、戊辰御一新の國事關係之分筆記、心得居分は箇条覚書にて差し出すべく候につき)	辛未 (明治4年) 二月十一日	藩廳	後藤孫平殿	状		1	
129			(書付、戊辰御一新の國事關係之分筆記、心得居分は箇条覚書にて差し出すべく候につき)	辛未 (明治4年) 二月十一日	藩廳	後藤孫平殿	状		1	
130			(書付、遠藤文七郎俱二国事ニ尽力致候類末申し出でべく候につき)	辛未 (明治4年) 三月		仙台藩士族・後藤孫平	状		1	
131			伊達家御曆代 (伊達家歴代法名書上)	明治卅一年九月一日発行	宮城縣仙臺市東一番町五十一番地・発行兼印刷者・早井成祥		状		1	印刷物
132			(覚、今度御昇殿成られ候、久世九左衛門ほか11名書上)	(近世・年月日未詳) 正月七日		後藤孫兵衛近康 (花押)	状		1	
133			(書状、旧冬御出馬仰せ付けられ候節、御船鴨遊ばされ候につき)	(近世・年月日未詳) 正月十二日	後藤孫兵衛		状		1	

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数	備考
134			(覚、元文四年二月六日、古河御旅館において鉄砲御伝授成し下され候につき)	(近世・年未詳) 正月十四日	後藤孫兵衛		状	包紙共	1	包紙上書「後藤孫兵衛」とあり
135			(覚、大屋形様成し下され御書付写し候につき)	(近世・年未詳) 正月十四日	後藤孫兵衛		状		1	
136			(覚、賊論主張之徒、勤王御賞典候人名など国事ニ関係之ヶ條書上)	(明治4年カ) 三月			状	紙継剥がれ	1	
137			(書付、遠藤文七郎俱ニ国事ニ尽力致候類未申し出でべく候につき)	(明治4年カ) 四月	藩廳	後藤孫平殿	状		1	
138			(書付、御男女様、今夕は仮屋へ御止宿いたしたく趣につき)	(近世・年未詳) 六月六日			状		1	
139			(書状、納戸役・中奥譜代・坊主衆など相詰候人数につき)	(近世・年未詳) 九月十四日		後藤大隅殿	状	前・中欠、紙継剥がれ、虫損	1	
140			(覚、公儀使者奥御右筆組頭へ都合致し我等存意之通滞りなく相済至極大慶につき)	(近世・年未詳) 九月十四日			状		1	
141			(書付、執政在職中別て尽力につき三幅対掛物下賜につき)	(明治・年未詳) 十一月	勤政廳	後藤孫平	状		1	
142			(書付、御用につき明七日禮服着用参廳につき)	(明治・年未詳) 十二月六日	勤政廳	後藤孫平殿	状		1	
143			旧記写 (獅山様御真筆・絵之掛物拝領などにつき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
144			覚 (領内竊ニ屢金鎊造など御不審之ヶ條書上)	(近世・年月日未詳)			状		1	
145			御書案略記	(近世・年月日未詳)			冊		1	
146			御筆写 (御隠居方御馬・御鷹につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
147	1		(書付、洪水にて孫兵衛様向々御役人彼是相談につき)	(近世・年月日未詳)			状	包紙にて147-1、2を一括	1	包紙上書「後藤孫兵衛殿」とあり
147	2		(書付、当秋洪水之節、用水堀防方にて御役人不行届之儀につき)	(近世・年月日未詳) 年月日	御家老連名	本沢平右衛門様、御同役中様	冊		1	
148			(書付、伊達陸奥守儀、松平肥後追討ニ付重キ御沙汰之旨につき)	(慶応4年カ) 六月			状	4紙1点	1	
149			(書状、来年ハ秋参府仕度につき、下書)	(近世・年月日未詳)			状		1	
150			(書付、其方儀出精相動大儀につき鞍・鎧遣し、尚又当職相動補佐致候につき)	(近世・年月日未詳)		後藤孫兵衛	状		1	
151			(書付、去々年御国事危急之際、御家名御相統之功勞奇特にて御指御刀一腰遣わされ候につき)	(明治・年月日未詳)		後藤孫平	状		1	
152			(書付、去年中段々御世話ニ付紋絹一反遣わされ候につき)	(明治・年月日未詳)		後藤孫平	状		1	
153			(覚、大浦濱ニ和船式艘、蒸気汽艇上陸など書上)	(近世・年月日未詳)			状		1	
154			(覚、前町焼亡、屋敷出火ニ付消防につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
155			(覚、水門手入人足、用水入口防方につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
156	1		(覚、役免謹慎若生文十郎ほか3名、囚獄大重信大夫書上)	(近世・年月日未詳)			状		1	
156	2		(覚、御預り和田織部ほか1名書上)	(明治・年月日未詳)			状		1	
157			(覚、賊論主張之徒、塩森左馬之介ほか8名書上)	(明治4年カ) 三月			状	紙継剥がれ	1	No. 136 と関連か
158			(覚、囚獄・大越仲ほか2名、他人預り・遠藤吉郎左衛門ほか1名、役免謹慎・和田織部ほか6名書上)	(明治・年月日未詳)			状		1	
159			(覚、齊宗君之眞翰、不動祠に蔵につき)	文化十三丙子仲春	藤良康謹誌		状		1	
160			(覚、獅公・仲公・徹公、齊宗君之眞翰、采地鎮守不動祠に在につき)	文化十三丙子仲春	藤良康頓首再拝謹白		状		1	
161			(秘伝書、一之宮流秘勝居合極位につき)	享保元丙申曆十一月吉日	茂安 (印) (花押)	沼邊孫四郎安精殿	状	卷子、前欠	1	
162			(免許状、鹿嶋諸劔流につき)	享保 (年未詳) 十二月吉日	後藤文次康口 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿	状		1	
163			許牒 (神学函授につき)	明和八年七月九日	藤塚雅楽源知直 (印)	藤塚式部殿	状		1	
164			(口伝書、高麗流八条家拔書につき)	文化十年四月吉日	岩淵甚十郎實知 (印) (花押)	後藤兵馬殿	状	紙継剥がれ	1	
165			(秘伝書、馬術九拾六箇条相傳につき)	文政十二年十月吉辰	日下司馬 (印) (花押)	後藤勘之助充康殿	状	卷子	1	

番号	枝 1	枝 2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数	備考
166			(秘伝書、乗形一書相傳につき)	文政十二年十月吉辰	日下司馬 (印) (花押)	後藤勘之助 充康殿	冊	卷子	1	
167			星當集 (鉄炮込め仕るべきことなどにつき)	天保二年十二月日	大槻十之進安元、古内鉄右衛門眞美 (印)	後藤孫兵衛殿	冊	折帳	1	
168			射塚寸法図	天保十己亥歳正月	後藤筑前、後藤藏人 (印)	後藤孫兵衛殿	冊	状	1	
169			鉄砲薬櫓積之書	天保十五年三月日	大槻十之進安元、大槻勝三郎貞安 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿	冊	折帳	1	
170			長筒櫓積之書	天保十五年三月日	大槻十之進安元、大槻勝三郎貞安 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿	冊	折帳	1	
171			長筒櫓積之書	天保十五年三月日	大槻十之進安元、大槻勝三郎貞安 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿	冊	折帳、挟み込み文書 (No. 212 の一部カ) あり	1	
172			長筒櫓積之書	天保十五年三月日	大槻十之進安元、大槻勝三郎貞安 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿	冊	折帳	1	
173			威風櫓積之書	天保十五年三月日	大槻十之進安元、大槻勝三郎貞安 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿	冊	折帳	1	
174			威風櫓積之書	天保十五年三月日	大槻十之進安元、大槻勝三郎貞安 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿	冊	折帳	1	
175			中筒櫓積之書	天保十五年三月日	大槻十之進安元、大槻勝三郎貞安 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿	冊	折帳	1	
176			中筒櫓積之書	天保十五年三月日	大槻十之進安元、大槻勝三郎貞安 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿	冊	折帳	1	
177			提鐔櫓積之書	天保十五年三月日	大槻十之進安元、大槻勝三郎貞安 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿	冊	折帳	1	
178			町間之書	天保十五年三月日	大槻勝三郎貞安 (印) (花押)	後藤孫兵衛殿	冊	折帳	1	
179			(秘伝書、稲富正心流火業砲術終授印可唯授壹人雷火砲秘法之巻につき)	弘化二乙巳年八月	関山内蔵太則意 (印) (花押)	後藤孫兵衛 充康殿	冊	状	1	
180			(秘伝書、真極流必勝柔術目録につき)	(近世・年月日未詳)			冊	状 後欠	1	
181			平士一騎之巻	(近世・年月日未詳)			冊	状	1	
182			(秘伝書、此弓本伏達丁之心持口傳などにつき)	(近世・年月日未詳)			冊	状 卷子、前欠	1	
183			萬歳大雑書	享和元年辛酉孟春吉辰発行	皇都書林・御幸町御池下ル丁・菱屋弥兵衛 (ほか4名)		冊		1	裏表紙に「後藤氏」と墨書あり
184			女訓孝経	文政壬午 (文政5年) 春	江戸日本橋通り二丁目・小林新兵衛板		冊	表紙中央部破損あり	1	
185			海外新話 (巻之1~3)	嘉永己酉 (嘉永2年) 三月	楓江釣人		冊		1	
186	1		訓蒙日本外史 (巻11~19)	(明治22年1月3日)			冊	帙で186-1、2を一括	1	表紙に蔵書印「宮城縣遠田郡不動堂鶴館」あり
186	2		訓蒙日本外史 (巻20~35)	明治廿二年一月三日第三版	発行人・東京浅草區三好町五番地・愛知縣平民・斯波二郎 (ほか3名)		冊		1	表紙に蔵書印「宮城縣遠田郡不動堂鶴館」あり
187			東洋閩範烈女傳	明治二十年九月出版發兌	發兌人・日本橋區西河岸町十二番地・須原鐵二		冊		1	扉に朱印「講読共同組章」あり、表紙裏に「第百七號」と墨書あり
188	1		仙臺藩戊辰史 巻之一	(明治35年6月8日發行)	(編輯兼発行者・仙臺市國分町五十四番地・下飯坂秀治)		冊		1	
188	2		仙臺藩戊辰史 巻之二	(明治35年6月8日發行)	(編輯兼発行者・仙臺市國分町五十四番地・下飯坂秀治)		冊		1	
188	3		仙臺藩戊辰史 巻之三	(明治35年6月8日發行)	(編輯兼発行者・仙臺市國分町五十四番地・下飯坂秀治)		冊		1	
189	1		仙臺藩戊辰史 巻之四	(明治35年6月8日發行)	(編輯兼発行者・仙臺市國分町五十四番地・下飯坂秀治)		冊		1	
189	2		仙臺藩戊辰史 拾遺	明治三十五年六月八日發行	編輯兼発行者・仙臺市國分町五十四番地・下飯坂秀治		冊		1	

番号	枝 1	枝 2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数	備考
190			職員録 上	辛未 (明治4年) 六月			冊		1	
191			年中用文章	(近世・年月日未詳)			冊	表紙・裏表紙欠、破損甚だし	1	
192			女大學	寛政貳戌年九月吉日	書林・江戸通本町三丁目・西村源六 (ほか2名)		冊	表紙欠	1	
193			(源氏物語、篝火・野分・行幸・藤袴)	(年月日未詳)			冊		1	
194			新刊唐宋千家聯珠詩格 上	(年月日未詳)			冊		1	表紙裏に蔵書印「敏康蔵書」あり
195			詩學小成 卷之三	(近世・年月日未詳)	芸閣・千葉玄之子玄轄		冊	後半上部破損あり	1	表紙裏に「不動堂蔵書」と墨書、朱印 (印刻未詳) あり
196			教の鑑	(明治・年月日未詳)			冊	下部破損あり	1	
197			蝦夷海陸路程全圖	安政二年乙卯之夏	仙臺・鳳谷小野寺謹誌		状		1	
198			(肖像図、明治天皇・皇后、嘉仁親王)	明治二十三年十月廿二日出版			状	印刷物	1	
199			(不動明王の圖 狩野芳崖筆、東京美術学校蔵)	昭和十一年七月一日発行	発行所・主婦之友社		状	印刷物 (主婦之友第20巻第7號附録)	1	
200			(秘伝書断簡、薙刀・弓)	(近世・年月日未詳)			状		1	
201			(仏画カ、馬・蓮華の図)	(近世・年月日未詳)			状	前欠	1	
202			(匳絵図、字千刈田耕作地につき)	(明治・年月日未詳)			状		1	
203	1		(覚、轡組遠取結附薬法につき)	(近世・年月日未詳)			状	包紙にて203-1～6を一括	1	
203	2		(馬図、表門辻・浪切辻・七葎辻・尾蔭辻につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
203	3		(馬図、吉凶之辻につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
203	4		(馬図、公義より相免れ三十七旋之分につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
203	5		(馬図、漢之十八旋につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
203	6		(馬図、馬形名所につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
204			(拓本、蛇田道口墳)	(年月日未詳)			状		1	
205			(肖像図、明治天皇)	明治二十三年五月五日出版	印刷発行人・東京市日本橋區横山町二丁目十二番地・田村茂太郎		状	印刷物	1	
206			(天皇陛下之御聖徳図)	明治廿五年十月廿日出版	出版印刷者下谷區坂本町二丁目二番地小椋幸三郎		状	印刷物、破れあり	1	
207			(掛軸、躑躅岡天満宮)	(近代・年月日未詳)			状	軸木に破損あり	1	
208			(掛軸、躑躅岡天満宮)	(近代・年月日未詳)			状	掛緒なし	1	地に「卒業記念 榴岡幼稚園」の印あり
209	1		(極札、表「聖護院宮道寛親王、洞庭秋月」、裏「八景巻物之内」)	(近世・年月日未詳)	表「(印)《琴山》」、裏「庚辰霜 (印)」		状	包紙にて209-1～8を一括	1	包紙上書「御寄合書八景詩歌巻とあり
209	2		(極札、表「日野殿弘資卿、平沙落雁」、裏「八景巻物之内」)	(近世・年月日未詳)	表「(印)《琴山》」、裏「庚辰霜 (印)」		状		1	
209	3		(極札、表「妙法院宮寛恕親王、山市晴嵐」、裏「八景巻物之内」)	(近世・年月日未詳)	表「(印)《琴山》」、裏「庚辰霜 (印)」		状		1	
209	4		(極札、表「近衛基熙公、瀟湘夜雨」、裏「八景巻物之内」)	(近世・年月日未詳)	表「(印)《琴山》」、裏「庚辰霜 (印)」		状		1	
209	5		(極札、表「一乗院宮真教親王、漁村夕照」、裏「八景巻物之内」)	(近世・年月日未詳)	表「(印)《琴山》」、裏「庚辰霜 (印)」		状		1	
209	6		(極札、表「青蓮院宮尊澄親王、遠寺晚鐘」、裏「八景巻物之内、庚辰霜」)	(近世・年月日未詳)	表「(印)《琴山》」、裏「庚辰霜 (印)」		状		1	
209	7		(極札、表「照高院宮道晃親王、江天暮雪」、裏「八景巻物之内」)	(近世・年月日未詳)	表「(印)《琴山》」、裏「庚辰霜 (印)」		状		1	
209	8		(極札、表「中院殿茂卿、遠浦掃帆」、裏「八景巻物之内」)	(近世・年月日未詳)	表「(印)《琴山》」、裏「庚辰霜 (印)」		状		1	
210			(書付、母衣付甲冑具一領由緒につき)	(近代・年月日未詳)	所有者・遠田郡不動堂村・後藤康年		状		1	
211	1		(覚、妙薬通利の方につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
211	2		(覚、千葉常信妙法につき)	安政七正月吉日			状		1	
211	3		妙法記 (大ばく・あせんやくなど)	(近世・年月日未詳)			状		1	

番号	枝1	枝2	表題(内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数	備考
211	4		(覚、早直し方常ニハ用いず)	(近世・年月日未詳)			状		1	
211	5		(覚、直吉秘傳ヲ傳られ候につき)	安政五年正月			状		1	
211	6		(短歌書付、「おほけなく君の恵の露ふかく」など下書)	(近世・年月日未詳)			状	2紙1点	1	
211	7		(短歌書付、「我君のをさめましクハ」)	(近世・年月日未詳)			状		1	
212			(秘伝書、砲術につき)	文政五壬午年十一月吉日	犬飼清蔵長明(印)(花押)(ほか8名)	後藤兵馬殿	状	前欠	1	
213			(秘伝書、筆道につき)	(近世・年月日未詳)			状	前欠	1	
214			(秘伝書、忍返筆法傳など筆道につき)	(近世・年月日未詳)			状	前欠	1	
215			たたのふ	(近世・年月日未詳)			冊		1	忠信
216			しほ汲(七変化の内、坂東三津五郎)	(近世・年月日未詳)			冊	印刷物	1	汐汲
217			かくへいしし	(近世・年月日未詳)			冊		1	角兵衛獅子
218			おい松	(近世・年月日未詳)			冊		1	老松
219			朝ま	(近世・年月日未詳)			冊		1	浅間
220			山うはくわん人	(近世・年月日未詳)			冊		1	山姥
221			(和歌帳、野遊・曙花・浦月の題目の和歌添削につき)	(近代・年月日未詳)	小牛田驛・今泉大四郎	遠田郡不動堂村・伊藤市平様	冊		1	
222			たん忠すけなほつみ	(近世・年月日未詳)			冊		1	
223			あさつま	(近世・年月日未詳)			冊		1	浅妻船
224			新一トセイふし	(近世・年月日未詳)			冊		1	
225			(謡本、徒枕)	(近世・年月日未詳)			冊		1	
226			(謡本)	(近世・年月日未詳)			冊	表紙破損	1	
227			(和歌短冊、「あさかほを」)	(近世・年月日未詳)			状		1	
228			(謡本、とみもと)	天保七年二月吉日			冊		1	富本節
229			(和歌書付、我恋にて)	(近世・年月日未詳)			状		1	
230			(和歌書付、「わかものとおもいを」)	(近世・年月日未詳)			状		1	
231			(和歌帳、雪後月・菅公・山家眺望の題目和歌添削につき)	(近世・年月日未詳)			冊		1	
232			(和歌書付、十五夜)	(近世・年月日未詳)			状		1	
233	1		(封筒)	(近世・年月日未詳)	貞教院	孫兵衛様	状		1	
233	2		(封筒)	(近世・年月日未詳)	伊達安菰自筆	後藤孫兵衛様	状		1	
233	3	1	(封筒)	(近世・年月日未詳)	邦教自筆	後藤様	状		1	
233	3	2	(包紙)	(近世・年月日未詳)		後藤孫兵衛殿	状		1	
233	3	3	(包紙)	(近世・年月日未詳)		後藤孫兵衛殿	状		1	
234			(包紙)	(年月日未詳)			状		1	包紙上書「朱公文書」と朱書あり
235			(包紙)	(年月日未詳)			状		1	包紙上書「伊達家御系譜」と墨書あり
236			(包紙)	(近世・年月日未詳)		後藤孫兵衛殿	状		1	
237			(封筒)	(近世・年月日未詳)	伊達筑前自筆	後藤孫兵衛様	状		1	
238	0		(書状箱、蓋上書「御自筆入」)	(近世・年月日未詳)	武澤丹治	後藤孫兵衛殿	木箱		1	
238	1		(書状、過日七日方風邪平臥罷りあり候につき)	(元治2年)三月十二日	(後藤孫兵衛)	(筑前殿へ)	状		1	
238	2		(書状、先達て袖ヶ崎において謡御所望、多宮仕舞も拝見仰せ付けられ、并筒謡申され候につき)	(近世・年未詳)正月廿八日	後藤孫兵衛	萱場勝守様	状	前欠	1	
238	3		(書状、荒鳥寄私候事につき)	(近世・年未詳)正月廿五日		後藤孫兵衛殿	状	包紙共、紙継剥がれ	1	包紙上書「後藤孫兵衛殿」とあり
238	4		(書状、先達て袖ヶ崎において謡御所望、多宮仕舞も拝見仰せ付けられ、并筒謡申され候につき)	(近世・年未詳)正月十五日		後藤孫兵衛殿	状	包紙共	1	包紙上書「鳥之寄私之書附一通」とあり
239	0		(書状箱、蓋上書「御自筆御封物老封」)	(近世・年月日未詳)			木箱		1	
239	1	1	覚(御軸之物八景詩歌、御小硯箱につき書上)	(近世・年未詳)四月廿九日	僧正・門弟等		状	包紙にて239-1-1、2を一括	1	包紙上書「御寄合書・八景詩歌巻物極札八枚」とあり
239	1	2	(覚、八景詩歌之巻物、拙者差上につき)	(近世・年未詳)二月十九日	猪苗代兼則	清水通齋様	状		1	
239	2		(書状、去々年一門衆廻道候堂形へ再度出られ候事につき)	(近世・年未詳)四月		後藤孫兵衛様	状		1	
239	3		(書状、麻上下にて登城申され候につき)	(近世・年未詳)二月廿八日		孫兵衛殿へ	状		1	

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数	備考
239	4		(覚、倫蔵・頼政・羽衣など能演目など書上)	(近世・年未詳) 二月十二日			状		1	
239	5	1	(書状、御武頭不足老入、吟味仕べくにつき)	(近世・年未詳) 三月十日	大條監物 (ほか3名)		状	包紙にて239-5-1~4を一括	1	包紙上書「袖かさき殿御筆御用物」とあり
239	5	2	(書状、雷雨にて御出立成るべく候やにつき)	(近世・年月日未詳)		後藤孫平殿、葛西老岐殿	状		1	
239	5	3	(書状、登山之節定供仕り候間、駕籠人足につき)	(近世・年月日未詳) 廿九日			状		1	
239	5	4	(書状、奥方方申し聞けられ候につき)	(近世・年未詳) 二月五日			状		1	
240	0		(書状箱)	(近世・年月日未詳)			木箱		1	
240	1		(書付、私屋敷へ去年盗賊入、拝領之刀并重代之刀・衣類まで盗取られ候につき)	(天保14年) 六月十三日	福原主税		状	包紙共	1	包紙上書「天保十四年六月十三日福原主税自筆」とあり
240	2		(覚、八條家一流、嘉永六年御傳授受け候につき)	(近世・年月日未詳)	充康		状		1	
240	3		(書状、鮎御恵授下され御礼につき)	(近世・年未詳) 三月朔日	左右衛門	孫兵衛様	状		1	
240	4		(書状、余り少しに御座候へ共、鮭ヲ指上候間御笑納につき)	(近世・年未詳) 三月朔日	後藤孫兵衛	御祖父様	状		1	
240	5		(書状、御土産として御在所之御品送り下され忝き仕合につき)	(近世・年未詳) 三月朔日	和泉	孫兵衛様	状		1	
240	6		(書状、御土産之諸魚等贈り下されあり難き次第につき)	(近世・年未詳) 三月朔日	遠越後	孫兵衛様	状		1	
240	7		(書付、去々年御国事危急之際、御家名御相続之功勞奇特にて御指御刀一腰遣わされ候につき)	(明治・年月日未詳)		後藤孫平	状		1	
240	8		(書付、戊辰御一新の國事関係之分筆記、心得居分は簡条覚書にて指出すべく候につき)	(明治4年カ) 二月	参事	後藤孫平殿	状		1	
240	9		(題箋外題カ、「馬之繪」)	(近世・年月日未詳)			状		1	
241	0		(書状箱、蓋上書「御自筆御封物老封」)	(近世・年月日未詳)			木箱		1	
241	1		(書状、松丹後守殿養子願も濟候と承り候につき)	(近世・年未詳) 十一月廿九日		後藤孫兵衛殿	状	紙継割がれ	1	
241	2		(書状、近々も御はら立なきやうにつき)	(近世・年月日未詳)		孫兵衛様	状	前欠	1	
242	0		(書状箱、蓋上書「忠光刀極札」、蓋裏書「近衛様方御拝領」)	(近世・年月日未詳)			木箱		1	
242	1		(刀極札、忠光刀、金武枚五両)	(近世・年月日未詳)			状	包紙共	1	
242	2		(書付、正義勤王之志、御家名御相続之助と相成、厚御報い成し下され候身と吟味につき)	(明治・年月日未詳)		御賞答調方・後藤孫平殿	状		1	
242	3		(題箋外題カ、「起證文 全」)	(近世・年月日未詳)			状		1	
243	0		(書状箱、蓋上書「大屋形椽江、屋形様方、御自筆御書」)	(近世・年月日未詳)			木箱		1	
243	1		(書状、伊達兵庫殿家督、片倉小十郎御家老職仰せ付けられ候趣、大殿様御満足につき)	(近世・年未詳) 六月四日	古内志摩	後藤大隅様、松崎十太夫様	状		1	
243	2		(覚、寛保二年十月九日蒲崎御旅館において小船鴨討様御傳授成し下され候につき)	(近世・年未詳) 十二月廿三日	後藤孫兵衛		状	包紙共	1	
243	3	1	御筆写 (金花山ほか大鷹三据につき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
243	3	2	(覚、片倉小十郎御預鷹ほか五据之内にて二据に加え候つき)	(近世・年月日未詳)			状		1	
243	3	3	(包紙)	(近世・年月日未詳)		(後藤) 孫兵衛殿	状		1	
243	4		(書状、御船鴨討方儀、屋形椽へ御傳授申し上げ候由につき)	(近世・年未詳) 正月五日	赤坂権左衛門	後藤孫兵衛殿	状	包紙共	1	
243	5		(覚、勤王正義姓名・遠藤文七郎ほか22名など書上)	(近世・年月日未詳)			状		1	
244	1		(包紙)	(近世・年月日未詳)		後藤孫兵衛殿	状		1	
244	2		(包紙)	(近世・年月日未詳)		後藤孫兵衛殿	状		1	

本目録は、野本禎司(東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門助教)が作成した。作成にあたっては、仙台市博物館付与の資料番号に依拠し、追加分については新たに付与した。

あとがき

南郷古文書を読む会会長 安部長徳

「南郷古文書を読む会」は、地域の協力を得て、郷土の歴史に興味のあるものが集まって平成五年（一九九三）に発足しました。発足当初の会員は一八名程で、月二回地元や周辺地域の協力を得て旧家に残る古文書を解説、また、「宮城県古文書を読む会」編集・出版のテキストを教材として学習、読解力向上に努めてきました。

会員の高齢化に伴い会員の減少を心配してきましたが最近は入会者が徐々に増加傾向にあります。今年で会発足以来二九周年を迎え、現在会員数一名と、「岩出山古文書を読む会」の会員でもありますが学習意欲は旺盛です。令和二年（二〇二〇）美里町教育委員会より二〇〇〇～三〇〇〇年前の後藤家伝来の古文書二四四件を見学する機会をいただきました。その後、教育委員会から地域における第一級の資料であり、新たな歴史に向けて共同で取り組んでいきたいと考えているので「南郷古文書を読む会」の皆さんには是非解説作業の協力をお願いしたい旨のご依頼がありました。その時点で会員数は七名、会員数が少ないこと、高齢化していることで不安がありましたけれど、郷土の歴史を知り、美里町の文化財、観光資源として発信できるのであればと思えば長丁場ではありますがお引受けすること致しました。

そこで同年九月に東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門の野本禎司先生と面談し当会の活動の一環として後藤家文書を解説し、御指導いただきながら地域の歴史を学んでいくことに致しました。第一回目の学習会は一〇月一六日に開催され、「仙台藩宿老後藤家文書研究会」として月一回（第三金曜日）ペースで御指導を頂くことになりました。私達は月二回第一・三土曜日の学習会を後藤家文書の解説に集中して学習することにしました。各自調べて学習会に臨み

一字一句慎重に読み合わせをしています。疑問点はその都度納得できるまで調べ皆で議論して結論を出すことにしました。特に旧字体をもととするくずし字が多いのでくずし字用例辞典や広辞苑他内容を把握ため歴史用語辞典、資料等を参考にし、漢字なのか、変体仮名、異体字なのか、前後の意味を考えながら注意して解読してきました。又その都度後藤家の当主の通称や院号が出てきたら、その当主名を付記・その他人名・用語・元号にも付記する等内容が解るよう努めてきました。野本先生に解読の正誤だけでなく内容についても確認、又毎月後藤家に関連した参考資料を提供して頂き丁寧にご指導をして下さいましたので興味を持ち続けて解読を進めることが出来たものと思っています。

後藤家は仙台藩において代々「宿老」を務めてきた重臣であることや二代目当主近元以来代々不動堂周辺地域（美里町）に知行地を与えられ幕末まで続くなど郷土に誇るべき歴史上活躍された有名な人物が存在していたことに改めて感動しているところです。

野本先生には多大なる御指導を頂き、ここに記して心から感謝と御礼を申し上げます。出来上がった本が郷土の歴史、文化財、観光資源として発信、美里町の活性化に少しでもお役に立てればと願っています。

本書発刊にあたり、美里町教育委員会岩淵竜也氏、東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門の先生方や資料を提供してくださった後藤家、仙台市博物館、並びに関係各位に心から御礼申し上げます。

後藤家文書研究会活動記録

二〇二〇年

一〇月一六日(金) 第一回研究会(美里町農村環境改善センター、以下、同会場)

【解読文書】 ① 元禄九年十一月七日「先祖勤功書上扣」(No. 17)

② 享保二〇年八月「御勤功書并御書上等諸事留牒」(No. 20)

二〇二一年

一月二一日(金) 第二回研究会

【解読文書】 ② 享保二〇年八月「御勤功書并御書上等諸事留牒」(No. 20)

③ (元禄一七年)「御先祖様書上等諸事御用留」(No. 22)

二月一九日(金) 第三回研究会

【解読文書】 ③ (元禄一七年)「御先祖様書上等諸事御用留」(No. 22)

五月二二日(金) 第四回研究会

【解読文書】 ③ (元禄一七年)「御先祖様書上等諸事御用留」(No. 22)

六月一八日(金) 第五回研究会

【解読文書】 ③ (元禄一七年)「御先祖様書上等諸事御用留」(No. 22)

八月二〇日(金) 第六回研究会

【解読文書】 ③ (元禄一七年)「御先祖様書上等諸事御用留」(No. 22)

九月一七日(金) 第七回研究会

【解読文書】 ④安政四年八月朔日「先祖勤功書上控」(No. 18)

⑤(明治力・年月日未詳)「御舊記書抜」(No. 28)

一〇月一五日(金) 第八回研究会

【解読文書】 ⑤(明治力・年月日未詳)「御舊記書抜」(No. 28)

十一月一九日(金) 第九回研究会

【解読文書】 ⑤(明治力・年月日未詳)「御舊記書抜」(No. 28)

十二月一七日(金) 第一〇回研究会

【解読文書】 ⑤(明治力・年月日未詳)「御舊記書抜」(No. 28)

二〇二二年

一月二二日(金) 第一一回研究会

【解読文書】 ⑤(明治力・年月日未詳)「御舊記書抜」(No. 28)

二月一八日(金) 第一二回研究会

【解読文書】 ⑤(明治力・年月日未詳)「御舊記書抜」(No. 28)

四月八日(金) 第一三回研究会

【解読文書】 ⑤(明治力・年月日未詳)「御舊記書抜」(No. 28)

四月二二日(金) 第一四回研究会

【解読文書】 ⑥(近世・年月日未詳)「後藤家歴代戒名書上帳」(No. 10 | 1)

五月二〇日（金）第一五回研究会

【解読文書】⑦（近世・年月日未詳）「藤原姓後藤氏之系図下書」（No. 10 | 2）

六月一七日（金）第一六回研究会

【解読文書】⑦（近世・年月日未詳）「藤原姓後藤氏之系図下書」（No. 10 | 2）

七月一五日（金）第一七回研究会

【解読文書】⑦（近世・年月日未詳）「藤原姓後藤氏之系図下書」（No. 10 | 2）

九月一六日（金）第一八回研究会

【解読文書】⑦（近世・年月日未詳）「藤原姓後藤氏之系図下書」（No. 10 | 2）

一〇月二一日（金）第一九回研究会

【解読文書】⑧文化八年辛未春「家世記一」（No. 24）

咬善寺（宮城県美里町）訪問・調査

一一月一八日（金）第二〇回研究会

美里町教育委員会主催「後藤家文書整理解読事業調査研修」

正源寺、えさし郷土文化館、寿庵堂（岩手県奥州市）巡見

（参考）

一一月一日（火）～三〇日（水）

美里町郷土資料館企画展「後藤家文書整理解読事業のあゆみ」開催

執筆者紹介

野本 禎司
東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究所部門助教
扇 明美
南郷古文書を読む会会員
荒閑 千枝子
南郷古文書を読む会会員
岩淵 竜也
美里町教育委員会教育総務課文化財係

編者紹介

野本 禎司

南郷古文書を読む会（五十音順）

安部 長徳
阿部 綾
荒閑 千枝子
岩淵 竜也
扇 明美
佐々木 光秋
佐々木 孝志
佐藤 正記
高橋 武光
千葉 康
成澤 明子
松田 茂

謝辞

本書刊行にあたり、左記の方々に格別のご配慮を賜りました。記して深く感謝の意を表します。（敬称略）

後藤 康方

照峰山正源寺 宮 永肯

月洲山皎善寺 工藤 浩秀

東北大学東北アジア研究センター叢書 第72号

仙台藩宿老後藤家文書
—由緒・職務・武芸—

2023年1月19日発行

編著者 野本禎司・南郷古文書を読む会
発行者 東北大学東北アジア研究センター
〒980-8576 仙台市青葉区川内41
印刷 有限会社 明倫社
〒983-0842 仙台市宮城野区五輪2-9-5

CNEAS

